

鹿兒島県史料集
(60)

通
昭
録
(九)

鹿兒島県立図書館

刊行のことば

鹿児島県史料集第六十集としてここに「通昭録（九）」を刊行いたします。

「通昭録」は、江戸時代後期 得能通昭（享保十四年生 寛政元年没）が郡奉行や勸農使として務める傍ら収集したものを江戸在勤中にまとめたものです。

内容は、薩摩藩主の編年記・薩摩藩及び公儀の法令・故実・室鳩巢などの漢学の説、番町皿屋敷の由来などの話、和歌・和文・随筆等を含みます。

今回は、八十余巻のうち巻之六十一から巻之六十六までを刊行することといたしました。

本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、都城島津邸所蔵本、東京大学史料編纂所所蔵本を参考に、鹿児島国際大学短期大学部名誉教授の三木靖氏（六十六巻）、穎娃高等学校校長の林匡氏（六十一・六十二巻）、鹿児島大学准教授の佐藤宏之氏（六十三・六十四・六十五巻）によって、編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなりました。

長期間にわたる三方の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立てられるよう期待いたします。

令和三年三月

鹿児島県立図書館長

原 口 泉

目次

通昭錄卷之六十一	越昭隨筆	卷十三	1
通昭錄卷之六十二	越昭隨筆	卷十四	28
通昭錄卷之六十三	越昭隨筆	卷十五	45
通昭錄卷之六十四	越昭隨筆	卷十六	69
通昭錄卷之六十五	越昭隨筆		89
通昭錄卷之六十六	越昭隨筆		105

通昭錄卷之六十一・六十二

解題

本書には『通昭録』巻六十一・六十二を収録する。

底本とした鹿児島県立図書館所蔵本（以下「県図本」と略称）表紙には「通昭録卷之六十二」とある。一方、参考に用いた都城島津邸所蔵本（以下「都城本」と略称）の表紙には「十五番 越昭隨筆十三」、中表紙には「越昭隨筆十四 龍岡資禎写」「通昭録 六十一二」「糺合濟」が記載されている。

『通昭録』巻五十九から巻七十の内題（『越昭隨筆』）から、巻四十九から五十八の「越氏（昭）隨筆」としての、ある程度の整理が終わり、その後巻五十九から巻七十までは増補されたものではないか、と推定されている（『通昭録（七）』『鹿児島県史料集68』丹羽謙治氏解題参照）。

巻六十一の内容は、殆どが中国関係の故事事蹟等を抜書きしたものである。巻四十九（越氏（昭）隨筆）巻一）序文に記載されたように、得能通昭が書留めたものから適宜書き写し整理したものと考えられる。ある程度関連したり参照として書留めたものもあつたと推測されるが、契機や基準については不明とせざるを得ない。薩摩藩に関わる内容は殆ど見られず、わずかに巻末に近い「長崎賈人不拾金」に「此事薩摩国にてかくれなく国の学僧何某の海上物語とかやいへる、艸子に書記して世にひろめしなり」と記されている程度である。

ただ巻之六十一末に記載された林勉亭（春信）についての識語には、「昭初勉亭ハ羅山子の愛孫なるを聞く、いまた其為人の詳を知

らす、辛卯春、東武寓舎適舜水文集を讀む、林春信碑銘に至て其学識行儀の詳なるを知る、且異邦の人に称せらるに我國の文の興起に與るを以す、故に其文の始末数百言を畧し写すに国字を以し、児輩の讀むに便あらしむといふ」とある。

得能通昭の履歴や家系については既に丹羽謙治氏が「通昭録（三）」『鹿児島県史料集54』で詳細に解明されている。辛卯は明和八年（一七七七）とすれば通昭四十代前半のことで、『鹿児島県史料集54』解題参照）当時江戸に滞在したことになる。

さらに通昭がこの十年前、江戸に滞在していたことは、第八代藩主島津重豪譜の宝曆十一（一七六一）年十月二十五日条『鹿児島県史料 旧記雑録追録五』二五六九号）に「歩行士得能左平次（通昭）」が見えることから確認できる。

この記事は、藩主として初帰国していた重豪に代り登營した佐土原藩主島津久柄の帰国に際して、同行警衛に当たった馬廻以下の名前を記録したものである。久柄一向は、同年十二月二十一日に鹿児島に到着している。ただし、佐土原島津家の在所・江戸日記は当該時期が欠落しており、詳細は残念ながら窺うことができない。なお、この年四月十五日には、重豪が佐土原藩邸への「御光儀」を行（十四）『大賀郁夫氏解題参照』（『佐土原藩嶋津家江戸日記

巻六十二には、江戸藩邸における家老島津久貫や留守居関係の記事も収めるが、あるいは江戸滞在中に通昭自身が書留めたものもあるかもしれない。この巻六十二には、主に日本国内の人物について書留めたものだが、時代や地域、取り上げる人物も、武将や儒者をはじめ雑多である。

ただその中において、桂庵玄樹について取り上げた「桂庵讀朱註」では、その前項に示した藤原惺窩略伝と併せて、惺窩が「道を大明に求めんと欲し筑州を發し風波に逢て坊津に至る、遇一乗院に来て桂庵か朱註を講するを聞き、道ハ此に在り、明に求めるに及はずとて、是より帰て程朱の書をよみ大に姓理(イ)の学を誘ふ、本朝朱程の学を講するハ実に桂庵か功なり」と記している。

後に薩摩藩の歴史学者・記録奉行の伊地知季安が、在野の時期から桂庵玄樹の漢学における業績を取り上げ「西藩樹林伝」「僧桂菴玄樹和尚伝」「漢学紀源」などを著し、昌平黌儒官の佐藤一斎に對し「漢学紀源」を提示し一斎に顕彰碑銘を依頼、結果として一斎も桂庵玄樹の存在を知るに至った〔鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集九〕(二〇一一年) 五味克夫氏解題参照。

それ以前、薩摩藩内では、桂庵墓が造立されており、この得能通昭の記述に見られるように、桂庵の存在と役割が評価されていたことが確認できる。なお、卷六十二には儒者の藤原惺窩、林羅山、室鳩巢と志賀登龍のことなどが取り上げられている。

この他、通昭自身については、卷六十二後半の「志賀瑞翁」記事に「昭生れて多病故に養生家の書を読み自試る事年あり、頃年少しく得る事あるに似たり、養生の要訣寡欲の二字にあり、いまたあらし多欲にして長生を保つものハ」と見える。

例言

一 底本は鹿児島県立図書館所蔵本（以下「県図本」と略称）とし、都城島津邸所蔵本（以下「都城本」と略称）を参考本として対比した。両本の相違等については本文中に傍注*を付し、主として各本文の末に注記した（目録を除く）。県図本の目録・本文になく都城本で補充した箇所は「」で示した。

一 原本と考えられている東京大学史料編纂所所蔵本（以下「東大本」と略称）との対比には至らなかったが、各巻の目録は東大本を確認の上（県図本・都城本とも単純に筆写して帳移りを無視して綴じているため、そのままでは本文と配列が異なる。）、順序を改め、空行を設け東大本での帳移りを示した。なお県図本・都城本いずれも本文に対応する項目が欠けている箇所は（ ）で項目内容を示した。

一 漢字は、原則として常用漢字を用いたが、「藝」など一部底本のままとした。

一 異体字・略体字・俗字は、原則として常用漢字を用いた。

一 仮名は、原則として底本に従い、「江」「二而」は漢字を用いて示した。また、可（か）、具（く）、介・希（け）、春・須（す）、多・堂（た）、徒（つ）、亭・帝（て）、登（と）、那（な）、尔・丹・耳（に）、能・濃（の）、者・盤（は）、免（め）、茂（も）、里（り）、流・類（る）、連（れ）、王（わ）、越（を）などは、平仮名に改めた。

一 合字「方」（より）「ノ」（シテ）などは、これを開いた。

一 適宜句点「、」及び並列点「・」を付した。

一 闕字・平出は、底本に従った。

一 脱字・誤字等は（ ）で注記し疑義を付した。

一 宛字の「諸候」などの「候」は「侯」に、「干」は「于」に適宜改めた。

一 欠損部分や判読困難の箇所は□で示し、都城本で補える場合は注記した。

一 踊り字「と」は「々」に改め、「ゝ」「ゝ」「く」はそのままとした。

通昭錄卷之六十一
越昭隨筆卷十三

- 一 明道先生無忿色
- 一 程明道忠信
- 一 程伊川臨終
- 一 明道放レ蝸
- 一 公孫弘布被
- 一 羅仲素嚴毅
- 一 李延平跪坐

- 一 申顏死不瞑目
- 一 宋伯姬焚死
- 一 黃勉齋篤行
- 一 商容
- 一 朱子思量義理不睡
- 一 元城字盡
- 一 孟母斷綿

- 一 王景文賜死
- 一 陣烈記性
- 一 唐太宗教条
- 一 許衡行状
- 〔一 小兒論日〕
- 一 晋明帝幼論日

- 一 蒼舒量レ象
- 一 温公幼破甕
- 〔一 王元之〕

- 一 謝尚幼穎悟
- 一 何安伶俐〔音制〕
- 一 江南試兒
- 一 孟母斷錦
- 一 吳孟母返二魚鮓一
- 〔一 陶侃母不受蛸〕

- 一 寇準母拋秤
- 一 陳堯咨母禁子之射
- 一 張奎母立聞
- 一 王戎小兒不之二李樹邊一

- 一 梁女焚死
- 一 魯女存レ甥
- 一 王猷之寡語
- 一 秋胡婦
- 一 齊女救父
- 一 魏后讒美人
- 一 染羊妻不悅金
- 一 壯〔音〕周辭金
- 一 壯〔音〕周犧牛

- 一 梁君狩得善言
- 一 秦巴放鹿兒
- 一 子貢使遲滯
- 一 鐘繇陷水相
- 一 昭達逢相者
- 一 柳渾短命ノ相
- 一 甘蠅善射
- 一 油翁論射
- 一 顏泗都尉（顔力）
- 一 華封人祝堯
- 一 滅明力子死
- 一 東門吳力子死
- 一 黔婁死
- 一 李勣病不呼醫
- 一 臯魚哭
- 一 孟母止嫁
- 一 伯奇孝
- 一 曾子不娶後妻
- 一 曾子出妻
- 一 寶皇后
- 一 鄒忌妻三答
- 一 謝案善謠
- 一 舌久存
- 一 魏太祖馬陷麦中
- 一 堯乃二女
- 一 沈道處贈盜筭
- 一 范元琰掛橋
- 一 魏武帝梅林
- 一 彌子瑕色
- 一 偽問偽答
- 一 曾皙擊曾參
- 一 宋就濺田
- 一 盜返瓜
- 一 爵位力公器
- 一 孔子受魚
- 一 劉之亨夢鯉
- 一 卞莊子擊虎
- 一 猿捕飛鳥
- 一 狐假虎威
- 一 文帝不受千里馬
- 一 晏子憂鼠
- 一 鼠食鞍
- 一 周宣卜夢
- 一 王守一破蜘蛛網
- 一 張巡記書

一 讀書百篇

一 孫之不受硯

一 獻玉孟於魏公

一 婁師德教忍

一 鄭相不受魚

一 雷義不受金

一 陳仲子不就楚召

一 劉炫五事不誤

一 花文正公終夜不睡

一 二桃殺三士

一 橋玄殺子

一 主父偃斷交

一 顧愷讀父書

一 曾彬冬不修垣

一 魯人不納隣女

一 文公免二庖人

一 昭明太子不罪人

一 顧榮食炙物於庖人

一 光武退屏風

一 房玄齡遺屏風

一 阮宣吞酒

一 阮公嗜酒不淫色

一 許慎愛花

一 叔褒自撻

一 曾子不受邑

一 子思辭裘

一 間仲叔辭豬肝

一 平公藏燒

一 孔子不假蓋

一 玄宗遊仙枕

一 国性爺

一 長崎賈人不拾金

一 真西山幼穎悟

一 林春信

越昭随筆卷十三

一河間^{*1}ノ劉立^{*2}之曰、立て明道先生に従ふ事三十年、いまた嘗^{*3}て其
忿厲^{*4}の容を見ず、

* 1 都城本振り仮名「かかん」

* 2 都城本送り仮名「曰く」

* 3 都城本振り仮名「かつ」

* 4 都城本振り仮名「いかりはけしき」

* 5 都城本振り仮名「かたち」

一明道人と交るに隠情^{*1}なし、僮僕^{*2}といへとも必託^{*3}するに忠信を以
す、故に人も亦欺^{*5}に忍「ひ」す、

* 1 都城本振り仮名「かくすころろ」

* 2 都城本振り仮名「つかはれ」

* 3 都城本送り仮名「必ス」

* 4 都城本振り仮名「たく」

* 5 都城本振り仮名「あさむく」

一伊川先生天觀元年九月庚午、家に卒す、年七十五、疾革^{*1}に於て門
人進んで曰、先生平日学ふ所正に今日用ん事を要^{*2}す、先生疾を力
め微く觀^{*4}て曰、道用に著^{*7}ハ便^{*8}不是、其人いまた寢門を出さるに先
生没^{*10}す、

* 1 都城本振り仮名「やまいすみやかなる」

* 2 都城本振り仮名「よう」

* 3 都城本振り仮名「つと」

* 4 都城本振り仮名「すこし」

* 5 都城本振り仮名「ミ」

* 6 都城本送り仮名「道ち」

* 7 都城本振り仮名「つく」

* 8 都城本送り仮名「便ち」

* 9 都城本振り仮名「しんもん」

* 10 都城本振り仮名「ぼつ」

一伊川先生曰、舊先兄^{*1}明嘗^{*2}一蠶^{*3}を見て殺に忍ひす放ち去る、頌中二
句あり、殺之則傷^{*4}仁^{*5}、放^{*6}之則害^{*7}之^{*8}、

* 1 都城本振り仮名「すきたるこのかみ」

* 2 都城本振り仮名「かつ」

* 3 都城本振り仮名「ころす」

* 4 都城本振り仮名・送り仮名「ころせは」

* 5 都城本送り仮名「之を」

* 6 都城本振り仮名「やふる」

* 7 都城本送り仮名「仁ヲ」

* 8 都城本振り仮名・送り仮名「はなてハ」

* 9 都城本送り仮名「之ヲ」

* 10 都城本振り仮名「かいす」

* 11 都城本送り仮名「之を」

一漢公孫弘^{*1}布被^{*2}を為る、食肉^{*3}を重ねず、汲黯^{*4}武帝に告て曰、弘位三
公に在り俸禄甚多し、然るに布被を為る是詐^{*5}也、帝弘に問ふ、弘
謝して曰、これあり夫レ三公の位に居て如此、誠に飾詐^{*6}て名を釣^{*7}

るなり、^{*15}且波黯か忠なくんハ陛下^{*16}下安んす^{*17}此言を聞く事を得ん、武
帝弘を謙讓^{*19}なりとして益厚^{*20}ふす、

- * 1 都城本送り仮名「漢^の」
 - * 2 都城本振り仮名「そんなう」
 - * 3 都城本振り仮名「ぬのふすま」
 - * 4 都城本「り」
 - * 5 都城本振り仮名・送り仮名「くいものハにく」
 - * 6 都城本振り仮名「かさ」
 - * 7 都城本振り仮名「きふあん」
 - * 8 都城本振り仮名「こうくらい」
 - * 9 都城本振り仮名「ほふろく」
 - * 10 都城本振り仮名「いつはり」
 - * 11 都城本振り仮名「しや」
 - * 12 都城本返り点「如レ此」
 - * 13 都城本振り仮名「かさりいつわり」
 - * 14 都城本振り仮名「つ」
 - * 15 都城本振り仮名「かつ」
 - * 16 都城本振り仮名「へいか」
 - * 17 都城本振り仮名「いつく」
 - * 18 都城本「そ」
 - * 19 都城本振り仮名「けんじやふ」^一「へりくたりゆつる」
 - * 20 都城本振り仮名「ますくあつ」
- 一 羅仲素^{*1}ハ巖毅^{*2}清苦^{*3}殊に畏るへしといふ、
- * 1 都城本振り仮名「らちふそ」

- * 2 都城本振り仮名「げんきせいく」^一「きびしつよしきよしくるし」
- * 3 都城本振り仮名「こと」
- * 4 都城本振り仮名「をそ」

一 李延平^{*1}ハ終日詭座^{(態)*2}して神彩^{*3}精明^{*4}畧^{*5}隨^{*5}の気なし、

- * 1 都城本振り仮名「りゑんへい」
- * 2 都城本振り仮名「きざ」^一「ひねもすひさまつく」
- * 3 都城本振り仮名「しんさいせいめい」
- * 4 都城本振り仮名「ほぼ」
- * 5 都城本振り仮名「くつれおつる」

一 華陰^{*1}侯氏、名ハ可^{*2}字^{*3}ハ無^{*4}可^{*4}、申^{*5}顔^{*5}と友としよく交^{*6}り一家のこどく
す、顔^{*7}病^{*7}る時^{*8}候^{*8}千里に徒^{*9}歩^{*9}して醫^{*9}を求^{*9}む、帰^{*10}る時^{*10}にして顔^{*10}既に死
す、其^{*11}目^{*11}瞑^{*11}せず、人の曰^{*12}、候^{*12}君^{*12}を待^{*13}かいま^{*13}た歛^{(歿)*14}せずして待^{*14}つ、候
氏^{*15}至^{*15}て撫^{*16}して瞑^{*17}す、

- * 1 都城本振り仮名「くわいんのこうし」
- * 2 都城本振り仮名「か」
- * 3 都城本振り仮名「あさな」
- * 4 都城本振り仮名「ふか」
- * 5 都城本振り仮名「しんがん」
- * 6 都城本振り仮名「ましわ」
- * 7 都城本振り仮名「やめ」
- * 8 都城本振り仮名「とほ」^一「かちにあゆむ」
- * 9 都城本振り仮名「い」
- * 10 都城本振り仮名「すて」

- * 11 都城本振り仮名「めい」「ひしく」
- * 12 都城本振り仮名「こうくん」
- * 13 都城本振り仮名「まつ」
- * 14 都城本振り仮名「れん」
- * 15 都城本振り仮名「いたり」
- * 16 都城本振り仮名「ぶ」
- * 17 都城本振り仮名「めい」

一 宋恭公の夫人伯姫、恭公死して後殿中火災あり、侍女あわてゝ出さしめんと欲す、聴かすして曰、保傳人來らされハ婦人夜出す古の礼なり、しはらくありて一人来て出んと請ふ、聴かす、二人来らずして出るハ非礼なり、遂に焼死す、

- * 1 都城本振り仮名「そのきやふ」
- * 2 都城本振り仮名「ふじん」
- * 3 都城本振り仮名「はくき」
- * 4 都城本振り仮名「でんちう」
- * 5 都城本振り仮名「くわさい」「ひのわさわい」
- * 6 都城本振り仮名「じぢよ」
- * 7 都城本振り仮名「き」
- * 8 都城本振り仮名「ほふ」
- * 9 都城本「は」
- * 10 都城本「也」
- * 11 都城本振り仮名「こ」

一 勉齋黄氏名ハ榦、黄瑀の子也、瑀宋高宗の時に在て篤行直道を以

て著聞す、瑀没して往て清江の劉清之に見ゆ、清之是を奇として曰、子ハ乃遠器なり、時学子を處く所にあらすと命して業を朱子に受しむ、朱子女をもつて榦に妻わす、

一 商容殷の民と周の師の入るを觀る、畢公の至るを見る、殷の民曰、是我新君なり、容曰、非なり、其人となりを視るに、嚴乎として將に急色有り、君子ハ事に臨て懼る、太公の至るをみる、民曰、是我新君なり、容曰、非なり、其人となりを視るに、虎踞して應趾當敵、將衆威怒自倍、利を見て即前ミ其後を顧ミす、故君子は衆に臨んで進退に果す、周公の至るを見て民の曰、是我新君なり、容か曰、非なり、其人となりを視るに、忻々休々、志賊を除に在り、是天子に非す、則周の相国なり、故聖人は衆に臨むに惡ますして嚴也、是を以「て」是を知る、武王の至るを見て民曰、是吾新君也、客曰、然り、聖人ハ海内の為に惡を討す、惡を見て怒らす善を見て喜はす、顔色相副是を以是をしる、

- * 1 都城本「ノ」
- * 2 都城本「見」
- * 3 都城本返り点「當レ敵」
- * 4 都城本返り点・送り仮名「將レ衆ヲ」
- * 5 都城本送り仮名「倍ス」
- * 6 都城本振り仮名「ス、」
- * 7 都城本「か」なし「容曰」
- * 8 都城本「を」なし「是以」

一 朱子義理を思量していまた透せされハ直に睡る事あたわす、初子

夏先傳^{*2}後倦の一章を見て凡三四夜窮究明徹し夜杜鵑の聲を聞くと
いふ、「朱語」

*1 都城本「は」

*2 都城本送り仮名「先ッ傳へ後ニ倦ム」

一劉元城壯輿を戒めて曰、此人字畫正しからず、必心術明ならし、

一孟子少時誦す、其母方に織る、輟然^{*2}として中止し乃復進む、母其
誼事を知る、呼て問て曰、何為そ中止する、對て曰、失する所有
て復得たり、母刀を引て其織を裂^{*3}以て誠しむ、是よりの後孟子復
誼れず、「韓詩外傳」

*1 都城本送り仮名「少キ」

*2 都城本振り仮名「セツ」

*3 都城本振り仮名「ワスル、」

*4 都城本「んテ」

*5 都城本送り仮名「裂キ」

一宋明帝泰豫元年二月、江州刺史江安侯王景文疑われて死を賜ふ、
時に景文客と棋を囲む、勅書到る、函を叩き看終て又局下に置き
神色変せず、局終て子を斂^{*2}め匱^(匱)に納れ終り徐に曰、勅を奉し死を
賜ふ、勅を客に示し墨啓を作り謝を致して死す、

*1 都城本振り仮名「ハコ」

*2 都城本注記「碁子」

一陳烈先生記性なき事を苦しむ、一日孟子の学問之道無^{*2}他求^{*3}其放心

而已矣といふを談て忽悟て曰、我心曾て収得ず如何「ん」そ書を
記得せん、遂に門を閉ち静座して書を讀さる事百餘日、以て心を
収め却て書を讀むに遂に一覽して遺^{*4}るゝ事なし、

*1 都城本振り仮名「モノヲホへ」

*2 都城本返り点「無レ他」

*3 都城本返り点「求レ其放心」

*4 都城本「遺」

一唐太宗ハ威ありて屹としたる天性ゆへ百官見ゆる時は恐怖して進
退節を失ひ言語度をあやまる事多し、於是太宗以為、如斯ならば
朕か意に違ひ過失を諫むる者なく政の善悪を聞く事あるへからず
と、是より百官事を奏することに顔色をやわらけ聞給ふ、

一太宗曰、我顔兒を見んと思わゝ鏡なくてハ叶わす、人に君として
己か過を知らんと思わゝ忠臣なくてハ叶わす、君として己を賢と
し自慢の心あらハ、譬過失ありとも臣是を諫めず、国危く政悪し
きに至り、既に衆に疎んせられ国を失ふに至てハ衆臣も家を全ふ
する事あたわす、昔隋の煬帝ハ己を高ふり諫を拒む故に衆臣口鉗^{*2}
むて過失を言わす、下の恨「ミ」を知らずして滅亡に至る、宰相
虞世基、只勤て諛ひ煬帝の心に背かさらん事を専とし諫を言ふ事
なく、煬帝亡て己も亦殺されたり、是を以て朕か過失あるは力を
尽して是を諫めよ、

*1 都城本「は」

*2 都城本振り仮名「ツク」

一太宗王珪に酒を賜ふ、側に美人あり、もと盧江王瑗^{*1}か婢なり、
瑗謀反し殺されて後財資奴婢没収せらる、太宗美人を指して王珪

に語て曰、是もと人の婦なり、瑗其夫を殺し婦を奪ふ、如斯無道にして何ぞ亡ひさらんや、王珪か曰、瑗か夫を殺し妻を奪ふ、君是を善とするや又悪しとするや、太宗曰、善悪既に明けし、何故に是を問ふや、王珪曰、臣聞く、昔齊桓公郭を滅し其国に入、一老人に會て郭ハ何故に亡ひたると尋られしに、老人曰、郭の君ハ善を善とし悪を悪とす故に亡ふ、桓公曰、如此ハ賢君なり、何ぞ亡ひたるや、老人曰、郭公善を善と思ふて身に用ひたる事^{*2}あたはず、悪を悪と思ふて身に行わさる事^{*1}あたわす故に亡ふ、今瑗か人の妻を奪ふの悪なるを知て猶美人を側に在らしむるハ郭の老人か悪を悪とおもふて行わさる事^{*1}あたわさる也、太宗感服して美人に暇を賜ふ、

*1 都城本振り仮名「クハン」

*2 都城本「た」なし「用ひる」

一貞觀二年、関中大旱し百姓子女を賣る、太宗侍臣に曰、天道不順なるハ人君己か徳を失ひ政の不善による、天朕を尤めすして百姓をして子女を賣るに至る、誠に憐むへし、御史大夫杜淹に命し御府の金を出し、賣られたる者に與へて^{*1}挙く家に帰らしむ、

*1 都城本振り仮名「コト〜」

一襄州の都督張公謹卒す、太宗是を聞て大に慟哭す、群臣諫て曰、今日ハ辰日也、哭を忌む、太宗曰、君臣ハ父子の^{*1}ことし、公謹か死は子の死するかことし、哀哭真情より發す、辰日を以て哭を止むるに忍ひんや、「衆」大に服す、

*1 都城本送り仮名「辰」

一工部尚書段綸^{*1}工人楊思齋を進む、太宗是を試む、段綸^{*2}操の道具を作らしめて進む、太宗曰、工尤用ゆへし、然れとも操の器を作ら

しむるハ無益なり、古人異なる器は相戒といふにハそむけり、於是段綸か爵一級を下し無益の遊器を禁む、

*1 都城本振り仮名「サイクニン」

*2 都城本振り仮名「アヤツリ」

一太宗左庶子干志寧に曰、汝太子を補佐し上の行ふ所に由り下百姓の利害を教ゆへし、朕生れて十八歳民間に在て能下情を知る故に今天子と成りて是を忘れず、不仁を以下を御せず、間々過ありて人諫むれ^{*1}ハ則覺る、太子ハ生れながら天子の子なり、故に民間の事に至てハ是を知らず、奢恣の心生し安し、是を以常に教導すへし、

*1 都城本「は」

一房玄齡太宗に告て曰、今や武庫を見るに兵器満ち足りて欠くる事なし、昔時隋の煬帝ノ器に勝る事遠し、太宗曰、武器を備るハもとより善なり、然れとも夫のミにては叶わす、吾は只群臣の忠を尽し百姓を安からしめ自然と朕を尊ふやうにせん事を欲するのミ、煬帝の滅亡ハ兵器の足らさるか故にあらす、仁義を修めず衆怨ミ叛くか故也、汝か輩常に徳義を以朕を佐けよ、

一太宗駿馬を愛す、故なくして死す、太宗怒りて馬飼を殺さんとす、后諫て曰、昔齊景公愛する処の馬死したり、馬飼を殺さんとす、晏子諫て止む、君常に書を読む、何とて忘れ給ふや、太宗諾して殺さす、

一太宗高麗を征す、定州に宿するに及んで樓門に登り諸軍の入るを見て自是を勞す、一卒病あり、自病を尋ね、醫をして是を療せしめ、班軍の日、柳城に止宿して戦死の士卒の死骸を集^{*1}「め」て牛羊を備へて是を祭る、又遼東を征するに、大将李思摩^{*1}矢に当た

る、自疵を吸ふ、故に軍中恩を感じて為に死〔せ〕ん事を願ふ、

* 1 都城本「季」

一貞觀二年、太宗房玄齡に謂て曰、人として学はずんハあるへからず、朕軍事に隙なく書を讀む事あたわす、頃日天下太平にして間を得、書を讀ませて是を聞くに君子父子政事の道都て書に備わる、故に往事を思へハあやまる事多し、

* 1 都城本「ば」

* 2 都城本「む」なし「讀事」

* 3 都城本振り仮名「ヒマ」

* 4 都城本「臣」

* 5 都城本「わ」なし「備る」

一権萬記太宗に告て曰、宣州饒州の山に銀の出る坑あり、是を掘らは大なる利あるへし、年々数百万貫の錢を得へし、太宗曰、朕天子として錢の不足を憂へず、只群臣の嘉言を聴き善を進むるより大利なし、一人の才智あるを撰ひ得るハ数百万貫の錢に勝るへし、汝賢を進めずして利を進む、堯舜ハ金玉を山林に棄て政に心を尽す、萬世是を称す、漢の桓靈ハ義を捨て利を好む、今猶是を譏る、汝朕を桓靈たらしめんと欲するや、即官を免す、

* 1 都城本「紀」

* 2 都城本振り仮名「いつ」

* 3 都城本振り仮名「アナ」

* 4 都城本振り仮名「ほ」

* 5 都城本「な」

* 6 都城本振り仮名「す」

* 7 都城本「は」

* 8 都城本振り仮名「そし」

一太宗侍臣に告て曰、隋煬帝ハ宮室を営ミ百姓を役す、百姓怨ミ叛きて終に滅亡す、朕親是を見る、深く警て妄に民を役せず、夫をして安樂にして怨ミ叛く事なかりしめん事を欲す、

一太宗洛陽に出て積翠池に遊ぶ、侍臣に告て曰、煬帝此池を作り此邊の宮室を営ミ民を役して己か樂とす、遂に亡ひて他人の樂となる、是煬帝のミの罪にあらず、臣等諛諂て諫めず、遂に如斯に至る、

* 1 都城本送り仮名「樂」

一太宗櫟陽に狩す、劉仁軌諫て曰、今や百姓収納に力を用るの時也、君爰に狩して田畠を荒すハ不可なり、太宗則狩をやめ、仁軌を賞して爵を進む、

* 1 都城本「は」

一太宗位に即き、殿の傍弘文館を立て天下の学士して隔日互に爰に勤番せしめ、或ハ食膳を賜ひて是を饗し、親爰に入て書を聞、政事を論せしめ以樂とす、

一太宗侍臣に曰く、群臣の朕に仕る、朕心に背しとするハ非なり、朕は是を惡む、爾か輩皆直言して朕か旨に合ふと合さるとを以心とする事なかれ、劉洎曰、群臣事を奏する時、君心に合さる時ハ言を巧にして是を詰る、故に衆威に畏れて是非を論する事あたわす、太宗是を容る、

* 1 都城本送り仮名「朕」

* 2 都城本送り仮名「君」

* 3 都城本「誥」

一元の許衡字ハ仲平、世々農たり、父通地を河南に避け、泰和九年九月衡を新鄭縣に生ず、幼にして異質あり、七歳学に入り章句を授かる、其師に問て曰、書を讀むハ何の為そ、師曰、科第を取るのミ、衡曰、如此のミ歟、師大に奇也とす、書を授ることに其旨義を問ふ、久しくあつて師其父母に謂て曰、兒穎悟、凡ならず、他日必大に人に過たるものあらん、吾其師にあらず、遂辞し去る、父母強れとも止む事あたわす、如是凡三たひ師を更む、稍長して学を嗜む事飢渴のことし、嘗て暑中河陽を過く、喝甚し、道梨あり、衆争取て啖ふ、衡獨樹下に危座して自若たり、或問て曰、何ぞ啖わさる、曰、非其有而取之不可也、人曰、世乱此無主^{*2}、曰、梨無主^{*3}、吾心獨主なからんや、

*1 都城本返り点・送り仮名「非其有^ニ而取^レ之不可也」

*2・3 都城本返り点「無^主」

一孔子東遊して小児の日を論するを聞く、一人曰、日の初て出る時人間を去る事近し中天に至て遠し、出る時は大きく中天にてちいさし、一人曰、初て出る時遠し中天ハ近し、出る時ハあつからす中天にてあつし、孔子辨せず、小児笑て曰、誰か汝を智ありと云や、

一晋の明帝六七歳の時、長安より使者来る、父元帝問て曰、長安と日といつか遠き、明帝曰、日遠し、長安の使こゝに来る、いまた日邊の使の来る事を聞かず、翌日元帝群臣を宴す、此事を語る、明帝曰、長安遠し、仰けハ日あり、長安ハ見えす、元帝寄^{寄カ}なりとす、

一魏の太祖象のおもさを知らんとす、武帝の子蒼舒曰、象を船にのせて水のあとのつく所にきさミをつけ、則物をつミて其水あとに至らしめ是をはからはおもさを知るへし、

一司馬温公幼なき時、同し年比の小児等と遊ぶ、一人あやまつて庭のかめの中へおちたり、温公石をあけてかめをわる、水もれて死をまぬかる、

一王元之七八歳より文章をよくす、太守詩句を出して曰、鸚鵡能言争似鳳、王元之對曰、蜘蛛雖巧不如蚕、

*1 都城本振り仮名「イヘトモ」

一謝尚八歳の時、父客と會す、或曰、此兒ハ一座の顔回也、謝尚聲に應して曰、此座孔子なし、誰か顔回を知らん、

一隋何安八歳の時、顧良たわふれて曰、汝か姓ハ是荷葉の荷か河水の河か、何安曰、先生の顧ハ是眷顧の顧か新故の故か、

一江南のならわし、子生れてむかわり月湯をひかせ、あたらしき衣裳を着、男女の子に弓矢・紙筆・物さし・はりいとの種類、飲食珍宝翫ひ道具をおき、小児に是をとらせ、とりつく所に従て廉恥貪欲知愚あらわるゝ、是を名付て試兒といふ、

一孟子学問して家に帰る、母学問の程を問、即刀を以て織る所の絹

を裁切て曰、汝学問成就せずして帰るも亦かくのことし、孟子驚て勤め学ふ、

一 呉孟子塩地と云所の司馬と成る、みつからあみをすき、手つから魚を取、鮓を作て母へ送る、母是を返して曰、汝魚官におらハ我に魚を送へし、汝たま／＼魚官にあらず、なんそいやしきわさをなして母をわつらハすや、

* 1 都城本「わ」

一 陶侃尋陽縣の吏となり、魚の事を奉行す、母へ蝟を送けるに、母受すして書を送て曰、汝今魚を奉行す、何ぞ官物を以て我に送るや、是我をして憂へしむる也、

一 寇萊公準若き時鷹を好ミ犬を集て山野に遊ぶ、母怒て秤のおもしろを抛つ、是に當て血流る、公準於是学に心を入れて後高官に昇る、母死して是の傷を見てかならず泣く、

一 陳堯咨よく弓を射る、時の人に小由基と云、荆南の太守となる、或時母のもとへ来る、母曰、汝常に何事をかなす、答曰、常に弓を射て樂む、母の云、父汝に教るに忠孝を以國家をたすくる事を以するを聞く、今父の教を守らずして一夫の勇を心とす、父の志にあらずと杖を以て打つ、

* 1 都城本「に」なし「時の人小由基と云」

一 張奎客と語れハ、母必是を聞く、文章政事を論すれハ食を作ても

てなす、世俗の事のミを以すれハもてなす事なし、

* 1・2 都城本「は」

一 王戎七歳の小児と遊ぶ、路邊の李樹実多くなれり、児輩争ひ趣て取る、王戎獨ゆるす、人其故を問ふ、答曰、李樹道の邊に在りて実おほし、必是にかゝらん、

一 梁の女か家焼けぬ、兄の子と己か子と二人内に在り、女走り入り兄の子をすくわんとして抱き出てミれハ己か子也、又入らんとするに火盛にしてあたわす、女曰、国中の家／＼に行き人ことに逢て咎なき由をことわらんや、一たひ不義の名を得て生て何の面目あらんやと火に飛入て死す、

一 齋^{*1}の兵魯を攻む、婦人あり、二人の小児をつれて走る、一人を抱き一人の手を引く、軍兵の近づくを見て抱けるを捨て手を引たるを抱きて走る、軍兵追付て其故を問ふ、女曰、捨るハ子也、抱くハ兄の子也、子の母におけるハ私の愛也、姪のおはにおけるハ公の義也、公を背き私に向はんハ女の道にあらず、齊兵曰、野人の女さへ義を存すまして朝廷をやと、是より兵を返す、魯君聞て女に禄をあたへ名を義姑と給ふ、

* 1 都城本「齊」

一 王徽之・王操之・王献之兄弟三人謝安に至る、徽之・操之多くハ世俗のことをかたる、献之ハ只時のさむさ暑のミ語る、客あり、三人の勝劣をとふ、謝安曰、献之まさる、客故を問ふ、曰、吉人

の言葉ハ必ずくなし、

一魯の秋胡妻を迎へて五月にして陳州へ官遊す、五年の後故郷に帰る、美女の桑を取るを見る、秋胡車より下りて曰、田を作るは市にいつるにしかす、桑をとるハ我に従わんにしかし、女答へす、秋胡曰、我黄金をもつ、とらせんと云、女曰、妾夫あり、官に他方へ行く、桑を採て姑を養ふ、黄金ハ欲する所にあらず、秋胡家に帰る、母に見ゆ、婦を見れハ前の桑を採る女也、婦母に告て曰、不義の夫たのむへからず、異妻を迎ふへし、座を出つ、淵に沈て死す、

* 1 都城本「ハ」

* 2 都城本「つ」

* 3 都城本「は」

一齊の景公槐木を植て愛し人して守らしむ、此木にふるゝ者を罪す、或酒に酔て此木を侵す、守る者は捕ふ、其娘晏子に至り告て曰、明君ハ禽獸にかへて人を殺さす、今君樹木にかへて父を殺す、明君の政といふへきや、晏子則景公に告て是をゆるし、木を守る事をやめたり、

* 1・2 都城本「名」

一魏王楚国より美人を得たり、魏王の後鄭襄、彼美人を愛する事王にまさり、王よろこぶ、后美人に告て曰、汝か容兒類なし、王只汝か鼻をミにくしとす、必鼻を掩てまみえよ、美人王に見ゆることに鼻を掩ふ、王其故を后に問ふ、答曰、王の鼻をにくむか、

王怒て美人の鼻をそきて捨つ、

* 1 都城本振り仮名「カノ」

* 2 都城本「へ」

一楽羊子路に金を拾ふ、帰て妻に与ふ、妻曰、廉者ハ盗泉の水を吞ます、況や人の捨たる金を拾わんや、利に由て名をくたす口をしと、羊子恥て金を捨つ、

一楚の威王百金を使に持しめて莊周を召す、莊周曰、楚国に龜あり、死して三千年錦に包ミて箱に入、宗廟におさむ、死して錦に包まれんより、生て泥中に尾をふらんハまさるへし、吾も尾を泥中にふらん、

一齊の宣王千金を以て莊子を召す、莊子曰、祭礼の犧牛を見ずや、うつくしききぬをきせあくまで豆をはませ牛の心をよるこはしむ、既に席に引入て殺す時野にはなれ絹をきす豆をはまぬ時を恋しく思ふといへともまぬかるゝに及はず、我禄を受けハ犧牛に同し、

* 1 都城本「け」なし「受は」

一梁の君狩に出、鷹一むらあさるを見て弓にて射んとす、時に道行く人あり、君しはらく止まれといへともきかず、鷹飛去る、君怒て此人を射んとす、公孫龍曰、昔宋ノ景公の時、久しく旱して民飢ゆ、卜者曰、人を殺して神を祭らハ雨降らん、景公曰、雨を望むハ民を助けんか為也、人を殺して雨を求るハ本意にあらず、

我其か^{*2}ハりに死んといひもあへぬに雨降り^{*3}、五穀成就したりといふ、君今鷹を以て人を殺す、豺狼に異ならず、君はけたる矢をさしおき公孫龍と同車に乗りて曰、皆人狩に出て鳥獸を得る、我ハ善言を得たり、

*1 都城本「は」

*2 都城本「わ」

*3 都城本「り」なし「雨降」

一 孟孫狩して鹿の子を得たり、西秦巴に預く、鹿の母慕ひきて泣悲む、秦巴鹿「の」子を放て母に與ふ、孟孫帰りて是を聞、怒て秦巴を追ふ、三月の後召して己か子の後見とす、孟孫曰、汝鹿の子をあわれむ、けふ我子のふひんさに汝を付る、

一 子貢孔子の使に外へ出つ、帰る事おそし、弟子をしてうらなわしむ、鼎の卦を得たり、皆曰、かなへの足あれともはこふ理なし、いまた帰らし、顔子笑て曰、舟に乗る者ハ足をはこはねとも行く時を移さず、子貢船に乗て帰る、

一 鐘繇幼き時おちに從て洛陽に至る、道にて相者にあふ、相者曰、此童子たつとき相あり、但水に逢て災あるへし、行く事十里に足らずして橋を渡るに馬驚きて童子橋より落ち水に溺て死なんとす、おち相者の言を信して財を散し学文させて終に官位にのほる、

一 昭達若して相者にあふ、形にかくる所あらハ必富貴すへしと云、昭達酔て馬より落、一面を傷る、相者に問ふ、曰、未富貴ならず、

後に矢にあたり眼潰る、相者曰、既によし、ほとなく司空に昇る、
一 柳渾十餘歳の時、巫曰、短命貧賤の相あり、僧となら^{*1}ハまぬかれん、父母僧となさんと云、柳渾云、釈氏の道を学ハ異端を求る也、生て聖人の道にそむかんよりハ死んにしかし、学文して怠らず、後宰相になりぬ、

*1 都城本「は」

一 甘蠅射を善くす、飛衛是を学ふ、紀昌飛衛に学ふ、飛衛紀昌に教て曰、微かなるもの頭^まかに小なる物大に見えん時我に告よ、紀昌毛に虱をつらぬき窓の間に掛く、十月計にして漸くおほきにミへ、三年の後車輪のことし、燕角の弓・朔蓬の籥^{*3}をもつて射るに虱の真中を貫く、紀昌既に飛衛か術を傳へて是を殺さんとす、或時野中に行逢ふ、互に矢を放つ、二矢中途に行逢て落たり、互に射て紀昌一矢を残す利を得て射る、飛衛荆棘をとりあけて是を打とす、於是師弟和睦して父子の約をなす、

*1 都城本振り仮名「カス」

*2 都城本振り仮名「アキラ」

*3 都城本振り仮名「ヤ」

一 陳の康聿公射を善す、一日藪に射る、油を賣る翁見て曰、異なる事なし、公其故を問、翁曰、我常に油をはかつて知る、則一ツの壺をおきて壺の口に錢をおき、ひしやくもつて油をくミ錢の穴より油をいるゝに少も錢をぬらさず、是我数年のれんまなり、

一漢武帝車に乗て行く路傍に顔駟あり、眉に霜をたれ、頭に雪をいたく、帝問て曰、汝何とて老はてたる、顔駟答て曰、武帝の祖父文帝ハ文を好む、我ハ武を好めり、武帝の父景帝ハ美を好む、我形ミにくし、君わ若きを好む、我は老たり、故に三代時にあふ事なし、武帝憐て会稽の都尉となす、

*1 都城本「ハ」

一華封人堯を祝して曰、寿命長からしめん、堯曰、否、祝して曰、富しめん、堯曰、否、又祝して曰、男子多からしめん、堯曰、否、封人曰、此三者ハ人の欲する所也、否と云はいかん、堯曰、男子多けれハ恐るゝ事多し、富時ハ事多、命長けれハ恥多し、三者ハ徳を破る、

一澹臺滅明か子溺て死す、弟子葬らんとす、滅明曰、其まゝ水におきて魚鱈に食ハしめたるも、土にうつミて螻蟻にくらわしめたるも同じ、何そあなたこなたと葬らん、弟子曰、父の子に慈ある常の習也、滅明の子に於「け」る慈有と云へからず、滅明か曰、生る時ハ我子也、死せる時ハ我子にあらず、

一魏の東門呉か一子死したり、父憂る色なし、人其故を問ふ、答て曰、昔子なかりし時憂ることなし、今子死して昔と同じ、又何そ憂へん、

一黔婁死す、曹西弔ふ、衾短して屍を掩わす、曹西曰、衾を斜にせよ、黔婁か妻曰、正しくすれハ足らず、なゝめにすれハあまりあ

り、なゝめにしてあまりあらんよりハ正しくして足らざらんには^{*1}しかし、夫生る時なゝ「め」ならぬ人也、死してなゝめにせんハ其心にあらず、

*1 都城本「ハ」

一李勣病む、家人醫を呼んと云、李勣ゆるさず、諸子薬をすゝむ、李勣曰、我昔山東の田夫たりしか、今位三公に至り年八十に餘る、是命にあらずや、生死ハ天にあり、醫を求て何そいのちをおしまんや、

一孔子出て行時、皐魚褐をき劍を雍して路傍に哭す、孔子車よりおりて其故を問ふ、答て曰、我若かりし時、学を好ミ天下を周流す、其間に親死したり、盛し時、志を高くし庸君につかへず、故に時にあふ事なし、若してこゝかしこへめくる故に今親しく交る友なし、今老て求るに所なし、三の過也、木ハ静ならん事を思へとも風やます、子ハやしなわんことを思へす親またすゆきて帰らざるハ年なり死して逢「ふ」へからざるハ親也、我爰に於て死んにハ如シとて死す、孔子の門人故郷に帰り親を養者十三人、

*1 都城本「ク」

*2 都城本「し」

一孟子室に入らんとす、妻はたを少しあらわせり、孟子見て室に入らず、是より妻に近つかず、妻母に暇を乞、母孟子に曰、礼ハ堂にのほらんとして先聲をあく、戸に入らんとして必下を見る、是人をいましめあやまちを見ん事をおそれて也、今汝是をしつして

妻をせむ、過にあらす、孟子妻をとゝむ、

一 尹吉甫か子伯奇、継母に事て孝あり、継母伯奇を悪ミ、ある時蜂を取りはりを去り我衣の上におく、伯奇知らずして蜂をとらんとす、母高く呼て曰、伯奇我をひくと、吉甫疑ふ心あり、伯奇自殺す、

一 曾子妻を去りて復娶らす、子曾元頻にめとらん事を父にすゝむ、

曾子曰、高宗ハ後妻をもつて孝己を殺す、尹吉甫ハ後妻を以て伯奇をうしなふ、吾上高宗におよはす、中吉甫に及はす、いかてかその譏をまぬかれんとて終に後妻をむかへす、

一 曾子まゝ母に事て孝怠らす、曹子の妻梨のむせさるを母にすゝむ、曹子怒て妻を出す、或曰、是七出にあらす、何そ妻を出すや、曹子曰、梨の熱せさるハ小物也、然とも我能むしてすゝめよといひけるに如此、かゝる小事を用ひす、況や大事をや、

一 唐の高祖の後竇皇后の父毅未卑賤也し時、妻に語て曰、我女貴き相あり、猥に人にあたふへからす、屏風に孔雀を畫き墻たらんと欲する者をして是を射さしむ、密に夫婦約して目にあたる者を墻とせんとす、人皆射て後高祖来て射る、各その一目を射る、於是墻とす、

一 鄒忌齊に相たり、其長八尺、軀肥て美麗也、妻に問て曰、我と徐公と何れか美なり、妻曰、君まされり、妾に問ふ、妾曰、君まさ

れり、客来る、又客に問ふ、客曰、君まされり、徐公来る、忌つらゝ見る〔に〕、徐公優る、鄒忌威王に見て曰、我誠に徐公か美に及はず、然るを妻ハ我に私し、妾ハ我を恐れ、客ハ我にもとむる事ありて三度我をまさるといふ、夫齊国ハ千里左右王を私せざるハなく、群臣王を恐れずといふことなし、^{*1}四境の内王に求すと云ことなし、因茲見る時は、王のつゝいゑ甚し、王の云、忌か言尤よし、今日より群臣我過を告ん者ハ禄を與ん、

*1 都城本「事」

一 謝案うたひをよくす、鼻に病あり、聲濁れり、洛下の人は是を学んで鼻を掩ひて聲の濁るを似せたり、

一 常樞病す、老子曰、先生病甚し、何そ教を弟子にのこさる、常樞曰、我口を開く舌ありや、老子曰、あり、常樞曰、やわらかなる故に非すや、又曰、齒無しや、老子曰、なし、常樞曰、こわき故にあらすや、天下の事爰に尽ぬ、

一 魏の太祖数万兵を卒して敵を撃つ、諸卒に令して曰、馬に麦をはませたらん者ハ刑せん、諸卒馬より下て馬を引て過く、太祖の馬表中へ走入り麦を損す、太祖曰、我法を出し我馬法を破る、何を以諸卒を令すへき、自髪を切り田中に置て過く、

一 堯の二女娥皇女英ハ舜の後也、舜南巡して逝す、二女慕ひ行てかなわす、洞庭山に至て鳴く涙竹を染てまたらに成る、是を斑竹といふ、

一 宋沈道處隱居す、園の筍を盗む者あり、處大なる竹の子を買ひ盗に贈て曰、我竹林を生し是に隠れん事を樂しむ、必筍を抜くへからず、筍の用あらハ買て送るへし、盗人恥て筍を門に返す、

*1 都城本「し」なし「樂む」

一 范元琰か家に竹あり、盜必筍を抜く、宅邊堀有、渡る事を苦しむ、元琰木を伐て橋をかけ、盜のたよりよきやうにす、盜恥て盜を止む、

一 魏の武帝諸卒と道を迷ひ渴して水を求む、武帝曰、先きに梅の林あり、其味甘く酸し、諸卒口中水を生して程なく水にあふ、

一 彌子瑕色を以て衛靈公に愛せらる、瑕桃を食、其味他に異なり喰ひ餘して公に奉る、靈公喜て曰、己か欲するを忍て我に與ふ、忠あり、彌子瑕寵衰て追わる、靈公曰、彼昔我に桃の餘を與ふ、狼藉也、

一 齊景公晏子に問ふて曰、東国に棗有り、花咲てミのらさるハ何そや、晏子曰、昔秦穆公舟に乗、むしたる棗を黄なる布につゝむて天下をめくる、東海に至而破て棗をおとす、むしたる故に花咲ともみのらさる也、景公曰、我偽て問ふ、誠ハなき事也、晏子曰、偽て問へハ偽て答るのミ、

*1 都城本「み」

*2 都城本「て」

一 曾子瓜田の草をきる、あやまつて瓜の根を切る、父曾皙怒て大なる杖を以て曾子をうつ、絶入して蘇る、琴を弾て無事を示す、孔子聞て門弟子に告て曰、曾子不孝也、舜の瞽叟に事る、小杖をうけ大杖は逃る、若うたれて死せは父を不義に陥る、不孝はより大なるハなし、

*1 都城本「ハ」

一 梁楚の堺皆瓜を作る、梁にハ瓜に水をそゝき力を尽す、瓜甚美なり、楚ハ水をそゝかす力をつくさず、故に瓜も亦美ならず、楚人ねたんで夜竊に梁の瓜つるをきる、梁の令宋就竊に楚の瓜田に水を濺かしむ、於是楚の瓜もほとなく美瓜となる、楚の令楚王に告く、楚王感して禄を宋就に賜ふ、

一 晋桑虞園に瓜熟せり、盜垣をこへて入る、垣に茨からたちありて越ゆるにかたし、桑虞人をして是を除てわつらひなからしむ、盜取る處の瓜を返し来て罪を謝す、

*1 都城本振り仮名「イハラ」

*2 都城本「い」

一 唐徳宗、梁の国に行道す、瓜を献する者あり、志を感じて官を授げんとす、陸贄曰、爵位ハ天下の公器也、瓜一器を献して官を授けは身を捨る者にはいか賞すへき、終に止む、

*1 都城本「づけ」なし「授んとす」

*2 都城本「ハ」

*3 都城本「ム」

一孔子楚にゆく、漁人魚を贈る、受けず、漁人曰、時炎天にして市遠し、糞土に捨んより君子に贈らん、於是受く、

一劉之亭梁の南郡の太守也、夢に二人来て命を乞ふ、亭さとらず、明日生たる鯉二つを贈るもの有り、亭曰、夢に應せり、魚を放つ、其夜の夢に二人来て謝すと見る、

一卞庄子両虎の牛を食ふを見て撃んとす、官堅子曰、両虎牛を食て必戦わん、勞るゝを待て撃ハ二つなから得へし、一虎ハ喰れて死し、一虎勞れて撃、二虎を得たり、

*1 都城本「は」

一或猿を親子養ふ、鳶来て子猿を捕て食ふ、母猿哀んで三日食わす、厨に至て肉一片を取、頭に戴て庭中に出つ、鳶来て取らんとす、猿飛あかりて是を捕らへ、引裂て食ひ尽す、

一楚宣王問曰、北方の民昭奚恤を恐ると云ふ、然るや、江乙曰、狐虎に告て曰、汝我を服する事なかれ、天帝我を獣の長とす、我を服せば天命に背かん、汝疑わゝ我跡に従ひ来て見よ、虎其言の如くにして諸獣の走かゝめるを見て、己に恐るゝを知らず、狐に恐るゝと思へり、今宣王の方五千里兵甲百萬、北方の民昭奚恤を恐るハ宣王を憚故なり、狐虎の威を假るにあらずや、

一漢文帝の時、一日千里をかける馬を獻す、帝曰、鸞輿前にあり属車後に在り、日に行事五十里、我獨千里の馬に乗て何かせん、受す、

一齊の景公晏子に問て曰、汝何を憂ふ、晏子答曰、我景公の家の鼠を憂ふ、穴を出てハ物を盗ミ穴に入てハ家を損す、穴に水を濺て殺んとすれハ垣のくつれん事を思ひ、火を以ふすへんとすれハ柱の焼ん事を恐る、今君の近臣皆鼠のとし、出てハ君の威をかりて民を食り入てハ君のかたわらに在て害をまぬかる、是鼠を憂るにあらずや、

*1 都城本「は」

一太祖の馬の鞍を鼠食ふ、武庫を預る人恐る、蒼舒曰、我汝を救わん、刀を取り己か衣を切破り、太祖の前に出、憂る色あり、太祖其故を問ふ、答云、鼠衣を食ふ、諺云、鼠衣を食へは其主不吉也、故に憂ふ、太祖曰、妄言也、信するに足らず、武庫の奉行鼠の鞍を食ふ事を告く、太祖曰、身に近き衣猶鼠食ふ、況や遠き鞍をや、

*1 都城本振り仮名・送り仮名「コトハサニ」

一魏文帝周宣に問て曰、我夢に屋上の瓦落て鷯鳥となる、吉凶いかん、答曰、宮中俄に人死すへし、文帝曰、我汝を試む、実にあることなし、周宣曰、夢ハ唯心のミ也、言にあらわすを以吉凶を卜す、夢に見すといへとも既に言にあらわさは疑へからず、程なく宮中喧嘩ありて官人死す、

* 1 都城本振り仮名「トヒ」

* 2 都城本「は」

一 王守一葉を洛陽の市に賣る、常に杖を以て蜘蛛の網を破る、曰、天地の間口腹の為に本走せざる「ハ」なし、皆勞苦して性命を養ふ、蜘蛛ハ網を張り居ながら食て物を害す、依て網を破る、

一 嵩漢書をよむ、張巡曰、何ぞ讀む事久しき、嵩曰、未記せず、巡曰、我讀書三篇に過す、終身忘れず、漢数巻を取て試るに違ふ事なし、

一 董遇弟子に教へず、曰、讀書百遍せよ、其儀おのつからあらわるへし、讀むに三つのあまりを以てすへし、或是を問ふ、答曰、冬八年の餘、夜ハ日の餘、風雨ハ時の餘なり、

一 或價三千貫の硯を孫之にあたふ、孫之其徳を問、答曰、一度いきを吹けは水出つ、孫之曰、終日息を吹てたとひ一荷の水を得るとも一荷の直三錢のミ、何そ三千貫の直に代ん、終にうけず、

一 韓魏公に二玉盃を獻する者あり、魏公百金を報す、或時魏公客を宴す、座上に臺を設け玉盃を置く、魏公の臣誤て臺に倒れかゝり二玉盃を破る、魏公色を正し形を動さすし曰、物の破るゝ事おのつから時あり、汝たくみて破るにあらす、何の罪かあらん、

* 1 都城本「ミ」

一 婁師徳か弟代州の太守と成る、師徳曰、我汝か人と争ん事を憂ふ、弟曰、人我面につはきはくとも是を拭てとかむへからす、兄曰、未人と争ふ心やまさるのミ、凡人汝か面につはきはくハ怒るによつて也、是を拭ふハ其心にさかへる也、何そおのつからひるをまたさらんや、

* 1 都城本「待」

一 鄭相魚を好む、或魚を贈る、受けず、故を問ふ者あり、曰、我魚を好む故に受けず、魚を受けハ俸禄を受る事あたわすしてうしなふ故魚を食する事あたわす、只禄を受て永く食魚、

一 後漢の雷義死罪を救ふ、其人後に金二十斤を送る、うけず、雷義か他出の時竊に天井へ置く、年を経て見出し返さんとすれハ、其人死して帰すかたなし、我此金を取るへからすとて官に奉る、

一 陳仲子へ楚王使を遣し金を送て相とせんとす、仲子曰、妻と議せん、妻曰、左に琴あり、右に書あり、楽其中にあらすや、駟馬の車に乗るも安所ハひさをいるゝに過す、食前に満「つ」るも口に叶ふ所ハ一きれの肉に過す、膝を容るゝの安きと一きれの肉を食て楚國の憂をいたわんハ非也と、夫婦共に去て、人の園を守り水をそゝきて居る、

* 1 都城本「か」

一 隋の劉炫瞳明にして日に向て眩かす、左に方を畫き右に圓をかき、口に書をよみ目に物をかそへ耳に物をきく、五事一つも誤ら

す、

* 1 都城本送り仮名「クルメ」

* 2 都城本「ミ」

* 3 都城本「ヲ」

一花文正公ハ毎夜寢席につき一日の飲食行作を考へ、其費祿にあたり所作道に背されハよくねいる、然らされハ終夜いねす、安き心なし、

* 1・2 都城本「は」

一齊の景公に公孫接、田開疆、古治子三勇士あり、功をたのミ恣なり、景公憂ふ、晏子曰、三人に桃二を賜ひ功に従て取らしめよ、公是に従ふ、公孫接曰、我虎を手打にす、我に勝るハあらしめよ、一つを取食ふ、田開疆曰、三軍の敵を退く、我にまさらし、亦一つを取る、古治子曰、君川を渡る、亀におそわれて危し、我水中に入り左に君の馬を引あげ右に亀の首を切る、我に勝る者あるヘからず、二人恥て自殺す、古治子も亦二人死して獨生ん事を恥て自殺す、

* 1 都城本「ス」

一後漢の橋玄か子十歳門に出て遊ぶ、盜賊三人来て此子を取て樓上に登て曰、財宝を出さは此子を助くへし、然らずは害せんと云、所の令聞付て人を出して是を囲む、玄曰、一人の子の為に賊を誅せずんハ家の憂となるへし、速に下知して子と共に賊を殺す、此比財富貴の人を質として盜をなす、是よりやむと云、

一主父偃齊の宰相となり、兄弟賓客を集め五百金を出して分與へて曰、我貧かりし時親疎我と交る事なし、我今宰相となる、むかひに来る事五百里千里、既に金を與ふ、復交る事なかれ、ふたゝひましわらず、

一呉「ノ」顧愷父の書を得てハ室を清め衣服を正しくし机を設けひさまつきてよむ、

一曹彬か宅垣破る、憂る色なし、子弟来て曰、やねをふきかへをぬらむ、彬曰、時今冬也、垣壁の間諸虫寒をさけて蟄す、我居を安んして彼か生を破るヘからず、

一魯に一男あり、未妻を迎へず、隣女いまた嫁せず、或夜風雨家を破る、女男の家に至て一夜を明さん事を乞ふ、男戸を開て入れず、

一文公の御饌に炙物あり、髪すちまとひたり、庖丁人を召て怒る、庖丁人曰、我罪三あり、死をのかる所なし、我庖丁劔のこたく肉切「れ」て髪切れす一つ也、肉焚て髪焚す二なり、膳をすゝむるに髪筋を見付さる三也、もし我を悪む者の所為か、文公糺明して其実を得、罪ある者を誅す、

一梁の昭明太子食にはいあり、竊に是を捨て人に知らしめず、

一顧榮我膳のやき物を食せず、包人に食せしむ、謂て、終日あふり

て味を知らざるハほいならんとなり、

*1 都城本「ひ」

一 後漢の光武帝女を畫ける^{*1}屏風を愛す、宋弘曰、徳を好む事色を好むかことくなるを見ず、光武即屏風をすつ、

*1 都城本振り仮名「エカケ」

一 唐の房玄齡、子孫富貴に驕て人を侮ん事を恐、屏風に聖賢のいましめを書して是に心を寄せよと教ゆ、

一 阮宣常に百錢を杖にかけ酒店に入て呑む、富貴を羨む事なし、

一 阮公隣の酒店に入て酔ふ、店の婦美人也、酔て其傍に臥す、常に如此なれとも過なく、其夫も亦疑ふ事なし、

一 許慎友を集て花を賞し酒を愛す、落花を敷て曰、我花のしとねあり、何の席をもとめん、

一 叔褒か父、常に褒か酒呑む事を禁す、父没し酒に酔へは必自責て曰、父の誠を侵す、何を以て人に教ん、父の墓に行、自甘杖つゝうつ、

*1 都城本「歿」

一 曾子破衣を着て耕す、魯侯人を遣して曰、耕をやめよ、采邑を興ん、曾子受す、使曰、汝求たるにあらず、人の志を受さるハ何ぞ

や、曾子曰、我聞く、物を人に受てハ必恐る、物を人に與てハ必驕る、魯君驕らすとも我おそるゝ心なからん「や」、

*1 都城本「く」なし「我聞」

一 子思衛に居る、緇袍あつて裘なし、廿日に九度食す、曰子方狐白の裘を送る、子思の受さらん事を知て曰、此裘人に借る、主を忘たり、我人に與ふるハ捨るに同じ、子思曰、我聞く、物をみたりに與ふるハすてんにハしかし、我今身を以て答済にせんや、受す、

*1 都城本「田」

一 間仲叔安邑に隠る、猪肝を好む、邑の令常に送る、仲叔曰、我口腹を以て人をわつらわす、去て外に移る、

一 晋の平公蔵焼たり、もゆること三日夜公子晏行て祝曰、我聞く、王者ハ天下を蔵とし諸侯ハ百姓を蔵とし農夫ハ田圃を蔵とす、今賦歛紂民を貪て暴虐なり、然らハ天是を亡す、今天わさわひをくたして君か蔵を焼く、是君か幸にあらずや、

*1 都城本「事」

*2 都城本送り仮名「祝シテ」

*3 都城本「は」

*4 都城本「い」

一 孔子出つ、俄に雨降る、蓋なし、門人曰、卜商に假らん、孔子曰、商財を惜む事人に過たり、我聞、人と交に長をして短をわするへし、故に久しく交る、其借を知て蓋をからむハ短をわすると

いふへからず、

*1 都城本「惜」

一唐の開元中、龜茲枕を玄宗に奉る、色瑪瑙のことし、此枕にふせは十洲三島四海五湖ことくく夢中にあり、帝名付て遊仙枕とす、

一塔伽沙谷ハ唐土東南の海中に在る島国にて、本は国主もなく農民ハ甘蔗を多くうゑて砂糖を造り、山中の民ハ山童とて猿のことくなるものなるか朝暮銚を持て麋鹿を突とりて其肉を食とし、其皮を市に持出酒食にかへて妻子を養ふ、女ハ木綿を織り家く二百端を貯ふ、煖国故一年二度の作とし米多き国なり、いつの比よりか紅毛人住居し平戸へ渡ル便とす、名を臺灣と改め城椰を築て居る、寛文元年国姓爺副州・泉州の軍援兵なふして利を失ひ臺灣に責入、紅毛を追落し、城椰を取て住す、是より紅毛ハ咬啗吧に落行て住居ス、国性爺か父ハ鄭芝龍と云一官老と称ス、福州の人也、明朝変乱に及て海島の賊船をかたらひ鞞韃に属せすして呉三桂に通路し海邊の所々徒黨多しといへ共兵募て急に福建道を討従か事あたわす、海島に隠居て時を待て謀略をめぐらし、又ハ商船に乗て数く五島・平戸・長崎に往來し、平戸に妻ありて一男を生す、長崎に妾あり、亦一男を生む、其身ハ屢福州へ渡海して軍旅怠る事なく、漸兵聚り泉州・漳州を責取、福建道を治め、福州城を築て居城とし、勢ひ漸く盛にして十五省を并吞せり、此時平戸の妻子を迎ふ、其船長崎に入津し此旨閩東へ告し、公の旨により平戸の男子十七歳也しを長崎に送られ、是より帰帆す、母ハ後に至る、此男子後に鄭成功と云、国性爺と号す、又五島一官と

云者あり、芝龍か旧友にして五島に住居し、領主の寵愛に依て年を送りぬ、其一男子を鄭成功平戸に留め置て友とす、成功福州に至るに臨て一官か子を倡ん事を訟ふ、公の免を得て出船す、福州城内に入て坐臥を同じふする事三年、城外四邊の所く見めくる、近き程南京西湖等にあすはしめんといひて日く美を尽して饗す、然とも日本を思ふ事切にして頻に暇を乞ひ、老親に事寄せて長崎江帰り日本の俗にあらため、清川久右衛門と号し、元禄年中迄存命す、福建道所々の物語、城中のさま、人の風俗、四季の儀式、城内正朔元三に門戸に松竹を飭り立る事日本のことく祝きし類、鄭成功日本故郷を慕ふの意深しと見へたり、是より今に福間の間、正月門松立る所多しと云、成功か別腹の弟長崎に在しを福州よりむかへす、後に国性爺日本へ使船ありて援兵を乞し時、己行ん事を訴けれとも公の許しなく果さす、援兵も遣されず、珍貨等の音物も受給わす、此時成功ハ福建道を平均し南京・浙江まで従へ北京の帝都に責入、北京城を責て既に勝へかりしを、鞞韃且勢日々加り、成功援兵なくして福州江軍を班す、呉三桂も雲南・貴州の遠境に在て援兵を出す事あたわす、日本の援兵も來らされハ終に福州城を破られ、成功泉州へ走る、此時平戸よりむかへし成功か母、日本を去て爰に來るハ子孫の榮華を見んと思へハなり、今老て此難に逢ふ、何の面目に在て爰を去ていつくに往んやと云て、城の樓に登て自害し大河に落て死す、成功ハしばらく漳州・泉州に在しか、兼て覚悟しけれハ厦門と云島に一城を築て居す、此島泉州・漳州を去る事近く要害無双にして萬国運送便よき所なれハ、漳州・泉州等まで鞞韃且責破しかとも、此厦門を責る事あたわす、一島皆功か領となる、厦門ハ凡廻り日本の三十里あま

る、たかさこへ近き故責取て二島を領す、時を待て大明を再興せんとす、厦門を改て思明州とす、明を忘れざるを示す、臺灣を改て東寧とす、日本を忘れずして祝きし意也、成功寛文五六年東寧に卒す、其子錦舎跡を繼て猶清朝に従わすして死す、其子奏舎(家力)に至て清に降る、東寧を去て北京に至り東海王に封せられ宅地を賜て住す、子孫の有無を知らず、

* 1 都城本振り仮名「タカサコ」

* 2 都城本振り仮名「サタウキヒ」

* 3 都城本「へ」

* 4 都城本振り仮名「ワロフ」

* 5 都城本「と」なし「作し」

* 6 都城本「る」

* 7 都城本振り仮名「ヤ」

* 8・9 都城本「す」

* 10 都城本「そ」

* 11・12 都城本「へ」

* 13・14・15・16 都城本「は」

一 明暦の比、長崎濱ノ町の賈人島原屋市左衛門、雪のあした濱なる路にて白銀の大なるか三包入たる袋を拾ひて、主を待つ事二時計すれとも尋来る者なし、旅人のおとせしにやと町人たる旅人の宿せし家へを尋れとも主なし、夕かためくりあひて返し與へぬ、此主悦ひ納て曰、我ハ薩摩国にてたのめる人のくさくさのもの買求にておこせたるに、此かねあらずは我命ありなんや、かへすへ有難きことに侍ると其かねを分ちて報ひしかと曾て取りあけ

す、ちからなく酒肴調へて念比にもてなして帰りぬ、此事薩摩国にてかくれなく国の学僧何某の海上物語とかやいへる、艸子に書記して世にひろめしなり、此者質素正直にて貪る心なけれハ、さのミ富ることなく又乏しく苦しめる事もあらで終りぬ、其陰徳にや、子孫はからざるに高来の領主の恩澤にて長崎御館の守と成つゝ饒なる身となりけり、長崎夜話
中二出

* 1 都城本「は」

一 真徳秀字景元、慶元五年の進士たり、四歳にして書を交目を過て誦を成す、後に大儒となる、

一 内翰君姓ハ林諱ハ春信、亦諱ハ愨、字ハ孟著、勉亭と号す、又梅花洞主と称す、其大父羅山先生文名邦域に播す、弘文院(林梅堂)学士其緒を紹述し當今現に文衡を掌る、而林君ハ則羅山先生の嫡長孫にして弘文学士の冢子也、寛永癸未八月十一日を以て武州に生れ、寛文六年丙午九月朔日を以卒す、年二十四、越て三日辛巳忍岡別荘の良隅に葬る、林君生て穎異、大父是を期して千里の駒とす、生て六歳、初て大学唐宋詩若干首を讀む、皆誦を成す、又三年、大父論中庸を口授す、讀過して輒忘れず、乃祖愈喜、明年毛詩を口授す、又明年癸巳中秋勉亭初て試に詩を賦す、大父喜て是を和す、年十二、尚書礼易佐氏傳を讀む、明年冬、学士に侍し往て朝鮮使臣李明彬に晤す、即詩を賦し再酬答を為す、李大に是を奇とす、李ハ朝鮮の両榜たり、大父復文選東坡山谷諸集を口授す、篤く遷固か史を好む、人に語て曰、孫年十三、讀書吾幼時に十倍す、次年 大君に謁す、復為に中庸孝経聯珠詩格等の諺解を作

る、是を口授す、復後漢書を授て曰、汝既に班馬に志あり、吾并に此を以爾に授く、是を勉よや、又明年正月、大父館舎を捐つ、学士儼然衰経の中、旋公事埤遺を以て継、又経書を講授するを以て故に季父讀耕子に就て学ふ、季父視て子のことし、勅々督課秋題百品藝餘千題のとき、或ハ和しかたきの韻を押し或ハ刻燭を限て成る、揮洒立就せざるなし、時鬢廢和郵篇往來、於是聲名籍甚、壬寅讀耕子物故す、勉亭悽愴に勝へず、厚く其孤を撫し以叔父の恩を報す、是より先学士病餘、本朝一人一首を編し評註を作らしむ、口授して草立ところに成ル、一字改る事なし、今世に梓行す、復学士に代て諸生の詩文を評隲す、皆其博瞻〔に〕服して曰、若年猶弱し文を属するに工なる事かくのことし、是年の冬より学科若干を賜ふ、其後癸卯宅地を賜ふ、甲辰 台徳公の忌日命を奉して事を紀す、復籠賚を蒙り、列侯瑞を班し職に循ひ勞を効す、叨恩沢に沐す、乙巳日光山に事あり、事竣て旨を奉し慰勞す、黄金衣服を賜ひ恩寵頻に承く、侈て異教とす、其舉比に據り重席を累ぬるに及んで論議風生し、雄弁四筵を驚すに足る、姫路故拾遺のとき、加賀羽林のとき、其講貫を聞き推服せざるなし、而齊藤子默尤莫逆とす、形骸を忘るゝに至る、往時吟咏日に繁し著述日に富む、錦囊蠹餘を輯め惟其少を患ふ、旋復舊作を敵較し是を搜り是を剔り行餘雕蟲と號す、惟其多を患ふ、或其故を問ふ、答曰、樂て三千首、或俗體を嗤ふ、信明五字郊老ノ七字人皆寶愛す、是を以是を視るに孰か多く孰か少き、然ハ猶素り撰輯する所の詩文各十卷あり、其弟贛棄捐に忍ひす、復詩集二十卷を彙む、暇あれハ則古帖を臨摹し諸詩を手録す、甲辰冬、命して本朝通鑑を編輯す、学士是を總裁し勉亭分較に充らる、百餘年事を

叙述して遺佚能く考へ損益宜に従ふ、饒に史才あり、蓋馬班左范に得る事あり、休沐にハ杜律を講し諸生を謂す、本朝三十六將を選ひ小傳を作爲す、當宁甚賞鑑とす、敏にして能く勤むる事必此に至る、五月、学士家塾五科を設け經史詩文倭学を分つ、大員長実特秀萌等の生を署して勉亭を以て左員長とす、其大員を虚す意蓋爲る事あり、而勉亭心猶之を嫌とす、然而善者徵者ノ下疑有缺誤上箕裘〔を〕述、下来学を開きいまた嘗て少き倦ます、秋七月、故因幡守源資為か女を娶り以て之か配とす、下旬姻を畢ふ、月を逾て五日、瘧痢の災に罹り煩悶譚語、亦惟詩を言ひ学を言ひ一語他に及ふなし、終に是を以て起す、終に臨んで愈々君恩を忘れず父母の恩を忘れず、其弟暨ひ従弟憲に倦々し、親友門生に至るまで叮嚀告戒、一に皆勉之に正を以せしむ、而曰、近来学者唯一超直入を要し漸より做し來るを憚る、又曰、余平生酷詩賦文章を嗜む、いまた四書六經の蘊奥を究めず、志既に墜ぬ、遺恨如何ん、汝等宜しく切に之を思ふへし、或曰、詩賦文章名を不朽に垂る、答て曰、汝言非也、名を垂るといへとも何の益あらんや、唱て曰、拙に似て拙ならず、弱に似て弱ならず、奄然として逝す、其為人、沈潜貞静和惠人を愛す、寛裕亮直迫らず阿ねらず、好んで人の善を揚げ勤て己か愆を改む、孝友誠信行を顧ミ言を謹む、余初東武に至り逆旅の主人に於て其二詩を見る、清新流利灑々群を出つ、一月の間是に接する者四たひ初竹洞齊中に見ゆ、論議の次偶杜少陵・元次山に及ふ、勉亭曰、少陵ハ詩聖、翁奈何そ次山と並稱す、余曰、少陵特り名を詩壇に〔檀に〕するのミ、其他少しき概見なし、抗章論救既に之を房瑄に失し、倚毗留連復之レを嚴武に失す、次山遠く道州に謫せられ未嘗て情を詩酒に放にせず、

拳々君を愛し民を化し公を憂ひ位を靖んす、此に由て云へハ殆及
はず、豈特並称せんや、勉亭復一語を枝梧せず、其見已に此に及
ふ、人父母を問らず、閔騫か以て孝とする所議弟友に私せず、程
子の以て明とする所其議する所に即くに文辞貞敏なるを穎と曰、
張行爽わさる定と曰ふ、諡して穎定といふ、遇て黨するに非ず、
昔孔圍敏にして学を好む、諡して文とする事を得たり、漢帝營表
いまた作せず、遂に諡して成と為、豈溢美とせんや、今勉帝英々
未見われず、晩年卓識の六経を窮捜し、身大道を體せんと欲す、
是に究是に圖る、誠に當世を輔翼するに足る、斯人死せずんハ駸
とし〔て〕其レ興る事有らん歟、蓋天而モ日本の斯文に與らん事
を欲すんハ何為そ若キ人を生ず、天果して日本の斯文を興起する
を欲せハ又何為そ若人を翦す、既に浮華瀚漫の学に非るを知る、
〔則其学必帰する所あらん、既に敦行漸進の学たるを知ル〕、則其
学必立所あらん、夙悟方に開け趨向既に卓し雫雪飛霜芝摧け蘭萎
む、

昭初林勉亭ハ羅山子の愛孫なるを聞く、いまた其為人の詳を
知らず、辛卯春、東武寓舎適舜水文集を讀む、林春信碑銘に
至て其学識行儀の詳なるを知る、且異邦の人に称せらるに我
国の文の興起に與るを以す、故に其文の始末数百言を畧し写
すに国字を以し、児輩の讀むに便あらしむといふ、

* 1・2・3・6・7 都城本「は」

* 4 都城本「諸」なし「詩を」

* 5 都城本「課」

* 8 都城本「ル」

通昭録卷之六十二
越昭随筆卷十四

- 一 島津豊久不信大星
- 一 福島正則使捨己
- 一 三好長慶連歌
- 一 上杉憲春諫死
- 一 秀忠公不淫色
- 一 林道春注神社考
- 一 森蘭丸知明智叛
- 一 月岡左門忠死
- 一 神功后征三韓
- 一 漢南軍軍伍整
- 一 一本多忠朝悌
- 一 板倉重宗教誨
- 一 惺窩畧傳
- 一 桂庵讀朱註
- 一 羅山畧傳
- (一) 上総忠光
- 一 虎女貞節
- 一 重忠伏不爭
- 一 重忠服由利
- 一 楠正勝忠烈

一本多正信□君過
一 秀吉大膽

- 一 由良氏
- 一 尊圓親王
- 一 一休和尚
- 一 加藤明成減祿
- 一 穴沢氏戰死
- 一 鹿兒城回祿使价
- 一 島津久貫江邸救火
- 一 佐野氏悼久貫死
- 一 廣瀬氏立物
- (二) 野村源助
- 一 橘氏名醫
- 一 橘氏禁服藥
- (三) 幸阿弥
- 一 箱崎松歌
- 一 大将大音
- 一 川上氏弓馬
- 一 幽齋せゝくし歌
- 一 中馬雷十発句
- 一 有知子内親王^(曾力)
- 一 甌島天童山^(室力)
- 一 関ヶ原落人匿京

一 山田氏領地

一 山田氏祭義昭僧正

一 明曆中七夕規式

一 鹿兒島城石垣

一 慶安比出物

一 頭殿供并踊

一 木脇氏宅御馬屋

一 龜山氏使江戸

一 由の関ヶ原記

一 船手

一 六七君

一 末吉郷民八左衛門孝

一 小池氏学斎齋

一 松岡氏吸席上酒

一 島津久貫果斷

(一 島津久甫)

一 木佐貫半助忠

一 鳩巢先生容兒

一 鳩巢子家室

(一 鳩巢先生容兒)

一 義岡氏

一 留守居

一 留守居席次席

一 中川郡兵衛

一 大石良雄賜死

一 羽島左衛門忠

一 中島道勢忠

一 大田道灌江戸城

一 戸田平次好武

一 志賀瑞翁

一 阿多郷士拝一瓢公像

一 伊達淺野氏不平

一 慈徳廟消火

一 水野氏囚を預

一 伊集院俊雄大坂城留守居

一 水戸光圀卿

一 伊東新助讐を報

越昭隨筆卷十四

一 島津中務太輔家久、豊後宗俊氏^{*1}と會戰の時、薩軍相匍て敵大星を得たりとて兵氣勇ます、家久曰、敵兵の掛り来る隊伍整わす限^{限カ}にすゝむ、大星ハ虚なり軍伍ハ実なり、実豈虚に勝たざらんやと兵を指揮して大に進む、終に勝つ事を得たり、

*1 都城本振り仮名「ムナカタ」

一 大坂陣に福島左衛門大夫正則江戸に在り、本国安藝に嫡子備後守在り、正則書を藝州の家臣福嶋丹波・尾関石見に送て曰、某故太閤の厚恩を受ける事隠れなし、吾子備後守武將の器あらハ我を捨殺し大坂に属して太閤の恩を報せよ、二臣此事を備州の前に議す、丹波曰、若備州大坂に属せハ與力も亦多かるへし、然して大坂利を得ハ福島の大幸是に過くへからず、譬ひ負るとも打死して武名を後世に残さんに何の慮かあるへき、石見曰、議論尤理あり、然とも眼前父公を棄殺さは天人共に悪む所也、あるへき事にあらす、大坂の利運千二一^{*4}もあるへからず、衆是に同して大坂に属せず、後正則左遷の時、切て出んと怒られけるを家臣熊沢半右衛門謀て是を止む、

*1 都城本送り仮名「吾カ」

*2・3 都城本「は」

*4 都城本「に」

一 三好長慶連歌興行の時、前句あり、薄にまじる芦の一むらと有しに、満座案し煩ふ処に、舎弟豊前守之康入道実休討死の注進状到

来す、長慶開き見て語らす、其書を傍に置き目を開ちしはらく思案して、古沼の浅きかたより野となりてと付る、席上大に感す、其時長慶曰、弟実休敵の為に討れたり、今日の連歌是まてなりと則兵を起し甲合戦を遂て大捷を得たり、

*1 都城本「閉」

一 鎌倉管領足利左馬頭氏満、將軍義満に叛心あり、義満窺知り書を氏満の家令上杉憲春に賜て譴責す、憲春屢諫れとも氏満聴かず、憲春愁悲して自殺す、氏満悔悟して叛心を止め、憲春か弟安房守憲方をして家督を継しむ、

一 秀忠公駿府御滞在の時、家康公枕席の徒然を案し阿茶局に謀らしむ、局美女をして菓子をもたしめ夜中竊に秀忠公に詣らしむ、公上下を服し女を上席に就しめ、菓子をいたゞき両手をつき謝詞を述べ、自立て女を送り帰しむ、女帰て告す、家康公大に感して曰、吾及はさる処也、

一 大坂陣に廣橋大納言・三條大納言^{*1}家康公の御陣に勅使たりし時、職原の事を林道春に尋らるに、道春古今の異同公卿の補任思慮に及はず談話一時を過く、二卿驚嘆して英才を称す、於是勅を奉して神社考神名帳を注して奉る、

*1 都城本「三條大納言」なし

一 森蘭丸幼にして穎悟發明なり、明智光秀飯を食ふに噛ます箸を落して覺えず、蘭丸見て其叛心を知り信長に告ぐ、信長信せず、幾

程ならずして叛く、

一 上野郡司重長戦利あらず、上杉憲政に降る、憲政是を春日門の内
に幽す、重長か侍童月岡左門、年既に三十、猶重長に侍す、竊に
告て曰、某今自殺すへし、首を切て先きにもたしめ君を薙の中に
包ミ薙に血を濺ぎ、其尸骸と称し使を以門番に告て、君閉錮の苦
心乱れ罪なきに左門を手刃しぬ、其尸骸を山野に埋むといわ、無
難に門を出なん、然して国に帰り再ひ兵を起して此仇を報ひ給ふ
へし、重長不可、左門一封を残して自殺す、重長涕泣に堪へず、
其言のことくす、番人東條左近曰、月岡氏の高義耳に轟く事久
し、薙の中を一鐘試て後通すへし、使者曰、左門死すといへとも
我舊友なり、屍をして鐘を試しめて可ならんや、左近不聴、使者
むなく帰る、夜陰左近竊に來り、重長に告て曰、今日の事各其
義を行ふのミ、然れとも月岡氏か忠死黙するに忍ひず、明日他人
予以て番す、又今日のことく謀れ、もしくはハ免れ給ふへし、重
長曰、何の謀かあるへし、左近笑て去る、又明日のことくす、番
人不覚、終に免る事を得たり、

*1 都城本「明日又昨日のことくす」

一 神功皇后三韓征伐の始、磯鹿海士名草に命して西海何くの方に國
有りやと見せしめ給ふに、日を経て帰り告て曰、西北の方に山あり、
雲を帯て邪に亘れり、是國あるなるへし、夫雲ハ地に生し風
ハ太虚にやむ、國あるにあらずんハ雲起らし、於是兵を發す、既
に勝て歸る、大矢日宿祢を三韓に残し探題とす、是異國本朝通路
の初なり、

*1 都城本「有り」

*2 都城本「田」

一朝鮮陣加藤清正蔚山に營す、漢南軍三万是を囲む、漢人糧乏しく
夜に乗して退去、一夜漢人石火矢を撃て山川を動す、城兵大に驚
く、夜明て見れハ敵既に退て跡なし、清正嘆して曰、三万餘兵城
外十町を去るに人馬の音を聞かず、軍令及ふ所にあらず、

*1 都城本「て」

一本多出雲守忠朝は中務太輔忠勝次男なり、忠勝末期遺言して金一
万五千兩を譲る、後に忠朝のの兄美濃守忠政、金を與へず、忠朝
の曰、父死して適子其後嗣く、財寶其有とする事勿論なりとて聊
も恨る心なし、忠政恥て與へんとすれと固く辞して身を終るまで
受けず、

*1 衍、都城本なし

一 牧野撰津守ある時板倉周防守重宗をとむらわれしに、重宗撰州に
向つて馬上にて、脇差の差やう知られたるやと問わるゝに、知り
侍らすと答へられけれハ、悪るき武士かなといわれたり、又ある
時刀のねたはつけやう鍛錬かと問われけれハ、いまた鍛錬せずと
こたふ、重宗又わるき武士かなといわる、重宗ハ常に出入の者に
かく心をつけてはけまされけるとぞ、

*1・2 都城本「は」

*3 都城本「と」

一 惺窩ハ姓ハ藤原、諱ハ肅、字ハ斂^(カ)、夫播州細川邑人なり、定家十
二世の孫なり、父を為純といふ、世々細川の邑を食む、窩生れ
て眼に重瞳子あり、左の眉の傍に黒野^{カシ}あり、幼にして穎悟常なら
ず、八歳にして心經法華經を諳んす、人呼て神童とす、髪を祝し
て僧となり、薺と名つく、弱歳にして洛陽相国寺に來り妙壽院に
居す、後播州に帰る、太守赤松氏善く是を遇す、惺窩佛書を讀と
いへとも志儒學に在り、一相者あり、是を見て曰、公是精神腹に
滿甚聰明なり、窩曰、唯聰明是可なり甚字如何ん、相人曰、是公
の癖なり、窩笑て言わす、文祿二年武江に赴き 東照宮に謁す、
命して貞觀政要を讀しむ、惺窩

本朝師なきを以て大明に入、師を求んと欲し、筑前に至り船を發
す、風濤に逢ひ薩州鬼海嶋に漂着す、盛志遂すして帰る、窩以^{フモテ}為
く聖人常の師なし、是を六經に求て足りなん、時に朝鮮の員外郎
姜沆赤松氏に寓客たり、窩を見て喜て曰、朝鮮国三百年已來如斯
人なし、不幸にして日本に落といへとも斯人に遇ふ、亦大幸なら
すや、窩自称して惺窩といふ、上祭惺々法の語に取る、

本朝漢唐註疏を讀て經傳を解す、程朱の書に至てはいまた什か
一を知らず、窩程朱の書に據て性理の學を誘ふ、其功尤大なり、
元和五年卒す、年五十九、平生著す所の書達德録綱領、寸鐵録、
逐鹿抄及び經書和字訓解等あり、又詩文和歌を集て惺窩文集と号
す、先是、窩再ひ

太神君に謁して漢書十七史等を讀む、君其才徳を知る、いまた用
ひさるに既に實を易ふ、

羅山子曰、先生幼ニシテ學至レ壯不レ怠出ニ入于積老ニ、閱歷
諸家兼習日本紀・萬葉集・歷代倭歌詩文等ヲ一、其間讀ニ聖賢

書ニ、而後棄異學醇如也、故精義折理殆如破竹、未曾勞其
力、嘗曰、我所讀人所讀其文義何異、然則諸儒註疏凡識字者
皆可讀、唯所貴則得之言外而可也、我朝之景雲天葉下文明五
星聚圭之際歟、

一 薩州の釋桂庵、大明に游学す、程朱の書を學ひ歸る時にして朱註
を坊津一乘院に講す、惺窩積老の道を染ます、經傳漢唐註疏を讀
んで足れりとせず、道を大明に求んと欲し筑州を發し風波に逢て
坊津に至る、遇レ一乘院に來て桂庵か朱註を講するを聞き、道
ハ此に在り、明に求るに及はずとて、是より歸て程朱の書をよみ
大に姓理^(イデ)の學を誘ふ、本朝朱程の學を講するハ実に桂庵か功な
り、

一 林道春ハ藤氏の餘流より出つ、其先ハ加州の士族なり、後に紀州
に移り又京師に移居す、父を信時といふ、信時の兄吉勝子なし、
春を養て子とす、春幼名菊松、孩提にして岐嶷、早く言ふ、八歳
にして始て書を讀俗字を知る、甲州の亡人徳本常に吉勝の家に來
て太平記を讀む、春側に在て諳す、十二にして国字に通し演史小
説をよみ粗中算の書を窺見る、記憶して忘れず、世に稱す、此童
耳囊のことし、名を又三郎信勝と改む、東山大統庵古澗長老の室
に入り書をよむ、時に蒙求を讀者あり、傍聞て通習す、十四歳に
して白氏長恨歌琵琶行の鈔解を作る、援引詳精、見る者神童と稱
す、當時禪老世に名ある者典故の出處を問ふ者多し、山中の僧議
して僧となさしむ、春頭を掉て家に歸る、誓て曰、何積門に入て
父母の恩を棄んや、後なきハ不孝の大也、必是を為し父母其志を

堅きをよるこふ、是より志を聖經に尽す、遍く四庫の書を讀む、道春嘗て聞、昔禪僧周崇十八歳にして洛中の書を看尽す、邊鄙に趣きいまた見ざるの書を尋ね、家に帰るに及んで和漢の書を貯へたりと、春も亦大に書を尋ねもとむ、然とも當時明船の来往希にして求る事甚難く借る事も亦易からず、故に藏書の人を尋求め、貴賤を論せず借得て讀過す、年二十二、歴覽する所の書凡四百四拾餘部、見るに従て多くハ暗誦す、自見る処の書目を記して益見ざるの書を求む、今年始て惺窩に賀古宗隆か宅に見ゆ、偶床上に論語大全あり、問難数条、惺窩辨析し且曰、問ふ所我も亦十餘年前嘗て此疑あり、即其利智を嘉するのミにあらす、只其志を嘉するのミ、一日春秋傳をよむ、惺窩書を寄せて曰、古人羅仲素春秋を羅浮に讀む、羅浮は是羅浮に在らずして、足下明窓浄凡之上にあり、是より羅浮山人と称す、二十三歳慶長十年、太神君洛陽に入、二条城に入る、永井直勝をして俄に道春を召す、出て謁す、老儒清原秀賢及び相国寺承允長老・元吉長老御前に待す、神君光武の高祖に於るの世系を問ふ、皆答ふる事あたわす、神君春に問ふ、對曰、九世の孫なり、又問て曰、漢武反魂香何れの書に出るや、對て曰、史漢に載せず、白氏文集新樂府及び東坡新註有之、又問曰、蘭に種品多し、屈原か愛する処ハ何れの蘭ぞ、對曰、朱子の註に據れば沢蘭なり、應對流るゝかことし、神君感して遂に儒臣とす、眷顧日々に渥し、台徳公・大猷公・嚴有公の四主に歴仕し法印に叙す、常に近侍して聖經の要旨を論し和漢の故実を論し、或ハ執政の席に陪し又棠廳の事に預る、百数十歩の地を上野に賜ひ別荘とす、尾張義直卿堂を此地に築き、聖像及び顔曾思孟の像を安置し、親く先聖殿の三大字を書して道春に賜ひ以て額

とす、又大成殿と称す、春四十明暦元年、朝鮮国信使俞秋潭来朝す、道春詩を秋潭に寄す、贈答数回、潭国に帰るに及て江府を發するの前夕、秋潭扶桑壯遊百五十韻を寄示す、以て嗣響を求む、道春即日是を和して其子春恕に口授し是を草す、一人傍に在て浄書す、翌日に至て成る、小田原に至て秋潭に達す、潭其速なるを驚嘆す、詩を作り席を作て是を謝す、道春又次韻して追て途中に及ふ、潭益称挙す、三十七先是、朝鮮使来朝する事数艘、道春會して中華の書中疑問を挙る事数回、皆答る事あたわす、明暦三年卒す、七十五歳、文敏先生と諡す、平生著す所の書百四十餘部、又詩文六十卷、羅山文集と号す、世に行わる、

* 1 都城本「三」

* 2 都城本「二」

* 3・4 都城本「は」

一上総五郎兵衛忠光は平氏の臣なり、平族滅して後なし、忠光心に盟て以為主の亡ふるに及んで仇を報するの志なきハ勇士に非すと潜に鎌倉に入り頼朝を狙ふ、時に頼朝永福寺の新堂を造る、親ら出て監臨す、忠光魚鱗を以て左の目を覆ひ眇のまねして匕首を懷中に藏し、傭人となり土石を運ひ隙を伺ふ、頼朝怪ミ佐貫次郎をして執らへて責問ふ、忠光実を以對ふ、於是景時をして是を誅せしむ、

或論曰、趙襄子一たひ其死を免して豫讓を殺す、古人猶是を誹る、矧や頼朝一挙して是を殺す、*1後日何を以て人臣の勸とせんや、

* 1 都城本「す」なし「殺」

一大磯の虎女母ノ命を受けて倡家に寓す、曾我祐成か死を聞て悲に堪へず箱根山に登て尼となる、年十九、終身志操を變せず、

一頼朝奥州泰衡を征するの時、畠山重忠先鋒たり、阿津賀志山を攻るの前夕川村葛西等夜に紛れて畠山か陣前を過ぐ、重忠か兵是を留んとす、重忠不聴して曰、重忠既に命を奉して先鋒たり、彼輩進んで敵を破らは某か功にあらすして何そや、我彼輩と前後を争わ、勝「つ」とも勇士の志を拆く本意に非すと堅く制してゆるさず、頼朝大に感賞す、

一由利八郎ハ奥州泰衡の臣也、泰衡滅亡の時、宇佐美実政是を捕ふ、天野則景功を争て決せず、頼朝梶原景時をして由利に問わしむ、景時立なから問て曰、何色の甲冑を着たるもの汝を捕るや、由利景時を叱して曰、夫我主ハ秀郷將軍の嫡流にして三世鎮守府の將軍たり、汝か主の頼朝も如此無礼なるへからす、運尽き囚となるハ士の常なり、豈汝か問に對ふへけんや、頼朝重忠に命して問わしむ、重忠襟を正し容を斂(斂力)て由利に謂て曰く、士人縲紲の苦を受ける古人恥とせず、貴客恥恨むへからす、公ハ奥羽に卓犖たるの勇士、素もとより其名関東に轟く、故に軍士公を收獲して争て止まず、何色の兜鎧なる者公を捕ふるや、由利危座して曰、公ハ畠山重忠歟、前の男の無礼に似すと実を以て告ぐ、頼朝其雄壯を聞き召見て曰、泰衡二州を并吞し威を振ふ事数年、我東征を苦しむ事久し、然るに二十日を踰へすして誅に伏す、二国十七万の將として百日を支へさるハ笑ふに堪へたり、由利曰、我主帯甲十万、防

禦に乏からすといへとも幕府大軍発向すと聞て兵を分て所々を守らしむ、於是忽利を失ひ国衡戦死し賊臣の弑を蒙る、抑義朝は十五州を知りなから平治の乱に一日を支へすして長田忠宗に殺されたるハ如何ん、左京さきやう為に汗を流、頼朝詞なくして簾を垂る、其不屈の志を感じ命して囚をゆるさしむ、

* 1 都城本「古今」

* 2 都城本「よ」なし「素り」

* 3 都城本「左右」

一楠正勝父祖に繼て河内国金剛山城を保つ、南帝是に依て芳野の皇居に在り、帝祚の絶さる事いとすちのことし、將軍義満使を遣し正勝に告て曰、君早く降れ、長く富貴を失ふへからす、正勝答て曰、祖父正成初て南帝に属し世々忠義を守て二心なし、謀慮齟齬し南戦日々に利あらず、天命の然らしむる処亦救ふへからす、危に臨んで二心あら何の面目あつて父祖に地下に見ん、寧骨となるとも降るへからす、於是將軍畠山義深をして正勝を攻しむ、城中粮尽て又援兵なし、正勝・正元小次郎其保つへからざるを知て竊に遁れて十津川に匿る、正成此城を築て七十餘年、始て陥る、正勝ハ亡命して行かたを知らす、正元明德三年五月京師に入、將軍を狙ふ、發覺して捕わる、將軍細川頼元をして告て曰、今より心を改て我に事へよ、然らば則父祖の遺迹を失わし、正元汝然として泣て曰、主威傾て救ふ事あたわす、死して猶餘罪あり、只に生を捨て義を取るのミ、將軍やむ事を得ずして是を斬る、是より楠氏再ひ起らす、

一家康公怒て侍臣を罵給ふに本多佐渡守正信是を聞く時は則出て其故を問ふ、公其状を告く、正信大に怒て是を罵る事公に過たり、公怒解けて正信を制するの色あり、於是其者の父祖の功をいふ、公益心解く、正信亦色を直して告て曰、公の汝を罵るハ汝を親して也、今路人の過ある、是を咎めさるハ諫んすれは也、汝一旦過を以て君に怒らる、以て憚るへからず、過を悔ひ益進んで給仕すへし、其人心を安んし公も亦再び其人を悪まず、

一秀吉相州小田原を伐つ、馬船をして遠州御前崎を廻らしむ、船人曰、此所ハ龍宮馬を忌むと云て馬具すら猶船に乗せず、古来の説誣ゆへからず、秀吉笑て筆を取て書して曰、今度就誅伐北條使船赴相州小田原無難可被通之者也龍宮殿、則船頭に渡して曰、若難あらハ海に投せよ、船爰を過ぎ偶風雨に逢ふ、書を投して雨風止む、風雨ハ偶然のミ、太閤明智、人の迷ひを破るに足る、

*1 都城本「条」

*2 都城本「は」

一上野国金山城主由良信濃守国繁二子あり、長を成繁、次を長尾但馬守頭長といふ、小田原北条氏直に属す、天正十二年正月、兄弟小田原に到て年首を賀す、氏直怒て曰、汝等罪あり、諸所の合戦一も予に告す、帰すへからずとて小田原に錮す、従者帰て金山に告く、家臣渋川義勝・横瀬勘九郎議して曰、小田原の軍近日到らん、主命なくして城を渡すへからず、於是由良氏の老母を將とし七百三十人歩卒三千人心を一致して金山城を守る、氏直大軍攻れとも勝す、数月を経て降す事あたわす、由良氏の暮提寺金龍寺・

長林寺小田原へ到り和平を議す、氏直由良氏か兵粉骨を尽し死を軽んずるを感じ兄弟を帰し質を取て和平す、

一尊圓親王ハ伏見院の皇子なり、永仁六年生る、初尊彦と称す、僧となりて青蓮院と號す、延文元年卒す、享年五十九歳、書藝に通して一家を成す、

一休ハ後小松院の藝子也、母藤氏、帝に事へて寵遇を得たり、孕む事あり、后宮始て讒す、帝怒て是を追ふ、於是民家に入り男を生む、後僧と成つて一休と称す、

一加藤左馬介嘉明奥州會津四十万石を領す、児小姓多賀主水大坂冬陣に十六歳にして功名す、四千石を与へて寵す、嘉明死後明成家督す、主水か寵を恃んで驕奢なるを惡ミ、折に觸て辱しむ、主水憤に堪へず白昼會津を去り、江戸に到て明成叛心教条を訴ふ、糺明の上無実を決し、主水を明成に賜ふ、主水斬首せらる、妻子ハ逃て鎌倉尼寺に匿る、明成怒解けず、人をして縛らしむ、住僧怒て曰、頼朝公の時より今に至て我寺に隠る者出す事なし、理不尽のわさやむへからずと則天樹院殿秀忠公ノ女に訴ふ、明成勢の解くへからざるを察し四十万石を辞し衣食の料一万石を賜て石州山田に墾す、明成七世の孫相模守明熙今江州水口二万五千石を領す、

一穴澤主殿介盛秀長刀を能くす、豊臣秀頼卿に仕ふ、秀頼も亦其藝を習ふ、冬陣に上杉景勝の士折下外記に討たる、其藝傳習ふ者絶す、今に號して穴沢流と称す、

一元禄九年鹿兒島御城焼失するの時、火既に罹ると等しく足輕式人を以江戸へ告しむ、御殿所々に火移るに及んで、国老番頭をして番士に告て曰、急を東都に告んとす、誰か其命を従んや、言未終らず平田助右衛門・三原七右衛門進んで使節たらんといふ、於是二士命を奉し家に帰らず走て東都に趣く、白金坂を経て一人曰、事早卒に起り金をたくわへず、又馬に乗るの用意なし、則相議して加治木に到り蔵方用金を借り市店の蒲団を買ひ刀を以両断し、馬を乞て各其半を敷き、昼夜馳て相州箱根駅に到て、始国を出るの輕卒を見る、二士其遲滞を怒る、輕卒恐懼して先馳せ二士も従て東都に入る、国を發して十三日に及ふ、

*1 都城本「に」

一 島津中務久貫国老を以て東都に在り、邸の近隣失火あり、佐野六右衛門^{守殿附用人}芝守殿に至る、門閉て人を容れず、佐野氏姓名を通し、良有て門を開て通る事を得たり、守門輕卒其従者を制し漸其半を通す、佐野氏大に怒る、火既に近隣を焚て餘烟殿中を掩ふ、久貫火見樓に登り指揮して火を防かしむ、事急成るに及んで佐野氏人をして久貫を召ふ、數回にして樓を下りて佐野氏にま見ゆ、佐野氏曰、事既に急なり、守殿をして早く去て火を高輪に避しむへし、久貫曰、期は某告へし、容易に發興あるへからず、云ひ終て又樓に升る、佐野氏大に罵て曰、時移り人集り路開けずして事危し、早く避すんハ悔とも益なかるへし、久貫耳聞さるかことく優々として升り去る、頃刻にして火邸を遠り去て邸中無事なる事を得たり、久貫則守殿に詣て賀す、佐野氏其雄壯を云て感賞す、

明日佐野氏昨夜門を開ク^{*3}事の遅をいふ、久貫守門有司等に令して曰、自今緩急あらハ備^{*4}を遲滞なからしめ、急卒に門を開くへからず、衆大に服す、

*1 都城本「シ」

*2 都城本「ま」なし「に見ゆ」

*3 都城本「く」

*4 都城本「は」

一 佐野氏天性豪氣、能く事を弁す、久貫亦英材群を抜け果斷比倫なし、故に毎に両雄事を論して合されハ争議して止まず、佐野氏久貫を以て固滞して廻らすといふ、其死するを聞て嘆息して曰、薩陽の棟梁斃れぬ、誠に惜むへし、和歌を詠して追悼す、

*1 都城本「を」なし

一 廣瀬郷左衛門金半月の立物甚輝て遠目にも能見ゆる、夜軍鉄丸の来る度ことに頭上を過れハ足もとを見、足下に來れハ仰て見る、是を以てあたる事なし、是鉄炮を避るの故実なり、

*1 都城本「は」

*2 都城本「也」

一 野村源助学を好ミ書を善くす、押川十郎右衛門と棋を囲ミ酒を呑む、押川氏酔に乘し礼を失し野村氏を罵る、野村氏怒に堪へず短刀を抜て是を刺す、傍人驚て捕ふ、明日野村氏客を會して宴す、忽押川氏か死を告く、野村氏神色自若として談話す、書數十枚を写し友人門生に与ふ、終て自殺す、享年六十餘、

一 光久公国に在て病す、官醫を東都に乞ふ、於是橘隆庵法眼命を
受て薩陽に赴く、駿州沖津駅に宿す、隆庵適々脈を診するに死脈
也、大に驚き門生従者を試るに皆如此、於是以為く、是則風土の
然らしむる所なり、早く是を避へしと急速に駅を出て去る、三日
を経すして津波忽に起り人家悉く海底に没しぬ、

一 隆庵鹿兒府＊1に在るの日、稲留幸庵をして常に傍に侍して用を達せ
しむ、其帰るに及んで送て大坂に到り船中の近侍とす、隆庵別れ
に臨て懇に告て曰、年少数月の勞謝詞なかるへし、我一語あり、
宜しく心肝に銘して忘るゝ事なかれ、某數世醫を業とし〔て〕數
十年の功を積む、然れども猶藥方誤て人を殺す事幾はくといふ事
を知らず、今の世能其病を察し中的の藥を与ふる醫あるへから
ず、藥ハもと編症の物にして病に應すれハ治す、應せされハ大に
害をなす、故に養生ハ平日に在り、其病るに臨て飲食を節にし
嗜欲を慎しめハ、病自ら愈ゆ、藥湯ハ服せずして可なり、幸庵謹
て諾す、後に幸阿弥と稱す、七十餘歳にして終に藥を服せずとい
ふ、

＊1 都城本「覺」

＊2 都城本「は」

一 東照宮の治世、天野三郎兵衛・本多作左衛門尉・高力與左衛門、
是を智仁勇の三奉行と稱す、共に子孫を断つ、或云、古より訴訟
を聴く奉行たる人の子孫の繁榮せるハまれなり、或の狂歌に

箱崎の松は奉行にさも似たり

すくなるゆうてまからぬハなし

筑前箱崎の松直なる事竹のごとし、近く寄て見るに皆曲れり、此
意を比してよめり、

一 大将は大音にて言語分明なるを要とす、将門＊1は言語ハ分明ならず
といへども戰場千八百人に下知す、頼義・義家ハ言語分明なれと
も大音にあらす、義朝ハ音ハ人に勝れて口瘡シモれり、小松重盛＊2は大
音にして分明なり、頼朝も然り、義経は小音にして舌まわらす、
良将の疵也といふ、又義貞も大音に〔し〕て言語も分明也とぞ、

＊1・2 都城本「ハ」

一 川上十郎左衛門十郎左衛門幼より馬藝に善し、十二歳にして鎬流馬
を命せらる、綱貴公に聞す、年少其過恐るへし、於是明年十三
歳にして射たりしとぞ、

一 細川幽齋薩州に來り喜入を過けるに、田面に雀のあまた集りたる
を見て爰ハ何といふ所そと問われしに、せゝくしと答へけれハ＊1
せゝくしとなくハ冬田のすゝめかな

＊1 都城本「は」

一 中馬雷十と稱す休左衛門秋夜垂水侯貴備に従て新城侯の臨江亭に遊ぶ、雷十
盃を挙るに及んで明月桜岳の絶頂より出つ、月光江に浮ひ水天興
に一色なり、俟一句を命す、十盃を置て則句を呈す、

月の出は波のつゝミの拍子かな

一有智子内親王ハ嵯峨天皇の母宮、本朝女中第一の秀才なり、頗史漢に涉り善く文を属す、弘仁五年加茂齋院となる、同十四年帝齋院に御幸花の宴あり、文人をして春秋山莊の詩を賦せしむ、各勅韻を探り公主塘光行蒼を得て即筆を漉て賦す、年十七、詩ハ本朝帝懷を書して公主に賜ふ、天長十年二品に叙す、性貞詩ノ部ニ出潔、薨する年四十一、

一薩州甌島異国船目當の島にて天堂山と称す、別て彼島可入念旨長崎奉行寛永十一年仰渡さる、詳国史元和五年より九年迄南蛮人於長崎薩州へ告げ〔免〕しを蒙り甌島内之湊瀬上之瀬ニ而黒船を作る、詳明曆三年国史

一関ヶ原乱落人改稠敷かりける、川上五次右衛門・平田大炊・長谷場織部・美代九右衛門・伊集院弥六左衛門・春山越中・月野木石見、京都へ出て常和を頼む、常和は薩州サツの人にて久しく在京し新在家に在り、織絹を業とす、七人を土蔵の中へ隠す、後に近衛家の扱にて七人国に帰る事を得たり、常和死後、伊勢貞昌上京の時、其子中村源左衛門二代別して御目を被掛者ゆへ言上の趣あり、元来薩人、殊ニ織絹仕ゆへ薩州へ下るへき旨命を蒙り、妻子を具して下国す、年俸五十石を賜ふ、織絹ハ幾人にてするそと御尋の時、十五人と答ふ、於是飯料二十七石を賜ふ、都合七十七石の禄也、寛永六年、一統食禄やめらるゝの時七十七石共に没収せらる、

*1 都城本「ハ」

一山田氏ハ谷山郷の内山田村三十町、五ヶ別府五町五反、牛屎院三百丁を食む、後隅州市成を以一所の地とす、肝付乱に家士六十人戦死す、於是山田出羽市成を捨て曾於郡に移る、数年の後飢肥、復帖佐、志布志へ移る、其子次郎左衛門秀吉西征の時、日州高城籠城の初め城兵敵首〔二〕級を得たり、一級ハ次郎左衛門得たり、

一大学寺意義昭僧正討手の時山田出羽守検使の役にて、僧正斬首の後毎年十一月十三日山田氏僧正を祠る、今に至て然り、

一明暦年間の記を讀むに、七夕 太守公長袴を着し城中 御對面所に座す、老中列居、青折敷にて素麵を賜ふ、平敷居の下客居伊勢兵部、次北郷佐渡、鎌田源左衛門、主居嶋津筑前、次新納右衛門列すと云、

一慶安三年 鹿兒島城石垣普請あり、奉行ハ島津豊前、

一慶安比、出物壱斗壱升壱合上納也、慶安三年、豊年之故壱斗に定らるへきやの吟味仰渡さる、詳国史

一同比の記云、七月朔日、頭殿御供揃例年よせ貝吹候云々、又云、七月二日、内々ニ而新納四郎左衛門被申出候、上邊之曆曆々々を明日仕度候由内々相企候、被聞召置可被下候、御下知之御道具之者被仰付被下度之由候、凶書殿兵部承達 上聞候、下知道具之者可申付由兵具奉行へ申達云々、

*1 都城本「歴」

*2 都城本「」

一 明暦四年、鹿児島外城曆々躍并在郷踊禁止仰渡さる、同年記云、諸名谷山向嶋古来より頭屋江踊士云々、

一 木脇民部左衛門屋鋪1くり易御馬屋草置所仰付らるの旨明暦四年仰渡さる、

*1 都城本「敷」

一 或の記を讀むに龜山三郎兵衛ハ我國の客人分として甚重き會積也といふ、甚非なり、明暦三年の国史に、江戸へ歳暮御祝儀御使加目山三郎兵衛へ申渡、主従三人賦たるへき由申渡、右之使に島津清太夫2彼官三人、内一人士之者、北郷作左衛門道具之者一人被召上せ云々、是を以前説非なる事知るへし、

一 明暦年中福屋助左衛門在京の時、宇都宮由的来り告て曰、僕関ヶ原記を編集す、願くハ薩州家傳の記を見る事を得て編集する事を得ハ望1ミ足りぬへし、福屋氏我國に告す、依之一巻を遣し由的をして福屋氏か席上に見せしむといふ、

*1 都城本「は」

一 今の船手ハ明暦の始立らる、其以前上頭屋の邊に在り、明暦三年之記云、上御船手之跡惣様町ニ可被召成旨被仰出候、町屋鋪割町人を可召移由被仰出云々、

一 綱貴公同腹の御舎弟 六七君母隠岐守
松平定頼女江府邸舎に生れ、阿多六郎

右衛門養て子とすへきの命あり、翌年天亡し給ふ、麻布曹溪寺に葬り秋天幼鑑と号し奉る神主墓を立、阿多氏はを掌る、明和中住僧其破廢せん事を訴ふ、時に親戚諏訪八郎大江府に在り、故に八郎太より祠堂銀三枚神主墓破損なき様にとの趣を以曹溪寺へ寄進の由にて、銀ハ

邦君より寄附し給ふ、後年の為御記録所江も記し置へきの命あり、六太夫にも承り置「き」筒蔵すへきのよしにて始末の書一通曹溪寺證文一通とを給ふ、

一 末吉岩崎村虎丸門百姓八左衛門親に事へて孝あり、親ハ八左衛門か弟の家に在り、故に親其弟を厚して八左衛門に薄し、八左衛門心に挾すして益親に厚くす、親死して八年、月毎に其忌日米少許を寺に持参し一月も怠る事なし、其身貧にして寺も亦一里に餘る事

太守君に達し孔方三百疋を賜ふ、

一 水戸黄門光圀卿日本国史を編集するの時、儒士四十人東武に在り、四十人水戸に在り、其中小池源右衛門暗に二十一史を記す、其中事實言語問ふに封1へすといふ事なし、博聞強記、當時無双也、然とも文辞を作らず、人問へは答ふ、問わされハ言わす、諸儒号して吝嗇の学とす、入る処あり出す所なきをいふ、

*1 都城本「對」

一 弘毅翁曰、往に京師に遊学せし時、一日松岡先生に見ゆ、席上酒あり、侍童過て酒器を倒す、酒流る、先生忽口を付て是を吸ふ、一粒百功造次にも忘れすいふへし、

*1 都城本「有り」

一 島津中務久貫国老たりし時果断を以世に称せらる、東武に在て腫物を憂ふ、苦痛を忍んで日に髪を修め又月代す、衆諫て病に益あらずとす、久貫聞かす、曰、士ハ君に仕ふる事を忘れず、今病にて床に在といへとも事あらは出て仕んとす、衆嘆服す、病の救ふへからざるを知り暇を告て国に帰る、一日駕に乗り痛を忍て殿に登り 嗣君宗信公に謁す、告て曰、明日国に帰る、〔復〕謁見すへからず、公春秋富む学文を励ミ且武学を怠る事無かれ、又曰、公国老人を得たり、主計山樺是也、臣死して遺憾なし、落涙数行して退く、席上大蔵久純、主計久初あり、衆為に涙流さるるなし、久貫病不起して大坂に卒す、

*1 都城本「み」

一 島津左衛門久甫 慈徳廟の朝国老たり、聲譽あり、官退後常に貞観政要を讀、延享中 国家費用乏きの時、禄を辞して仕ふ、官に在る事七年にして卒す、衆命の長からざるを借む、

*1 都城本「惜」

一 島津右平太久郷の家土木佐貫半助工匠を業とす、性質直にして家甚貧し、旋物に精しきを以て 浄国廟に聞す、時に今和泉家新に立て家臣を集む、其材藝に従て禄を賜ふ、故に貧士争て臣たらん

事を求む、近藤氏七郎右衛門ト称ス、今和泉侯ノ傳タリ、半助を召し 浄国公の旨を傳へて曰、今和泉侯の臣たらしめ厚禄を賜わ、如何ん、半助辞して曰、我主と年齢を等し兒輩遊戯の時より今に至りて臣とし事ふ棄て富貴に就ハ僕ク素志にあらず、近藤氏再三是を教諭して刻を移す、半助泣て辱を謝し、二君に事へざるを以辞して止ます事聞す、公銀三枚を賜ふて是を賞す、

*1 都城本「る二」

一 登龍翁曰、嘗鳩巢先生を見るに、状兒顔色甚うるハし、笑へる顔童子のことし、童顔といふへし、幼にして顔老大のときハ好相にあらず、

一 又曰、先生官室を卑ふし物の翫好なし、駿臺の宅甚狭し、玄関と見えたる所三帖敷あり、其次二帖敷の小座敷あり、其次書院六帖敷あり、

一 又曰、先生を臨むに穏和にして詞寡く笑事まれなり、笑ふ時ハ三歳の童子のことし、鬢ハ後下りに剃て身の長中下りなりし、

一 義岡氏ハ義久公の諱字を賜て氏とす、中比断絶しけるを、寶永六年 太守吉貴公鎌田源右衛門をして其家を中興せしめ、義岡左平太と称す、後に右京久守と號し、正徳五年大御目附に任し、初て寄合に列す、其子弾正久中国老に任す、

*1 都城本「す」

一 諸侯留守居ハ慶長十八年藤堂佐渡守の高虎其家臣箕浦藤兵衛をし
て聞番役とするに始まる、

一 敵有廟の時、朝鮮人來聘するに當て阿部豊後守正勝其事に與^{アツ}かり
始て諸家留守居の組を分つ、組入に使者を以て酒肴を賜ふハ森美
作守忠政に始まり、饗應の菓子焼物を包ミ帰るも忠政の時を始め
とすといふ、饗應の厚きを賞する意也、

一 諸侯留守居會席上次席敵にして乱る事なし、初ハ我國の留守居を
上席とす、相良長主^{弥一兵衛ト稱す、甚声誉あり}等勤役の時、對州の留守居某同
列に相謀て曰、吾儕會席下座に就く、数十年の勤功を積て人の上
に立事あたわす、是より年功を以次席をなさんと奥州侯の留守居
に謀る、奥州侯毎に我 侯の下に立事を惡む、是を以て悦て許諾
す、於是衆議一決して次席を分つ、今に至て然り、

一 細川家留守居中川郡兵衛、八旬を過て猶勤役す、今第一の上席た
り、其年齢を知る人なし、嘗て曰、大石内蔵介と劍術を学ひ又暮
を困むと、其壯健猶昔に異ならず、

一 大石内蔵介良雄復讐の後同列と細川公に預らる、死を賜ふの日、
良雄先出て死に就く、死を甘んし心安んすといへとも、何となく
物淋しく見えし、吉田忠左衛門^{*1}高声に呼て曰、良雄君只今追及ふ
へし、良雄進ミ出つ、百万騎の勢ひを助たるかことしといふ、

*1 都城本「右」

一 中馬紹宅家來羽島左衛門、紹宅死後其墓に詣て年月を経れとも

一日も怠る事なし、正徳二年
太守吉貴公米三石を賜ふて褒美す、

一 町田伊賀久^(ついで)卒す、家臣中島道勢、其墓に詣る事十二年至れと
も一日も怠る事なし、正徳中
吉貴公米三石を賜ふ、<sup>毎日二三度
詣ると云</sup>

一 太田道灌文武の材藝あり、武州江戸城に居し一室を造り燕息の所
とす、扁して静勝軒と名つく、其西簷富士峯を見る、故に西牕を
含雪といふ、又江邊に少亭を造り名付て泊船といふ、蓋古詩に取
る、

一 戸田平次成超近江国の人なり、和州吉野山学頭願王院僧正智周の
弟也、吉貴公南泉院再興の時、智周を迎て住持とす、此時智周
成超をして臣とし事ん事を乞ふ、於是召して府下の臣とし、代々
小番に列す、物奉行・町奉行等を経て後御用人たり、性剛毅にし
て武事を好む、男子なし、一女あり、間暇劍術を二女に教ゆ、人
其術の傳來を問へハ眼志流也といふ、黒岩時敬曰、一日招に應し
戸田氏に詣り一室に入る、床上征矢数十、席上弓鉄炮あり、塵受^{チヤク}
に火繩^{ヤク}数十回あり、棚中畳具足あり、^{木綿風呂敷}廊下にしなひ竹
三束積置たり、其説話を聞くに武事にあらざるなし、

一 登龍翁曰、東武に遊学の時、志賀瑞翁を訪ふ、瑞翁ハ豊後の人
也、登龍も亦其先豊後の人也、瑞翁云、予か父を善兵衛と云、初

国を出て大坂に在り、薩州に親族あるを聞く、故に薩人に因て聞んと欲する事年来久し、¹ともに其家系を語るに善兵衛ハ登龍の祖父豊前兵衛の弟也、瑞翁大に喜ぶ、登龍問ふ、世に翫翁の辞世に年百四十とあり、果して然るや、翁云、実に我年齢を知らず、百餘歳なるを記するのミ也、長生の術を問ふ、答て曰、氣を養ふのミ、物に倦む事をなさず、壯年仕官の時、君命を受けて権門家に使す、時として返詞を待つ事一時二時に至て、是を待つ心の心あれは氣屈す、故に氣を緩にし心を平にして、悠々然として高岡に登り山水に臨むかことくす、故に幾時を経て猶倦む事なし、長生の術他なし、

昭按に、嘗て聞く、瑞翁長生術の歌

長生ハ長おきをせず朝寝せず食をひかへて獨寝をせよ

瑞翁の詠歌なるを知らずといへとも、養生家の歌なり、昭生れて多病故に養生家の書を讀ミ自試る事年あり、頃年少しく得る事あるに似たり、養生の要訣寡欲の二字にあり、いまたあらし多欲にして長生を保つものハ、

* 1 都城本「與」

* 2 都城本「り」

* 3 都城本「る」

一日新公天文六年十二月廿九日の夜、加世田城を陥給ふ、時に忠幸入道一瓢公其勢ひを助んか為阿多の軍を率し瀬高^{海道}に出て、凱歌を聞て阿多城に帰る、青黄色糸の鎧を着し山鳥鹿毛に乗る、從軍城に入て勝軍と元旦とを賀す、於是 一瓢公其日の装束の像を畫き、阿多の郷士、至于今年頭此像を拝すといふ、

一伊達陸奥守政宗、浅野弾正少弼長政相善からず、世々今に至て然り、其故を相良長主に問、答て曰、伊達氏に云、浅野長政太閤秀吉に諂諛し伊達氏を讒し亡さんとす、佞姦の尤き者也、浅野氏に云、東奥鄙野の俗中州の悠々たるを知らず、規模浅狭にして容るゝ事あたわす、動もすれハ瑣細を怒る、相匍て今に至る、浅野紀伊守に至て伊達氏に議して和平す、於是両家の臣交を深くし婚姻を成す、浅野氏の臣一女あり、伊達氏の臣に嫁す、一日女の父一僕を甥家に遣る、僕主命を述、終て戸外にイミ返詞を待つ、時隣家の士^{伊達氏}奴の過失を怒り切んとす、奴逃て出つ、追て外に出、誤て浅野氏家士の僕を切殺す、其主怒て浅野侯に告く、浅野氏も亦怒る、伊達氏に告て曰、僕を切るの士を殺し、其首を送れ、伊達氏肯んせず、辞するに士と奴と相敵せざるを以す、浅野氏益怒る、伊達氏止む事を得ず其士を殺す、浅野氏未是を知らず、又人を遣して曰、士人の首老臣片倉小十郎を以我に達せよ、仙臺侯の士大夫大に恚む、片倉曰、予首を齎し浅野侯に見えて是を獻せん、片倉先玄喚に登り腰刀を膝下に置き、親しく首を獻せんと云、浅野侯の諸臣首を取り片倉を帰らしめんとす、片倉聞かす、親獻せずんハ誓て帰らし、於是引て主人の前に出つ、片倉親く首を獻して帰る、是より二氏復不和也、士大夫民庶に至て言語を接へず、諸侯留守居の會にも浅野氏の留守居ハ其列に出ず、

一宥邦廟増上寺火の御番の時、病痾に由て世子 宗信公代て是を役す、一夜増上寺の界内失火あり、公衆を率ひ敷臺より馬に乗る、御近習役岸喜右衛門曰、表門外既に 公義火消充滿て 御守

殿に備ふ、西門より出給ふへし、公聴かす、表門より出て門外より馬を飛ばせ衆の中を突通り、直に寺に至り床机に掛り采配を取給ふ、寺社御奉行以下有司皆下馬して通る、刻を移し火界内を出片門前町を焼く、風急にして芝邸危し、公曰、出て火を見よ、中通御目附谷山善左衛門馬に乗り駈出つ、湯地喜兵衛徒歩して走り出つ、谷山ハ大門ヲ出テ、湯地ハ、柵ヲ越テ出ルト云。湯地先將監橋に至る、人馬散乱し炎十万に飛行す、邸只煙の中に有り、人に問へハ既に御守殿危しと云、走帰て是を申す、谷山も亦帰て告く、人を源寿院に遣し、火既に南に至り寺の憂なし、衆を率し帰るの旨を告しめ、即馬に乗り堀涯を駈通り西門より邸に入、後を顧て高聲に曰、供の者東門より火先へ廻り消すへし、近習の衆を具し御守殿へ登り給ふ、此時火東門外の町家を焼く、衆聲を發し東門を走出て、半ハ焼るの家に升り是を消す事幾所といふ事を知らず、公義有司来りて薩州侯の衆此方へと火の無^キ方に行く、衆匍て曰、薩人ハ火のある方の火を消也、無き火ハ消されず、有司怒て通町に出大なる家の半焼るを消せと云、衆進んで屋上に升り消し留たり、衆胥議して曰、有司の令待へからすと、諸方を消して印を立る事七十餘ヶ所、衆大に驚嘆す、

*1 都城本「は」

*2 都城本「き」

一延享中、板倉修理御寄合衆六千石二十歳細川越中守宗孝從四位を殿中に刃傷す、延享四年丁卯八月十五日板倉氏水野監物へ預けらる、時に島津奎久峯御礼使として登城也、相良長主是に副ふ、長主諸家留守居と語て、水野家急速の珍事家臣等多事想像すへし、今の比屋敷に達すへき

歎といふ時、水野監物御立入の坊主衆と呼坊主出迎ふに其家臣等細興及び途中警固の士庶率し来り邸中の用意悉く成れりと報す、衆其急速に嘆服す、長主話

*1 都城本「坊」

一伊集院仁左衛門俊雄、大坂御留守居の時、国用金数千両を町人に借る、衆後の償の全からさらん事を慮て金を出さず、事急にして俊雄大に憂ふ、俊雄町人一人を招き告て曰、今庫内米数万石あり、近日賣て是を償わん、證書を出し印を押して與ふ、町人等胥議して曰、如此ハ何の憂かあらん、金を出して国用を達す、俊雄後に人に告て曰、実ハ庫内米なし、事成らすんハ我自殺して町人に謝せんと欲するのミ、幾ならずして米船薩州より来りて食言の失を免かる、

一水戸黄門光圀卿、賢を尚ひ学を好ミ精を励し治を求む、本朝近世比倫希也、其国を讓るの一事、人敢て知る事なし、昭水戸家譜新撰諸家系譜ニ出ツを讀む、嘆息して涙禁する事あたわす、其大意畧二曰、水戸中納言頼房卿十五歳にして妾腹男子を生ず、頼房深く隠す、児密に山州嵯峨に在り、後浮屠となる、然して後幕府へ召し讚州高松十二万石に奉し松平讚岐守頼重と称す、私曰、光圀卿吹拳ニ因ル寛文三年、光圀卿頼重嫡子を養て子とし綱方と称す、己か嫡子を以て頼重の子とし頼常と称す、寛文十年正月廿二日、綱方未家督を嗣すして卒す二十歳、又頼重の二男を養て子とす、中納言綱條卿是也、

○光園

松平讚岐守頼常 松平讚岐守頼重養子

水戸少将綱方 実松平讚岐守頼重長男

水戸中納言綱條

実頼重二男

水戸宰相宗堯 実頼重二男凶書頭頼章男

昭按に、明の朱之論か明の陳遵之に與ふる書畧に云、上公

讓レ国一事為メレ之ヲ而泯然トシテ無シ迹、眞ニ太手段、舊モ称シ

テ泰伯夷齋^ヲ為ニ至徳ト、然トモ為之而有^リ其迹^一、尚未^ニ是敵^ニ

〔乎〕、其中国の人に称せらる事如此、仍て附記す、

* 1 都城本「二十二才」

* 2 都城本「大」

一伊東半五右衛門、故ありて河野弥太夫外記通養祖父也の宅地に刃殺せら

れ、竊に屍を挙て浄光明寺墓地に捨つ、衆^ヲ挙て弥太夫所為とす、

半五右衛門子あり、新助と称す、憤激して曰、共に天を戴かさる

の讐也、誓て讐を報んとす、事

太守綱貴公に聞す、命して両家和睦せしむ、新助肯んせず、半五

右衛門老兄仙右衛門論して曰、

君命謹て奉せずんはあるへからず、且諾せずんハ讐報すへから

ず、命を奉して後讐を報し罪を待て忠孝二ながら闕へからず、新

助諾す、既にして和平すといへとも、河野氏報讐を恐れて門を出

す、常に不虞の備をなす、〔新助〕憂悶して年月^ヲ送る、仙右衛

門曰、七月十五日彼必福昌寺に登て祖先を^ヲらん、是を待て撃つ

へし、新助悦て其日を待つ、仙右衛門・才藏仙右衛門嫡子共に出んとす、

新助曰、伯父年既に七旬引て危難に趣く、大に不可なり、仙右衛

門聞かす、我も亦弟の讐也、行かすんハあるへからず、新助固く

止むれとも聞かす、時に川上長左衛門来り告て曰、報讐の挙ある^ヲ

と聞く、我も亦其数に入らん、新助曰、初ハ縁者なり、今ハ離縁

して報讐の数に入甚所謂なし、長左衛門曰、我兒後頼兵衛纔に三

歳、外祖父の仇を報する事あたわす、故に子に代て我報ゆ、一た

ひ口より出し復言を食むへからすと云て聞かす、黄昏河野氏玉龍

山に升る、新助・仙右衛門・才藏・長左衛門福昌寺の門外に在て

其帰るを待つ、河野氏衆多門外に闘ふ、仙右衛門忽に闘ひ死す、

新助も亦疵を蒙るといへとも終に弥太夫を斬殺す、於是新助に死

を賜ひ、才藏を大島に流す、三年にして赦さる、才藏後仙右衛門

と改め納殿役人に任す、

* 1 都城本振り仮名「ヨソツ」

* 2 都城本「を」

* 3 都城本「祭」

* 4 都城本「あり」

通昭錄卷之六十三・六十四・六十五

解題

本書には、『通昭録』巻六十三・六十四・六十五を収録する。

底本とした鹿児島県立図書館所蔵本の表紙には「通昭録巻之六十三」「通昭録卷六十五」とある。一方、参考に用いた都城島津邸所蔵本の表紙には「十五番 越昭随筆^{十五}」、「十五番 越昭随筆^{十六}」、題簽「通昭録^{六十三}」、中表紙には「越昭随筆^{十六}」「通昭録^{六十四}」「糾合濟」、「越昭随筆^{十七}」「通昭録^{六十五}」「對校終」と記載されている。

巻六十三の内容は、清朝の政治制度や諸事情等に関する八代将軍徳川吉宗の問いを、荻生北溪を通じて長崎滞在中の深見久太夫に伝え、通訳の彭城藤治右衛門を介して、享保一〇年（一七二五）に長崎に来航した朱佩章^{しゅはいしょう}に尋ね、その回答を江戸に報告したものである。

朱佩章（生没年未詳）は福建省の人で、「通行一覽」（巻二一六）に「享保十年十月、長崎江入津之唐人、朱来章 朱子章 朱佩章、右三人入津医師なり」とあり、「有徳院殿御実紀附録」（巻一）には「其頃商客とおなじく来りし朱佩章といへるは、もと軍官なりと聞えければ、佩章には射藝。馬政の事をも尋ねしめたまひしとなり」とある人物である。

徳川吉宗（貞享元年（一六八四）〜寛延四年（一七五二））は、言わずと知れた江戸幕府八代将軍（在位期間…享保元年〜延享二年（一七四五））である。吉宗は、「明律」なども、常に好てよませ給へり」（『有徳院殿御実紀附録』巻一〇）と、明律に親しんだことで知

られる。その発端は、吉宗の父、和歌山藩二代藩主の徳川光貞にある。光貞は家臣の学者榊原篁洲に命じて「大明律例諺解」（三一巻三一冊）を著述させた。これは我が国最初の明律注釈書であり、元禄三年（一六九〇）から元禄七年にかけて作られた。吉宗が和歌山藩主（宝永二年（一七〇五）〜享保元年）となると、父の命によって著述させた「大明律例諺解」をより完成度の高いものにしようと、家臣の学者三人に命じて注釈を点検させ、その成果が「大明律例諺解訂正」一巻となった。吉宗は、「法律の書は紀伊家にまし〜」けるほどより好ませ給ひ、御位^{ごゐ}につき給ひて後も、ます〜御覧ありしが、荻生惣七郎^{おぎせいしちろう}観、深見久大夫有隣、成島道筑信遍、高瀬喜朴某等に命ぜられて、考へたてまつりし事も少からず」（『有徳院殿御実紀附録』巻一〇）と、将軍となっても自ら進んで中国法を学んでいたことが知られる。将軍職就任から五年ほど経ったとき、和歌山藩の学者である高瀬喜朴に明律の各条文をわかりやすい日本語に翻訳させ、「大明律例譯義」（一四巻一四冊）を作った。さらに、明律の原文に読点、返り点、送り仮名を施させ、その訓点本の明律を享保八年に京都と江戸で同時に発売させたのである（高塩博『江戸時代の法とその周縁』汲古書院、二〇〇四年）。明律に関心をもつ吉宗が、清朝の政治制度、諸事情に関する知識をもっていた人物の来航を知り、興味を示すのもっともなことである。

荻生北溪（延宝元年（一六七三）〜宝暦四年（一七五四））は、荻生徂徠の実弟で、宝永元年に寄合儒者に加えられ、林大学頭信篤、室鳩巢や深見玄岱らとともに御用儒者衆の一人として将軍の諮問に答えた。とりわけ吉宗の下で『大明律』の訓点本、『大清会典』に関する解説、『唐律疏議』の校定等の多くの成果を残した。深見玄岱

の三男が深見久太夫有隣（元禄四年～安永二年（一七七三））である。享保三年に寄合儒者となり、『大清会典』の和訳を行うため長崎に赴いた。そのさいに、聞き取り記されたのが『清朝探事』である。

彭城藤治右衛門（寛文六年（一六六六）～享保二〇年）は、劉焜臺を祖とする唐通事をつとめる家系で、治右衛門（三代）は元禄二年二月二日に小通事（二四歳）、元禄一六年一月二十九日に大通事（三八歳）、享保一〇年八月二三日に御用通事（六〇歳）をつとめた人物である（宮田安『唐通事家系論攷』長崎文献社、一九七九年）。

「祭葬の事、庶人（意）の申覚」の末尾では、「通事（意）」と併記されており、深見の地位や立場が正しく理解されていなかったことがうかがえる。また、「清朝探事」の「附録 清朝の事」には、雍正帝（在位期間…一七二二年～一七三五年）、乾隆帝（在位期間…一七三五年～一七九六年）のことが記されていることから、この「附録」は享保二〇年以降に加えられたものと考えられる。

国文学研究資料館の「日本古典籍総合目録データベース」によると、「清朝探事」は「大清朝野問答」「清朝雑事」とも題され、広く流布していたことが知られる。同史料については、大庭脩編『享保時代の日中関係資料 2 朱氏三兄弟集』（関西大学出版部、一九九五年）に詳しく記されているので参照されたい。

さて、得能通昭は、どこからか同書を借り求め、それを書き写したものと考えられるが、「享保中、清人衣服之事 御尋付、深見久太夫より差上候書付之写」は「清人衣服」、（意）「享保中、荻生惣七郎江被仰付、清人朱佩帝江御尋之事共、深見久太夫取次、佩帝答之趣、書付差上候」は「宮問清人朱答」、（意）「享保中、清人葬祭の事、御尋に

付、深見太夫差上」は「清人祭祀」と項目だてしていることがうかがえる。

巻六十四の内容は、「蝦夷談筆記」「松前家系」「琉球征伐日記」「琉球国法令」「具志頭親方以呂波哥」と、蝦夷地・琉球王国に関するものである。

「蝦夷談筆記」は、宝永七年（一七一〇）、幕府巡見使として松前に渡った、軍学者北條新左衛門（生没年未詳）に同行した松宮観山（貞享三年～安永九年／名は俊仍）が、蝦夷地を巡検したさい、蝦夷通詞勘右衛門の談話を筆記したものである。前段は、蝦夷地の様子をおよそ四〇項目にわたって叙述し、後段には「しやむしやめん一揆之事 又しやぐせんと云」と、寛文九年（一六六九）のいわゆるシャクシャインの乱の顛末が記されている。この書は、「松前通詞勘右衛門口上之通記候、勘右衛門廿歳ニ而佐藤権左衛門手ニ在直ニ承ル也」と、勘右衛門が二〇歳のときの話、すなわち「當子（寛文九年一六六九）より四十二年以前、酉年之儀ニ候」話を、六〇歳を超えた勘右衛門が物語り、それを「少茂無相違書留候」ものなのである。それに「蝦夷地産物」三一品や「蝦夷言葉」一二一個の対訳をおさめている。

「松前家系」は、松前家の祖武田信広から松前矩広にいたる一〇代の松前家の系譜である。

以上の史料は、『日本庶民生活史料集成 4 探検・紀行・地誌』（三二書房、一九六九年）におさめられているのであわせて参照されたい。

「琉球征伐日記」は、慶長一四年（一六〇九）の島津氏の琉球侵攻を、その手先となった「七島船頭」の視座から描いたもので

ある。『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』所収の巻六四・六五九号文書（鹿児島県立図書館・外題「琉球入」、一九六三年書写）に含まれている「琉球入ノ記」のうちの一部は、本文とほぼ同じである。諸本に、鹿児島県立図書館・外題「琉球軍記」（山下文武『琉球軍記』南方新社、二〇〇七年）、鹿児島大学附属図書館玉里文庫・外題「琉球征伐記」（一八八七年書写）がある。この琉球侵攻を扱った軍記、いわゆる「薩琉軍記」には、侵攻時の太守を「義弘」とし、結末で婚姻関係により琉球と島津が一体となったことを物語る「薩琉軍談」「琉球攻薩摩軍談」「薩琉軍鑑」「琉球征伐記」「琉球静謐記」、侵攻時の太守を「家久」とし、寛文一年の尚貞襲封に伴う金武王子朝興の謝恩使来朝を巻末に配する「島津琉球合戦記」「琉球軍記」「島津琉球軍精記」「絵本琉球軍記」「琉球属和録」「薩州内乱記」「薩琉軍記追加」「桜田薩琉軍記」「薩琉軍記」以外の「琉球侵略物」である「喜安日記」「琉球渡海日々記」「琉球入（琉球軍記）」「琉球征伐記」「琉球帰服記」「薩州新納武蔵守征伐琉球之挙兵」「琉球征伐備立」があることが知られている（目黒将史『薩琉軍記論』文学通信、二〇一九年）。したがって、通昭が書き写した「琉球征伐日記」は「琉球入（琉球軍記）」ということになる。数ある「薩琉軍記」のなかにあつて、なぜこの「琉球入（琉球軍記）」を書き写したのか。この書は、琉球の王は源為朝の子孫であるという申し伝えからはじまる。その子孫が中絶したとき、女子が「間部治島（奥イヒヤ）」の百姓と結ばれ、いまにその末裔が続くとある。『保元物語』に端を発する源為朝の鬼ヶ島渡海譚は、その後、為朝が琉球へ渡り、琉球最初の人王、舜天の父となるという「為朝渡琉潭」へと成長していく。為朝が琉球へ渡り、琉球土着の鬼退治の

末、琉球王国の礎を築いたという言説は、島津氏が琉球へ侵攻することを正当化する意味で重要だったのであろう（目黒前掲書）。

「琉球国法令」は、（宝暦）雍正十年壬子十一月十八日、撰政北谷王子朝騎（在職期間一七二二〜一七三九）、三司官伊江親方朝叙（在職期間一七二〇〜一七四五）・美里親方安満（在職期間一七二五〜一七三五）・具志頭親方文若（在職期間一七二八〜一七五三）の名で布達されたものである（『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』沖縄県教育委員会、一九八一年）。撰政は琉球国王の補佐役として最高のポストであり、その下に三人制の三司官がいた。すなわち、撰政・三司官は琉球王国の最高首脳部といえるべきもので、この四人が政務を執った機関が評定所であった。この「琉球国法令」は、木版印刷を通じて「琉球（国）教条」「琉球式目」として大量に流布されたこと、布達されたのち、江戸時代を通じて役人や一般民衆のもつべき徳目・規律として、ことあるごとに朗読され、徹底がはかられたこと、「筆」（くずし字・候文）のテキストとして用いられたことが知られている（高良倉吉『御教条の世界』おきな文庫、二〇一二年）。この書の冒頭では、薩摩の監督・管理を受けるようになって、かえって琉球の社会が大きく進歩したという認識が強調されており、監督者である薩摩の目を気にした政治的配慮が働いていることがうかがえる。一方で、こうした記述は薩摩にとって琉球へ侵攻することを正当化する意味で重要だったと考えられる。同史料については、高良前掲書において、現代語訳や詳しい解説がなされている。あわせて参照されたい。

「具志頭親方呂波哥」は、具志頭親方文若蔡温（一六八二年〜一七六二年）のいろは歌四七首である。琉球のいろは歌の特徴は、

八・八・八・六の琉歌形式にのせて歌う点にある。『沖縄大百科事典 上 ア〜ク』（沖縄タイムス社、一九八三年）には、琉球いろは歌の代表的なものとして、この蔡温の『具志頭親方蔡温伊呂波琉歌』と程順則（一六六三年〜一七三五年）の『琉球語伊呂波歌』が挙げられている。いずれも、琉球大学附属図書館「琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ」にて「阪巻・宝玲文庫（ハワイ大学所蔵）」の史料が閲覧できる。また、程順則の『琉球語伊呂波歌』については、安田和男『名護親方・程順則の（琉球いろは歌）』（ポーター新書、二〇〇九年）において、現代語訳や詳しい解説がなされている。あわせて参照されたい。

卷六十五の内容は、室鳩巢の学統をひく学者の著作が並ぶ（系図参照）。

『読神道臆説』は、河口静斎が三輪執斎の著した『神道憶説』の「信用しかたき条々」を記したものである。河口静斎（元禄一六年（一七〇三）〜宝暦四年（一七五四））は、室鳩巢に学び、松平朝矩の播磨国（兵庫県）姫路藩主、上野国（群馬県）前橋藩主の時代に仕えた。『前橋初遊草』も彼の著作である。三輪執斎（寛文九年（一六六九）〜寛保四年（一七四四））は、沢村親重の二男に生まれ、佐藤直方に朱子学を学んだ。前橋藩酒井家に仕えたが、辞職して陽明学に転向し、京坂で教えたのち、江戸に明倫堂をひらいた。『神道憶説』は、『日本書紀』神代巻に対する見解を中心に、神道諸流派の所説、神道祭祀などを論じた執斎による神道概説書ともいうべきものである。執斎は天皇の一系性の神話を徹底的に否定した。中国古代の周の文王の伯父にあたり、『論語』で「至徳」（泰伯篇）と賞賛された人物である泰伯を天皇の祖先に擬す泰伯皇祖説を肯定して

いる。近世日本では、林羅山（天正一一年（一五八三）〜明暦三年（一六五七））、中江藤樹（慶長一三年（一六〇八）〜慶安元年（一六四八））、熊沢蕃山（元和五年（一六一九）〜元禄四年（一六九一））らによって支持されていた。執斎は、伊勢の外宮の祭神豊食皇太神を周の後稷、内宮の祭神天照大神を泰伯とし、イザナキ・イザナミの「えらひ」（執斎によれば、堯が舜に天下を譲った禅譲に等しいといふ）によって、天照大神、すなわち泰伯が天子の正統にいったという。天照大神⇨泰伯はイザナキ・イザナミ二尊の実施ではなく、その優れた徳のために挙げ用いられて天子となったというのである（前田勉「三輪執斎の神道説―『神道憶説』をめぐる―」『近世神道と国学』ペリカン社、二〇〇二年）。この説の信用しがたき点を朱子学者の立場から河口静斎は五条にわたって論じている。

山田月洲（正徳五年（一七一五）〜明和五年（一七六八））は君豹ともいい、薩摩藩士で、儒学を藩の国史官を務めた児玉図南（元禄一四年（一七〇一）〜寛保元年（一七四一））（室鳩巢・深見玄岱に学ぶ）や郡山員雄に学び、さらに江戸に出て室鳩巢門下の河口静斎・伊藤澹斎に師事して朱子学を学んだ。山田は、薩摩藩の記録奉行や藩主島津重豪（延享二年（一七四五）〜天保四年（一八三三））の侍講を務め、詩にも長じた人物である。主な著作に『月洲遺文』『月洲詩集』などある。「大島代官記」によると、「一宝曆七丁丑春 御代官

本役御文書方 山田喜三右衛門殿」『道之島代官記集成』福岡大学研究所、一九六九年）と、宝暦七年（一七五七）に大島代官を務めていたことが知られる。「蘇鉄の事」はその時に記したものである。植木金（享保五年（一七二〇）〜安永三年（一七七四））は、筑峯ともいい、河口静斎に学び、江戸で教えた人物である。

伊藤悠哉（元禄二二年（一六九九）〜明和元年（一七六四））は澹齋・貞ともいい、伯父の伊藤好義齋に学んでその養子となった。室鳩巢に学び、医を業とし、石見国（島根県）浜田藩主松平家の優遇を受けた人物である。

以上の学者は、いずれも『鳩巢先生文集』の編纂に関わった人物である。『鳩巢先生文集』は前編・補遺・後編からなる。前編は室鳩巢の加賀藩儒時代の詩および散文を収めている。編纂は室鳩巢の外甥の大地昌言である。補遺は昌言の死後、伊藤澹齋の編纂と河口静齋に学んだ植木金の校によるもので、前編に漏れた散文を収録している。後編は幕臣時代（正徳元年（一七一）以降）の詩（巻五まで）と散文（巻六以降）を収録したものである。編纂は伊藤澹齋、校は山田月洲である。前編・補遺は宝暦一三年（一七六三）三月、後編は宝暦一四年正月に刊行された。

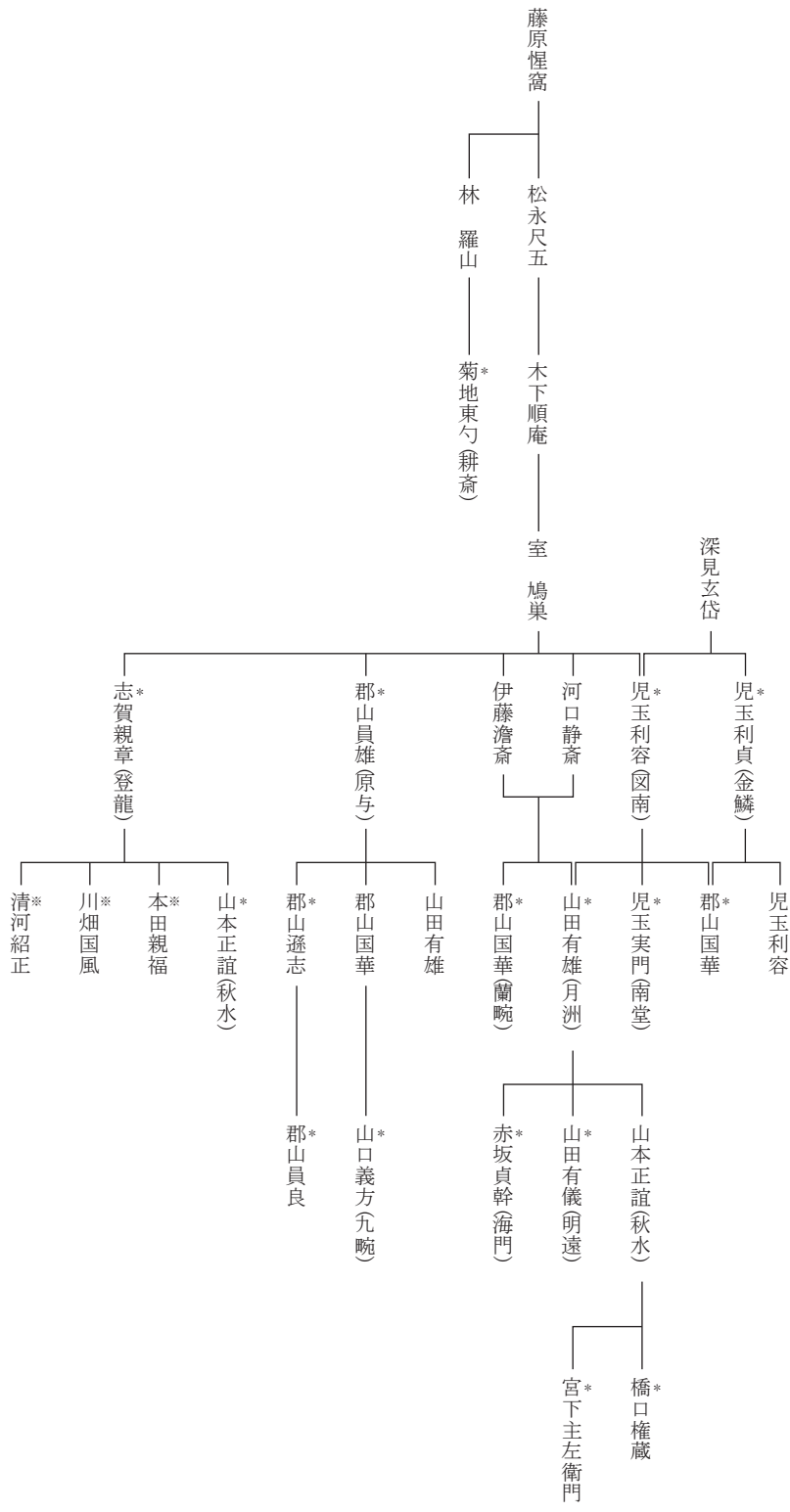
薩摩藩では、桂庵学派以後は鳩巢学の流行が享保期以降にはじまった。宝暦四年（一七五四）七月二二日、島津重年とともに出席した重豪は、二七日には侍読に記録奉行川上平右衛門久壽を、八月一日には右筆小倉仲之丞知臆をして習い事始めをしている。翌年、重豪が藩主についた一〇月、川上は侍読をやめ、そのあと室鳩巢の学統をひく山田有雄や児玉実門が侍読となっている。その後、重豪が重用した儒者には、郡山遜志・員良の父子、山田有儀、郡山国華、本田親福、山本正誼、赤崎貞幹らと、いずれも鳩巢学派が並ぶ。城下においても與頭の家で儒師が講義をするという與講積が行われた（井原政純「鹿兒島藩における朱子学の興隆と学派の動向」幕末維新期漢学塾研究会・生馬寛信編『幕末維新期漢学塾の研究』溪水社、二〇〇三年）。鳩巢学派の朱子学が藩の学問・文教上の基

本方針として迎えられたことが、通昭の筆録活動に影響を与えたといえよう。

近世日本は、出版された書物（版本）と写本とが流通し、読まれ書写された時代である。武家上層だけでなく民衆までの広範な人びとが、書物に関心をもち、蔵書を形成しはじめた。いま、近世史研究では、こうした書物や出版を対象とした研究が大きな潮流をなしている。書物がそれを享受する人びとの側で、どのように読まれ、いかなる意味を形成していくのかという書物の社会的機能をあきらかにする研究や、書物の情報が人間関係や生業や生活文化、政治をいかに規定したのか、書物知の登場がいかに人びとを変えたかということをあきらかにする研究、そして、ある人物の蔵書や書物の引用関係から、そのある人物の思想や思想形成過程をあきらかにする研究などである（一九九〇年代半ば以降、多くの研究蓄積があるが、その現在地が確認できるものとして『シリーズ（本の文化史）1』4』平凡社、二〇一五・一六年をあげておきたい）。

近年の研究動向に照らし合わせてみても、この『通昭録』は、とても魅力的な史料なのである。

鳩巢学派略系(実線は学派一門の系統。同列門人は順不同。*は藩儒。※は藩士)



井原政純「鹿児島藩における朱子学の興隆と学派の動向」(幕末維新时期漢学塾研究会・生馬寛信編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社、二〇〇三年)

例言

一 底本は鹿児島県立図書館所蔵本（以下「県図本」と略称）とし、都城島津邸所蔵本（以下「都城本」と略称）を参考本として対比した。両本の相違や県図本の本文になく都城本で補充した箇所については（〜）で示した。また、都城本における脱字については、行間に〈脱〉で示した。

一 原本と考えられている東京大学史料編纂所蔵本との対比には至らなかつたが、各巻ともに既刊行史料（解題を参照のこと）を認のうえ、誤字・脱字等を《》で便宜的に補った。また、卷六十四「具志頭親方以呂波歌」については、適宜《》を補って内容の理解につとめた。

一 本文について注記が必要な場合は、※を付し、主として各本文の末に示した。

一 漢字は、原則として常用漢字を用いたが、「藝」など一部底本のままとした。

一 異体字・略体字・俗字は、原則として常用漢字を用いた。

一 仮名は、原則として底本に従い、「者」（は）、「江」（へ）、「而」（て）、「与」（と）、「茂」（も）は漢字を用いて示した。また、可（か）、具（く）、介・希（け）、春・須（す）、多・堂（た）、徒（つ）、亭・帝（て）、登（と）、那（な）、尔・丹・耳（に）、能・濃（の）、盤（は）、免（め）、里（り）、流・類（る）、連（れ）、王（わ）、越（を）などは平仮名に改めた。

一 合字「方」（より）「ノ」（シテ）などはそのままとした。

一 適宜、句点「。」および並列点「・」を付した。

一 闕字・平出は、底本に従った。

一 人名および西暦等は（ ）で注記した。

一 欠損部分や判読困難の箇所は□で示した。

一 踊り字「と」は「々」に改め、「ゝ」「ゎ」「ゑ」「く」はそのままとした。

通昭録卷之六十三

目録 越昭隨筆卷十五

一 清人衣服

一 清朝探事

一 宮問清人朱答

一 清人祭祀

越昭隨筆卷十五

清人衣服

享保中、清人衣服之事 御尋付、深見久太夫より差上候書付之写

長崎より来る覚書

海辺の唐人、頭に帷帷、下に褲ナリ下帶、其上衫ハタ、其上襖着、其上に袍を着て、腰帶をする、袍ハ上着也、其上に褂上下、襖ハ一ツも二ツも着、褂袍ハ礼服也、客に對する時に着す、綿袷単共に有在り、裏脚布足の爪先より膝まで卷也卷、其上に單襪、其上に綿襪を着す、冬ハ綿襪暖氣にハ夾襪也、歩行にハ鞋なり、此民朋朋の服なり

褂 外套とも云

上着なり、礼服也、綿褂・袷褂・単褂あり、胸ほたんしめ、後に馬乘あり、色紺本色ハ黒裏、色々の皮を用、皮套と云

灰鼠皮一枚四寸五寸程あるを縫合す、鼠色にて白きかたあり、

ゆき袍よりハ八九寸短し、たけ袍より一尺程短し

袍

上着なり、長ハ人のたけ、ゆきハ指先より三四寸長し、小手袖にて馬乘あり、肩より腰までほたんしめ、綿袍・袷袍・単袍あり、皮袍

ハ羊皮を裏にす

襖

下着なり、長袍より三四寸短し、ゆき袍より四五寸短し、小手袖馬乘有り、袍の如くほたんしめ、綿入袷計也、裏に皮を付るもあり

短衫 長衫

はたきなり、短衫・長衫共に平生用ゆ小手袖也、短衫ハ長二尺五寸程、長衫ハたけ襖に同し、何れも馬乘あり、冬ハ紗紬の類、夏ハ紗羅又ハ夏布・葛布

腰帶 扣帶

袍の上にて一重する腰帶ハ、長綱ともに七尺ほど、色ハ黒紺、緊緊ハまかい、横ハ白糸、二寸八分ほど三ツに折用ゆ、扣帶縺子無量まかい、幅一寸程、長さハ肥瘦に随ふ、両只金具にて合す

袋 荷包とも云

巾着にて、表ハさや縺子金入縫の類、裏ハ木綿紐、色まかいの類を以丸うちにする、一方ふさあり、表に象牙の平緒留を置、褲の帯に付る、金銀、書付など入る

綿襪

表ハ紗綾、木綿の類を用、裏ハ木綿、筒ハ膝に至ル、袷ハ夾襪と云

単襪

綿襪の下二ハ一重足袋也、褲の裾を単襪の内に入れてはく

褲

冬ハ綿入袷、夏ハ単、冬ハ紗綾、縮綿・紬・木綿、夏ハ紗綾・夏布、但縺子・紗綾にても口のへり裏ハ紬を用ゆ、紐はなし、別に小帯一重にて結

裏脚布

夏冬ともに用、木綿は六寸五六勺、長ハ九尺ほど

皮箱 摺疊 鑰匙

旅に持衣裳箱也、下地薄板にて牛皮を張、黄色に塗る、金具なし、皮を蝶つかいにする、前に鎖有、三方より皮紐あり、馬につくへき馬包箱と云

暖帽

綿入帽子也、表ハ緞子縹子無量の類留黒色、裏ハ緋縮紬・緋緞子、緞縁ハ鼯鼠・海螺・狐・狸の皮、又天鷲賊を付帽子あり、紅糸を掩のかさりに付、緒ハ花色まかい打用ゆ

涼帽

暖暑の帽子、竹を組て、表に縷子を張、裏赤地の金入緋緞子・緋縮紬、上に紅糸を掩にして飾にする、又葎藤を細に糸の如くにして作、其上に赤熊毛を掩にす、何れも緒ハ暖帽同事也、馬尾を組ても有り

帽箱

帽子を入れる箱、二重にして一ツ、入る、外に綱をかけて結ぶ

雨傘

此方の如し、紙ハ四枚合一枚に花鳥をすかす、四枚の内に張り入る、手かさ長柄共にあり

竹笠

此方の笋かさ也、表ハ竹の皮にて籠目にくむ、裏ハ竹の身にて籠目に組、其に若竹の葉を入

雨衣

木綿にて桐油を引

緞靴 油靴

膝に至る、表ハ緞子・縹子の類、裏ハ木綿、底ハ皮、油靴ハ全牀牛の皮、其上を桐油引

緞鞋 布鞋 草心鞋

緞鞋ハ表緞子、裏木綿、底皮

布鞋ハ表黒木綿、裡白木綿、底白木綿

幾重も裏す何れも麻糸にてさしうら也

草心鞋ハ光草にて作、裏ハ白木綿のうけはり、底わりを心に入、裏付の如にして皮を其下に付る、真中に二寸四方明る、歩行しなやかなる為也

布と云ハ木綿也、晒布の類をし夏布と云

福州式木履 杭州式木套

福州式ハ柯樹にて作、上ハ赤皮也、紅皮舌頭と云

杭州式ハ黄梓木にて作、上黄皮也、齒にほし釘十本打なり

清朝探事

雍正帝・政務・平日の行儀、旂獵行幸・嗜好の品

雍正帝ハ康熙帝第四子也、康熙の子四十四人第一の子を東宮に立られしに、残暴昏乱故に廃す、後東宮の沙汰なし、康熙六十一年俄に

当今即位の遺詔有て崩す、先帝は仁厚温恭にして天下静謐也、当今ハ聡明睿智にして遠近に通せずといふ事なし、即位の日、臣民心未穩ならず、連枝の内、阿其郡、塞恩里、允禩、又大臣の内、隆

科多年羹、堯鄂倫岱、阿爾松等、皆叛逆罔欺の陰謀有しを以、是

を殺し屢威権を示さる、又貪官汚吏の輩、人民を苦る事を群察し、

嚴刑を行ふ、其頃天下の諸人或ハ恐れ或ハ恨む、此三五年以来仁政

を行ひ、刑罰を薄し、忠言を納れ、恩恤を施さる故、官吏自ラ廉潔

にて天下太平也、当今日夜万機の政に心力を尽し、一切遊興を好まず出御希也、畋獵も定期に有て、四月、九月、十二月、此三度にハ過す、或ハ口外盛京に行幸ありといへども、数日にハ過す、能人を選ひ、勇士を愛し、其器に応じて職を授らる、中にも惠政と称るハ、近年緒省、旧欠の錢糧の蠲免ある事、千万両に及へり、又江南浙江の浮糧、毎年額賦銀六十万両に減免せらる、若諸所、旱防の災傷ある時ハ、或ハ賦税を緩徴し、或ハ官銀を発して其地方を賑恤し、常に下民の情を明察し、仁慈の政等専なり

姓氏・称号・諱字等を賜ふ事ありや

当代満州家にハ本より姓氏なし、但極品の大臣卒の時、諡を賜ふ例あり、雍正二年雲南省曲靖府の知府、雷知章布政使に昇進ありて、帝都に陛見の時、名を豊を賜ひし事あり

后妃并諸王の妣、后妃の出たる家ハ世祿也ヤ否

当代の後妃は、皆満州諸家、或ハ在京大臣の女を挾て婚儀す、諸王の妃も多く、満州大臣の女也、后妃の出たる家、本より職ある人にハ封を加へらる、但満州家の大臣ハ世襲の人多し、皆官祿あり、当今ハ私親を以、制を越賜等の事ハなし

王子封爵、王子ハ祿を与らるや、王女ハ韃子へ嫁せらるや、漢人ニも嫁せらるゝや、祿を與へらるゝや

凡皇族ハ九等の封爵有り、第一和碩親王、第二多羅郡王、第三多羅貝勒、第四固山貝子、第五鎮国公、第六輔国公、第七鎮国將軍、第八輔国將軍、第九奉国將軍也、人皇族女子にも封爵あり、但中官の生る女を固倫公主と称し、庶妃の女を和碩公主と云、親王の女を郡主と云、郡王の女を縣主と称し、貝勒の女を郡君と称し、貝子の女を縣君といふ、鎮国輔国公の女を郷君と称す、其以下は封爵なし、

公主等満州蒙古諸王家に嫁せられ、未漢人に嫁せられし事なし、俸祿は皆其封爵の高下に随て多少有り、和碩親王銀一万両日本ノ百貫、米五千石日本ノ千石、以下三等、奉国將軍銀百六十兩日本ノ百貫、米八千石日本ノ四十石与る也、固倫公主銀四百兩日本ノ百貫、米二百石日本ノ百石、以下郷君銀百三十兩日本ノ百貫、米六十五石日本ノ八十石与へらる、各不同也、又公主の嫁せられし家ハ、附馬と称して侯王の位に当る、皆其公主郡王の爵に随て俸祿を与へらる

他国攻撃唐国本より有来か他を治らるゝや、他国を撃従へ土地を廣らるゝ様子ハなきや

明の代ハ南北二京を直隸とし、十三省を治らる、遼東ハ、清朝開創の地なるを以、一統の後推尊て盛京と称し、北京と並へ称して直隸とす、南京を改て江南省とし、是より十四省と成、其後西北口外蒙古の諸部落、悉く帰附して、中華の板籍に入、又康熙二年台湾を征伐有、克塽在り、成功在り、孫、遂に降参せり、是より福建省に隸せしめ、一府二縣を開設て中華版籍に入、又先帝の時、西藏の地征伐の事あり、近年ハ他国攻撃なし

開墾新田畠を専開墾有や

諸所王なき荒地ハ、官兵或ハ流民に分給す、主ある地にハ、官所より牛種を助け与て、開墾を勸らる、但し墾荒の為、招き集る民多く、又墾地の頃数多少に随て、其地方官に記録加級の議叙あり、当今即位以来、官祿を發して大きに民を招き、北京、山西、陝西等の荒地、数万頃を勤墾あり、近年其地皆成熟して田地となる

何の省肝要の所なるや、韃韃の方防、何所肝要なるや

始皇の長城、西ハ陝西を臨洮より起て、東ハ北京の山海關に至る、凡万余里日本ノ千七百里程、是西北韃韃を禦くの要害也、長城の内、隕墜する

所あれハ、其所に開基を設て、官兵を備ふ、

《前に続く》日本の防、何の處肝要なるや、

《前に続く》山東、江南、浙江、福建沿海の地、島嶼の所に備倭台有、哨堡を構へ、砲台を築き、官兵を備ふ

北京より諸省へ巡見の役人を出さるや

明代にハあり、清朝一統の初にも人を出し、其地駐箭の文武官員の吟味有しなり

隱密・監察の様なる事ありや

北京より諸省所に密々探聽の人を遣置、其人他に不知を要とす、或ハ商人賤夫杯の躰にやつして往来し、官所にて大臣の議問にハ、民間の輩をも詳に聞知、裁判間々有り

北京近辺関所ありや、往来ハ証文にて通すや、武器通すや

直隸諸省、地方随所に、奸宄稽察の為に設る関所尤多し、又収税の爲設る関所有り、其所ハ朝より官人を遣し、商税船料を徴収監す、是を関札と云、其税銀戸部に渡、或兵餉何工等にも支撥せらる、
《又》中華諸省に往来する者、商照、船票等を領す、若武器を携る者は、其牌照に何品幾許と書載有、関所にて吟味し、其教に違ふ時ハ通さす

北京其外處々に法令の高札建る事ありや

民間永久に例とすへき、告示の旨、石牌に彫刻して、街上立置所あり

外国へ商売諸用の時、官所へ願ふや、荷物分量ありや、日本

渡海の船、人数何程、粮米の定ありや

外国に往来する者ハ、官所に訴て照票を領す、荷物の数ハ分量ある事なし、日本其外海岸往来の船、寸尺に同じ人数定あり、粮米ハ海路遠近人数の多少逗留の日数を計て、毎日一人に食米一升日本の五、合八勺

餘米一升ゾ、載ル、然とも諸船定数に符合するにあらず

外国を防く所大略の事

上海、崇明、舟山、厦門、台湾、瓊州、雷州、肝要なり、西北ハ山海関、張家口、殺虎口、寧夏、甘肅等也

外国の船、漂着吟味の事

中華の船、所々に漂着の時は異なる子細なれば、官府に不訴、若海外諸蕃国の船来る時は、早速官に訴へ、其船奸細の所為もなきに極て、其船来着の始末を書述し、証文を出させ、船中を吟味あり、又ハ粮米薪水等を遣ひ切り、又ハ風波にて船具を損し、修復を願ふ時に、皆其望に応ず、諸用を叶へ、其地を出船せしむ、不許滞船

博奕、盜賊、悪党改方の事

博奕を犯ものハ、杖罪に處して、其座の金銀は官所に没収せらる、会所を設たる者も同罪也、官人博奕をなす時は罪一等を加ふ、盜賊劫掠搶奪の方略、賊物の多少によりて罪の輕重あり、総て民十戸を一里と云、十里を一保とす、若犯科の欠落等を隠し、又ハ盜を寄保する者、十家共に責、板枷號の辱を受しむるを株連と云、家々互に稽察して、若疑に於は、官に訴ふ、又寺院、飯店、酒肆等ハ、《人》吟味弥嚴密なり

悪党の内、当代何を専禁せらるや

律書の初に、十惡の條を載、其内、謀反惡逆の者は恩赦にもめさす

叛逆の者有へきかと吟味稠きや

叛逆者ハ誅罰す、其徒、首従を分たす、凌遲して死に處す、其祖父、父子、兄弟、伯、長父、甥姪、十六歳以上皆斬罪也、十五歳已下、男并母、女、妻、妾、姉、妹等ハ功臣の家に遣し、奴婢にせらる、極刑、皆知る故、平日別に叛逆の吟味なし

喧嘩鬪諍ある時取計大方の事

小事ハ隣估郷長の調和を勤む、傷け命の絶の大事に及時は、官所に訴へ、手足他物を用、眼耳鼻肢を打毀するの差別にて、笞杖徒流の刑法あり、譬へハ毆死せらむる時ハ、絞罪に處し、刃物を以て殺時は、斬罪のときは是なり

人を討立退、或ハ他家にかけ入時、取計之事

人を殺す者は、必命を償ふハ、古今の通例也、若逃走して他家にかけ入共、人を殺す罪人を知れハ、暫も置く事なし

殉死の者ありや、禁制ありや

明英宗天順八年倚止也、今代殉死の禁制なしといへとも有事まれ也、妻妾、夫の為に節に死し、奴僕、家主の為に義に死する時は、官所より節婦烈女等の字を扁額に書して、其家門街上に掛て、諸人に感激せしむ、是を旌表といふ

朝廷にて鬪諍取計、并乱心者取計之事

殿中争罵、其声御座に徹し、又鬪毆殺傷ハ、常罪に三等を加らる、総して殿中ハ、宿衛守衛等の官ありて、是を制止す、若乱心者あれハ、吟味の上、実に風癩への病に極る時は、介抱して家に帰しむ、但守門直日の番官、其乱心を觉察せたる罰あり

人を討仕方、剛臆の沙汰ありや、果状、出合、書置の事

人を殺すに七死の差別あり、劫殺、謀殺、故殺、過失殺、鬪毆殺、戲殺、逼殺等是也、其情由、謀略の軽重に随て、罪を定む、其場の剛臆沙汰、御果し状、出合、書置等の事なし

父兄の讐を討、掟有や、讐をねらふ仕方如何

人の父兄たる人を殺時は、其子弟官に訴て、其兇手償命の刑法あり

り、若自身仇を報する時は、共に天を不載孝心有といへとも、官に不訴して、私に人を殺し朝政を蔑にするの罪逃れ難し、我其仇を報する時ハ、其者の子弟又讐をねらひて際限なし、故に人を讎殺する者、罪をめさるゝ定例なし、若權勢ある者、非理を以人を腦し殺時ハ、其子弟必冤枉の事を、上司へ訴へ、驛明を願ふ事あり

助太刀の事

人を殺に造意の者ハ斬れ、加功の者ハ絞せらる、加功ハ本人一等減す

官人、農商人、召仕、自分に死刑に行事ありや

律に命を重せらる、凡官人、農商、奴婢の罪ある時は、地方官に送り究治せらむ、たとひ重罪也とも、主人意に任せ拷問し、殺傷する時は其罰あり

親類書、由緒書等の吟味ありや

文武諸官人、皆父祖、三代履歴の吟味あり、尤武官は、其先祖軍功の由緒に依て、永代、又ハ数代、永襲の定例有

誓紙の様なる事ありや

諸官人、朝廷に対して、誓詞を立る事なし、但編審とて十年三度、各所田土の授受、戸口日増減の改あり、此時脱漏移換等の弊をなさるる為に、地方官、自城隍廟の前にて、誓文を設る事あり

先主の障あるを、召抱さるや

奴婢を抱る時、吟味の上にて先主の障あるハ抱へす

罪人を何に取さはかるや

罪人を預るハ、司獄官提牢官掌る、若親王宗室罪ある時ハ、宗人府衙門に至て訊問す、常人に異なり

官人諍論の時、僉議又ハ対決ありや

官人諍論ハ、上司分部をなす、重きハ先職を革め、任を離しめて聴審あり、僉議の上罪なきハ、原任に復す、対決常人に同じシ

死罪に軽重ありや、官人農商の替ありや

死刑に三等あり、絞罪ハ縊り殺して、其肢體を全す、斬罪ハ刃殺して身首所を異らす、其内立決、監候の差別あり、或ハ諸人に示し知らしむべきハ、鼻首もあり、謀反惡逆の大罪ハ、凌遲とて罪人をつりさけて、身肉をそき苦めて殺死す、剔罪とも云、刑法ハ狃科の処分により、官人白衣の差別なし、故に俗語、王子犯法庶民罪

禁門改方の事

禁城門宮殿門にハ、守門官人并宿衛の軍士、昼夜輪番に黙視す、若意有て紛入者あれハ、杖徒死す刑法あり、又誤てうろたへ入者あれハ、守衛の官よはわりて近付す、若退去らざる者ハ、軍人持ところの爪鎚を打撃す、尤覺察を失する時ハ、直日の軍士罪せらる

山川其外諸運上物の事

直隸諸省課税定例あり、徴収起解ハ皆其地の宜に隨て、各司是を管す、錢糧ハ田地にかゝる年貢也、監課ハ監運上也、馴票の數に依て課銀を納む、茶課ハ茶の運上なり、判目の數に由て課銀を納む、関稅ハ各所関所を設て、商稅船料納しむ、芦課ハ芦を生ずる地、江南、江西、湖廣の三省より課銀を納む、魚課ハ漁場の運上也、諸家に河伯衙門を設て、課銀を収む、雜課ハ各頂にかゝる運上なり、右のことく也といへども、其銀目員數ハ甚輕微也、書籍・筆・墨・硯等の文具ハ運上なし

金銀銅鉄の山知たる所あるや、金札遣の事あるや

金銀を産する山ハ、從來聞採せざる故、其所を知らず、銅山は雲南、貴州、四川、陝西にあり、鉄山各省所に有り、札遣ハなし

市中其外賣人出る處に、官の役人出て吟味するや

諸貨物関所を過る時、其包捆の大小長短を吟味して、定則の稅銀を出さしめ、其上に紅印を打なり、仍て関所より審理官紅單とて、何の貨物に、稅銀何程收納する由の票を与ふ、或ハ驗單と云、又稅單と云、尤單なきハ、私貨とて商売せず

秤升の極所、賣所ありや

秤升ハ、式様天下一同の制度あり、極處賣處の定ある事なし、民間私秤私升を用、少々大小輕重の違あれとも、互に酌量折算して滯なし、官所にハ定制の秤升を用ゆ

金銀の吹所、極所ありや

全くなし、皆正直金銀を通用す、若銅鉛水銀を以假銀偽造する者ハ徒流乃刑法あり、但鑄錢法尤重し、北京諸省、錢局を設て、官人をして督理す、私に錢を鑄る者ハ、絞罪に処す

官人公用にて、他所へ旅行の往來、朝廷のかまひなるや

都より諸省へ人員を着せられ、外省より帝都へ奏報の時、勘合火牌とて郵符を通る也、則切手也、道里の遠近事務の緩急を計て、兼て諸官に与へ定數あり、徂來の時、急用にハ勘合を用ひ、常用にハ火牌を用ゆ、即伝馬人足、又ハ水路の船廩給口糧共に、勘合火牌合せて、通筋の諸所より、朝廷の錢糧を以て供志せり、尤小事にて、近方往來の時、自ら路費を用る事もあり

諸省處々風俗大略の事

北京帝都なる故、天下の臣民百工來聚る其炎盛量り知るへし、山東正直にして愚贖也、江南先代建都の地也、財賦天下第一の所にして文學尤盛也、其俗富饒へにして華麗を好む、浙江財貨賦稅尤多し、人情巧助にして頗勇悍也、虛浮を好ミ、花あり実なし、江西土地瘠

て貧者多し、俗質朴にして、學業を勤る故、秀麗の士出る事多し、殊に撫州吉安府勝れて才智ある人出、福建山多く田少し、民間文學を好者多し、尤山谷瀕海にて盜賊の患あり、廣東山海の土産饒也、海舶來着する故、蕃貨多集る、又山猿偏地住居ノ寇をなす事有、又海賊あり、廣西猺獞の種類多く集る、中華編民也少ナシ、其熟なる者ハ漸華人に馴なといへとも、煽誘讐殺を專にする故、辺境騷擾の事あり、湖廣其地廣沃にして、菽粟多く富饒なり、人情誇誕を好む、河南ハ節義を尊ひ、専稼牆を勤む氣習へ出勤剛して人に馴親たし、山西朴素にして、民安く盜賊なし、陝西風俗淳厚にして羌蕃の地に接す、故邊患の苦あり、四川、岷江・陀江・墨水・泉の四大川を以名とす、要害堅固の地也、人氣奸雄の者多し、雲南其地吐蕃に接す、元明以來始て中華の版図に入ル、人情勇悍にして疑多し、近来漸へ華俗に化す、貴州古昔羅施鬼国と云、其疆城中華の一大郡にハ不過、雲南往來の道を通する故、中華の版図に入

雜説・戲言・狂哥・落書等、制禁ありや

游手好閑輩、雜説・戲言をなす事、常に多し、但朝政を誹訪する事制禁也、露頭すれハ罰せらる、或ハ無名の詩詞、落書之類、又ハ事を寄託せし凶画等を書いて、衙門の口、街道に張掛する事、間にあり

鞵靴へ私の往來ならさるや

商売多して鞵靴へ往來する者ハ、官所に訴て文馮を領す、多口外に出入す、極西に至る者稀なり

鞵靴へ年々錢を送らるゝ由、員教何程の事や

清朝開国以來、滿州蒙古部落、互に婚姻を結び、或ハ駙馬又郡馬皇家諸王家の驛ナリ數多の親族となる、毎年帝の他生日、年節等北京に朝貢也、先帝各賞賜の例あり、第一親族の好身捨かたく、又ハ無知の輩

怨を結び、邊境騷動の端とも成へきかと、断絶なく賞賜有しに、年々親族多なるに随て、賜物を減少せらる、最前ハ銀子・綾・紗綾・緞子・羅紗の類也、其後は上等車二十両、中等に十餘輛、下等にハ七八輛、皆銅錢・端物・雜物を与へらるゝ、則銀の替りに錢を賜ふ事、折省の意也、員教は民間に聞及ハす

北京の外、帝城になるへき所ありや、代り地用意有や、北京本金元の都也、明の大祖金陵に都す、同世祖今の北京に徒る、南京ハ東南に偏にして、西北の方を控禦し難き故、勝地とせず、古代の帝都、陝西、四川、河南、江南是也、北京の形勝、天下無双の要害也

官人以下、婚葬大切にするや

官人ハ、品級にて定制有り、農商庶民ハ富る者も過て美を尽す事なし、江南ハ他者に比すれハ華麗也、浙江も婚禮に専美を尽すもの多し

賂時行や、刑法に行るゝ官人もありや

官人賂賂を受るものハ、枉法不狂法の差あり、又財物の多少を計て、杖・徒・流・絞の刑法あり

毒飼の事ありや

蠱毒を作り、或ハ毒茶を用て人を殺す者間々あり、覺なし時ハ斬罪也、其子細を知て、毒を賣者同罪なり

武官の外武器を貯るや

武官・文官、其職に随て、武器を所持する定例あり、属下の兵丁にハ、朝廷より武器を与える定數あり、但弓箭、鎗、刀、弩ハ盜賊を防故に、文官官人、庶民庶民共に所持す、長鎗、大戟、鳥銃炮位ハ禁制也

武具、工人より調る事停止也や

前条のこどく、長槍、大戟又ハ盔甲の類、私に調る事禁制也、私に大小砲位を鑄造するハ斬罪也、工人、弓箭、腰刀を調るハ構なし

清朝五六十年以前とハ、風俗人の氣質共にかわり有や

当時風儀、昔に比すれハ靴ハ有り、二三十年以前ハ、人心質朴を好ミ、衣服ハ紬・紗綾を着用し、皮袄を着するハ稀也、客を請するに簞も碗數也にハ過す、近來ハ奢華を好ミ、純子・囉哆呢の類を常ノ服とす、或ハ貂裘・狐裘を着す、客來ハ必十二椀を用ゆ、家に蓄積なくして虚浮を争ふ

諸省往還、山川難所大略の事

直隸諸省の内、陸路水路難所多し、湖廣、四川、雲南、貴州、險阻尤多し、湖廣漢陽府點心坡、数十里の内、荒地にて、屋家の大なる石子乱果せり、鬼見愁、蚰倒退杯云地方、馬駕籠共に通る事を得ず、鍔の齒ある履をはき、根藤蘿を琴て上下す、漸一日に二十里を行、虎狼道を遮り、容に通かたし、又雲南、貴州にハ三四日或五七日程人里絶たる所あり、旅行の者、駱駝に荷物・糧米を運はせ、小釜を携て、途中にて飯を炊き、食用を助く、夜は野宿する所多し、水路にハ長江、黄河、焦湖、峽河の類あり、長江水深處ハ底なくて、旋渦多し、浅處ハ沙地也、風潮俄に長し、俄に退く、長する時ハ舟漂没しやすく、退時ハ舳沙上ニ乾擱して進事を得ず、又峽河水浅して、河底に筍の如き礁あり、其流鋭にして矢を突く、八百里の程餘里四五ヶ時の間に舳を下す、河上に舳を引にハ、廿四日を経ると云

諸省に譯官ありや

北京翰林院衙門の屬下に四譯館を設て、外国より朝貢の諸国文字言

語を通する官を置、外省に置事なし

下人年季定限有や、給銀請人作人有や、譜代なるか

奴婢抱るにハ、年季又者譜代の約束あり、奴僕給銀、一ヶ年に銀二十目より百目に至る、譜代は七八十目方二百目に至る、又婢女終日召抱には其人品によりて、上等ハ五百目方一貫目に至り、中等ハ三百目方五百目に至り、下等ハ二百めより三百目に至る、又奴婢身を質物に宛、給銀半分程の積りを借用して四五ヶ年、又幼少者八十年を限に満し時、借銀に利足を加へ、返済之上、暇を出す事もあり、先祖以來、召仕の下人を我国中に居せしめ、主從互に子孫迄召仕者多し、尤中保請人契券身券あり證文、若奴婢、盗欠落等する時ハ、中保に尋出さしむ、其者尋出得されハ、中保手前より、給銀・盗物等を償ふ約束也

朝官元滿州より附來る、譜代の家筋無断絶様取置るゝや

創業以前より、幕下に属し、開国一統の時に至て附隨、勲功を立し輩を、從龍之臣と称す、是等の家、世に断絶なく、承襲せらる、朝廷より厚く恩蔭あり

官人、自分召仕の外、其官に附人を自由にハ仕さるや

本邦の官人、其屬下の員をみたりに私用に仕ひ、或ハ非理に勞苦せしむる時は、罰俸の法あり

願訴訟人等、官府に取捌の法、大概の事

官府にて、公事訴訟を聞るゝ定日あり、或ハ三、六、九、或ハ三八に當る日、願訴訟人、役所の門外に相詰る、初拍子木を三ツ打、其後升堂鼓を三ツ打時、皂隸吠喝す、正官の人大堂の中央に座す、皂隸(門を)開き、先投大牌を立る時、上司より文書諸衙門と往返の文書發行す、次に稟事牌を立る時、稟事人稟事ハ願東門より進ミ入、姓

名をしらへられ、蹶て稟呈す、事終ふ西門より出ル、又告状牌を立
る時、告状人ウケケ方ヲ原告ト云、東門より入て、同く事終て西門より出
る、僉議済て門を閉る、皂隸吠喝し、堂退鼓を打時、正官人座を退
く、即刻願方を返さるゝもあり、或其日公事人等を呼返して聴審す
る事もあり

官人、農、工、商の人躰、見分易きや

官人、品級に従て冠頂を飾り、朝衣補套の定制ありて、少も混雜す
る事なし、然とも常服ハ、官人、平民共に替なし、但帽の上に紅糸
にて厚く総を付たるを緯帽と云、貂鼠皮にて制したるを貂帽と云、
秀才監生以上是を着、奴僕優人芝居紗狐皮の帽を用ひ、楽戸水戸
遊女宿黄狐皮を用、又ハ緑色の絹にて裡裡裏を付たる帽を着す、其
外官民共に常服ハ差別なし、故に人品見分かつし

官人、自分の願訴訟は、其支配頭役へ申達するや

官人公用にて訴るにハ文書を上司に達す、若自家の婚姻、錢債、田
土、私事、争論する時ハ、家人或子弟を以、常人のこたく地方官に
訴しむ、官府の格を用て、公文を行する事を許さす

生業の品によりて、貴賤の次第有や

娼、優、隸、卒を四賤民と云、娼ハ遊女くつわの類也、優ハ芝居役
者の類也、卒ハ走差奴僕の類也、隸ハ衙門にて罪人を取扱ふ者也、
其外に人の頭髮を剃る者を剃頭と云、人の踵跟を磨し、足の爪甲を
剪る者を修脚と云ふへ、是等ハ至て下賤の生業也

乞食・穢多の頭ありや、風儀常人にかわるや

乞食を化子と云、頭を甲頭と云、又丐頭とも云、手下の化子を支配
する者を犯す者あれハ、常人に同し、又罪人の太刀取する者を劊子
手と云、下賤の者と云とも、公儀より給分あり、風儀の事、乞食ハ

藍褌を着す、譬金銀所持する者にても皆綿服にて衣帽共々絹類を着
する事なし、途中にて人行逢時は、必路をよけて傍にかたよる、
乞食の類紛なし

幾歳幾より髪を剃るや、鬚ハ幾年よりさらさるや

大家の子ハ、十六歳より髪をする、留辮頭ノ中央ニ髪ヲマロクスリ、帽
ノコシニツ組ニス、是ヲ弁髪ト云
を着せしむ、学に進て秀才となる時、鬚を留て剃らずに、家人の子
ハ其年の限なし

何の書にても板行するにハ、府へ訴へ、吟味を受るや

聖經賢伝、或自分の述作の詩文を板行する時ハ、訴に及はず、其外
雑書の新刻する時は、官府へ訴へ、吟味を受る也、朝政を仮託・嘲
哂せし小説等の書、妖書、淫書を刻する事を禁す

官人の内、其家重代の職ありや

孔夫子の末裔衍聖公并兗州府の学祿、曲阜縣の知縣、翰林院大常寺
国子監衙門の博士に任す、又周公の末裔、顔淵、曾子、孟子、閔子
騫、子貢、子夏、子游、子路の末裔、又闕聖の末裔、周子、郡子、
張子、二程子、朱子の末裔、皆世々翰林院衙門博士に任す、或士
司・士官等ハ、皆世其地方に位して、本職を勤ム

神社・仏寺、開帳有や、狂言・見セ物・説法等ありや

名山大寺にて、年節、或ハ菩薩、生辰の日、成道の日ハ、大殿の
門を開き、誦經進香す、尤路辺に芝居・見セ物をして生業をなす者
あり、又寺院にて講經・説法まゝあり、聴問の者、大抵老人多し、
若き女ハ禁す

肉食妻帯の宗門ありや

妻帯の僧ハなし、只喇嘛僧ハ肉食す、又直省所に尼寺あり
寺社に朝廷より付置るゝ田島、山林、金銀有や、高札有や

勅賜の寺院にハ田地、山林を附し、造宮の料ハ朝廷より賜ふ、諸州府縣毎に学宮あり、皆学田を附せらる、寺院より戒殺の札を地方に願て境内に立る也

寺社の鳥獸、神木の類ありや

六安山に神有り、甚灵驗也、此山の鹿は人取事なし、取れハ必病氣を受、漢陽府の朱嘴山に朱王厖あり、此山に生る木を伐る者ハ大病に至る、乍浦地方の羊山に神あり、羊山老爺と称す、此山羊甚多し、人捕る時は必禍有り、此処船かゝりして風不順なる時は久しく滞船し、食用に尽る事あり、其時は山神に笞ヲトして許ある時は羊を借て食物とす、其後羊を買て本山放ち返す事有り

寺社へ参る者、初尾・賽銭等を捧るや、賽銭箱出置や

寺院に参る者、皆銀錢を奉る、仏施錢と云、又喜捨錢とも云、堂前に錢筥あり

仏神に縁日と云類ありや

諸府州縣、毎年二月、八月上丁の日、玉聖先師の厖に奠儀あり、三月廿三日天姥を祭、五月十三日関聖帝を祭る、正・六・九月十八日観音を供養す

宗門にてハ何の宗旨多ありや

天下の臣民、日本の如く、宗旨を専立る事なし、僧徒には講派、教派、禪派の差別あり、臨濟、帰依者多し

祭祀、仏事、古来の例を不改、其俣行や

祭祀にハ、諸省処々城隍厖を祭り、郷村にハ土地祠を祭り、農民ハ皆后稷を祭る、或ハ其地方より出し、聖賢、忠孝、義夫、節婦を祭る、仏事にハ、諸寺院の仏菩薩、生辰、又ハ成道白、誦經進香す、又諸省家に諸人三月清明の節、十月朔日に先祖の墳墓を祭り払ふ、

是等古法を改ぬ也

出家社人に重き官位を任、朝廷方尊く何ハしらるゝや

行聖公ハ、歴代襲封有て朝廷より厚く敬せらる、龍虎山張天師歴代、正一嗣教真人の襲封ありて、天下の多福を祈らしむ、明の神宗第五十代の真人張國祥、道術灵志有を喜ひ、皇女を婚聘ありて、駙馬都尉たり、京都留住ある事十三年、寵賚尤渥し、清の世宗の時、五十三代の真人張洪任、五十四代真人張繼宗、共に朝廷の恩寵甚厚し

市中村里に鎮守の社ありや、祈祷の札ありや

前条への如く、重キハ城隍厖、次ハ土地祠あり、元旦・端午等の節、各厖の道士、符籙を出す、或ハ黄紙に硃書し、或ハ紅紙に墨書す、諸人其符を聴屋の内に貼して不祥を祛逐す

出家士俗も回国の者ありや、往来証文にて通すや

行脚の僧を遊方僧と云、各処名山古蹟に編歴、進香する者あり、俗人にも諸方遊行する者有て、皆心に任て往来証文なし

官人其外に恩賞ト田地・山林等を賜て、永領の者有や

諸官人、其外に田地・山林を賜ふ事、甚稀なり

給銀を田地にて賜ふ事ありや

大小官人、其品級の随て皆銀を以俸給あり、田を給分にも宛らるゝ事なし

官位永宣旨賜ふ事、日本の伏見殿、京極殿類ありや

皇族の封爵、各永代うけつく定法也、親王の第一子を世子に封し、親王の爵をつかしむ、餘子ハ郡王に封せらる、郡王の第一子を長子に封し、郡王の爵を継しむ、餘子ハ具勅に封せらる、其子ハ具子に封し、其子ハ鎮国公に封し、以下準々、若其内功績ある人ハ封授を加へらる、其等級次第ハ上に見ゆ

微官位或ハ無官にても其家の筋目によりて高官位の人よりも
貴敬せらるゝ事、日本の喜連川殿の類有や

古昔は勿論、宋元明帝の裔にても朝臣より貴くあいしらるゝ家筋
と云事ハなし、降参せし鄭成功の末孫、又福建の海津公などハ封し
置るゝまてにて、朝廷より重くあいしらるゝ事ハ全くなし

平生客來の時、茶、烟艸の類、定れる礼法ありや

諸所の風儀異同ありといへとも、客來の時に揖讓の時宜有、客ハ東
の座に着、君主ハ西の座につく、茶・烟巾・菓子（三）の類出す、定法に
ハ非ス

客來の時座席の様子飾物等の事

賓客を案内して招請する時、座席の正面に名画一副（三）を掛、前に長卓
一脚を置、天然几と云（三）木（三）名木（三）色、卓上に華瓶一對を置、或ハ時花をさ
し、（或ハ）珊瑚（三）附、孔雀の尾をさしはさむ、中央に大香炉を置、旁
辺に繡簾を掛る、梁上に羊角燒（三）、紗燈數多を掛置、上にハ紅氈（三）を鋪
す、柱にハ紅錦を引廻す、饗応の時宜によりて凡十二簋、卓子一脚
に客一人或二人或三人、又席上に香几一を出し、香炉・香筋・香盆
を備へ置、酒饈を進む、戲樂を設もあり

年始、節句又ハ見廻（三）に行き云置き、又（ハ）親によりて座敷内
所へ通るもありや

年始の賀儀、又ハ訊問ハ、平生交り疎きもの書札を遣ハし、又ハ門
外より取次の者へ云置あり、交親き者ハ座敷へ通り談話す、親族通
家の者ハ直（三）内所へ通る

高官の方へ見廻、謝礼の使者、又ハ書札にても達するや

小官の者、大官の方へ引たる通礼に大官より使者或ハ書札遣す、大
小官位一二級の違ハ、互に自身行、書札遣事もあり

市中村里にて礼義にてハなく玩ふ業ありや

正月上元の節ハ、朝廷、市中、村里共に家々燈を數多とす、是を
燈市と云、又ハ燈節と云、十三日を試燈、十五日を元宵、十六日を
正燈節と云、十七日を展上元と云、十九日を收燈と云、二月にハ風
箏を放ち、鞦韆を打せり、三月踏青とて野山を歩行す、清明の日墳
墓を祭る、四月八日灌化会（三）、五月五日競渡の船闘中の慰あり、此日
粽を吃す、七月七夕二星を祭る、十五日盂蘭盆会、八月十五夜月を
賞す、九月重陽、高に登り、十二月竈神を祭、又平日官民共に圍
棋、雙陸、打毬、蹴鞠の慰もあり、又蹠子とて雞の毛を結び束て蹠
上る等の遊興あり、其外在々所々にて戲遊多し

官人の饗応に、弓、馬、能、囃子、相撲、歌舞妓の類有（三）や

賓客宴會の時、其客の好む所に從て、投壺、彈琴、圍棋、或演戲
也（三）、大小樂を興する事有、走馬、射箭、角力等なし

何の芸術にても世々其家筋に伝來勤る事有（三）や

八族官ハ、累代武職を勤しむ、又古聖賢の末裔に世々博士等の職を
授らる、張天師ハ歴代朝廷より貴重有て、歳時の豊歉雨暘を祈禱
し、或ハ災禍、妖怪を祓除し神術をいふ

遊女町定たる処ありや、定りの外禁制なるや、隱遊女禁制な
るや、船繁の湊などに遊女多や、遊女名目の事

明朝迄ハ、遊女町処々にありといへとも、日本の如く定たる場所、
曲郭を構る等の事なし、清朝に至て遊女禁制なり、但山西、陝西二
等にハ樂戸水戸と云、遊女芝居、狂言などをして人を集め慰むる宿
屋有、其外諸省の内、遊山處、或ハ商客旅人の集る處、舟湊に茶屋
女の類を抱て置処尤多し、其宿に旅人等來るあり、或ハ旅宿呼寄る
事もあり、先代官処にも知れたる遊女を官妓と云う、当代にハ官妓

なし、表向皆隠女也、曲郭を花街と云、遊女を倡と云、俗に嫖と云、かふるを妓婢と云、クツワを亀鴉と云、又ハ忘八と云、揚屋を娼房と云

芝居・歌舞伎・浄瑠璃・からくり等定たる所有て定の外

禁制なるや、狂言仕組如何様の事はやるや、看板の書様或ハ仕組、やはり哥杯に禁制の事ありや、役者名目の事

芝居踊、狂言惣名を劇と云、俗にハ戯と云、小歌を曲と云、からくり芝居ハ稀也、日本のことく定芝居の場所を構る事なし、定之外禁制と云事なし、皆誰某の組とて役者役合あり、人家祝事客來等の時招き雇れ、又二三日、一三夜ツ、所々にて戯樂をなせり場所を戯樂を設く戯園の惣門に座元(本)の姓氏、張園李園など、二字を大書して、看板にハ某園に於某月幾日何の戲を演すと處々書付張置也、其期に至て唱戲を設、座元(本)より見物人に酒肴(三)を出ス、其後見物の者座元(本)に礼銀を遣す也、北京、南京、浙江、福建等諸人多く來集る処にハ、毎日戯園數十ヶ所あり仕組大抵忠孝節義の故事多し、尤狂言、はやり歌等に朝政を誹傍(傍)する等の仕組禁制也、又歷代帝王・后妃、古聖賢・名臣等の儀に打扮する事禁制也、神仙道仙等の像を装ふ事ハ許さる、善を勸、惡を懲の仕組を專要とす、役者名目ハ忠義官員、豪侠の士に立出を正生と云、壯輩(壯)の者、風流の才人等に立出を小生と云、立役の類にて或王侯になり、仏神の像になり、又ハ家人等種々に立出を末と云、武烈の悪人、奸佞の人になるを浄と云、傭夫奴僕、或ハ生質不宜小人になるを丑と云、女形を且と云、其内老婦嫗母になるを老且と云、貞靜なる婦人を正且と云、風流の艶女、妾婢等になるを小且と云、又戯樂の内管絃に合てうたふを唱と云、礼節或ハ掛合の問答するを白と云

遊女町、芝居見物次第にはやり候や、前々より衰るや、芝居見物の内男女何れの方多や、出家も見物するや

何れも昔年に比すれハ粗減せり、婦女ハ自分の家内にて唱戲を倣しむ、外方へ出る者稀也、間々五六十歳の老婦行者あり、僧ハ戯園に尤多し

古戦の書を講釈し、辻々に芝居を構、渡世有や

古事を講して、渡世をなす者多し、場所を構へ、人家に招かるゝも有

古代帝王唐陵・修復等にて不潰、寄附の地ありや

当代まであり、来るハ年々修復す、地を寄らるゝ事ハなし

温泉に湯治の療治する者ありや

所々に湯治する者多し、北京、順天府に一所あり、四時に入浴の者多し、遵化州に一所あり、順德府に一所あり、宣化府両所有、其外所々有り

北京其外村里、地子銀出すや

諸所地租出す処もあり、出さる処もあり、一定ならず、明朝同し

借金銀・家屋敷・田地出入質物等、利足の事

家園田地を質物出し、銀を借る時、典産とて其家屋敷の宿賃等、或ハ田地の物成作徳を借銀の利息に取て、銀にハ利息をかけず、若手形証文又ハ人請合等にて銀を借る時は、銀利息を掛る或ハ二分半或ハ二分

名所游所大方の事

直隸諸省、名山勝地銀なし、中に江南の虎岳(岳)、浙江の天目山、西湖等、常に遊行多し

寺社・民家、作事の節ハ官所に届るや、家宅制限有や

關里の孔廟、龍虎山の天師府の類ハ、朝廷より修造也、其餘の寺社、民家ハ勝手次第也、又官府衙門にハ屋上に獸頭を置く、三品以上の大官ハ獸頭に風車を置く、又門前に石獅子一對、或ハ石鼓一對を置く、民家にハなし、其外の家にハ絶て差別なし、其故士農商の替見得ず、鄉村にハ茅屋多し、士官の家にハ樓門を立、門前にハ旗竿を立、八字牆門と云を立て、文魁進士杯と云額を掲ぐ、農商ハ成らず、照牆と云て、大門の向に鍊屏を立、其外石獅牌・樓門・儀門三門なと云を作る、農商ハ成らず

市中賣物、看板の事

商居の看板を招牌と云、大なる木札を正中に賣物の品を大字に書し、又ハ風流の彫物、聯対等を掛る、又諸器物、帽衣、革木履等ハ、其形を画て掛るも有り

下官、途中にて高官人に逢ふ時ハ、下馬下乗するや

諸王、宗室、公主以下、大小官員、軍民ハ等に至る迄下馬下馬定礼あり、迴避儀と云、少き其式に違の事を許さず、其品級少差ハ道を讓て旁を行、其次ハ馬手綱を引しめ、身を側て旁に立て行過るを待、又官人勅使を奉て出行にハ、諸王大臣等逢ても下馬する事なし

北京城諸省に下馬札を立るや

京城諸省官の品級に隨て、下馬下乗の遠近あり、一同下馬下乗札ハなし

森林、高山なとに魔所と云習ハしたる処ありや

山谷に山魃有と云伝ふる処甚多し、樵夫道迷ひ終に行方知れざるもあり、又一二年を越て、正気なく、路中に迷ひ、居処を連帰もあり、諸處遠境を廻りたるなと覺語るもあり、然とも目前魃の形を見たる者なし、又其事有ましなと疑ふへきにも非る故、諸人恐れて

其地に近く事なし、又數里密林ある処にハ木客有といふ、其状人に似て能變化す、人を見て忽逃去る

狐付ありや、同はかさるゝ事有や、ましない・祈祷にて去る事有や

狐狸の妖魅をなす事多し、北京、山西、陝西に甚多し、艶女、美少人の容貌に變して人をたふらかす、又ハ人につく事有り、通家弘願流の法術のましない、祈祷にて邪氣を驅逐鎮壓す

天狗と云説ありや

山海經を考るに陰山に天狗有、其貳狸の如く白首にして声猫のごとく蛇を食と云とも、日本の天狗の説と異也、何れの世の事にハ江南に山魃有て人を悩す、知縣官、豪侠の人にて是を禦止んとして大勢を催し、山中に弓・鉄炮を發す、或ハ手答せしかとも目に遮る者なし、其後、此山に絶て山魃へ所又なし、數年を経て、知縣の門に道士来て知縣に見ゆ、言語動止、甚伶俐にして問答流水のごとし、道士、たけ二三寸の小猿を玩興す、此猿、種々の戲藝をなせり、知縣も是に見とれて居たりしに、道士、此を所望ならば進へしと云、知縣此猿をもらいたり、夫より知縣、此猿を玩愛せしに、俄に大虎に化して衙門の内を蹂躪す、諸人驚周章す、傷蒙る者多し、兎角して門外へ追出す、其行方を知らず、此怪先年の祟なるへし

陰火燃る事有や

山野墳墓の邊、河海岸堤のほとり、又ハ古戰場等に燐火もゆる処多し、又鬼魅の精、怪込の人の魂魄なと云も、皆陰火也

火葬する事ありや

化書に是を荼毘と云、僧俗共に其人の望に依て火葬する事有
火災を防ぐ事

各處々救火の道具を貯て、水籠、水桶、水箭、皆道具にて救ふ、其外撥鉤、麻塔、火挽等、其時に從て用る也

旅行人馬の通用、馬乗問屋休泊、馬駕籠の賃銀、并川渡歩渡の事

往還の本道を官路と云、大路共云、日本のことく乗掛に乘事なし、鞍を置、又ハ鞍の両脇に馬包箱とて、常にて作たる柳こりの如きもの付る事有り、日本のあふ付に似たり、鞍の居木、先の前後四所に指繩とて革紐を付る事あり、是ハ馬包箱を柙り付る為也、轎ハ椅子の如きものに四本柱を立、屋ねを付る、腰をかけて前後を二人にて擔ひ擡る也、尤飾ハ種々の制あり、轎夫一日の賃銀二匁、馬夫銀壹匁、泊式匁、飯一膳三分、每碗三厘、宿飯三分より五分迄、往來の人多く通る処ハ、万ツ高直也、川越の事、日本の如きハなし、皆船渡也、尤公義より定置の関津ハ格別也、其外は川の浅瀬を心次第に渉る

海陸盜賊の事

海陸盜の類多し、響馬盜とて同類數人、弓矢軍器を携へ、昼道路にて旅人に矢を放つ、此矢強く響く様に拵へ、旅人矢音に驚、馬盜なるを知り、急ぎ馬を下り荷物を捨逃去、其跡より財物を心の俛に奪ひ命を助く、若旅人其処を遁去す、又馬を下されと射殺て財物を捨去、又大勢組合て夜中松明をふり、小村或は三四軒、人遠き家に抑入盜奸をなし、居民を殺し、人家に火を放つ等の盜みあり、又海賊同類數多あり、往來の船を遮り留め、又ハ船に抑乗り旅人を殺し、荷物を奪へ取、是等ハ大盜也、又小盜にも獨通る旅人を物陰より走出て、後より打擲し、声を掛て呼りおとして盜をなすあり、又常人道連の如く旅人に近寄、物語杯として毒菓を合せし線香

を焼て、盜ハ口中に毒を解する藥水を含て、其煙を旅人に嗅す、其昏悶して夢の如なる時財物を奪ひ、又毒菓を粉にして密に酒茶の中に入、旅人に飲せ酔悶する時財物を奪ひ、或ハ独旅人に宿を借し一間に寝させ置、四方を稠く圍ミ、一所より烟を入ふすへてむせ殺す事あり、又ハ渡守一人通る旅人を船中にて水を溺殺し財物を奪ひ、又諸人見物群集の場にて盜入、掌中に錢を磨し、刃を立、切れ物にて行違ふ時、人の腰付け懷中せし包物の紐を切、掠取あり、大盜・小盜、罪の輕重に由て科罪せらる

口才の働、山師の如きもの有や

常に辨舌叶ひて人を詐騙し、種々の陰惡を巧む類の者を光棍と云、又訴訟する者に頼まれ、其事状を顛倒増減して造訴の仕方を教唆し、文書等を捏写して、理を非に犯け、非を理に勝しむるの手談を巧む者を訟師と云、甚多し

かたりをして物を取者ありや

人をかたり、誑騙する者を拐子といふ、又白撞と云、其詐謀逐一述べたし、故に俗語に小人巧計、智過君子と云へり

土地によりて他處になき病有や

山東にハ婦女に癭項の者多し、頭強はり、粗大にして柱の如し、広東にハ麻瘋の者多し、他處にハ是等の病少し

疱瘡せさる処ありや

山西太原府の上郷堡と云処にハ、小兒痘瘡をせず、痘瘡ハ疱瘡也

上海、乍海、寧波、陀山より長崎まで道程実何程有へきや

航海の時船中に夥長艫數年の積功を以、方向、更數を考へ、各処々往來する也、更數とハ唐里六十里、日本路にして七里有奇の道程也、是ハ順風の時一昼夜を行事直路六百里なるを以、此十分一、六

十里を更と定む、上海三十二更日本路二、百三十五里、乍浦二百六、十里、寧波四十二更二百九、里、普陀山四十更二百八、里、右ハ無事の更敷也、十度に一度も此直路を乗渡す事なし、凡海上にて逆風に吹戻され、横風にハ斜に漂ひ、船路迂曲になる故、直路百里の所を二百里、又ハ三百里も漂流する事あり、然とも夥長艦船工ハ航海の航海の準則を考て、遂にハ志す処に至る也、たとひ船中の者、遠近をいふとも海路里敷の証拠とすへき理なし

人の名の字、日本のことく反切を用るや、又不吉の字を忌や名を反切して付事全くなし、又当今先帝の諱の字、臣民取事を許されず、又不吉の字ハ用ひず、たとひ字意忌事なくとも不吉の声韻に通する字も用る事なし、三年に一度科挙の試義有て、士も選はるゝ事あり、若即位改元等の賀儀あれは臨時の開科ある也、是を特恩と云、期に至て主考官、試文の内、字句典雅にして、よく其式に合し篇を、次第に選ひ出し、第一の文を読上ると、先姓名を見に柯璉と云者あり、此字可憐に通する韻故、賀慶の時不吉也とて取上す、其次の試文を見るに三四段下に王万寿と云姓名の文有り、是へ賀義相応也とて、是を第一に挙げられし事あり

字名を付に定式ありや、勝手次第也や
思付次第也、然家々に経傳の語字一句、或二句、詩の句等を通字にする事あり、たとへハ学而時習之と云字を通字にする時ハ、父ハ字の字、子ハ而への字、孫ハ時への字を通字とべ、下の字ハ思付次第也

名字にて尊卑ある様に聞る事ありや
阿三、阿四、進貴、進福等の類ハ、賤者の名にして、上輩の者ハつかぬ也

切支丹宗禁せらるゝや

天主耶穌教といふハ、即キリシタンナリなり、堅禁制也、其外、洪陽教、無為教、白蓮教の類多し、伴て善事をなすといへとも、人民を煽惑し、風俗を敗壞する教法也、異教皆々禁制也

人相書にて尋る事有や

凡犯科の者、欠落する時は、小罪ハ諸処文書を行て尋しむ、大罪ハ形像を書て編く尋しむ

縁組・養子ハ願上て免許するや

大小官員、軍民人等、縁與・養子、公義に申上る事全くなし、但宗室の子女ハ嫡、庶、名、封、生、卒、婚、嫁等の事ハ、宗人府、衙門にて詳に冊籍に記し、若異姓の子を撫美美し、隠謀する事ある時は、右府の官人重罪に行ハる

大船を作り、又ハ所持する事、勝手次第也や

小船は勝手次第也、二百石以上の大船を造時官所に訴て運上を出し何省何府何縣何字号船なる由を船の脇に書記す、船敷の増減ハ構なし

小説書目の事

石點頭	八本	觀喜冤家	六本	說唐後伝	八本
三国志	六本	西遊記	六	繡榻野史	四
肉蒲団	四	夢月楼	六	引鳳箭	四
玉史磯	四	錦香亭	四	金雲翹	四
養花天	四	五香亭	四	蝴蝶媒	四
巧聯珠	四				

附録

清朝の事 明朝ノ風俗を革ム、二京十三道、文学、經史学、

法從明

（○）高祖名奴兒哈赤、乘季自成乱、入中国即位、未聞称姓、或示百家姓一本日定姓、指其首（ノ）姓字、自是姓趙

（○）太祖、名老四王○世祖、名臨、在位十年、称順治^{十八年}、自是一帝、一年號也^{順治元年、日本正保元年申也}○聖祖、名玄暉、雄才大略、天下大治、

在位六十一年、称康熙^{六十一年}、寿六十九歲、葬遼東^{康熙元年、日本寬文二年壬寅}○雍正帝、名胤禛、聖祖第四子、初封晋王、在位十三年、称雍正^{六年}正寿五十八○乾隆帝、名弘曆、胤禛第四子也

享保中、荻生惣七郎^{北條}江被仰付、清人朱佩帝^皇江御尋之事共、深見久太夫取次、佩帝答之趣、書付差上候

一紅衣袍發貢 共に石火矢なり、其制同し、少し大小の差別也、大ハ紅衣袍、其次ハ發貢とす、紅衣發貢とハ紅衣袍と發貢を合して云、紅衣（ハ）紅夷也、清朝衣字を諱む

一金邊を鳴とハ銅鑼の縁邊を敲也

一錫鼈ハ錫にて作る鉄炮の胴葉入也、形鼈に似たり

一項圈ハ宮女の項にかくる飾なり

一心紅ハ銀朱の事、紙張ハ料紙也

一馬の飼料に空草ハ藁計の事、中料ハ藁と豆を云

一朝銀ハ銅をかたる位悪しき銀を云

一撒袋ハ弓を入れて腰に帯る袋なり

一戩ハ等と同じ銀秤也、秤ハ斤量也

一喇嘛僧の事

一^{*}台吉ハ蒙古の王爵也、塔布囊ハ公爵也

一顏曾孟仲の仲ハ仲由也

一檔ハ満語也、帳面を云

※丙吉

享保中、清人葬祭の事、御尋に付、深見太夫差上

朱批ハ、此書を以、荻生惣七郎江御正しの節書加差上候

祭葬の事、庶人の申覚

一清朝にて只今士農工商共に祭葬專儒礼を用也、祭礼に魚肉酒を供る也、尤平日佛法を崇ふ者も祭葬ハ儒礼を用る也、儒礼ハ則国礼にて人々儒礼に仕事と相覚来也、若万人に一人、儒礼を用とも、棺内の式、葬礼の儀式等ハ儒礼の通也、祭礼の節、精進を供へ、僧を待し、読経するまでを仏礼を用といふ

朱批、清朝計にて無御座、明朝より此通也

一先祖を祭る儀は、祠堂、家廟、墳墓三様日限少々相違有り、儒を崇す崇と云訳也、天下一統に祭也

朱批、明朝より此通なり

一忌日といふハ祥月を云、毎月ハ用ひす、祥月も墓所へハ參詣せず、家廟にて祭（る）也、尤主祭の人、精進をする仏法を位（す）する者も同前なり

朱批、古より如此に候、但主祭人精進とあるハ誤也、子細ハ祭の時の作法に欽福受祚と云て、供物の酒肉をいたゞく事あり、是精進にあらず、但祭の前日より当日まで齊の内精進也、此事を書遣したると見へたり、又末々の民杯ハ心得違たるもあるへし

一火葬の事ハ俗家に先ハ仕らず、尤仏法を信する者とも仕らず、併貧窮にて葬地を買事(も)ならぬ者、誰の葬地の旁になるとも頼葬ゆへ、場所の廣なき様にとの事にて火葬にする者もあり、又遠國にて死する時、其子、貧窮にて死骸を本国へ持帰事ならぬ時は、火葬にして齒骨を持帰て本国に葬也、ケ様の事ハ希(ま)なる事にて是非なく仕る事也、成へき程は土葬に仕也、寺院の境内に葬らず、山野に土地を見立、買求て葬るなり

一只今ハ一族寄合の場所を見立、建立して、一族銘々の先祖の神立を納置祭るを祠堂と云、四民共に分限相応に屋敷之内に建置、先祖を祭るハ只今家廟といふ

朱批、官人のを家廟と云、四民のを祠堂と云事通法也、訳を不存、唐人共此方より問れうそをつき申候

官府は朝廷より家廟并祭礼の供物等定法ある由承及候、其儀式ハ存知不申候、農工商共家廟を建へき力ある者、人々相応に屋敷之内に建る也、不勝手(ま)の者ハ家内に棚を作、先祖を祭(る)也、祭礼の事祠堂ハ四時の祭并正月三日、同十五日、七月十五日、右一ケ年七度三牲并に

朱批、正月三ヶ日也、家廟・祠堂にて祭の日を別つ事誤也

酒を供へ一族より合祭也、尤一族の内輪番に毎年(一)祭(る)事掌る者ありて世話に仕也、家廟ハ四時の祭并元旦清明端午中元重陽除夕死者の誕日都合十二度祭(る)也、三牲并酒を供る也、棚を作、祭程の者ハ相応に右の日限祭る也、祭料理椀数の事、身上相応(二)に仕る也、先大概身上よき者ハ八碗、墳墓ハ正月晴天の一日、并に巳前清明の前後一日、重陽の前後、右三度墳墓に参詣仕(る)也、三牲并に酒を供て祭(る)也、右の義民間に仕候官府の

事ハ詳に不存候、三牲ハ豕羊雞也

朱批、八椀ハ尋られたる唐人の郷 通事

里の大概なるへし、康熙(三)の書

齊家宝要に詳也、十牒とあり、牒ハ皿なり

康熙(三)帝、座右聯

聖祖仁皇帝聯二枚

其一、日月燈江海油、風雷鼓板、天地大一番戲場

其二、堯舜且、文武末、莽操刃沛、古今來許多脚色、沛ハ淨ノ誤乎、淨ハ悪方ヲ云、脚色ハ狂言ノ仕組ヲ云也

小説書目

西 <small>四</small> 図 <small>一</small> 像	二	醉菩提	四	行世鴻勳	四
終須夢	四	麟兒報	四	桃花影	四
帰蓮夢	四	女開料 <small>二</small>	四	鳳箭媒 <small>三</small>	二
八洞天		古今談奇		留青全集	三十

※1 画図像

※2 女開科伝

通昭録卷之六十四

目錄

- 一 蝦夷談筆記
- 一 松前家系
- 一 琉球征伐日記
- 一 琉球国法令
- 一 具志頭親方以呂波哥

越昭隨筆卷之十六

蝦夷談筆記

一 蝦夷の様子、山多平地すくなく、人家皆海邊に在て魚獵を生業とせり、耕作等ハ不仕候事

一 蝦夷地と松前との境之儀、しかと限ハ無御座候、西東郷ハ田澤、乙部、東在郷ハちこなゐ、しやつかり、茂邊地、富川、へけれち邊た、人間日本人ノと入交り、蝦夷人居仕候、しやも日本人ノの中コトに交り候て、住宅コトヲ云仕候儀好不申二哉、蝦夷地へ引入候て、近年ハすくなく罷成、田沢、乙部などの瘡瘡疹に死亡仕、只今は大形絶申候事

一 古より惣大将と申候無之、村々に名主のことく頭立候もの支配仕候、筋目も正申得共、大方ハ剛強なるもの自然と頭に罷成候、近年とひたけと申者に志摩守殿より国の支配申付、家来式百人程召つかひ、支配の多そ申付、相背候へと早速志摩守殿へ注進仕候、尤毎年松前より役人并通詞差遣し頭分の者共召集め、御制法の趣申渡候、随分御威光を怖、耆人も異変仕候もの者無御座候由

之事

一 松前の様子、人物よろしく相見得候、皆船を仕立商買を生業と仕候、土の性宜候や、草木茂外国に勝候、藪の葉杯も勝て大に、又板とり△「草の唐竹の様なる有之候て家廻の垣皆板とり」を用申候、粟稗少々作り候由、其外の穀物土地に應せず候、大豆、小豆、角豆、瓜、茄子等少々宛作候由、近キ頃津輕領の百姓罷越願候て三年田作仕見申候処、草生能候得共曾て実いり無之故打捨罷歸り候由候事

一 蝦夷地年貢收納曾て無之、志摩守殿へ目見に罷成候節、其地産物致持参候、其節此方取らせ物有之《改行 一》惣して宗旨も無之、吉利支丹改不仕、惣人数不分明候由

一 蝦夷地に此方の人不差置、先年金堀、鷹師杯居仕候得共、しやむしやゐん、鬼ひし取合、以後人間差置不申候、尤差置候得共、多そ人仕置の障に成候よし、鬼菱、しやむしやゐん居所までハ、陸地廿日計道達者なる者可参候、道筋馬足不叶所二ヶ所有之、海上ハ能順風昼夜走候て、四日計に着申候、所の名ハしひちやりと申候

一 西の方くすり、あつけしと申所迄、松前より往来仕候、能順風に昼夜走候て八日程に着申候、道程四百里程も可有之候、此所之多そらつこ島へ渡り、らつこの皮持参仕、此方へ商申候、多その内にても随分達者なる若者ならてハ不参候、らつこ島の者共を氣遣申由に候、道程ハ不知候、出入三年にて往来仕由候、日本人のらつこ島へ参候儀無之候、彼島人多そ地へ参候儀も無之由候

一 松前の者夷地に商に参候てハ、大方海邊小屋かけ仕、船を揚居候、是ハ繩とち船にて渡り候者共、久しく海中に着置候へハ繩く

さり候故右之通(二)仕候

一 蝦夷人ハ父子兄弟も相嫁候、とかく一類の内にて縁與仕、他人不交様に仕候、尤一人にて女房四、五人又ハ七、八人ツ、持申候、頭立候者ほと多く持申候、是ハ商に參候先々又ハ其所の内にても別に家を立、所々に差置申候、一所差置候事ハ不仕候、女房に不定、女を犯候へハあたまの毛を一本も不残ぬき候て折檻仕候、若女の方より戀慕いたし犯候へハ、女の耳かねを男の方へ取置候、僉議に逢候時、是を出し候へハ、男ハゆるし女計右之通せつかん仕候、勿論女ハ男一人より持候事ハ不罷成候、若外に男持候て相知候へハ、右のせつかんに逢候

一 科人有之候へハ、はたかに仕たゞき申候、是をすづ打と申候、其様子委く末に記候、強(く)たゝかれ及難儀、秘藏の寶物二十品三十品も出し候て、つくのひ候へハ差ゆるし候

一 惣して古き物を何にても賞翫仕候、古き膳碗などの類、はけ候て此方にて用立さる物を、一具にてもかさ一ツにても持參候へハ、代物替に仕候、氣に入候へハ代物の多少を不論、何程も出し候て替申候

一 古き鏝又ハほり物杯代々持伝候て、秘藏仕候も有之候、持候者ハ人の不知山などへ隠し置、子にも知らせず候、子細ハ能寶物を持候と人に知られ候へハ、何かと難題申掛、久しくこたハリ、其物を不出内は不埒明候故如是仕候

一 金銀取やり一切無之、商買ハ皆代物替に仕候、食事ハ魚鳥草木の葉を用、米も有之候へハ給申候、衣類ハ唐服、倭服有合に用申候、病有之時は草木の葉を取服用仕候、醫師は無之、手前配剤に仕候由

一 酒ハ好候て給候、下戸ハ大方無之候、此方より持參候酒を代物替に仕給候、又あま酒を作り、此方の者にも振廻候、役人杯ハ給不申候、軽きもの共に給候儀も有之由候

一 文字通用無之、異国通路不相知候、本唐江通路無之由候

一 神社無之候、神の事をはかもひと申候て、何の神を敬申候哉、山、海、火に向ひ候て敬拜申候

一 死候節死骸取置候には、箱に入、其内へ掛刀、桶、碗盃其外分限により色々諸道具入申候、但土葬に仕候、魚肉を手向申候、墓前之印に丸木五、六尺斗なるを立置、掛刀かけ置申候、位牌、珠数ハ無之、精進不仕候、疱瘡疹必死候故、被付候者をは打捨候て逃候なり

一 松前近辺の在々ハ志摩殿家来領地に割渡し有之候、尤島作少々仕候へ共、年貢納不申候、鯉取役昆布取役薪役斗少々ツ、相納候、山は誰と申わも無之、材木入用次第心俣伐採、地頭江も納、商にも仕候由

一 猪、猿、牛無之、馬は有之候、ゑそ人は熊を大なる籠に入飼置、十月中殺候て膽を取申候、飼候へ者殊之外なつき申物の由、初ハ女メのこし女云詞、乳ヲ吞セ段々飼入候、成長仕候ては魚を給させ候、夏の中は熊の膽薬力弱く候故、十月に成、大木二本にて首をはさみ、首にしとき道具をかけさせ、男女五六十人にておし殺、膽を取、肉をも食申候、皮ハはき商に仕候、殺候跡にて一時も二時も寄合、大になけき、高上にて吊ひ餅とて米をひやし、しときの様に拵、寄合給候

一 蝦夷人は魚取候計男の所作にて、薪取より衣類等迄皆女の所作に仕候、衣類、絹類にても木綿にても縫形付ケ申候、尤縫形つけ候

を代物替に仕、此方へも取参候由〔改行〕一〔三〕朝夕の食事ハ魚鳥のミ用申候、たま／＼米を求得候て、食を拵候へは、食をは此方の菜の様に仕候而給申候、昼ハ八ツ時分一度給、夜ハ日暮方九時分迄の間五、六度も被下候、昼は仕業の障に成候由にて給不申候一蝦夷人の形躰すくやかに見へ候、髪ハ赤く、潮に入候故ち／＼みあかり、尤惣髪にて候、髭ハ二尺計も有之、目、鼻計見ゆる様なるも有之候、女髪を中にて切、鉢巻をいたし、髭ハなし、唇を鉢にてつき、墨を入候、手の甲も右のことくして模様を付、ゑりに青玉をつらぬき珠数のことくなるをかけ、又袈裟のことく成ものをかけ候、同じときをかけ候、しときハ此方のたゞきかねのかうに白かねにて丸く拵へ、ふち廻りいほの様成もの有之物にて候、此方にて札守を懸申と同意の由にてと、尤男女共に耳かねをはめ候

一男所持之道具、半弓并矢、矢筒、すつ、ゑぐし、しうたんね等也、矢ハ短く二ツ羽也、鏃ハ木にて、此方の鉄鏃同前のかつこうにて両色有、鏃に毒を付置由、毒之法蜘蛛とうからし合て用、右之毒消様にんにくと鉛を交合ぬりてよし、又毒のあたりたる所を刃物にて多く取、跡へ右の葉を付たるもよし、毒にて肉爛候故、多く取候に少も不痛由、一寸計より深くハ不入由也、半弓ハおんこの木マユツト云にて作、多くしハ日本人ハ掛刀といふ、日本の刀を求得て用るよし、彼地にて刃物鍛冶無之、此多くし常に脇差也、しりたんねハ是も刀身ハ木也、常にさゝす、人を振廻候時など家の内にかさり置候由、すづハ罪人を打ツ棒也、二尺計にて日本のもちりのことくいほをうへたるものなり、弓弦ハ藤のしんを取用、又あいと云草の皮をも用る也

一酒を飲セ候に盃ハ嫌候由にて、かさにてのませ候、かさにはしを一本のセ酒をつき出す、蝦夷人先手をすり拜し、はしにて盃の上をすり廻し、其後箸にて酒を地にそゞき、又左の肩の後へそゞき、又盃の上をすり廻し、扱はしにて鼻の下の髭をあげ、酒を飲候、三盃ツ、給候てすつ打も被仰付候付、給酔不調法も仕候へは如何に候、もはや被下間敷由、通詞に向ひ申候て、頭を下け畏礼をいたし候

一すつ打の様子、うたれ候もの三尺手掛の両端を両の手に取首にかけ、肩をぬき候て廿間計先より聲をかけ、小踊して廻り／＼すゞみ候、打候ものは其跡よりすつをふり上候て、是も同じく小踊してすゞみ、気の十分に満候節打るゝ者足を踏違ひ、うけ身に立止り、別の人打るゝものゝ前に踏違て立、打るゝ者の両ひちをとらへ、其ひはらにあてとしまへ候、如此せされハ打倒さるゝ由也、其時打ものしかゝりて十分に打申候、其勢筆に尽しかた、能見物也、痛不申候様にと断候故、すつを布にて巻候、彼国の罪人有之時、大勢集り候て右のことく咎の軽重により打数多少有之由、又いさかひの時もすつにて打合候由、小勢なる方争ひ難成存候へハ、つくのい出し候てわひこと仕候由也、ケ様の節ハめこのしも脇より聲をかけて力を添、打るゝ人の顔へ水をそゞきなど仕候由、背を打破絶入仕候事も有之、打様請様五、六歳の時より打習、皮をせなかにかけ、交習よし、痛強くて打殺さゝる手心を習藝の第一とす

一半弓を射させ候に、五人にて十一本射候内一本的に中り候、生類計射つけ、終に的は不射故中り無之由、生き物は随分細に中り候由也、射仕廻候て礼を致し候、何も内かけなし、揚弓のことく指

にてつまみ引、中ハ極て強く一本垣の柱に射込、やうくぬき申候、一本こう串へあたり、二寸計の木、矢先少ぬけ申候、見込おもひ入、随分能相見得候

一 哥をうたハせ、おどりを爲仕候、めのこし手拍子を打くるくめ

くりておとり候、哥のしやうかしれ不申候、男の哥ハ称名などのことくなくふしあり、笑ひ戯候て面白そうにおとり申候、面々別々の哥をうたひ候由、自然人の諷候歌をうたひ候へハつくのひを出す由、大に無礼とする由也、座につき候時あくらをかき、手をすり、髭をなて申候、彼等か礼義の由、座を立候時も同前なり

一 此節見候蝦夷人の名、男廿一人、ふとろ、はかふ、いほう、へ

しやべ、もうい、せたない、のしば、おふしり、しろう、しいこぢ、ろくと、はせ、くれまゝ、こししろ、しやむ、としふけ、つしはい、もける、あちやんこ、とうらん、はんでう、女五人、おん、おます、おふたけ、せいこう、らり

一 義経の事をうきくると云、弁慶を其俣へんけいと申、よしつねむかし此国はもと云所へ渡り、多その大將の娘にちなみ、秘蔵の巻物を取たりと云ことをしやうるりに作り、彼等か内に知恵のすぐれたる者共かたり候由、義経をハ殊外崇敬いたし、其城跡へも足跡不仕候由、右城跡の石垣しりかくと申魚の背にて築立て候由、右之魚背の長八、九尺、鉄のことくにて、何百年経ても腐る事なき物の由候

一 蝦夷人常に帯をする事なく候由、此節出候者共ハ細キ切レのやうなる物を帯にいたし罷出候、めのこし乳をあらハす大に恥とす、我夫にも見らぬ様に嗜み、陰をあらハす事ハ却て恥ぬ由候、又ハ我身の年の数も不存候由なり

一 子も産候へハ其俣潮にてあらひ籠に入、つるし置、啼候へハゆり動しくして置候由、五、六歳になれハ帯をせず、火を焼き、腹をあふり居候、十歳計よりもはや海へ求入、匏など取候て自分口過仕候、成長の後細引を張、飛越候事を常に習ひ、六、七尺計にも飛揚候事ハ自由に仕候由也

一 蝦夷人咄候ハ、島々に色々異形のもの有之候、耳に通ず鉄を鼻に通す島も有之、年寄まで髭一本もはへさる所も有之、殊之外あつくて穴を掘土底に住所も有之、通事金十郎に咄候由、髭の無之ハ金十郎も見候由致物語候

一 蝦夷地へ他国より商買船遣候儀ハ、御朱印之表御制禁にて不罷成、志摩守殿支配の商買船計往来仕由

一 具足ハあもしへと草にて多そ人細工に仕候、甲ハたからかうしと申候て木にて仕候、是に上ほろかけ、矢よけに仕候、奥多そに人間の具足致所持候も有之候、是は伊豆守殿時分に夷地へ商買に具足も遣候故致所持候、先志摩守殿代より法度に仕差越不被申候、多そ人所持仕候具足数不知候へ共百七、八十領も可有之哉之由

一 多そ人細工ハ掛刀のさや、まきりのさや計仕候、たはこ入ともほり申候、昔ハ四分一の彫物なども出し候由、只今ハ一切無之候、結句前方此方へ参候を持伝候者彼地へ持参見せ候へハ、殊之外悦候而拝見いたし、礼物など出し候由

一 古志摩守殿時分、そうヤの内さんないと申所よりからとのうちうつしやむと申所まで参へり候へ共、それより先参候儀不罷成候由にて帰申候、翌年船遣し候、此節うつしやむに越年仕、其春たらいかと申所へ参、それ方先へハ参候事不成由にて帰候、さんないよりうつしやむへ海上十里計、うつしやむよりたらいかまで順風

にて廿日路程、松前よりそや迫能順風に七日路ほど可有之候、
からと島ハ松前より西北にあたり候事

一 多そ人ハ隣へ出候にも弓矢を持、掛刀をかけ罷出候、矢筒をハ頭
にかけ候、惣して物を背負事ハ無之、頭にいたしき候、是ハ不意
の事有之時なけ捨申ため之由、用心也、合戦之時ハ日本人のこと
く腰に仕候由なり

一 蝦夷の上服此方の羽織之ことくにて袖ほそ成物なり、金にて龍を
織付、勝て見事成織物なり

一 青玉の事、からこと島の方北高麗より渡候由承伝候、松前にて
色々致吟味候へ共、ねり物と見へ候へとも何にて拵候や不相知
候、焼候へハ碎候へとも色ハ変不申候、虫の巢と申ハ、無証掘
候、常憲院様御代吟味仕候て虫の巢に無之に極り被仰付候由也
一 ちいさごか崎と申所にて、板にて拵、横二寸堅三寸計成物を拾ひ
候、所のものに尋候へハ昔此所へ小人島の者とも参候て土を取、
又ハ革を百人計にてぬき取帰候と申伝へ、所之名を小サ子か崎と
申候、右板にて拵たる物ハ小サ子のあはと申候て、網のうけにて
候、是を五、六枚も重ね、釘にて打付たるを拾置申事も有之候、
黒焼に仕用候へハ瘡をち申候、又ひせん瘡に付候へハ早速なかり
候由候

あばの図



あばと申候日本詞にて候小サ子は何と申
候哉知不申候
木ハ何とも見しかたし、杉のもくに似た
るものにて候

しやむしやめん一揆之事 又しやぐせんと云

松前通詞勘右衛門口上之通記候、勘右衛門廿歳二而佐藤権左
衛門手二在直二承ル也

蝦夷国の始を承に、昔此濱邊に老人夫婦居住仕、食物も無之候処、
夢中に神の告有て、一ツのかみ舟をさつけ、是を以て大海をさく
らは食物を得へしと夢見、其教にまかせかみを以てかきさくれは、
白き水浮ミ下より鮮浮たるを取て食物と仕候由、右の所、今の江刺
にて候、彼老人を夷の宮と祝ひ、姥を姥神と祝て、今に両社有り、
夫より子孫生々して多の年月を経、次第に人多成候由、中比、武田
太郎信廣始て此嶋に渡り蝦夷半国を切從へ、上の国勝山に居住仕
候、是より信廣支配の者共ハ和国の風を聞伝へ、年月日時の数辨
へ、村里の差別も定め、相残る半国ハ其手下にハ付候へとも、風俗
は格別いやしく、倫理の道も知らず候故、父子兄弟も相嫁し、五穀
なけれハおのつから鳥獸魚物を食とし、山にかけり、海に入、ひと
へに禽獸の類事候、文禄三年に至り信廣より五代蠣崎民部太輔慶
廣、秀吉公江出仕いたし、始て松前伊豆守に任し、蝦夷人支配の仰
を蒙り、松前に居城仕候故、和人も次第に多く罷成候、慶廣より
五代志摩守矩廣十歳計にて兵庫と申せし時分東島の方しひちやり
と申所にしやむしやめんと云者有又ヤクセント云是ハ、長高く骨ふと
く、力あくまで強く候故、官多そ大に恐て、島々不残手下に付、し
ひちやり川を前にあて城をかまへて居住仕候、其節此所の山に金山
有之和人常に行通ひ、金掘とも大勢相詰罷在候、其中に出羽国仙北
より出候庄太夫と申金掘、しやくせんか智に成り、彼に一味し、松
前を亡し、諸国通路の商船己か心に任せんと企仕候、其節鬼ひし
と申多そ有之候又云、彼ハはめと申所より出候て、其長高く力量人

に越、輕捷の術を得て岩石をもつたひ、高キを踊越、飛鳥のこと
くにて候、はゐと申所ハむかし義経此島へ渡り給ふ時、仮に居住の
所にて、此所より出る者すへてはゐぐると申候戸ヨリ出ル者ヲ江戸衆ト云
トカコ、鬼ひしも此所出るゆへ、和国へ方人仕、更に別心なきもの
にて候ゆへ、しやくせんか所行を見、彼か振廻傍若無人の躰甚以奇
怪也、彼を其まゝ差置ハ、國中騒動止む事なく、諸人の害となるへ
し、それかし爰に居ながら、空しく見過候事松前殿への不忠也、何
とそして、我一分の力を以て彼を打取へし、たとへ彼か手下何百人
有とも何程の事かあるへきと存定め、内々其用意を仕候、しやくせ
ん是を伝承、彼か分にて推参なる企かなとて人数を催し、挑戦候事
度々に及び候へとも、互に勝負なく年月を送候、然所右しびちやり
山の金掘共二百人ほと有之、頭を文四郎と申、百間四方に惣構の土
手を築、其内居住仕候、此屋敷しやくせんか城の下にて、しひちや
り川をへたてたる計也、此川幅一間餘、常に舩渡也、通事勘右衛門
式拾歳計の時、松前より用事有之文四郎所へ行、其節鬼べハ金掘や
しきより三里程脇に要害をかまへ居住仕候処、しやくせんを輕んし
和人へむつましき様子を見せんと存候や、供一人召連金掘やしきへ
参候、しやくせん城上より是を見すまし、天のあたへと悦て、式百
人計しひちやり川を押渡り、金掘やしきを取巻、鬼べ此内にあり、
早々出へし、左なくハ一人も不残焼殺へしと聲くりに呼び候、此時
内にハ文四郎、通事勘右衛門其外以上十四、五人なしてハ無之故、
鬼へ承之、文四郎に向ひ申候者、運の極め無是非候、某か故を以大
勢の日本人を損候事、松前殿への不忠にて候、鎗一本御借主へ、何
百人にてもたやすく切抜、我城へ可帰、必氣遣給ふなとて、文四郎
が持鎗を借り、柄を八尺計に切折、頭を布子を以て包ミ、母衣の様

に仕走り出んと仕候へは、しやくせんか人数又聲をかけ、鬼へ手ふ
りにて来る、刃物をかして出さは焼攻にせんと呼び候、鬼へ承、尤
也とて鎗をなけ捨、櫂の木刀を手に持たれ候、家来をハ不便候へ
は、何とそ隠し助給へと文四郎に頼置、扱かけやを以戸をしたたか
に二ツ、三ツ打候へは、寄手の者共、此所より出ると心得かけ集
候、其間に一方を押開きかけ出候、元來輕業大刀なれば、大勢の中
を飛越、はね越、五、六町抜出候へとも、投突にしたる鎗足のこむ
らに立、前の働に手負草臥たる上故、それより二町ほと行て倒候、
然とも始の働に恐れて、近所へよる者なく、遠矢計に半時計射申
候、其後死候を見極め大勢寄合首を取申候、此間鬼へか家来を長持
へかくし置候を、しやくせんか人数大勢押入、天井の上、縁の下ま
てさかし候へとも不見出、帰んと仕候節、一人立帰、長持のふたを
はねのけ見出し、しやくせんか前に引行、八ツさきにもするかと存
の外しやくせん申候有之、きやつか類殺して何の益そと追放させ
候、是ハ當子寛文九年一七〇一より四十二年以前、酉年之儀二候、其年の
八月、志摩守殿家来并に商人共如例舩を仕立、六十艘計参候を、三
十艘計彼地へ着といなや、しやくせん手下の夷とも大勢出合、當年
ハ殊之外諸肴諸色多候、代物ハいかほと御望に出候半と思々に舩
中の商物とり行、大方取仕廻候て後、夜中忍入、寝首をかき、三十
艘の人数四百人計悉く殺され候、其内僅に四、五人遁れ、陸路を徴
服潜行して、翌年五月罷帰候、それより前、四月の比、松前へ味方
夷とも右の段々注進仕候故、家老佐藤権左衛門を始其様子聞届、同
月江戸へ通事を添注進仕候、依之同五月、江戸より松前八左衛門を
被差下候、是より前志摩守家来蠣崎作左衛門人数三百計召連、無事
を作らん為に夷地へ参候得とも、海上不任心、日数を經候内に、し

やくせん手下の者共二千計しちりちやまゑんを大将にて、郡縫クニヌイまで攻上り候、依之作左衛門ハ郡縫に城をかまへ、櫓をあげ、金掘共に相添、五百斗の人数にて相支候、此由松前へ聞へ候故、佐藤権左衛門其勢百三十人、松前儀左衛門其勢百三十人、仁井門瀬兵衛其勢百三十人、跡備松前八左衛門殿、追へにくんぬいへ走付、作左衛門人数と打合千人餘にて防申候、しやくせんハ焼攻にせんと工けれども、防堅固なる故かなわす、くんぬい川をへたてとして相戦候、此川幅六、七間の小川にて、味方の勢、鉄炮式百挺計表にならへ、透間なく打出し候へハ、夷人百計打倒候、是に驚き逃色に見へ候、彼等も鎗を持、半弓にて毒矢を頻に射かけ候へとも、侍ハ具足を着、金掘共大方差込を着候ゆへ一本も通らず、朝より昼まで倒いとミ候へとも鉄炮に打立られ、不叶して山中へ逃籠候、倒たる死骸を引取隠し候故、首をハ一ツも不取候、静に兵根をつかい、川を渡し、面々追かけ候、先陣作左衛門、二陣儀左衛門、三陣瀬兵衛、四陣権左衛門、五陣八左衛門殿也、権左衛門ハ年七十四、五計にして、威厳なる男也、郡縫より八、九里程奥もうへつの内しつかり山といふ山へ逃籠るを、一陣より五陣まで段々備をすゝめ、一陣より相図の具をならし、惣陣一度に弓鉄炮を止、鎗を以て濱はたへかり出し、悉打取んと示し合せ、山の腰を押廻し相図の具をならし攻上り候所、此山中にしつかり川と申川有之候、此河へと、海獄ウミゴクなりなどのことく飛入く、水中をくゞり川つたへに逃去り、一人も不見、其山の下り口にて逃残る者共十六人、八左衛門手にて搦取申候、権左衛門是を見て、私一ツの謀有之候間、彼生捕を御預被下候へとて申預り、不残繩を解、汝等命惜くハ案内仕れと申けれハ、恐おのゝき先に立て案内す、彼等に随て猶ふかく進行候処、もうへつの内にお

しやまんへと云大河有り、船を悉へく川向へ引付、夷の頭四十人程、惣人数千人計扣へたり、権左衛門是を見て、通詞勘右衛門に鉄炮をもたせ、高き岩の上上り、高聲に申候ハ、己等狐狸の類、勿躰なくも御敵申さんとす、依之江戸より松前八左衛門殿御大将にて大勢を是まで差下されたり江戸ヨリ勢ハ、己等類、髭ある奴原をハ不被遣謀ニアリ云、火に入、水に入かくるゝともことく尋出し、子々孫々まで一人も不残可打殺思召にて向給ふ、然とも某不便に存候間、若悪心を翻し降参仕候は、某御訴訟申上、命計ハ助得さすへし、最前搦取し奴原も早速切らるへき某申預りぬ、如此いへとも猶御敵せんと思わし、己らか放つ矢、人間に立か立ぬかこゝを射て見よ、と大はたぬき胸をたゞき眼をいけて呼びけれハ、夷共聞て、始日本人の働を見て気を消たる上、雲霞の大勢に驚き、江戸より御勢を向られたると云に驚天し、一儀にも不及鎧をぬき、掛刀を捨、頭分の者四十人、舟式拾艘に取乗降参ス、権左衛門右の者共に向ひ、能ハ悪心を翻し降参せり、此上は、何分にも訴一人も殺へからず、心安く存候へとて其旨八左衛門殿へ申上る、八左衛門殿、権左衛門か謀御褒美被成、此上川向へハ我等渡り残党を追討へし、其方ハ生捕共を召連五六七郡縫へ帰り城を守候へと宣ふ故、権左衛門ハ五十六人の生捕を引連、人数を具し郡縫へ帰る、此途中にて何方より廻り候や、夷三百計前後より関を作る、権左衛門聞て、悪き奴原哉とて小高き所へ駈上り、狐狸の類なる奴原我を見知らざるか、佐藤権左衛門生捕を召連、帰道を妨かてと呼ければ、一矢をも射かけず平伏して通しける、暮に及び城へ帰り、堅固に守る、惣て夷人ハ昼一食の上、時により五、六日無食にても苦にせず、日本人ハ此戦中にも食の間遠なるに難儀し疲たるとなり、扱八左衛門殿ハおしやまんへの川を降参

人の乗たる廿艘の舟に打乗向へわたり、悉く追討し十六人追討取、此内十五人ハ其所に獄門にかけ、大将しちつちやまゑんか首計もたせ、郡縫へ翌日帰り給ふ、郡縫にて又手分をなし、権左衛門百三十人程の人数にて、惣陣より二日程先に行、謀を以て段々夷とも手につけ、随ふ夷を案内として猶深く押入に、前々の働を聞伝へ、草のなひくことく付随ふ、四陣の大將達人数を引連、跡に差統故、跡を取切らるゝの氣遣もなく、さるといふ所に至る、此所に夷大勢居住する所也、しやくせん居所しびちやりより一日路の所なり、此所の夷共悉く手につけ、しひちやりより一里手前びをくといふ所に日本金掘共の住居する家四、五軒有之、此所に陣を取、しひちやりの夷共に、早々来りて陣小屋をかけ候へ、左なくは一人も生さしと申遣しけれハ、威風に恐れ、手々に木かやを持運ひ、暫時に権左衛門陣屋をしつらひ、権左衛門是に居、しやくせん方へ使を立、権左衛門是迄攻入たり、是迄の働様子ハ定て聞及ぬらん、それ追我直に参へきや、但命おしくハ早く是へ来るへし、命計ハ申請て可助と申れハ、しやくせんも始の企とハ違て大に恐れ、江戸より御勢向られたるといふに聞怖して、早々それへ可参と返答し、人数六、七十召連、弓矢を持、具足を着し、ゑもし也^①を腰にさし、濱端の砂の上に躊躇し、しやくせん是まで罷出候由使を以申越候、しやくせんハ其年八十計、形甚大にして、尋常の人を二、三人一ツに致したるほどの牀にて候、権左衛門、泊村之通事作兵衛を使として申遣候ハ、降参せは鎧をぬき、弓矢を捨て来るへし、甲冑を着し、弓矢を帯し来る事甚不礼也、一人も不残可責殺間、早々城へ帰り、其支度仕候へと申遣ければ、皆々鎧をぬき、弓矢を捨て、権左衛門陣屋へ来る、其時権左衛門も脇差も取無腰になりて立出、頭分の者十六人座敷へ呼

入、降参仕候上ハ命をは可申請、氣遣仕事なかれとて盃を出し、料理を振廻、扱しやくせんに向ひ申けるハ、汝かふるまひ傍若無人の至り、不届千万、子孫は不及云、徒党の者共一人も不残可相殺思召なれとも、某不便に存候間、千色のつくのひを出し候ハ、御訴訟仕、命を申受とらすへしと申けれハ、命さへ助り候者畏候とて、千色のつくのひを城より取寄、濱端にツミ立候、其品々ゑも七宝、くわさき、ゑもし、たんねりむし、つは等の彼国にて宝にするもの也、千色の内、八百色受取、二百色ハ不足候間取替候へとてへ預へて置く、是ハ千色残らす受取候へは埒明たるとて彼者共城へ帰候間、帰へすましき手立にて候、其間八左衛門殿へ人遣し、早々御人数進られ候様にと申遣候、扱権左衛門申候は、つくのひ八百色受取、上ハもはや和談調たり、命助りたる祝の酒給候へとて、金掘の小屋へ入置、壺斗三升入の樽清酒二樽、濁酒二樽遣候、大将分廿五人、あねこ式人^②、此内に残り残へりハ、皆城へ帰し、右の酒を寄合下され、悉酔伏候、其内はじか、かてんこ、まりの助と云夷三人、しやくせんにたふらかされ一味して、命にさへかへまじきとおもふ程の宝物を出したれば、彼と一座にいまハして、権左衛門小屋に残居たり、閏十月廿三日の夜、月出る比、八左衛門殿惣人数引連御着候て、金掘小屋を取巻候右権左衛門小屋に居候三人の夷、権左衛門人数は百五十人計なるに五百人程の飯を焼候故不心得や思ひけん、食吹に尋問、飯炊申けるハ、和談調、明日皆帰候間各に振廻筈也、されとも、不審氣に候折節、惣人数の馬の轡の音を聞付て、飛て出、逃んとするを迹さしとひしめく内、はしかハ窓より逃出る、まりの助ハ生取られ、おてんくハ通事勘右衛門組伏首を取、此裏美に権左衛門脇差を勘右衛門に取らせ候、八左衛門殿より

も脇差下され、御帳にも被載候段被仰渡、まりの助ハ翌日切られ、しやくせん兄弟三人は、しやくせんか次をちんてかいと云、其次をしらしけしといふ、しらしけしハ乱氣にて、常に狐付の様也しか、此事ハ早くさとりて逃失候、扨惣人数ハ金掘小屋を二重三重に取ま、ときをあく、其内ちんでいか越あかりくるひ廻りけれども、道具なけれハ不叶して討れ候、しやくせんハ起直り四方を見廻し、権左衛門我をたはかりきたなき仕方せりと大音に匍り、又地にとうと居て手を不動討れ候、あねこともに式拾七人討取、其後小屋に火をかけ焼払、しやくせんをすぐに切候へは、常の人とかわり、肉の厚さ数寸有之由、勘右衛門も手にか切らセ申候、其又しやくせんか居城へ押寄候へハ、多くハ城の後より逃落候、残る者をは焼殺、惣人数引まとめ五大将帰陣いたされ候、残党又あつまり千人斗追かけ候を、大筒を打かけ追ちらし候、又仙北の庄太夫をはとらへて火あふりに被成候、さつしこつの間にて頭立たる者十六人生取、松前へ召連、牢に入置候、西在郷の此方へも蠣崎小左衛門、蠣崎采女等以上五人五百人程の人数にて向候处、威風に恐れ一戦にも及はず、皆致降参候て、無程罷帰候、八左衛門殿ハ、両年松前に御逗留候て蝦夷静謐の様子見届御帰府候、江戸より三人の御息方并願候浪人共大勢被召連候、是ハ皆松前に被残置候、しやくせんハ諸島を手につけ、数万の人数也、然共初商船の者寝首をかきたる計にて、郡縫へ人数を上せし方滅亡まで、日本人老人も不殺得と也、鬼菱ハ家来五、六十人計、はいくる手下の者共に合て式千計の人数持となり、右之節津軽殿よりも侍大将一組人数五百人為後詰松前へ遣置候由、勘右衛門申候、渡海の節、三馬屋にて承候处、庄右衛門と申者年七十計と致物語候、津軽殿にて加勢に松前へ被遣置候外にも段々手合をいた

し、一左右次第早速人数被遣積にて支度有之、松前にて加勢を乞候相図ののろしを立候約束故、海邊に遠見番をすえ、南部殿にても同じく加勢の御支度有之、其外江戸へ御注進無滞ために、道中一里に一軒ツ、飛脚小屋をかけ、海道筋領主より人を出し置れ、夥敷騒動にて候处、無程しつまり、人々安堵の思をなし候由語り申候
右松前之通事勘右衛門口上之通、少茂無相違書留候
寶永七年寅七月記、于松前寓居、東野、菅俊仍繩甫

蝦夷地産物

- 一 鷹 黄鷹、兄鷹、山帰り鷹、小鷹、いろく
- 一 鷲尾 真羽、小鳥、うすひやう、かす尾
- 一 緒留 青色、色違も有之候、是ハ献上計に仕候
- 一 鶴 丹頂、真鶴
- 一 熊膽 一藻魚披 献上ニ計仕候
- 一 糸ふりこ 一昆布 赤こんふ、黒こんふ、細こんふ
- 一 からふと織物 一同木綿
- 一 膾膾臍 一同多計利
- 一 鮭 干鮭、鮭鮓、筋子、鮭楚割、鮭披、塩引
- 一 鯡 身欠、鯡披、数子、干鯡、献上ニハ練と書申候
- 一 獵虎皮 一あさらし皮
- 一 ねつふノ皮 一こつひの皮
- 一 一あもしへの皮 一熊皮
- 一 鹿皮 近年出不申候 一串蛇
- 一 鯨 石焼鯨、棒鯨
- 一 鹿皮 近年出不申候 一熊皮

一鯨 石焼鯨、棒鯨 一串鮪
一干鱈 一魚油 鯨油、鮫油
一椎茸 一黒苔

以上

とゞの皮先年出申候處、近年渡り不申候

蝦夷言葉

一天 りきた 一地 しりかた 一日 とうふつつふ
一月 くんねつつふ 一星 のちう 一春 ばいかる
一夏 しやつて 一秋 つつて 一冬 また
一正月 とうたんね 一二月 もぶらぶ 一三月 きうた
一四月 もきうた 一五月 しきうた 一六月 まうちつつぶ
一七月 にいほうけ 一八月 やるひ 一九月 うれぼきた
一十月 しゆあてちちふゆめあんつふ 一十一月 くゑかへ 一十二月 つふかぶ
一山 きむく 一海 あつひ 一沢 なる
一川 へつ 一嶋 もしう 一磯 しゝり
一風 れう 一雨 あふと 一雪 うはし
一西 しゆむ 一東 めなし 一北 まくなを
一南 びかた 一白 れたる 一黒 くんね
一赤 ふうれ 一青 しう 一木 ちくに
一草 むん 一花 ゑふいけ 一木の実 いへ
一昼 とうかふ 一夜 あしかる 一くらき事 しうくんね
一山伏ノ高キコト ゆきぬ 一ひきゝ事 ちむ 一廣き事 せつふ
一せハき事 ふつつね 一長 たんね 一短 たきね
一重 はる 一軽 こしね 一早 ついなし

一遅 もいれ 一あまき とうへに 一にかき 一しう
一からい あるか 一塩からき 一しつぼるんぬ 一善 ひるか
一悪 うゑん 一煩 いこに 一息災 らむらつけ
一軍 つみ 一弓 くふ 一弦 くふか
一矢 あい 一鎗 はらおつふ 一着物 ちみふ
一帯 くつつ 一脇指刀 ゑもし 一小刀 ゑひりけ
一國 こたん 一神 かむゐ 一仏 しゃしかむゐ
一殿様 かむゐとの 一家老 れんかこるにしは 一侍 にしは
一平人 やくしやも 一下人 うりおい 一坊主 ゑしゆう
一祢亘 のふかくる 一男 おつかい 一女 めのこ
一父 はんへ 一母 はほ 一妻 まち
一夫 ほく 一子共 ぼゝ 一ばゝ ぶつち
一伯父 あちや 一伯母 うなかへ 一兄 ゆひ
一弟 あき 一姉 しゃ 一妹 つれし
一鳥 ちかふ 一魚 せつふ 一水 わつか
一湯 せゝつか 一火 あへ 一鍋 しゆ
一椀 いたき 一盃 つき 一清酒 へけれ酒
一濁酒 やきけ 一米 あまも 一食 しゆけあまも
一白米 ひかけふ 一汁 おは 一道 るう
一しねつふ 二つゝふ 三れつふ 四いねつふ 五あしきねぶ
六ゆわんへ 七あるわんべ 八つへさんへ 九しねべこんへ
十わんへ

松前家系

- 一代 武田太郎信廣後号蠣崎若狭守、初而當地江渡り上之国之内勝山城居住
- 二代 蠣崎宮内少輔後号若狭守光廣
- 三代 蠣崎宮内少大輔義廣
- 四代 蠣崎若狭守季廣
- 五代 蠣崎民部大輔慶廣、此代秀吉公江出仕任松前伊豆守、文祿三年甲午八月蝦夷人仕置之御朱印、夫伝馬之御判共二二通頂戴之、此時より松前居住仕候
- 六代 松前甚五郎盛廣(一六〇三)慶長八年癸卯二月(一六〇三)
- 七代 權現様江出仕、御参 内之供奉仕諸大夫被 仰付、任若狭守松前甚五郎公廣(一六三三)慶長十八年癸丑十月、(二代將軍前光忠)
- 八代 台徳院様江出仕、任志摩守、此節茂如右御朱印頂戴之(二代將軍前光光)
- 九代 松前弁之助氏廣
- 九代 大猷院様江出仕、如右御朱印頂戴之(四代將軍前川家徳)
- 九代 松前志摩守高廣
- 十代 嚴有院様江出仕、如右御朱印頂戴之
- 十代 松前志摩守矩廣

琉球征伐日記

一夫中山王と奉申者、鎮西八郎為朝朝臣之御子孫と申伝候、然者中比御子孫致中絶、女子有之候而、跡目相続之直子無之二付、(與イヒヤ)間部治島之百姓之男子、他之子二相替器量者之故為跡目、女子二取合セ、于今御子孫続来候、然者日本之將軍方へ三年へ一度宛御參勤二而御容人之由候、其節者薩摩方御押為被遊由二而候、其比琉球国者常二諸方廻船之商場二而、唐土異国方之小島、日本国之商人或者鹿兒島坊(坊)、山川、七島中者不殘琉国集居候而商買仕候、左候而七島之諸船頭琉米積登候砌者、式斗五升入老俵を三斗式三升にして古錢六拾文程に為商売仕由候、老石に付而代古錢式百四拾八文程にて候、然者其時分上方二謀叛人有之候折節、大学寺殿与申人、家来山伏部足讚岐坊与云者を召列、薩摩を頼被下候処、將軍方より大学寺殿を主従共二討取可被遣候、左候ハ、琉国を可被遣由申来候、然者頼来候人を討取事難成被思召候を、又々琉国を可被遣候間、早々討取可被遣由候へハ討取候ハ、琉国を可遣由有之候二付、討取候なと、世間に取沙汰いたし候得者、島津之瓊鐘与被思召、琉国を不被遣候而討取可被遣由二相究候、彼讚岐坊強力不敵者二而討取可被遣様無之候故、樺山美濃守殿行を以御討取為被成由候、大学寺殿、讚岐坊菩提所之儀者大興寺如来堂之由候、左候得者為忠功琉国を為被給由候、七島之諸船頭五枚帆餘多より琉米積登り上納仕、亦壳船二而罷下琉米一艘少、積入運賃に為申受由候

抑琉国中山王之御役人虵名親方池城親方と申候而式人有之、其比七島と申候者、式拾四人之頭領有之、其外手下之人数を水手と琉国へ上下仕事候、然処兩人之親方より諸船頭へ被仰聞候者、国

司方へ銀子別而差支候、大和之殿様江御訴申上候而、銀子貳百五拾貫目拝領仕可有進之旨御頼二付、諸船頭、她名親方、池城親方と相談之上、利銀五割ニ相究、大和江御訴申上、願之通銀子貳百五拾貫目拝領被仰付持下り、右兩人之役人へ相渡、毎年利米とノ五枚帆餘多方琉米積登セ上納仕來申候、其以後利米相渡不申候付、様子申入候得者、她名親方より承候者、其銀子者此内米ニ而漸々本崩にして無出入済し切候与被申候、就夫池城親方へ她名親方方被仰聞候趣申候得者、諸船頭より申出候趣、無別条道理至極(二)候得共、她名親方方右通被申懸候得者、我等とノ如何様共難計候、此段ハ她名親方へ相達候様(二)可申入由承候(二)付、又々她名方再三断申入候得共、相達不申、其上七島之頭立之者何れ茂呼寄被申掛候者、右之銀子茂此内漸々ニ米ニ而済シ切候処、聊尔申者共二候、左様ニ輕至極を申者者、各分とノ膝を挾法様ニとて、左之膝を稠敷挾ニて、右之膝も差遣可申、双方一度ニ挾可申与被申掛候、諸船頭腹を立、右之膝を挾セ申事成間舖候、右之膝者申者、大和之殿様へ叶ひ仕、膝ニ而候得者、曾而不罷成と申切而膝を出不申候付、如何様ニ被思召候哉、其俣而召置候、右通非道之仕形被仕候付、此上者大和へ言上仕、返報不仕候而者、叶間敷と相談相究、急ニ罷登委細之段申上候処被聞召上、御使僧兩度迄琉球之国司方江被遣候得共、她名親方茂ニ散々持成候付、空被罷帰候、其後ニ又々伊集院之廣濟寺者琉球方之出家与同派之故、御使僧ニ御遣被成候得共、弥以致大形蔑ニ取持二付、無是非七島中之島込上り被居留候、於其儀者她名を呼よセ口柄被聞召上、御詮儀之上ニ而被仰付様茂可有之由ニ而、御大将樺山美濃守殿、平田太郎左衛門殿、御中取衆伊集院長左衛門殿、蒲地備中守殿、

野元源左衛門殿、船奉行山鹿越右衛門殿、鹿兒嶋諸士衆四拾人、其外庄内衆餘多、七嶋頭立之者廿四人、島中惣様式百五十人、都合一千三百人、船數七拾五艘、皆五枚帆ニ而候、左候而七島より案内仕、于時慶長十四年己酉閏二月、鹿兒島御出船被遊、大島之内津代之湊御入着被成候処、難風ニ罷成、七拾五艘之内七拾艘者方々吹流され、漸々と大島取付候而、方々へ相掛り、五艘者御大将樺山美濃守殿七島之船御手之人数六人、七島之頭立拾貳人共ニ御乗被成、都合五艘津代之湊ニ漸乘着被成候、鹿兒島之御船者西間切ニ相着申候、左候而平田殿方樺山殿方へ加勢を可被遣由被仰越候得共、先者追払可申由之返事ニ而、加勢を御受不被成候、大島中百姓共是を見て、大親を大将とノ三千騎船本ニ馳來り、前以柵者振置ぬ、以之外相防候、然共船より鉄炮ニ而悉打倒し、大親を生捕候付、残之百姓共棒之先きよりおまつか出て打倒し候ぞ、何れ茂迹よとて逃散り、追付御手ニ付申候、其良大親か子屋喜内太郎と申、生年拾三歳、母か召列拜山奥深く隠居候而、十二日程罷居候而、世間鎮り、母か召列里之ことく為罷帰候由、右太郎近キ比迄存命ニ而細々物語仕候、夫より徳之島足徳湊江船乘入被成候処、掟兄弟三尋之棒を引提ケ進ミ出、大和之人々を見へし、我母に粟之粥をたきらかし、大和人之すねをやかせん為に坂や道に流し、水さしにて粟之かゆを指付よ、相残百姓共ハ棒をときらかし、或ハ竹のさきに包丁や山刀をくふり付て打殺せと下知をなし打て廻りしに、庄内衆六七人打死、其外人々を何れも海に追入手痛く倒候付、防兼候処に、庄内衆洪江丹後守進ミ出、兄か胸本を鉄炮ニ而打通し候故、高らかに目(二)もかゝらん棒の先

よりひやあが出て、打倒し候そ、皆々逃よへ」と云て家に走入終
二死申候、兄者長七尺二寸にして強力者二而候、弟ハ濱之手二而
被打捕候、大和之人々勢をなし切まくり候付、百姓とも悉く切
払、追退け、御手に附候、七島頭立之内吉兵衛・彦九郎・早左衛
門・助四郎・仙大夫仮名、小松兄弟五人之内吉兵衛戦死仕候、左
候而沖之永良部嶋へ二御寄被成候処、荒波二而岩瀬夥敷可寄様無
之候、永良部之主ハ那覇之国司賀なりしか諸臣下を召寄、大和
之 □此所へそもや寄せハ成まし、寄候ハ、船悉く可打破に、那
覇のこことく船可寄と評定取候なる処に、思ひもよらず大潮満きた
りて岩瀬之上を波越しとゆへ、大和之人々勢をなし船皆く乗入
ける、永良部之王子以使僧降参仕候、然者樺山殿より不及一戦に
も馬鹿者共と被仰候、至に今其所を馬鹿尻と申伝候、夫より那覇
をさして御寄被成、御大将樺山殿御船者湊之沖に御扣被遊、七島
頭立之者共大将とよ、七島之船に嶋中之人数計召乗せ、真先掛て
乗入候而、然者那覇之湊口廣さ式拾五間、内之流五拾間之間二、
高石垣に所々矢挟間を明ケ、大石火矢を構置、湊之海之底に鉄之
網を張り、稠敷用心仕置、大将地名親方三千騎を引列、右之網を
持上ケ石火矢を射懸候故、船悉く被打破し、されとも一人も怪我
なく如沖およぎ、御大将樺山殿御船、其外餘船に乗申候処、大将
之御船も可乗入様無之候、五里餘方荒波二而船を可寄様無之候、
其時美濃守殿諸船頭へ被仰候者、此分二而地名親方も不取得、
鹿兒島へ可上様無之候、於爰腹を切より外者なし、乍去別二可寄
所者無之哉と御尋被成候処、頭立之者共へ、爰二而御腹被成所
二而無御座候、是より大和之方へ寄りて運天と申湊有之候、此湊
より那覇迄道法陸地二而式拾里計有之候、別而可寄所者無之候由

申上候、左あらは其湊より可押寄と運天さして船を漕せ給ふ比し
も、夜半計に十七八之天女一人、樺山殿御船江あらわれ出給ひ、
我ハ、此島之弁才天也、此節之軍者必御利運二候そ、疑せ給ふ
など被仰候而、樺山殿則御前之すいたに小刀二てほり付被成候、
其すいた鹿兒島へ御持上り被成候、扱又運天之湊二船乗入、樺山
殿より船は一々可焼捨と下知被成候、頭立之者共より数拾艘之船
は皆岡二挽セ可申候、其俣召置候ハ、水手之者共船を盜取乗逃
可仕候、水主之者共先二押立はめ軍二仕候ハ、よもや乗逃成間
敷と存候と申上候得者、其儀尤可然と被仰候而船を皆引セ置、御
手之士六人、七島勢二百四拾人、那覇のこことく御越被成候、三月
之事なれハ、老若男女麦島之草取二集り居候敷、此人ハ之風情
を見て驚、振ひわななき麦島之中に隠居候を、美濃殿より七島之
諸船頭之内彦作へ、あのもの共引出し、切捨可申と被仰候付、皆
引出切捨申候而、私刀者前方被下候備前ものにて候敷、拾式三人
程切申候得共、少も痛不申候与申上候、夫より那覇のこことく諸船
頭先立候而御通被成候、然処地名親方三千騎相隨、久米村之城へ
籠居居、三日三夜手痛防戦と申せとも難叶、首里のこことく馬にて
逃行候を、小松助四郎と申者生年拾八歳、地名通さしと追懸、終
に生捕、大将樺山殿御前へ引参候而、其時に国司より大和之大将
へ文とよ可参者ハ無之哉と御尋被成候得共、人々勢に恐をなし可
参と申者無之候、然処百姓兄弟馬之草刈に出候敷此由を承申出候
者、我々兄弟之者二も被仰付儀二候ハ、可参候、乍去此形にて候
得者難成候、支度御借被成候ハ、可参由申出候支度等被下、直
二御意之趣者、御勢ハ如何ほと御座候哉、先以是迄之御下島御太
儀存候、迎茂之事二御振舞可候間、城江御入可被成由二而、

我々使として参候は申上候、美濃守殿被仰候者、人数一万三千騎二而候、任御使可罷出と御返事二而、右両使江御取持之上相州之
二尺七寸之太刀被下候、御手之侍六人召列而使を先二相立、国司
之城江御入被成候、其時七島之頭立候者共御供可仕と申候得共、
軍二てハ無之、振廻とノ呼候故、多人数ハ不入由二而、皆外へ召
置、主從七人城江御入被成候、三日三夜之御酒宴二而候、左候而
御帰陣之節、平田殿方餘り手廣あふなき様子二て候由、殊之外腹
を立被仰候、其夜明時分二樺山殿、平田殿七島物頭惣様召列、国
司之城受取御向ヒ被成候、然処她名家来共風と切て出、狼藉仕候
処、右二国司方より御使二被遣候、百姓茂御引出物二被下置候太
刀拔持、散々二切廻二、庄内衆六七人被討候故、物頭共是二はか
ミをなし防戦候故、彦九郎、早左衛門相死候、諸船頭共弥腹を
立、她名家来并兄弟之百姓を打捕、国司之城内二真先懸て詰入、
国司并三司官、池城親方悉く生捕、御船江召寄セ、她名茂一所二
放因二而、如鹿兒島御登被成候、然者慶長十四年酉閏二月十五
日、鹿兒島御出船二而、琉球悉く御手二附、同五月鹿兒島へ御上
国被遊候、鹿兒島衆者一人茂怪我無之候、然とも其時分国司之御
名昌寧王と奉申也、同年八月二鹿兒島より江戸へ御勤仕被遊、同
十月二坊津より琉球へ御下島へ被遊候、江戸御勤之始也、三司
官、池城親方、她名親方其外相從之、其後她名を召上セ、口柄被
聞召上候得者、諸船頭共へ草履片足計踏申候様と申付候処、何れ
茂相背双方共にはき申候付、咎分とノ片膝を挟為申由、然者申分
段々筋違之故、御詮儀之上御仕置被仰付候、川上泰助殿討手之由
候、左候得者七島式拾四人之物頭中へ為軍功、川邊之郡二一人二
付、知行高三百石宛被下候也

琉球国法令

御當国之儀

天孫氏、被遊開国候得共、御政法又者礼式杯と申事茂然々無之、殊
（二）小国之事二而、何篇、不自由罷在候処、其末之御代より、方々
江致渡海、其働を以、乍漸国用筈合置候、然者於諸間切、諸按司心
次第城を相構、各争威勢年々兵乱指起候故、上下万民憂勿論之事二
候、右之時節、唐より封王有之候付而、禮法惣牀之儀者、先以相立
候得共、國中万事二付而、前代差而不相替、刺兵乱方々より差起、
國中騷候言語同断之仕合候、其後漸々兵乱之儀者相鎮候得共、右通
之次第（二）付而、御政法并風俗迨段々不宜儀為有之候、然処御
国許之御下知相隨候、以後國中萬事思召之通相達、御政法、風俗迨
漸々引改、今以上下万民安堵仕、目出度御代罷成候儀、誠以御国元
之蒙 御厚恩、件之仕合冥加至極之御事二候、右之次第（前代）之事
二而、無案内之方茂可有之候間、各為納得申達候、此儀得と得其
意、老若男女共難有仕合可奉存事
一右通、御国元御蔭を以、何篇、品罷罷成、最早国中人居茂年増致
繁栄候付而（者）、御政法弥以御精力之程不被遊候而不叶儀二候、
然者御政道之儀 主君之御勤題目御座候得共、國中万事之儀、御
忝人二而難被遊候而、往古之聖君茂諸役段々被召立、何れ茂之働
を御頼、国土安穩之御政道二被遊御事候、御當国之儀茂、御奉公
人者不及申、田舎、諸嶋之者迄、役儀、位階之大小無構、皆以
主君之御補助人二而候間、随分人情可相勤候、此心得を以、何れ
茂相勤不申者、何分被思召上候而茂、思召之通御政道（難）被遊積

候、國中相治候儀、縦令船中之働同断《二》候、何れ茂其働不仕者、船者及難儀、国者及衰微候儀、決定之事《二》候、件之心得を以、諸役大小共、随分入精、尤銘々之行跡正敷相勤候儀、可為專一事

一 御當国、役座之儀数少有之、諸士之儀者年増致繁榮候付而、其内御奉公不仕方茂餘多可罷在候、然者士と申者、其筋目百姓与拔群相替候、右之訳を以、常々忠義之心題目存、国土、風俗のため何篇氣を付、神妙相勤候者、是又御奉公之筋、不軽勤二候、何れ茂存知之通、風俗悪敷罷成候者、各子孫茂悪敷罷成候儀、案中之事《二》候、能々此了簡を以、士之節儀大切二存、萬端正道可致執行事

一 地頭職之儀、国土題目之百姓被召授、誠以不軽役目二候、就中惣地頭之儀者、さはくり役之人柄适其見立を以被仰付事候得者、弥以義理、正道之計得專一二存、其働不仕者、不叶職分候、然処常々件之心懸無之故候哉、或者欲心付而色々致才覚、百姓之痛茂不顧、或者氣随意之仕形共有之、段々不届付而、其沙汰為被仰付方茂有之候、百姓之儀者、諸事難儀也、勤而已有之、畢竟憐敷者候、何れ茂存知之通、百姓及衰微候者、国土之衰微勿論之事情、件之心得を以、地頭人能々入念、百姓不痛様二何篇相計得、尤さはくり中二茂此趣致熟談、万端正道相勤候儀、可為題目事

附 諸島在番役并諸座役人、下代迄、件之心懸を以百姓大切二存、何篇、正道相計得候儀、国土《之》御奉公可為肝要事
一 田舎、諸島役々之方者、百姓大切二存、何篇入精、《上納方》無滞相納させ、尤所中之風俗适品能様二相札、且又百姓《熟談》を以貯方入精、凶年差当候共、百姓《不痛様》兼々相計得、万端入念候

儀、専右之職分候、就中両先嶋之儀、遠海相隔、其上前代より由緒も有之候付而《者》、諸役人別而可入念所候、右通田舎、諸島其役々《之》人、随分入精相働不申者、百姓漸々及困窮、終《二》各子孫茂致衰微候儀、案中之積二候、件之訳、得与致落着、心力之程相勤候儀、可為專要事

一 百姓等、耕作方之儀、国中何より題目成勤候、随分無油断入精、上納方無滞相納、尤各家中、年増在附候様万事相働候儀、百姓職分候、件之通、相働不申者、上納方致未進、家中漸々及衰微、畢竟各子孫之為不罷成儀、決定之事情、就中耕作方時々風旱之妨有之候儀も、各存知之前二候、常々其考を以、何篇無油断入精之儀、可為要勤事

一 諸細工又者店を開致商買候儀、皆以渡世之働候得共、畢竟国用二成勤二候、然者諸士之内茂得手次第細工相勤、又者店を開、品物《致》通用候儀、国用之勤二而、是茂御奉公之筋、何そ不苦候、此心得を以、各家中之營入精、子共相素立候儀、可為肝要事

附 諸士、百姓共、国用可成品物者、何色二而も仕出候様、心掛可有之候
以上、七ヶ条者、士農工商之働申述候

一 人間之道と申者、孝行題目二候、孝行与申者、諸士、百姓共其身行跡題目にして、家中人数其外親類、縁者二至迄、睦敷取合、尤御奉公人者国家之為何篇入精、又百姓等者家業無油断相勤、各件之勤を以父母安心させ候儀、孝行与申事候、若行跡不宜、或者家中、親族、縁者《之》取合不睦、或者御奉公二付忠義之心立無之、或者家業之働致油断、ケ様之不届《共》有之候而者、何程父母二衣

食之類結構に相備候共、父母、安心無之積候、此心得を以、諸
《士》百姓共孝行之勤、可致執行事

一本宗、正統之嫡家者、則一門之根源候、一門之儀ハ、元祖一人之
孫々二而、骨肉一躰之筋二候間、如何にも睦敷取合、就中嫡家者
何れ茂其取持有之儀、孝道之大本二候、上下共、其了簡可為肝要
事

一元服、婚禮之儀、上下共分限次第、如何二茂重厚二可相行候、

就中婚禮之儀者、夫婦之縁組二而、人間題目之勤候、此儀致疎畧
候得者、女人之節義輕々敷筋相成、甚不宜事二候、女人節義之儀
者、常々《正敷》相勤候所方、父母之道茂正敷罷成事二候、右之
訳、往古之聖人、別而肝要被申置候、如何成雖為下輩、女人節義
之慎者、就中入念候儀、可為題目事

一夫婦之儀者、人間万事二付而根本二候、此心得を以、如何二も睦
敷取合、何篇義理、正道致熟談、万事可入念候、若各存分相構候
者、夫婦之道不相立、寔以家道之妨、甚不宜事二候、此訳得と致
落着、万事之計得入念、首尾能相勤候儀、可為專一事

一兄弟、舅、甥之類者天姓之親敷者二而、其妻々々迄も、此心得
を以、如何二茂睦敷可致取合候、然者右妻々々之儀、依時者各致勤
違、不和之基差起候儀も可有之候、且又兄弟、舅、甥へ二茂欲心
被隔、天姓之情愛、確と致忘却候方も可有之候、此儀皆以愚痴之
挙動、人倫之妨、甚不宜候、何れ茂天姓之取合大切二存付致情愛
候儀、可為最要事

一子共素立候儀、家中題目之勤ニテ候、幼稚之時より氣持、心持、
言語仕形之類、能々入念、教訓可相加候、尤見馴聞馴之善惡次第
二も可致變化候間、是又能々可相心得候、大底二十歳迄之子共善

惡之差別可相立候、其内別而無油断、教訓專一二候、家中《之》盛
衰者、子共之善惡次第罷成候儀、何れ茂存知之前二候、然処自分
好之物二者、夜白入念、子共二付而者、夫程之念力無之、輕重忘
却之筋、甚以不可然候、右之訳得与致了簡、子共相素立候儀、可
為要務事

一貴人、富人之子共者、別而教訓肝要候、榮華二相素立候故、其身
之行末致忘却、或者勤方付而油断有之、或者不顧分限心之俣致物
數寄、或者驕を差挟、諸人被疎、ケ様之類多々可有之候、父母
存命之内者兎哉角可相濟候得共、父母死後罷成候て、必至と及迷
惑候儀、案中之事候、此了簡を以、兼々教訓可相加事

一出嫁之女子者、舅、姑之為二三年之忌有之、直親之為二者十三ヶ
月之忌仕迄候、然者舅、姑を直親と存、其親類迄睦敷取合可有之
処、致勸違、自分之親類題目二存、舅、姑方之親類致疎遠候儀、
且又舅、姑茂嫁を直《女》子と存、其取合可然之處、右之了簡無
之、《常々》以隔心致取合候儀、皆以人倫之妨、家法之支、甚不宜
事候、件之訳得与致落着、舅、姑之嫁を直《女》子と存、嫁者舅、
姑を直親と存、互二実心を以致取合候儀、可為肝要事

一親族、縁者之方、如何二も睦敷可致取合候、縦令無理之事到来候
共、随分致勸忍、情意取失不申様了簡可有之候、件之心得を以、
常々致執行候ハ、親族、縁者付而致不和候儀、《絶而》無之積
候、此儀能々可入念事
但

朋友之親敷者、右同断

一八拾歳已上之老人者、千万人之内一兩人社罷居候、親族、縁者者
不及申、雖為他人大切二存、其取持有之候、老躰之人とて、或

者《欺之、或者》侮之候者者、畢竟天姓之孝心之薄故二候、上下其孝心題目二存、ケ様之老人者世上之宝物与相心得、別而大切二可致取持事

一親族、縁者之内逼迫之方者、別而致親愛、折々其心付有之儀、人情題目《之事》候、然処親類始或ハ疎《之》、或者侮之候儀、天姓忘却之筋、誠不宜事候、右不如意之儀、多分不孝之訳打続候歟、抑不果報之仕合候歟、又者愚鈍之生付二而歟、皆以無是非次第候、弥以致情愛、可成程者、彼之行未能様計得、可有之事

一下人召仕候儀、如何二茂憐愛題目にして、教訓相加、可召仕候、其内入念奉公仕候者者、其心付を以、為彼能様計得候儀、主人之職分二候、件之了簡無之、自分之勝手、專一二存、無理召仕之儀者、欲心之挙動、甚不宜事候、如何成愚痴之下輩之者も、主人之志可察入候、能々其心得可有之候、乍然憐愍を以召仕候とも、主人江致疎意候者、早々差替可然候、任怒、度々打擲相加候ハ、却而愚痴之恨差起可申候、其心得可為肝要候、且又下人之儀、無理《之》主人二逢候共、下人《之》勤随分入精相働候ハ、如何成邪慾之主人茂感入、其憐可有之候処、右之了簡無之、却而恨差挟、態与致不勤、或者逢打擲、或者被召放候儀、畢竟下人之愚痴し故候、右之訳得与致落着、主人《下人》茂互二正道之勤可為肝要事但

下女、右同断

一諸人取合之儀、言語之慎可入念候、無理之人与見及候ハ、弥其慎を以怪我之不起様可有心得候、縦《令》諸人之内我を始候人有之候共、我者絶而人ヲ妬不申様、常々心中二致鍛鍊候儀、題目之勤二候、此心得可為專一事

以上、十三ヶ条者、人倫之勤申述候

一家中之儀者、不依貧富睦敷取合、子孫之者共者別而教訓相加、何れ茂正道にして偏無油断相働候儀、家中之治与申事候、縦令銀錢、米穀何分貯置候共、件之了簡無之候者、衰微之憂案中之事候間、跡々富人之家中追付及衰微候方者、正道之治無之、貯計貯置申故二候、能々此了簡を以、家中相候儀、可為要勤事

一身命之儀、何之宝物より《茂》大切二存可致保養候、病身罷成候而者、何分相働度思立候共、存促二不罷成候、然処了簡無之、常々身持致大形、終に病氣差起、後悔仕候方多々有之《候》、縦令永々薬を用、養生相叶候故、其身《之》苦、家中《之》痛、勿論之事候、上下共件之心得を以随分大切《二》身持候、若忠孝之儀《三》付而、身を可捨訳差当候ハ、其時露程茂不惜相働候儀、未代迄之高名、先祖、子孫之面目《候》、其餘之儀付而軽々數身を捨候ハ、愚痴至極之挙動、甚以不宜事候、常々其了簡、可為肝要事

一酒之儀、及醉不申様可用之候、及酔候儀者身命之痛、家法之支、風俗之妨、旁以不宜儀、上下共《前候》、且又女色を好候儀、其身之名折家中之痛、尤風俗之妨不宜儀、是又上下共《存知之前候》、《且又女色を好候儀、其身之名折、家中之痛、尤風俗之妨、旁不宜儀、是又上下共存知之前候》、酒色之儀、段々之支有之候付而、委細別紙を以科付込申渡置候、諸士、百姓共件之訳致落着、各其慎可為肝要事

一銀錢之類者人々当用之物二候、然者常々義理二、正道之心懸無之候得者、損得之場江差当り《候》時、慾心差起、色々才覚之働二入精、世間之批判不顧、或者口論仕出、或者罪科、段々不宜儀、皆以義理、正道之心掛無之候故《候》、慾心之才覚者、縦《令》餘所

之知不申様仕置候共、自分之心中二者恥敷可有之候、件之才覚を以、家中致豊満候より《ハ》、逆茂義理、正道にして逼迫之住居者抜群相増可申候、右之心得を以、万事正道可致執行事

一時、よた之儀、其身渡世を題目ニ存、色々虚言申立、人ヲ《相》誑候付《而》、堅禁制申付置候、右類挙動有之候者者、皆以世間之妨候間、上下共其心得可有之事

一病人之家中、或死靈、或生靈杯間々有之候由、生靈と申者者法術を以人を悩申候得共、此儀絶而無之積候、左様之働於罷成者、敵人則々呪倒申筈候得共、右之働絶而不罷成候付而、大國も折々兵乱之憂有之事候、且又死靈も其念力を以人を悩申由候得共、是茂心俣ニ不罷成積候、深恨有之方世間餘多可有罷候、若死靈之働於罷在者、則々恨を遂可申候得共、右之働不罷成付而、如何成敵人茂差免置候儀、何れ茂存知之前候、然処病人之儀、依病症靈氣之様乱言仕候者を致勘違、生靈、生靈之悩と申立候儀、甚不宜儀二候、右之誤得与致落着、療治方随分入念候儀、可為專一事

附依病症者、往古之事相語候者有之、又文字、芸能相達候者茂有之、其外段々奇妙之挙動有之由、前代之名醫之中置候、是又為納得申述候

一茶毘之時、家内人数者悲嘆甚敷、前後忘却候、親類、縁者其外取合親敷者者、米、錢、塩粥など各次第可遣之候、不如意之方二者、別而其見合可有之候、《此儀》人情題目之事、跡々ハ茶毘之後、菓子、盛合など持參、墓所為致見舞儀候得共、慰事候様有之、孝情之妨、不宜付而禁制申付置候、亭主《方》より茂茶毘之時、赤飯などを以祝儀候様、馳走為有之儀、不宜付而、是茂差留置候、向後働人迄塩粥など致馳走、尤遠方より差越《候》見舞人之

内、馳走不仕候而不叶人数者、休迄致馳走可然候、上下共件之心得を以、茶毘之情礼正敷相勤候儀、可為肝要事

附火難之儀、不意之災殃ニ而、別而差廻可致迷惑候間、親族、縁者其外取合親敷方者、何色ニ而茂合力者、可為肝要候、是又人情題目之事

一本宗、外戚共忌定之儀者、服制を以申渡置候通、聊無緩疎可相勤候、此儀致疎畧候ハ、人情相廢、五倫之妨勿論之事候、上下共其心得可有之事

一年回差当候付、靈前を題目ニ存、何篇入精、其次《ニ》客对之勤可有之候処、致勘違、靈前方客对之勤重立、剩焼香人迄結構致馳走候付而者、事煩敷有之、灵前之取持存之俣不罷成、孝心之妨、不宜事候、向後靈前を專一致尊慕、其次《ニ》客人之取持入念、其外焼香人之儀者、如何ニも輕致馳走、亭主方者孝心之勤入念候儀、可為專要事

一人間之挙動者、善惡共一气より差起候間、誰逆茂氣持之修行、題目候、氣持之心懸無之者、何程雖為才智之人、時々氣持に被犯、或疑心之過、或慾心之乱、或短慮之禍、或口論之企、其外段々不宜儀、皆以一气之所致候、能々此了簡を以、常々氣持之修行、入念候儀、可為肝要事

一家中之儀、大底十ヶ年、二十ヶ年之前後二者、或幸事、或不幸事有之積候、此儀者運敷、自然之次第候、然共不幸打統致衰微候方、随分励氣力、万事無油断相勤候ハ、何程衰微之苦差当候共、其家致再興候儀、必定之事候、又一且盛居候共、我まハ心差挟、前後計得忘却仕居候ハ、衰微之憂眼前之事候、然者家中盛衰之儀、運敷、自然之理与申事候得共、人々次第右《之》盛衰也、

変化有之積候、若一旦者衰微付而氣力を禿居候者、衰微之上衰微
二而、子孫迄可及迷惑候、能々此了簡、可為專一事

一人間与申者、惣而天姓五常之徳義備居候故、上下万民、才柄、無
柄共、皆以国用之積候、然故諸士を初田舎、諸島、末々之者迄、
一統

御慈愛被思召、上御政道、被為入御念御事候処、間々不届之事を
仕出、世間之妨相成候故、終及非科者茂有之候、右通大切被思召
上候万民之内、忝人茂罪科申付候儀者痛敷被思召御事候得共、一
人を罰、万人を御助之筋を以、無是非罪科被召行御事候、件之訳
老若男女共得与致落着、《各》正道之働入精候儀、国土之御奉公、
又者各身之為可為題目事

以上、十二ヶ條(者)、諸事之訳申述候

右、教條、御しらへ之上申渡候条、諸士并田舎、諸島末々迄、具

可奉拝承者也

雍正十年壬子十一月十八日

評定所

具志頭親方

美里親方

伊江親方

北谷王子

右、教條、処士程順則艸之、於此中山国一変云

※程順則(一六六三年〜一七三五年)は、第二尚氏王統の琉球王国の土
族。孔子廟境内に、琉球で最初の学校の「明倫堂」を創設(一七一八年)

し、久米村子弟の教育にあたった。一七二八年、六六歳のときに名護間
切の総地頭となり、名護親方と称した。

具志頭親方以呂波歌

い いけへんよせことや、身のうへのたから、耳の根を明けて、肝
に留れ

ろ 櫓梶定て登、舩も走らしゆる、寸方はつさすな、肝の手綱
は 恥と思詰て、朝夕ものことに、我肝納る、かなめと思て

に にくさ有る人も、悪さともするな、肝の道筋や、廣く明て
ほ 螢火のかけに、墨ならてたもそ、油断さんものと、沙汰に残る
へ 下手からど習て、まさりもしゆる、及はらぬと思て、思案する
な

と としの寄りてやふ、徒に居るな、ちよ事すれば、為と成りよる
ち 智恵の有る人や、世の中の手本、朝夕勤置て、さたに残す
り 利根いつわりや、けしの花心、風やふかかねとも、落の重さ

ぬ ぬからしや逆も、油断ともするな、あわく働キの、仇になりよ
め

る 瑠璃の玉と思れ、肝のもてなしや、弊つかぬ間の、たからたい
物

を 男むまれても、女生まれても、油断さん物と、我と思よる
わ わ身のきすおたす、我ミの疵直、せんの疵誘て、益やなきもの

か 隠てかくつれぬ、人の誤や、いそき改て、わきもみかけ
よ よそのうへの疵も、よその疵と思な、わ身のよしあしも、定く
るしや

た たれも勤れば、とし寄の末よ、子孫寄事や、為と成りよる
れ 礼義わするれハ、晴の夜の小路、わ身とそこなゆる、歩ミくる
しや

そ そしたはむと思な、誉らはむ構な、わきも思詰れ、朝も夕さも

つ 常二おめつめ、童よせ事や、童衣の肝と、地ふくてももの
 嫉さ腹立や、怪我の本さしめ、義理を思つめて、わ肝しめれ
 な なま童や逆茂、白毛髪とても、重きおもたさや、肝とやよる
 ら 楽に素立すや、くるしやし基、ものよ思詰て、憂世わたれ
 む むねに有る鏡、朝夕おめ詰れ、ちり積てからや、磨きくるしや
 う うしてうしまらぬ、玉の緒の命、若さたるかけて、匳相に持な
 ゐ ゐぬ春になりて、人の花さかめ、としとよりて往る、ゆたんす
 るな
 の 能のある人も、肝たかぬものよ、花の咲出ん、枯(レ)木こゝろ
 お おと周章さや、生付と思れ、ゆたんより外に、科や無さめ
 く 雲やかせ便て、天のはて往る、人や肝しちと、うき世わたま
 や やしやかものと思て、人に欺くな、明るや身のうへも、定くる
 しや
 ま まさり知やさてやに、人謗ろよりか、人劣り成居る、わ肝うら
 めれ
 け 怪我の源や、酒と色好ミ、朝夕思詰れ、按司も下司も
 ふ 仏神てすむ、肝の上のつわき、まことよりほかや、神や無さめ
 こ 金さし居ても、なんちや差居ても、肝のもてならや、飾(へ)さ
 しめ
 江 得手のものと思て、じまんともするな、人のあさ笑や、毒と成
 りよる
 て 手墨勝ても、芸の座勝れても、肝ときもさしめ、世界の習や
 あ 賤るもの思て、人に歎なあちや、やミの上も、定くるしや

※「具志頭親方蔡温文若伊呂波琉歌」(「阪巻・宝玲文庫(ハワイ大学所蔵)」)には、「遊戯ノ、肝ニ染カラヤ、異見寄ゴトモ、益ヤナイサメ」

とある。
 さ さかりおとるいや、夏と冬心、繰廻りく、のかれ苦しや
 き 肝の根のしめな、匳相にし(し)ちからや、手すミ学文、あたと
 成りよる
 ゆ 欲悪の事や、ちり程もするな、塵積てからや、山と成りよる
 め 珠らしやる物も、肝に忘するな、忘や人間の、怪我のもとひ
 み 見習聞馴や、覚らすに染よも、匳相に有る人の、側によるな
 し 子孫よせ事や、ゆたんともするな、命つなかしゆる、いとな思
 て
 絵書すミ書や、肝の上のさはき、きもの上(の)真玉、朝夕ミか
 け
 ※「具志頭親方蔡温文若伊呂波琉歌」(「阪巻・宝玲文庫(ハワイ大学所蔵)」)には、「筆先ノ飾リ」とある。
 ひ 人や物ことに、我まさる思れ、しまんするものや、はりむより
 む
 も 無理の銭銀や、仇と成ていきよる、義理よ思詰れ、無理にする
 な
 せ 世間立廻り浪に、渡る身の舩や、肝と楫とて云もの、匳相に持
 な
 す すくれ不勝れや、肝からすやよる、念の入ものに、下手や無さ
 め

通昭録卷之六十五

越昭隨筆卷之

一 読神道臆説^(註)

一 前橋初遊草

一 仁義億断

一 五常のあらまし

一 二説の祓

一 高倉教授

一 聖堂日講

一 荻生悪七^(註)

一 殿中月次講釈

一 御書物奉行

一 本朝樂人の事

一 五山長老在对馬事

一 白石先生

一 蘇鉄の事

一 霊夢の記

河口静斎

山田月洲

植木金

伊東悠哉

山田月洲

越昭

読神道臆説^(註)

三輪執斎著

河口静斎

神道神書の事一切いまた窺さる所なれハ聊爾の
談不用たりといへとも、伊勢の御神を泰伯にて
もましますやの義に付て、執斎の臆説信用しか
たき条々、如左

一 姫大神と申奉るによつて婦人を尊ふの姫に^(註)ハありて姫姓の姫なる
由、元来男神女神の間ハ知らたる所なり、但此姫字後世通用の婦
人の美称と見^(註)へて姫姓の姫には^(註)あらさるへし、ひめとひこ相對し
て男女の美称たる和語なり、是に姫と彦との字を填用する事字義
皆当れり、独り姫字のミ姫姓の姫とすへき事不審

一 三讓の額論語渡りて後の事ハ説をまたす、然は泰伯たるの説起て
後の事たるも知るへからす

一 両宮の御神躰を戴たてまつる物を御ふねといふも、泰伯舟にめ
して日向に至らせ給ふ故にもあらんやといふ事既に内宮のミなら
す、外宮の御神躰も御ふねにのせ奉^(註)れハ、后稷も船にめして我国
に至り給へる由もありや、西国の沖の三本竹を碣石なりと云ハ地
理違ふへき歟、碣石^(註)ハ西北、呉国^(註)ハ東南なり、泰伯東来し給ふと
も碣石にあつかる事有へからす、是ハ奇を好むの談なり

一 呉服呉器の類、彼国より来りしハ必然たるへし、是又泰伯にあつ
かる事なし

一 上世の事知るへからすと云ハ勿論なり、泰伯決して呉国に居給ふ
へからすと云ハ真の臆説なり、泰伯たりや否やの事争へからすと
いふハ長者の言也、但泰伯にてましますといふ事、正史に本つか
されハ、泰伯なりとも云伝ふと計、疑を伝へて前件種々の弁説^(註)ハ
無用たるへき歟

前橋初遊の草

静齋先生

一六月廿六日晚涼行散して三日月門を出つ城郭、倡一友人野口惣右衛門にあふ、相共に田新町を過て行こと三四町龍界院の前を過く、酒井家累世香火の地なり、境内三万坪計、仏殿廻廊僧寮尽く備る松杉道を夾む入る事二百歩計、大門の額は字寺三字、今雅楽頭殿手畧なり、仍而知る此寺三川より移り来る事を、清康様御夢に是字を手握ると御覽遊され、御鷹野の次に一寺へ御立寄、此御夢を住僧に解せ給ふに天下を知し召へき由申上る、其故は是字ハ日下人と書き候へハ、天下を御手入れらるへき御瑞相と賀し申せしより、右の寺を旧号を捨て是字と申習はせし由古き物に見へたり、今の龍界院是なりと覚ゆ、平地に在て四方田園也、門柱の聯法雲編々處四海朝宗佛日赫々時萬国仰句黄檗悅峯禪師所題なり此におひて一絶を賦す

喬木陰森四畔孤刹竿高聳廐城隅

山門寂寞鹿空掩是字猶標赤伏符

それより出て直に行こと四五町觀音寺に至る、寺西向門外豁然として稻疇菜畦連絡交錯利根川其末に流る、目を極むれば遠山西より南に転し重峯復嶺間断ある事なし、蓋山脈東より来て赤城となり、西に折て榛名・妙義となる、南に転して秩父の諸山となり、直に箱根に達なるへし、天所以限閑東也、雄抜高峻真にむへなる哉と心におもひて圓通殿に詣す、教輩先達而こゝに在て酒を携て相待つ、殿上より西南に向て斜に望は甲州の高山まで目中に在り壯觀類なし、夕陽に及んで山色靉靄河流雷のごとく殆久しく居るへからず、殿より橋を架して住持の房に通す、房に帰り諸人頗醑酌に至る、笑談漸く喧しく時々弦を弾して当国の伊香保節とてう

たふ

諸天連疊峰高閣対長河秋気林間早
夕陽階下多聊斟故人酒愁聽異郷歌
無此湛留応共如壞土何

二更におよぶ、燈籠をかりて寓居かに帰る、翌朝燈籠を返すとて住持にいひやる

月のころ又もとはまし、世をすてぬ身にも野寺の門をたゞきて

今日前橋の初遊なり

其御地蘆田山田中村小舟町に至るまで段々仰通せられ下さるへく候、以上

六月廿七日

河口 真

朝岡喜蔵様

※1 龍海院は、群馬県前橋市紅雲町にある曹洞宗の寺院。慶長六年（一

六〇一）、川越から移封となつた酒井重忠が徳川家康の命により建て、前橋酒井氏の菩提所とした。「是字寺」とも言う。愛知県岡崎

市明大寺町の岡崎龍海院の別院。

※2 酒井雅楽頭忠恭（宝永七年（一七一〇）〜安永元年（一七七二）

のことか。忠恭は、上野国前橋藩九代藩主。のち播磨国姫路藩初代藩主。雅楽頭系酒井家一四代。享保一六年（一七三二）に前橋藩相続、雅楽頭を叙任。元文五年（一七四〇）四月三日、大坂城代、延享元年（一七四四）五月一日、大坂城代を免じられ、西丸老中（九月一八日）、同二年に西丸から本丸に転じ、老中首座、寛延二年（一七四九）正月一五日、老中罷免、播磨姫路へ国替え。

※3 松平清康（永正八年（一五一一）〜天文四年（一五三五））は、三

河松平氏の第七代当主で、徳川家康の祖父にあたる。清康が二〇歳の時、左手に「是の字」を握る夢を見、これを模外和尚に占わせたところ「これは吉兆、『是の字』を握るは天下をとることなり」と答えたという逸話がある（「是」を分解すると「日下人」と読める）。喜んだ清康は、享祿三年（一五三〇）六月、模外惟俊を開山として龍海寺を創建した。通称「是之字寺」。

仁義億断

山月洲先生

仁心之徳愛之理

夫人心者本虚々洞徹にして能知覚運動する也、其徳と云ふハ今俗に云ふもつてどもちあひのことし、彼ハいこふ柔和な持合の人、此ハ敏捷もちあひの人などの類なり、或ハ天地之大徳、鬼神之徳、君子之徳、小人之徳、婦徳などといひ、凶徳、悖徳、酒徳ともいふを見れハ善悪こそかわれ、皆所謂もちあひの事也、愛は慈愛にてにつとりとしてむこからず、いたいけなる事也、理ハ界限分域のある事にてすちめ也、然ハ心之徳、愛之理と云ハ心の持合ひにてにつとりとしてむこからず、いたいけなる筋目といふ事なり、扱心之徳四ツあり、仁義礼智といふ、仁則是箇温和慈愛底道理、義則是箇断制裁割底道理、礼則是箇恭敬樽節底道理、智則是箇分别是非底道理也と云へは、義も礼も智も皆心之徳と註せられ給ふなかを仁而已に限りて心之徳と仰られしハ、又とふした事そといふに、人ハ先どふして出来るものじやと、其由て生ずる所から原ぬへし、人物共に天地の陰陽五行造化する中より生せずといふ者なし、天地の氣を得て生ずるといへは、定て天地にも心あるへし、其心ハ又いかやうなる者と

いふに、別の事ハなふして天地ハ物を生ずるを以て心とする者也、扱其生物之心ハ又どふした者しやと云ふに、其體ハ無声無臭にしてとふも形容すへきやうなく、只其著見する處にて是を見るより外なし、先四序の運行を見るに春生し、夏長し、秋成り、冬蔵る、一年の内其道に運行して冬蔵るといふまでにて、運行かやんたならハ、天地日月山嶽河海を始めとし、人間禽獸草木蟲魚までも一時に消滅せねはならぬ筈也、然るに冬至子の半に至り極陰至静の中に一陽發動の氣來復し、日を積ミ月を累ね生々不已の氣、春に至て段々盛になれは万物各發生して孳尾萌蘖亦各其生を得すといふ事なし、是実に生物の心あれハこそ萬古開闢の時より今に至るまで少の間断なく生々の用流行するならん、是故に復ハ見、天地之心と聖人の易に於て仰られしを、先儒の衆は静處にて天地之心を見るといわれたれとも、程子ハ動之端の天地生物之心しやと仰られたるハ、鑽仰しても及かたき卓識洞見とも謂ふへし、それに付朱子も天地以生々為徳元亨利貞の生物之心也、天地流行之初、造化發育之始、天地生々不已之心、干是而可見矣といへり、其生物之心にて人物共に、生したる者故に亦各其天地之心を得て心とせずといふ事なし、扱又人の得て心とする處とのよふなものしやといふに、是亦其本體は冲漠無朕にして形声の指へきなく、其物に感して動く處にて見る外なし、其感して動く處亦四ツあり惻隱、羞惡、辞讓、是非といふ、所謂惻隱之心仁端、羞惡之心義端、辞讓之心礼端、是非之心智端なり、端ハ端緒にて木口糸口なり、仁義礼智の體は中ハ具りて見る事能ざる處なれとも、其物に感して木口糸口の見ゆる處に、即て其體の具る理を知るへし、此通論しても四性四端共に尊貴相敵し、分數相均やうなれハとり分いつれを以て心之徳と云へきや、いつれ仁に限りて心

と徳と註せられたるハ、余儀なき事ならんとつく／＼工夫して観るに好善、悪悪ハ人間天然の至情にて、今堯舜桀紂の仁慕を掛合にしてどれがすぎじやと問て見やうに、凡天下之人有知無知ともに誰一人桀紂すぎじや堯舜いやじやといふ者あるまい、然ハ善ハ固人当好處、悪ハ固人の当悪処なり、然とも堯舜の相反する事薰蕕氷炭人砒霜ほどの事なれハ、凡人の好悪とても其当好悪処に適へとも、善悪のそれほと違わぬ処にてハ面々私といふ者ありてとかく手前勝手にすぎ／＼きらひを論する故、それにてハ好悪の当悪然を沙汰しかたし、惟聖人の心ハ一點の私欲なく一団の天理なる故、能好悪の正を得て、毫釐の過不及ある事なし、されハ其好善而賞之、悪悪而罰之こと、鑑之照物而好醜其形を通る所なきこと、衡之量物分毫其数を違る事能わさるかとし、如此なれハ賞罰ハ本彼か善惡に在て聖人の心にあつからさるに似たり、然とも其言に功疑惟重罪疑惟輕せよと云ひ欽哉々々惟刑之恤哉といへるを觀るに、勲功の方には若自然褒美の仕おちハあるまいかと心つかひ、罪過の方にてハ若自然刑罰の仕過しハあるまいかと心つかひ、たとひ罪状明白にて常法の定たる上にてても畢竟民の無放不知にして抵罪昌法刑に行わるゝを至極不便なる事と思わせられてなり、夫賞罪ハ聖人大中至正の心より出て、自然と彼か功罪に相当する事なれハ露塵程も心にかゝるましき事なるに、婦人女子かなとのやうに思ひきりもなく／＼せらるゝハ合点のゆかぬ事と思ふに、とかく聖人の心ハ好生悪殺ものと見へたり、故に朱子それを論して喜而賞するハ、陽にして聖人の欲する処、怒而刑するハ陰にして聖人の惡む処なりといへり、此に由て觀るに聖人の心ハ所謂天地生物之心にして全體温然としてむこからず、いたひけなる持合なる事默識すへし、夫如

此なる持合の名を礼といふか義といふかと謂て見るに、義礼智共に四性の一にて皆共に至極結構なるものハものなれ共、或ハ斷制裁割底理或ハ恭敬樽節底理或ハ分別是非底理といへハ、其生物之心を得て心とする所の持合を此三ツの内にてハとも名付られず、いつれ温和慈愛底理なる仁を以心體の全體とする外なし、夫故とり分仁ハ心の徳と言たものなり、かく言へハ人心の全骸ハ愛之理斗にして、外にはなんそ無きやうに聞ゆるなるに、何故に義礼智をならへ稱して五常とハ言ひしそや、心得かたきと云に、義礼智共に夫生物之心を得て心とし、温然としてむこからず、いたひけなる持合の内在る事なるハ、皆仁中の一理にして四ツて言へハ四ツ、一ツて云へハ仁と云て、四ツの者を包る也、故に仁説にも在天地則垓然生物之心在人則温然愛人利物之人包四徳而貫四端者也と言ひ、玉山講義にも仁字是箇生意通貫周流於四者之中、仁固仁之本骸也、義則仁之斷制也、礼則仁之節文也、智則仁之分別也と言へり、人心の愛人利物ハ即天心の生物也、但人心上にてハ生物といわれぬ故、語を易られたる迄也、包四徳ハ元の享利貞を包たる処にて天を言ひ、貫四端ハ側隱の辞讓是非を貫たる処にて人を言ふ、然ハ天でハ理計を説て氣に及はず、人でハ情計を説て性に本つかぬと見ゆれともさにあらず、此只文を互にして、理気情情を兼尽せるなり、天に於て元の包四徳ハ即仁の包四性也、人に於て側隱の貫四端ハ即春の四序を貫なり、又講義の仁固仁の本骸也云々の説、下の義礼智の例ならハ仁則仁之慈愛也と云ハるゝ筈なるに、仁固仁之本體也とある処を、能々氣を付て觀るへし、上に仁字是箇生意通貫周流於四者之中とあれば、仁ハ生意、生意ハ即仁やはり仁説に所謂温然愛人利物之心にしてにつとりとしてむこからず、いたひけなる者を指して云ふ也、然るにに

つとりしてむこからず、いたひげなるか固仁の本體しやと云事紛なふして、仁之断制、仁之節文、仁之分別と云ハ皆其温然の中に包たる所の一理なる事疑なし、程子の満腔子惻隱之心といへるにても人の全體生意の通貫周流して間に髪を容る事なきを見つへし、扱又仁の四ツの者を包たる処を心之徳と云なれハ、至極の註なれとも其もち合ハどふしたもののじやと當下はそ知かたし、愛の理といわれたるにてハ、しめて仁の本相あらはれ誰人能合点のゆく所あり、故に朱子も心之徳渾論説、愛之理方説到親切の處といへり、実も心の持合とはかり渾論して證せられて、當下には仁の持量を知かたかるへし、夫を仁の持量の上て愛之理と註せられたるか、仁に於て親切なる所也、右の數説を反復玩味するに、鳩巢先生も心の潤と云ひ、澹齋先生の道理の無塩と云ひしも、皆是につとりしてむこからず、いたひげなる味を形容せられたるならんかと竊に感服する所也、仁に專言倫言と云ふ事あり、偏言は愛の理ばかりて云ふ仁の用なり、專言ハ心之徳の上て言ふ仁之體也、本體の上にてハ愛の沙汰ハせられぬ事也と説く人あり、其通りにもなるほど宜しかるへけれど、豹が管見を又左に著す、專ハ一ツと云ふ意、偏ハ一ト所と云ふ意なり、人臣の権柄を執て天下の政を我一人の仕たひまゝにするを某專なりと云ひ、婦人の人に勝れて主人の寵にあつかるを專寵と云ふ、されは朝廷ハ上天子を始、下百官備ハりて天下政ハ行るゝ事なるを權威盛んなる宰相ありて上に天子ありともせず、下に百司ありとも思わす、只我俛に何事をもとりさばく、上から見れハたとへ上に天子か御座か下に百司かあるふか、只宰相一人の天下のよふな者也、夫を專と云也、婦人の上て云へハ、後宮には限りもなひほと美人もあれとも、主人の意只ひとりの美人へ移りて寵愛せらるゝ

事、玄家の貴妃を寵せられたるやうにて、六宮粉態無形色三千寵愛在一身など云ほととの事にて、たとへ宮中如何様なる美人百千あるふとも、ひとりも主人の氣に入らず、只其美人計を寵愛せらるゝを專寵といふ、偏ハ一ト所又一ツ宛と云ふ意あり、偏師偏將軍偏諱東偏西偏などにて知るへし、それゆへ偏言ハ是仁義礼智と一ト所にて云へる事にて、即仁ハ慈愛の理、義ハ断制の理云々の言是なり、專言とハ仁一ツて言ふと云ふ事也、前の專權專寵にていへる通、たとへ義礼智と云ふ結構なものかあるふとも、仁一ツて云ふ時ハ仁ばかりにて、義も礼も智も分にはなひ意なり、畢竟義礼智ともに、皆仁なれば也、夫故にこそ義ハ仁之断制也、礼ハ仁之節文也、智ハ仁の分前也と云ひ、又論人心之妙者則曰仁人心也、則四徳の體用亦不待遍举而談と語るにて見るへし、又程子も天專言之則道也、分而言之則以刑體謂之天以主宰謂之帝以功用謂之鬼神以妙用謂之神以性情謂之乾と言か如し、分而言之とハとり分て一ト所つゝにて言へる事にて即偏言の事也、天一ツて言へハ形體も主宰も功用も妙用も性情も皆すへて天の分内の事なれハ、別に帝じやの鬼神じやの神の乾のといふに及はず、一ト所つゝにていへハ、かくの通しやといふたもの也子蘭兄心ノ徳の解中に周流活動して痛癢を知り、義理の上にも必覺の有者則是心にして其心に具たる諸の善ハ則(是)心之徳といふ者と説き、又愛之理の解中に能愛して筋目乱るゝ事なし、乱臣を憎んで忠臣を悦ひ、賊子を悪んで、孝子を愛し、悪事を悪んで、善事を善し、邪物を忌む、此天下の至情也、能愛して筋目の乱るゝ事なしとハ此を謂也とあり、心の徳に於万善を具たる所を以て言之仁の體とすれば、是即所謂具衆理といふ者にして成るほと余義なき事なれとも、温然愛人利物之心を以て説さる故、恐くハ仁之持量を尽さ

るやうに覚る也、又愛之理に於乱賤（亂）邪惡を悪んて、忠孝正善を好むといふ事、心の徳ともいわる、内より發する事なれハ自然と其通りあるへき事にて即所謂仁心能愛人能惡人の意なれとも、彼ハ仁人の好惡私なくして天下の公を得たる所を説なれば、愛之理の註に曳合するに及ましきと覺るなり、且筋目の乱れすといふ所にて理の字を説やうにも聞へて紛ハしき処あれハ、やはり只につとりとしてむこからず、いたひけなるの理とはかり説きたきものなり

義心之制事之宜

此の一条蘭兄の説所、大惡心の能断制して事物をきりもりするを以て心の制とし、事物上それ／＼に当然の理ある處を事の宜とするに似たり、豹竊謂心の制ハ義の全體を説なれば、人の心に断制裁割する所以の理を見たるを名付て心之制と云、是即義の體なり、事之宜ハ尋倫の重き政教の大なるより千條万緒の事、何にても是ハこゝうする筈あれはとうする筈と云処あり、いはゞ君ハ仁、臣ハ忠、父ハ慈、子は孝、兄ハ友、弟ハ敬、夫ハ義、婦ハ従と云ハ皆是当然の理にして宜の事物上にある処なり、夫を我心にて、君ハ当レ仁（ナル）、臣ハ当レ忠、父当レ慈、子当レ孝ときりすりする処即断制之理の發して、外に形るゝ処にて、それを事の宜（宜）云たものなり、もし事之宜ハ外に在と見てハ我心に得て徳とする處の義の持量（アツカ）に與らぬやうに聞ゆる處あり、いつれ義の字註なれハ體用共に心に在るやうに説たきものなり、朱子の言に心之制亦是就義之全體處説事之宜是就千條万緒各有所宜處説事之宜亦是就外之事説看甚麼事来這裏面使有箇宜処這便是義又举伊川曰在物為理處物為義又曰義似一柄利刀看甚物来皆割得去非是刀之割物是義只這刀便義、又一説曰事之宜也、是説在外底事へ之宜但我方見箇事来便知這箇事合恁地處此便事之宜也、又

一説に事之宜指那事物当然之理未到処置合宜處也、此三説いづれも同じ意也事之宜也、是説在外底事之宜と云ふの一説に就て請ふ、此を言ん事ハ勿論外に在るものにて宜（き）とこの（事の）上に具ハりたるハ、事の上でハ理と云ひ、我心かの事上に具りたる理を見てあれハどふすへし、是ハこふすへしと知る所あるを事の宜と云也、事の上はかりにて、我へ對せ（對）して云へハ、理と計云てすむ事なり、我に對して云へハ、右に云通り其事上に具りたる理を、すくにこふする筈、どふする筈と知る所て宜（宜）といふたもの也、さるに因て君の仁、父の慈ハ事に具りたる理にて、我心に君ハ仁なる筈、父は慈なる筈と知る所即事之宜也、もし事之宜といふ註を事之理也とありてハ、事の上はかりにきこへて、我心にあつからず、もし又心之宜也とあらハ、又心の上のミと見へて事にかまわぬ事になりて能事理を尽すに足るまし、然るへを事と心とを掛合せて、事之宜と註せられたり、精妙の言也、扱かの事の宜方是指事物当然之理未説到處、置合宜處と言へるも事の宜を外とするにあらず、此説の意を考るに右に云ふことく心の上にて是ハこふする筈、あれハとふする筈とみゆる処か宜にて、即事之上て言へは当然之理也、故に心の宜ハ即事物当然之理、事物当然之理即我心の宜也事と心とにて名のかはりたるまで也、扱其通云へハ宜と云は事物当然の理に適ふ様にとりはかるふ事かと人の合点しそふなる処ゆへ、いまたそこまてになりたる事てハなひ、只事物到来の上にて、それハそふ、是はこふと知る處を、事之宜といふたものじやとしめされたる處也、譬へハ燭ハ明なる物にて昏（昏）きを照らすの理具ハれり、去に因て我心にも、夜とほす筈じやと知なり、未とほしやうのはからひまでハゆきたゝぬ處

也、蔡氏の蒙引に文公の此説を曉かへからすと難せしハ合点のゆかぬ事也、恐くハ事物当然の理を指すと云ふを誤り解せしものならんと覺るなり

子蘭兄学山先生と論復せる事之宜の再解に鐘にハ響處あり、其響處ハ事宜の有處也、夫相応之撞木を以撞といふハ、心の制にして内にあるもの也といひ、最末の解に、冬の寒、夏の熱ハ猶酒の酔、餅の飽かことし、酒の酔、飽餅の飽ハ物の情也、物の理といふへからず、湯を飲、水を飲ハ、猶肴棧を採り、砂糖をつくることし、其以肴棧を採り、砂糖をつくる處のものハ心之制也、事の宜といふへからず、豹亦謂是子蘭兄事物の理を認てすくに事之宜とする也、鐘の響のある處、鐘の当然の理にて鐘ハ鳴る物じやに因て撞筈しやと知るか事之宜也、酒の酔、餅の飽を言て物之情とするハ、さも云ハれそふなれとも、愚見に同しからず、酒の酔、餅の飽ハ即所謂当然の理にして酒ハ酔ものじやに因て、是を飲て消愛遣與筈、餅ハ飽ものじやに因て、是を食して飢を療す筈と知るハ事之宜と云ふもの也、かの相應の撞木を以て撞處又肴棧をとり、砂糖を加ふる處を心之制とせらるれハ、心の制専用の上にて仰られたるやうになりて、恐くハ文公の註意ニ非ず、畢竟事物当然の理をすくに事之宜と見る故、是ハこふする筈、どふする筈と云ふ處を心の制と解せられて、心の制は義之全體にて、裁_レ物制_レ事之理、心中に具りたる處をいへるといふ處に少し工夫のと、かぬやうに見ゆる也、文公の所謂非_ニ是刀之割物處是義_一、只這刀便是義とあるにても熟_レ看あるへし

五常のあらまし

植木金

人に具れる五常の道理ハ廣大精微にして言葉に述る事至りて難きわさなり、然れとも学文の本とする道なる故、同志講会の際只管討論に及へり、空言のミなれは所見の趣、しかと究らぬ様に覺へ侍る、それにより和俗の常語をもておもふ事をしるし侍る、人のきくにやすからしむるのミならず、自_レか_レら_レふるに便りするなり、道理の是非に至りてハ雅俗の隔なくしめられぬ事なれハ、諸君子聞し給ふに、その言葉のいやしきハ指おき、其是非を委しく正し辨し給ふ事をこひねこふ物なりし

夫天ハ本来活物にして万古にわたり死する事あらぬもの也、いき物なるゆへ、しはらくもた_レにおる事なし動ては静になり、又動き又静に循環して一息の間断あらず、是天地有てより自然の妙也、扱動_レハ即萬物を發生して徒に動にあらず、静なれば万物を保合して徒に静なるにあらず、其動を陽と名つけ、静なるを陰と名つく、扱發生といふは万物のめくミ生する也、保合といふは万物の生したるをたもちあわする也、さあれハ發生ハ動のはしめ保合ハその終也、其めくミ生するすかたを見るに、萬物大小の隔なくにつとりとしてうるほひわたり、いたいけならぬハあらず、かくある道理の自然に具たるか天のもち量也、其持量たるを名付て徳といへり、其徳の間断なく運行生々し、萬物の形をなし、鼻目をそれ_レにつけ、其生を成就するを主宰せるハ、名つけて心といふへし、是を天の徳天の心といふならめ、然れば發生と保合とハ、其姿ハ替れとも彼徳の發生にあらずといふ事ハなき也、既に發生せし物は形氣の器と云也、既に器となれハ各其器の分量有りてかたまる也、其かたまりの極に至れば又そろ_レと本にかへる也、本に帰するとて發生の徳かやむに

あらず、發生の氣続つひて至りやまぬ、故に器の躰用ともに十分に
尽さしむる也、^① 尽し終れば器にミちたる生氣も本にかへりて、其器
は糟粕のから物となる也、既にから物となる故枯れて落る也、其枯
落するも發生の徳天心の運ひやさぬ故にする所也、然ハ天ハ物を生
へするを心とするといへる、豈むへならずや、さあれハ天ハ活物ゆ
へ其道發育を全躰のもち量とすれハ、發生の徳をさし越て枯落と心
とするとハいひかたき物あり、されハとて天心の外とハ又いわれぬ
事ならずし、發生へやまぬゆへに糟粕のから物となりてハ、おのつ
からやむ事を得ず枯落する意を黙識すへし、扱天徳發生の初めを春
と名つけ萬物にゆき渡り、發生の氣至り極りたるを夏と名つく、其
至り極りぬればそろ／＼保合せねはならぬ理勢なり、其初を秋と名
つけ、万物こと／＼く保合收藏の至り極へたるを冬と名つく、天
の大徳全躰ていへハ春夏秋と本元の動靜一氣の流行にして、四の物
其中に具れり、又四時と運の段を立て、其氣の温熱涼寒萬物の生長
收藏する姿をわかちていへは、元亨利貞といひて四徳と称る也、畢
竟生々の徳流行する姿にして一息の間断有るにあらず、唯發動生育
を主としていへハ陽といひ、保合生育によりていへハ陰といふ也、
昼ハ陽精東よりのほり、天地の間明にして萬物發育の功燦然とあら
ハれ、夜ハ陽精西に沈て天地の間暗くなり、萬物發生の徳隱然とし
て見へねとも、夜氣降露のうるほひ萬物をたまちやしなひ、又星辰
のめぐり暫もとまりやむ事なき觀し得は、天徳之心陰陽明暗の隔
なく、元々生々の道一息もやまさる事を黙し識へし、是天徳の全躰
昼夜陰陽動靜屈伸を綜貫する事をさとるへし、其造化の功用に至り
てハ言葉にいひ尽すへき事にはありし

得て一身の主宰とするなれハ、とりもなほさず天地の小さなるとい
ふへし、天徳を得て心の徳とするを名つけて仁といふ、然ハ仁の全
躰をいは、天徳と等しかるへし、是人の本性といふ也、扱人の請得
し性ハいか様なる物といふに、天徳の無聲無臭のまゝなるゆへに、
人の徳性となりても無聲無臭にしてそなわれり、故に程夫子性ハ即
理也との給ひ、朱夫子ハ仁ハ人の余徳とのたまふ、万古の的説とい
ひつへし、先儒讀嘆してやまぬゆへん也、先仁の全躰を天徳にひき
あわせてとくと躰認すへし、扱元亨利貞の四徳に配当して詳に考知
へし、元ハ天徳の本元造化發育の初ゆへ元といふならし、時にとれ
は春也、其徳か即仁なれば万事衆善の長にして其發用の誠は天の万
物を發生する姿に替る事なくにつとりとうるほひわたつていたいけ
なるさま本性のまゝにして、其意味たとゆへき言のはもあらず、
しはらくたとへていは、仁ハ心の滋味ともいひつへし、人々真
情のおこる所にて能みつから味ひしらるへし、此滋味そなわるから
人をそたてやしなひ、鳥獸草木に至るまでゆきわたらぬ事なく、天
下のひろく大なる億兆の教知れぬ上まで滋味のほとこし及ハぬ所な
ければこそ、仁被天下と前賢も述給へり、天地の間にかなる醇味
ありといふとも、時により折にふれてハいとひある事もあらん、易
牙か味といへとも調和をまたねハとしのふる事あたわす、然るに仁
の滋味に至りてハ時によらず、折にさゝわらず、炎熱にうるほひの
かわき味のすゑ変る事なく、烈寒にもひゑて味のうすく事なく、
造次轉沛のいそかしき時もいよ／＼間のかくる事なく用れハ、ま
す／＼尽ぬといふは天徳の本源より生々してやまぬゆへなり、誠
に天下にならひなき宝味ともいひつへし、朱夫子仁を解して愛之
理、心之徳と宣ふも、大概此趣によりて其愛は情、其理ハ性、心は

その性情のいきで間に息をいれず、発動するを主とし、徳ハ性情のもち量になりて備りたるをあかし、全軀性情ハにつとりとうるほひわたれる徳なる事を躰認(せ)ハ朱註の意味を得るにちかからぬ歟、論語に仁をのたまふ事おほし、その一二をこゝに挙て論せん、巧言令色(の)のさしあたり人恵の会釈おもふりにつとりとしてさかふ事なく深愛の愉色婉容のさまによく似て人も悦ぶやうなれ共、外をかさり、容をとるを専としたる私欲より生ずる事なれハ、何ほど人恵のあたり当前見事にはあれとも、却て仁をそこなひ失ふに至れり、故に鮮矣仁と聖断し給へると見へたり、剛毅朴訥はそのよりそひいたひ(へ)らしくなきやうなれとも、内外有のまゝにして取つくろひなく、欲にかまけぬ所あり、仁の万事の任にたへぬ事なく、至剛至毅にして内外一致なる道理に似て、却てやさしふうるほひの替らん所有るゆへに近仁との給ふならし、又克伐烈欲不行楚の令尹子文か三仕三己の際に喜盍の色なく、崔子か馬十乘をいさきよくすてたる類ひ、いづれも無我無欲の行にて衆人の及ひかたき事ながら、一毫も矯る所為にする意ある事をまぬかれねは、本性の滋味よりうるおひ出たるにあらず、此さかひは聖人能く明に弁し給ふと見へたり、故に何れも未知巧得仁と判し給へり、又管仲に仁をゆるし給ふ、程子の説に其功業につきて許し給ふといへり、また殷の三仁伯夷叔斎のことさハ、其功業の施はミゆる事あらね共、本性のうるおひより出し事ハ天徳の真物のまゝなると見へたり、また王者必世而後仁の章ハ仁徳のうるほひ、人心にあまねくとほりたる事を述給ひ、諱説の章ハ仁徳の人心を感化するのミならず、鬼神の幽冥數百歳の遠きをも感格し給ふ事を語り給へり、あらまし此數章の趣を考るに、とにかく少も内外のへたてなく、本性の真よりうるほひ出たる事ならぬ

は、仁とハいわれぬと見へたり、又人而不仁如禮樂何君子去仁惡乎成名の章の類ハ不仁なれハ何事もならず、人たる甲斐のなきと見へたり、樊遲の修行を問うに恭敬忠を示せり、然れば身の出る処の茶手を執行ふの敬けりやうにせず、心を尽すの忠を教へ給へは、仁を求るの学粗しらるへし、顔子に授け給ふに克己復礼を以ておしへ給へり、然ハ身の私欲ほと仁の毒(毒)はあらし、此毒にあたれば彼滋味のあちも変り、うるおひもかわき、生氣もぬけると見へたり、かくのことく其本体を失ふ時は不仁といふ也、不仁になりぬれハ、萬事万端こと／＼く其序を取失ひ間違ひのミに成筈也、夫故に我身の祝事聞事いふ事より身のはたらくほと事に氣をつけて、いたくいましめて其欲にかち、萬事万端天理のほとよきあやすちめの所へ立ちもとり／＼、それハ私欲の毒もそろ／＼ぬけ、萬事の間違もなくなれば、仁の生氣滋味あちハひも本物の物に成ぬれば、彼の毒氣の淨くぬけて、一毫のましりもあらぬ様になりおふすれハ、性情の発する毎に春の春の發生につとりとしていたひけなるに等しく、夏の萬物に生氣ゆきわたりあやつみてをなすことく事々物々のうへあやわかれ、自然と儀則となる様に成ならぬ、かくのことくなくハ天下たれか帰ふくせさらぬ、是毒氣を除き仁の本軀に立帰る極功也、轉文約礼の修行ハ仁の功用を尽せるにあらざれば、聖とハいはれぬとミへたり、轉施濟多ハ仁といふへしやと問れしに、聖人答て曰何そ仁を事とせぬ、必や聖乎堯舜もそれ猶やめりと宣ふを考へてしるへし、蓋し仁にも大小熟不熟のしなある事を考へし、たとへは梅核桃核のことさ發生の理氣ともにかたく守り具りてあれハ仁といふへし、然るに土中によくつちかひ、雨露の養(ひ)を得て二葉を發生し、夫より幹枝花葉を盛にし、夭々蓊々の馨香艷色を十分になし、其上実を

能く熟して後、又發生の理氣を貞固に保合するにあらざれば、梅桃の性發用の功を尽せしとはいはれし人にとりていはく、赤子駭児のとき生れ出しまゝにて、未無念無欲なれハ仁といふへし、大人ハ赤子の心を失はぬと宣ふを見て知らるへし、され共やうやく乳母を見しり、乳をすふ程の良智良能のあるのミ也、その成長に隨て知能も段々發用する也、然れば仁の修行学文をつとめはけまされハ、童子の心をまぬかれぬ也、たゞに童子心のミならず人欲日々に盛なり、形骸は器ゆへ養育の正しき道にならハされハ、邪慝になりかたまり、内外ともに仁徳の本骸を取失ひ、如何なる悪人ともなるに至れり、故に聖人礼楽刑政の教を設て、幼年より外貌のならばせを正しく内に徴し、轉文約礼の学を勤て、内より外に達し、人欲の根をたち、外貌の視聽言動ことごとく天理の程よき所に復らしむるなれば、聖人の政教皆人の本骸に復し、仁の功用を尽さしむるの道ならめ、是天と人とのわかち也、然るに人ハ萬物の異たるものゆへ草木鳥獸のたゞ一箇をなすのミならず、己を尽して後、其徳用天下にもかふりおよふ時ハ天と徳を合するに至る也、中庸に天地と其徳を合、日月と其時を合、鬼神とその吉凶を合合といひ、天地位万物育といへるを見て考知るへし、また孟子に仁も熟せされハ稗裨にするすと宣ふを見て、熟不熟ある事を知へし、又事物にあらはるゝうへに於て、天理の節文中道ののりに或ハ過あるに及はぬ所はたま／＼有へき事ながら、其發情のまことにおひてハ彼うるおひ味のうまミは本然のものを失はぬよりあらハれし事ならば、きつと不仁とはいハれぬへし、たとへハ五英に咲へき花のたま／＼四英に咲もあり、赤子の産れし時より目の鼻の手指のといふ形のうち人并にそるはぬも有へし、され共不具の人、不具の花とはいふへけれとも、

不仁の子、不仁の花とはいはれまし、聖語に過を見ても仁を知ると宣ふより推及して考知へし、又本心活動の發生一息の間断なき証拠をいはく、善悪共に目に見、耳に聞、支骸に触るやいなや、端的に心にひゝきて切いるゝ様にある也、孟子に惻隱の心ハ仁の端なりと宣ふを見て躰認すへし、樊遲仁の修行を問ひしに聖人只憂人を以て授け給へり、蓋人ハ憂するハ彼滋味の施のおもなる事也、先人を憂する所に志を立れハ、人我の隔を開き、内外うち通りて天理の本骸存するゆへん也、天地存するにあらずハ、何の修行をかなさん、扱憂といふハたとへハ人に膚へに手をふるゝかごとく、何となくむつくりとしよきほとにあたゝかにして、誰とても心よくおもふ氣味ならめ、然ればたゞかわゆかるといふ斗にあらし、汎愛衆といふ言を考へ見るへし、たゞかわゆかるとハ言ひかたし、心さハりのむつくりとして、うそつかず、つれなきおもむきなき氣味也、春暖の日にむかふと秋風の冷なるに感ずるとにて躰認すへし、又司馬牛仁を問ふに其言や認と答へ給ふ言葉を口に信せて出さハ、内に心ハ存すまし、心か内に存せずハ言行をかへり見てふむ事あるまし、言行を省ミす行に頓着せずハ、何の修行をかなさん、孟子も学文のは放心を求るのミと宣へり、是各其人の生質によりて教をさつけ給ふと見へたり、又胡氏の仁を解するに当理而無私心といへり、一毫の私欲なく事々理にかなふ所を述給ふ、誠にさつはりとして能聞へたるといひつへし、然るに其語聲の間、彼滋味のうるほひの氣味少しハ足らぬやうなり、それゆへ前賢も十分の説としかたきといへる論あり、凡仁の説をいはく、椽拳するにたへす、各其本語につきてミつから躰認して知るへしやつこれかとき如何して説尽事を得んや、略其あらましかくもあらん歎

天徳万物にゆき渡りたる時をい^はは、夏也、故に亭といふならめ、亭^はとほる也、扱夏のすかたを見るに万物の生氣を充備せずといふ事なし、草木蟲魚に至り、枝幹より花葉におよび、其地の物先後大小にいたり、其次第をみたらす、其生立のあや、それ／＼に見つへくして一葉の微といへとも、其本色の形にそなはりたるもちまへを主として外にはせず、生氣を我内にミて、すなほなるさま前をしのき先を争ふ事いさ／＼かあらず、本末先後の次第程よく各其品類にしたかふて乱るゝ事なし、ちいさきいろくすといへとも各其生を得、其あやをなさゝるハあらず、此理を人の性にかかるといへとも泰敬辞讓のあや事々物々の上まで程よく儀則をなせる徳そなはれり、是を名つけて乱^もといふ也、天地の間にみちたる物かきりあらねとも、其もちまへの通りに少もたかわすゆき渡りて、大小巨細かね尽す事天徳の亭理と等し、然れハ心^はのあやともいひつへし、孟子曰辞讓之心礼の端也と宣ひ、朱夫子礼者天理之節文人事之儀別又泰敬樽節之理と解給ふを能々考知へし

天徳萬物にゆきわたれる極に至れはもはやのふる道なし、陽精天にかゝり東よりのほり、南天に至り極りぬれば、西に降り隠るゝ外にのふる道あらざると同じ、此時をいへは秋にして萬物それ／＼にのひたる生をとけて其宣を得ぬものなし、故に利といふ也、事物一箇一箇其もち前をうるに其宣を得ぬといふ事なきゆへ利を宣とも訓する也、扱秋のすかたを觀るに夏の盛備なる時ハ、萬物の生氣ゆき渡り見事なるさま残所なければとも、其一物／＼のなりゆきよろしきやうる事、しまりまたつかぬなり、秋になりてその木ハいか様なる実を結^はせ、何の木ハ葉を落し何の草^はいか様成花実をなさせ、その草ハ根に生氣をとめ、いつ比まで其莖と葉を枯し、その虫

ハ何時までにして消し、何の虫はいつまでに穴にこもらせるといふやうに判断明白にして、其生氣のしまりを遂さずする事を取さハける徳そなはれり、其理を人の情^はに受るを名つけて義といふなり、萬物のすちの万事のよろしき処をそれ／＼持前のまゝに取さはき、しまりを一毫の間違なき様判断し、凡の輿奪人物の生死に至るまで、少のなまりもゆとりもなく、速にきりたつの理具れり、其判断をい^はは、心のはかねともいひつへし、干将莫邪の劍といへとも、切たつ事ハなまりなく、龍虎もきりもすへし、萬物の理、その持前の道を少もたかへぬ様にきりさはきて、各其宣をうるといふ事ハ心のはかねより外にはあらし、生きてあるはかねゆへなり、此義もて制断せねは仁礼の生氣もそれ／＼のしまりつかぬならし、如此のさへたるはかねあるゆへに少シなまけたる事あれハ、切きすに塩のしみるごとく心にシミいりて、みつからはちいやにおもふから羞惡の心ハ義の端也と孟子宣へり、朱夫子義の解に心之制事之宜といひ断制裁割の理と宣へるを考知るへし、(改行)天徳の萬物の生をとけ、それ／＼生し得たる持まへの取さはきに至まで大筋はつきたれとも、猶枯落すへき物もその極に至らず、穴に蟄すへき虫もまたかくれおほせぬ所なり、故に秋につきて萬物の保合収蔵の是非を明白になし、生氣のしまりを本に復せしむる時を冬と名つく、正しくしまりをなすゆへに貞といふならめ、扱冬のすかたを見るに、空もすミ、山もあらはに萬水もかれてすみわたり、霜露雨雪寒風をおこし、萬物の表を閉、裏にかくし、春夏秋の往し跡を、それはそれ、是ハこれと一毫の違もなく本に復し少も生氣を洩さず、ゆるみなきやうに保合収蔵の極をなし、惣しまりをなすハ、繫辭に所謂知以蔵往の徳也、往をよく蔵せる故、來年四時發生保合の道をなす、根をなす也、是

則神以知來の徳也、是貞の徳能始終をなす所也、無理を人の姓に受けるを名つけて智と云也、人の姓も貞固にして心も静になれば萬事の既に往し事を見たり聞たり、或ハ師官によりて学ひし事、能心に知りとめて失はぬ也、其能知りとめて失はぬゆへにまた來らぬ事にもかなひ照して知也、是則以藏往神以知來のとくと等しく、しばらく照してしる所をたとへていは、心の明鏡ともいひつへし、生きていて無聲無臭の鏡ゆへ、天下の道理をうつし留得ても毫髮の顯形有に非ず、段々つきて來る物向るをうつし照すに、いさゝかさゝわる事なし、萬事の始終をなす事天徳に同じ、扱智の順逆を分ていは、聖人の子路におしへ給ふ、知之為知之不知為不知、是知也、未知生而知死との給ふ、又顔子の轉吾以文との給ひ得一善拳々服膺不失といへる類ハ、致知してよく心に知り覺て失はぬ也、則知以藏往之知の順にして正面底也、又聞一知十告往知來鷄百世可知文類ハ則神以知來之知にして知の道也、易云數往者順知來者逆とある、例によりて考へし、又知の躰用とも云へし、顔子の不再過ハ一たひあやまちし事ハ、再ひあやまたぬといふも、致知格物への功に至りて真に知とめしゆへ、微細之事とても再過をせざる也、不迂悪ハ喜怒を照らすに、毫髮の是非を違へぬ故に怒れるあとに喜樂を照らすといへとも、間に髪をいれず、端的に正しくうつるゆへ、少しもうつらぬ也、是ハ誠意正心の功至りて一毫のさゝわりなるゆへ、卒然の頃も毫髮の濫照なきなり、然れハ知行合一にして始終をなす事を知るるへし、聖人への徳を子貢稱するに学而不厭知也、海而不倦仁也とあれは、知仁体用を相成すことをしらるへし、孟子に是非の心知之端也、朱夫子知是箇分別是非底道理と宣ふ能く考へ知るへし、竊に朱夫子義之解の例によりて智を誠に解せぬ事を思ふ、蓋知者心之明事

之弁也、又知是箇藏往知來底之理といふとも、大にそむかざるへきか、しばらく記置て諸賢の討論を俟といふへし

天徳本然の妙動て陽静にして陰と両義に分るれば、又陽中の陰、陰中の陽と四蒙に分るゝの理、自然と具れり、其理四蒙を実になす所にして、しかも四蒙におちす、されはとて又四蒙を離れずして四蒙の實地となれり、大極陰陽に分れて陰陽におちすして陰陽のうちに具ると同じ、故に元亨利貞といへは其利に名つくへき物なし、其理を氣に落として、四方中とに配当すれハ木火土金水と稱す、是五行の氣と名つくるゆへん也、五行の氣となれとも、土は木火金水を生して、然も木火金水におちかたまらずして、又四氣を離れず寄旺して行るれハ、理と氣とのすかた、おのつから相同し凶なる者を四に分れば四方と中との位、自然と具なると同じ道理なり、木火金水を春夏秋冬に配し、土を四季の土用に配すれば専氣なきも此理によれるならめ、天にかくある道理そなわれるを人の情に受て信と名つく、元亨利貞万物の造化一毫の虚妄なく、一息の間斷あらず、有躰有のまゝにして萬古変らぬことく、心術のうへ一毫の虚妄、一息の間斷あれハ、仁義礼智も皆から物にして実の事にあらねは何のせんもなし、徒にうはへのつくり物也、中庸にいゆる無誠則無物と有も則是也、子曰人而無信不知其可也、大車無輓小車無軌其何以行之哉、此聖語能く考てしるへし、人道まことなくは万事万行皆虚妄也、しかればかたく信を守るハ天徳を存し、人道をおこなふの素地基本といふへし、聖人信を宣ふ言おほし、各其さす所あり、此章に至りてハ專言の信を述給ふともいふへき歟

右にあらましいふことく人の本情は無聲無臭のうち滋味あり、文理あり、利刃あり、光明ありて然も至活至剛至真至実の徳そなは

れり、富貴貧賤に損益せず、風寒暑湿に疾病せず、是を用ひて尽きす、生涯衰ふ事なければ、寔に虚異の明德にして天地宇宙の美そなわらざる事なし、至尊至宝天地間に相比し相敵する物はあらし、天地と参なるへきゆへん也、然も是をもとむるに金錢の資、他人の力をおつて借りす、自から求へむる心さしあれば忽に得らるゝ物なり、又何ほと病身手うすき人にて、その刀たらぬ生質は萬人にもまれなると見へたり、故に聖人もいまた見すとおほせられたり、学者勤めて求めざるへけんや

伊東貞敬書

山田君植木子前日既著仁義之説其詳尽也可謂無所遺漏者矣豈有復加於斯乎乃熟読二説亦如有各述其所見之意是以為私傲之欲為啓心竭愚而受質正之地乃原程朱両夫子之説因先師室先生之言以試識五常之大略切望諸君之明辨講論之是非而後及有得曆其討論以為定説則又欲合輯三記以取其長捨其短為之集成而有得進修之力至取舎集成之事則意詫山田君君亦有為幸許請同志而不辭其勞則可謂大慰鄙懷而已矣

一 東都府下八代洲河^(八重洲)岸林家の側高倉屋舗といふあり、朝臣高倉中納言某世々装束の事を掌る、將軍家装束調進の為、年々東都に朝し此所を寓舎とす、故に世に稱して高倉屋敷といふ、後東都にて調進成るに依て、高倉氏朝する事なし、憲廟^(高倉)の時以て月次の講釈所とす、日講ありしといふ、林氏は是を掌る、鳩巢先生加洲^(加洲)より登庸せられ、高倉館の教授を領すといふ是なり、後日講神田の聖堂に移され、高倉屋敷を竹元靱負佐に賜ふ

一 聖堂の講堂にて日講あり、御寄合儒者、評定所勤儒者より講するといふ

一 御評定所勤儒者の内に荻生惣七^(北)といふあり、代々の儒家にて惣右衛門とは別家なり

一 殿中毎月十日、月次講釈林家勤む、諸役人残らず出席すといふ憲廟御忌日^(憲川)にても如是なり、表立式礼なり、又木下順庵、三宅觀瀾、室鳩巢など殿中侍講たり、是ハ御側にて御内證の講釈なり、通昭按に澹齋先生^(伊藤)、鳩巢文集に序して有徳廟^(憲川)継統之後、特擢先生、授 殿中侍講、此職之設、蓋自先生始といへる是なり

一 御書物奉行ハ、紅葉山の下、御文庫に日勤し、何ぞ御尋の時相糺、御答申上る事を掌る也、平日轉覽して強記せされは叶わさる役義なり

一 武鑑に見へたる御楽人といへるハ、明朝の楽を伝へたり、紅葉山、上野又は聖堂にて積菜の時、是を奏す、楽人の服飾は白練に狩衣を着す、都て献樂なり、大坂天王寺へ伝りたるは唐朝より傳來の樂なり、是は舞樂也、装束舞樂献樂よりは見て面白く覺る也、林周助か詩に絃歌当奏李唐風と作りしは天王寺の樂を賦したるなり

右六件、林氏の用人伊東半八郎話

一 対馬国に五山の長老一人下り住す、朝鮮国書簡の事を掌る 神祖の時より起る、当時武人文筆に疎なる故、浮屠氏をして文雅の権を操らしめしといふ 山口専七話

一新井白石先生に用人を以仕し者の曰、先生

(徳川家) 文廟に用られ、今朝出て明日の晩退朝し、或は三四日も近侍し退朝し、朝服を脱して即机案に就て書を読む、(感) 勞倦の色なし 山口専七話

右八件、山常正於東都聞之

一 大島名瀬(現、奄美市名瀬伊津部町)の郡伊津部村とかやいふ所に何某とやらんいへる長有りける、此人三宝荒神といへる世に名高蘇鉄(たかき)を持たり、或時好事の殿かなし(頭注)「殿かなし、島人官ニアル倭人ヲサシ云ノ称」、いたく請いれしかはやむことを得ずしてまいらせたりけり、まつ此蘇鉄のかたち頭三ツ有て、高さ一丈五尺龍鱗鳳尾見るもの称嘆せざるハなし、故に長も他にこゑて秘蔵し、朝夕是をのミめてたりしに、今請とられしかは誠(心)に名月の辟を泰人に失ひし思ひいと惜き事になむ思ひける、かくて殿かなし、その蘇鉄を旅館の広庭にうゑさせ、ちかきうちやまともち上り、人々に見せて誇らんものをとおもハれける、爰に不思議のことそ有ける、或夜丑三ツの比に有けむ、月のほのくらきに一陣の狂風砂を飛し、庭のおもてたちまち白日のごとくあかくなりしかは、怪しと思ひそろ／＼おき上り、雨戸のすき間よりうかゝ(心)われけるに、容顔美麗にしていと肥たる女、白きてうきぬ(頭注)てうきぬ、島女祭礼或ハ慶賀ノ時服スルハレキヌ也(心)にしろかねのきは(心)きは、カンサシナリ、銀ノ

キハ凡口ハ用ルコトアタワス(心)さしたるか、彼樹の上にあらハれ出つもうるハしきこゑにてうたをうたふ、其哥(歌)に

わむそてつ (蘇鉄) 島にかなけうへられて しらぬ
やまとかちき (サソコトハ) やしやにいこか (是遠久シク)

わそてつゆぬらす (我) たれゆへとおもなかなに (思フカ)

すてられて (速ク) とふさいきよる (行ク)

わかれなく (押ミテ) おかてなたや (涙) せきあへす ゆくゑ

白浪に (ユキクルシキ) いくろかなし

とくり返し／＼、かなてければ、殿かなしも、かれか無情のものといひなから、別れをおしミ、あるしをしたふ心を感じ、数行のなミたを催されしか、あくる日ものに事よせて、彼樹を長にかへされける、今の世にかゝる奇妙の有けるハ、誠に名におふ荒神の化神(化)ともいふへし、とう／＼かなし、とう／＼かなし

右君豹山田先生大島在勤の漫書して島人に與ふる所なり、今筆子朝衡家蔵す怪談奇語文辞愛すへきもの有り、故に筆す

霊夢の記

大島のふるき政あらたまり、五穀豊饒に砂糖(砂糖)満作せりとて、家／＼に歌舞の聲充滿る、初春の夕へ旅館の殿かなし(頭注)「殿かなし、島人官ニアル倭人ヲサシ云ノ詞」、一盃の機嫌に目出度(喜)き初夢を待見んと邯鄲にあらぬ横座の枕に臥て漸／＼(心) 軒催す比、枕もとに女の声して、殿かなし／＼と呼ふに驚き、目を開て能／＼見れば、五十には少し餘ると見へし女と、廿には足らぬほどの女と、白き兆衣(チヤキヌ)に美冠被たるか枕上に立て、我等ハ天流国菜流国より年／＼渡来る神

がなし也、遠き昔のまだ古より年ごとに此島に渡りて、二月の御迎フムヨウイ
〔二月の御迎、二月神ノ来ルヲ迎へ祭ルヲ云〕に、はか／＼の苦勞
を休め、四月のいちより頭注〔四月いちより、神ノ旅中ヲナクサムル祭
ノ名ナリ〕に旅の憂さを忘れ、御送りヲラケ、神ノ帰りを送ル祭
ノ名ナリ〕に機嫌能く故郷へ帰る、瀬戸頭注〔神に仕ル女ノ称ナリ〕、
野呂久目頭注〔野呂久目、上ニ同シ〕か饗應に腹をふくらし心を慰ける
に、今年の春渡来れハ先御迎の待受もなく、神山ハ伐払て甘藷の
柶スミカとなり、足を留むヒキへき宿もなし、是は如何ニと奥を醒し、たとり
／＼経廻る程、漸／＼と空腹になやミ勞れ、歩行の力も尽果る比、
焼内西東の野呂ともか旧好の寸志に少し腹をふくらしければとも、食
足らされは五夕湯の餓民か難儀を知られ、神酒なきか、故に乳離れ
子の睡るに泣を悟る、是さへ沙汰の限りと思ふに、焼内の強者ハ我
眷属を縛り、西東の悪者共は訴状を官府に捧く、我道の困窮、雪の
暮に宿かさぬ亭主に逢る旅人のことし、殿かなし、国都に帰らば官
に告して是を救ひ、神事を繁榮せしめ、神山を茂らしめ、神酒焼酎
ハ殷紂か池に等しく、豚牛の肉は周文の台よりも高く、野呂瀬戸の
腹ハ子を生比ウツの女よりふくれ、家／＼の財ハ底を叩て尽さしめ、
下民ハ農業を忘れ、衆官ハ八月踊頭注〔八月踊、島中ノ奴婢或ハ二十
人或ハ三十人群ヲナシテ家々戸々ニ入りテ踊ル、夜以テ日ニ継ク
家々酒肉ヲ備テ饗とスルヲ八月踊ト云ナリ〕の機嫌になし、老若男
女手の舞、足の踏む事を覚へず、夜となく、昼となく有頂天とな
さしむへし、猶迷ひを取て、我言を用ひすんハ、忽下疝の難病を興
へ、国に帰らハ、山不見渡に逆浪を起すへしと、或は怒り、或は悲
ミ、面色赤く成り、白く変しければ、殿かなし、泡盛酒に酔るかこ
とく茫然として聞居けるに、乾の隅に柿イスイの素襖にあらぬ衣冠束帯

せる官人けたかき御聲にてしばらく／＼と呼り、徐／＼と歩ミ出
て、我ハ赤木名の隅に草の庵を結び、幽に祭らるし天満天神也、二
神の云説ハ下品下愚の水準コキスシノキキタホト郎か讒言に似たり、夫神といふハ形もな
く、影もなく、声もなく、臭もなく、虚々靈々として有れとも無か
ことく、前に在るかとするは、忽焉として後に在り、正直の頭にハ
覺へず知らず、是にやとり善人と見れば賞せんと思はずして福を授
け、悪人と見れば罰せんと思わずして禍を興ふ、彼も知らず、我も
覺へず、妙々不測なる事鏡の影を移すかことし、我凡俗の昔賦置し
倭哥あり、心たに誠の道にかなひなくいのらすとも神や守らん、
此意今神と成ても変ることなし、茂れる山を求めずして大虚に住
し、豚、焼酎の祭りを受されとも腹の空しき覺へもなし、不枝不求
空々寂々たる、是を神の本体とす、居処飲食の嗜欲あるハ凡俗の
庸人さへ賤んずる所也、況や神に於をや、此島の愚夫愚婦二神の無
分別に效ふて樹木の茂れるを見てハ神の住所とし、枯木の枝も伐る
事なく、是を開て田畠と為す事を知らず、神事に時を喪ひて農の
時を奪る事を覚へず、神に託け遊樂を尽して己か財の費る事を忘る
心ある俗人ハ嘆息して哀むへしとす、神として悲まさらんや、朝廷
賢くも有司命し、神事を禁し、野呂瀬戸を止む、於是万民初て無明
の睡を覚し、迷ひの雲開け神山を開て田畠とし、野呂瀬戸ハ良民と
なり農の時を奪ハすして力の有たけを尽し、無益の財を費さすし
て世渡りの易きを覚ふ、世俗歡樂して世替りの時とす、神として飲
はさらんや、二神も神の道を知らず、是を歎ひ、是を樂んで速に此
島を去り、上、朝廷の命を重んじ、下、万民の歡樂を得せしめ、復
ひ比土に來て民を煩ハしむる事なかれ、二神女の面忽に朱塗の赤耳
簪のことく三挿して曰、天神の傍聞を知らず、密に殿かなしに戯れ

たり、汗顔の至り面目もありやおらん、去なから好^{キヨウカン}神^{トウ}道^{キヨウカシントウ}の
奥旨を聞て迷ひを開らき、又此島に渡りて益なき事を悟れり、速に
此土^トを去り倭神道を我本国に強^ムめて大きよらさの神国と成すへし、
可^{タラ}尊^{カシ}哉^シといふ歟と見れば瓢々然として空に登り、黒雲に打乗て
今より後ハ来るましといふ聲計ハ虚空に残り姿は雲路に入にけり、
天神莞爾として殿かなしを磨き、善哉^シ、二神の前兆を改め、本
土に帰る事過則勿憚改、今より後ハ此島の万民朝廷の命を重んじ、
神山を心の俛に伐開き、財を費す事なく、農業を勉は、田畠満作
し、砂糖^{サトウ}ハ倭の船に積餘し、米ハ島の高蔵に充ん事疑ひあるへから
す、信すへし^シといひ捨て立帰給ふと見し夢^{ユメ}は覺にけり、殿かな
し、奇異^{キイ}への異夢^{イメ}を蒙り、遥に天神の社を拝し、感涙肝に銘し、燈
を桃け筆を取て一字を違へず筆記して相識れる人に贈る

通昭錄卷之六十六

解題

本書には、『通昭録』巻六十六を収録する。

通昭録巻六十六は、前半が故実要領、後半が薬方要略（医薬類とも）と主題を掲げ、各、目次と一つ書き本文で構成されている。

『通昭録（七）』解題で、当巻を含む前後二十二巻を、通昭が写本類等から抜書きし考証を加え、言語・衣食住居・風俗・文化等の伝統を記し、実用的な知識・情報の提供を意図した随筆、と指摘されている。当巻は巻五十一〜五十三の四百八十七項の一つ書きと類似したものが多い。当巻の項目「五節句」、「九月十三夜」は、巻五十三と同一で、当巻の「子持筋」は、巻五十一に項目名も内容も同一である。とは言え、主題が付いたのは、随筆としては以前の巻と異なっていて独特であり、主題を設定して書く試みと理解できる。これらを念頭に故実要領、薬方要略をみる。

先ず、前半の主題故実要領をみていく。そもそも目次と本文は対応するものである。ところがここでは、底本の目次七十三項で、本文一つ書きは七十五項で本文が二項多い。それは底本の本文一つ書きには、「中縁の内・・・」と「中縁は上下・・・」とあるが、目次では立項されていないためである。これは立項を躊躇した反映ではないか。また底本の「亭主に所望して・・・」は一筆書き様なのに「一」がない。これは、「一」を補うのが相応しい。そこで故実要領に相應しく、亭主・関連を一つ書きとする。これで中縁関係と亭主関連を目次に立項し、目次に追加する。目次と本文は各七十六になる。この処理は底本のままにするより故実要領の真意に沿う。また目次

と一つ書き本文の記載順は、転写の際、目次は一行複数列扱いになるため配置が崩れ易いが、一つ書きではそれが生じないので底本に近いから（詳細は煩瑣なので略す）目次の順を一つ書きの順に揃える。なお目次と一つ書きの項名とは相違するものもある。ここでは項目の順を揃えることを考えただけで、項目名の相違には触れない。

故実要領の故実とは朝廷や武家の礼式、官職、法制等が対象で、藩政下の武家は、それらの知識を深め、その所作に習熟することが要請されていた。そのなかで掛軸類・屏風類の様態、表装、鑑賞を扱う項目が多くあったのであろう。軸物屏風類は、故実の分野で、これに焦点を絞ると三十八項目ある。この項目は目次では三カ所に分かれているが、本文では、最初の「屏風押物之事」から「畫像の贊書様」まで二十五項と後半の「毛辺紙裏打様」から最後の「仏絵掛る事」まで十三項と二カ所に分載されている。このように分載されたのは軸物屏風類を大切にする気持ちがあつたためではあるが、故実の範囲は広く、故実要領では、文具等にも範囲を広げる等も選択肢であろうから、いろいろ含める思いがあつたのではなからうか。因みに当巻の押物、屏風張方、裏打等については巻五十三に類似項目がある。鹿児島県の歴史に関連する「鉄炮伝来の事」の項で伝来年次に誤りがあること等も主題名と絡めて思いを巡らせることができるけれども、それにしても当巻に巻五十三と共通項目が多いことは注目に値する。

この様に故実要領理解には、巻五十三が多くの資料を提供しているので、同巻翻刻の堂満幸子（県史料集刊行委員会委員）氏にお世話になった。また掛軸の紐等については中藤靖之（元東京大学史料編纂所技官）氏の資料を参考にした。厚く感謝申しあげる。

続いて後半の主題薬方要略（医薬類）をみていく。

故実要領同様目次と本文の関連について。底本は目次が百項、本文一つ書きが百十七項ある。先ずは一つ書きについて。この一つ書きには、すぐ前の項目を補うもので、一つ書き「一 又方・…」と書かれてはいるが、独立項目一つ書きではない、というものもある。当然底本でも目次項目になっていない。これは「又方」と書いてあるが、「一」のつかないもの十一が、本文内の文章扱いになっていて（ヤケト妙薬に、五カ所、血留妙方に、二カ所、一切歯痛名灸に、二カ所、金瘡に、二カ所）、独立項目になっていないことからも、内容からみても当然であろう。このように、底本文に一つ書きになっているが目次項目とならないものは十一ある。

次に本文一つ書きのうち、「小児ツリノ名灸」、「血留妙方」、「金瘡」、「刀疵」、「金瘡血不止」、「虫歯」、「疳眼」、「落馬折傷」の八項は底本の目次にみえないので補い、底本の目次にはあるが本文の無い「小児驚風灸」、「無名腫」は底本の目次から省く。項目となる一つ書きは百六項で、目次と本文一つ書きは同数になる（いずれも本文該当箇所に、注記していく）。この経緯の詳細は故実要領同様省略する。目次の順を一つ書きの順に揃えることも故実要領の場合と同様とする。

次に項目名について。項目は全て薬方要略の薬方に該当している。これは、関連項目の含まれた故実要領の場合と異なる。その項目は、最初の「無価散」から五十八番目「ヤケト妙法」まで底本の目次が各行二列に整然と並び、五十九番目「頭風名灸」以降最終まででは各行三列か四列と詰め合わせになる。前者に比べ後者は雑然としている。本文一つ書きの文章量も「頭風名灸」以降は、それまでの項目に比べ短く、後方の「刀斧傷（一つ書きでは「刀斧傷瘡」）

以降、文章は一行か二行となり、終項の三つ前「骨くじき」（骨続）では、「三十三行前、足くしきの方と同」じという表現も出てくる。「頭風名灸」から、編集状況が変わったのである。項目名では、ミイラと外来語カタカナ表記が一つあるだけが、目次の腫物打身方は、本文では「イグエンテ・デヤホンホリコ」とカタカナ表記であり、「勝金散」中に「パフテカウブラ」等があり、生薬にポルトガル、オランダ産品もみえ、「新渡の医方」との言葉には西欧の医薬との繋がりがみえ、当時の東洋医学の動きが垣間みえる。

項目名の最終語に注目すると、一番多いのは、「方」か「法」で二十一項、「灸」が十三項、「散」が九項、「薬」が九項、「瘡」が七項、「傷」が五項、「齒」が四項、「腫」が三項、「痛」が三項、「病」が三項、「目」か「眼」が三項、「丸」が二項等（一項のみは省略）で、灸が十三あるから鍼灸と漢方（生薬）系が薬方要略に大きな割合を占めていたようである。ところで灸には、名灸との表現がある。効果のある灸の意味で、項目では三十六番目の「喉気名灸」から六十九番目の「足の折傷名灸」の間にだけある。更に「方」か「法」としたのは方〓法で、それが二十一もあり、鍼灸・漢方（生薬）以外のことも含まれ多彩だった。

最終語に瘡・腫・腫・傷等が十五もある。これは皮膚の異常で瘡・腫は、出来物・腫物と呼ばれ爛れ膿が出る症状で、その症状に応じ疥・癩・疳・疹・疔・瘡・疔・疔・癩・癰等の文字が使われ、子ども発症が多く怖がられていた。薬方要略でも、最初の項「無価散」から「神妙散・無比散・忍冬湯・風毒腫内薬・勝金散・無二散・腫物打身方・薰疵方」まで九項目、更に二十三項目からの「五疳金香丸・念通散・順榮散・和順散・通経散・庖瘡方」となる六項

目は瘡腫に対する生薬の詳細な処方と、瘡腫に対する内服薬・飲薬・膏薬・塗薬等のリストで瘡腫には多種の治療法があった。また金瘡、刀瘡（武器、農具等金物による怪我）と呼ばれた疵、傷、骨折、打身、打撲等への処方も多数あり、瘡・腫・傷対策は薬方要略では最も充実していた。その他目、口、歯、耳、夢、鼠、蛇蝮等への対処も怠りなかった。

そして最終語で一番多かった「方・法」は具体的な治療法と合わせて、治療関連のエピソードや医療・健康問題をも含んでいる。目次では三十九項目「養生心得」（本文は「久しく座れば・・」とタイトル抜きの文章で始まる）が、その代表的なものだった。中国伝統医学の古典『黄帝内经素問』では、五行説に則り人体の臟腑、生理・病理・病態などを五要素に割り当て、人体を一括理解している。このうち宣明五気篇（第二十三）では、五種の過労（久視・久臥・久坐・久立・久行）とその損傷部位（血・氣・肉・骨・筋）を関連づけ、病因を特定し治療法を見いだそうとした。「養生心得」から、黄帝内经素問に学んだ貝原益軒（一六三〇年生、一七一四年没）の『養生訓』等を通じ、通昭が中国伝統医学の医療観で薬方を理解し、健康維持（養生）を目指していたと考えられる。

当時の薬方には口伝で記載できないもの、書かれても秘すとしてり、素早く利く・効果抜群等が散見し、同時に微細な単位での処方や「昭按」すなわち通昭の個人的な意向との記載もあり、薬方要略は文人の随筆で、藩政後期に上位の城下士（身分は新番）の記録した医療に関わる稀な史料である。

薬方要略を理解するには鹿児島の間療法等と東洋医学の基礎知識が不可欠で、温知堂矢数医院の蔵書を調べ、鍼灸漢方（生薬）に

造詣深く、中国伝統医学の古典に精通された飛奈良治（矢数医院薬局長・日本漢方協合理事）氏に広くご支援いただいた。心からお礼申しあげる。

なお、一六〇三年の「島津義弘薬方伝授状」（二通）と一六一一年の「島津義弘薬方伝授状」（二通）（種子島家譜収載文書（鹿県史料・旧記雑録拾遺・家わけ四）（鹿県一九九四年刊））は藩主とみなされていた島津義弘が種子島家当主久時宛に書いた伝授状で、生薬とその処方等が記載され、薬方要略にみえる生薬とその処方等と共通しており、島津藩の藩主と城下士が藩政期を通じ（百五十年程懸隔がある）、類似の漢方を使用していたことが確認できる。

さて、中国伝統医学をもとにしたわが国の東洋医学は、『黄帝内经』をもとにした陰陽五行説にもとづくものから、幕府のもと儒教とともに盛んになり『傷寒雜病論』をもとにした吉益東洞（一七〇二年生、七三年没、通昭と重なる）が登場し、五行説を空理空論と批判し始めるようになる。通昭は蘭方にも理解があったが、『黄帝内经』が病因や疾病予防を重視していたので同書を排除しなかった。以上は、飛奈氏提供の史料にもとづいているが、理解に至らぬところがあれば筆者のせいでも、ご寛恕賜りたい。

掛軸屏風類に関する項目を重視した故実要領と、東洋医学のみを扱った薬方要略は、通昭随想の一コマを彩ったのである。この関連事項につきお世話になった五味克夫（県史料集刊行委員会前委員長）氏、小島純一（群馬県前橋市教委文化財保護課）氏、高梨修（奄美市歴史民俗資料館館長）氏、久伸博（奄美市教委文化財課文化財政策調整監課長）氏、山下和（奄美市歴史民俗資料館学芸員）氏に深甚の謝意を表す。

例言

- 一 底本は、鹿児島県立図書館本（略称「県図本」）。参考に、東京大学史料編纂所島津家本（略称「島津本」）、都城島津家本（略称「都城本」）を使用。書誌は既刊解題にあるものに譲る。
- 二 参考本等で理解に資する引用等には、対象語に注とルビを付け、注の内容は各項目の末に載せる。
- 三 漢字は原則、常用漢字とする。底本がこだわった場合はそのままにする。
- 四 異体字、略字、俗字は原則現在の字体とする。変体仮名・合わせ仮名は原則通常字体に改める。仮名は、原則底本に従う。
- 五 仮名ルビは底本に従う。
- 六 仮名遣いは原則底本に従う。従って旧仮名遣い、濁点省略であるが、底本のブレは原則生かす。
- 七 欠字、平出は原則底本に従う。
- 八 踊字は、々、ゝ、く（二字分）等とする。
- 九 理解し易くするため、適宜、句読点を付す。
- 十 底本の本文を生かし、一つ書きは、一事項にひとつを原則とした。底本と異動のためにすべて掲載しないものは、（ ）でくくり、注で説明する。
- 十一 目次は本文一つ書きに対応させる。すなわち底本の本文の校訂済の項目を基礎として、目次を整理する。これには、翻刻

十二
を逸脱したとの見解が予測されるが、薬方要略の場合は、避けることがでず、本文を尊重して行う。なおこのうち、底本目次に無かった項目の立項の際は、（ ）で囲み、注を付ける。これで、底本の問題点を、明確に示し、底本の様子はもちろん完全に把握できる。そのうえ目次で、薬方要略のカバーの範囲を一覧できる。これで目次と一つ書きは同順になるが、目次の順番はほぼ全て移動する。変更が著しく煩瑣になるので、理解を容易にするよう注は省く。

鹿児島県立図書館本、東京大学史料編纂所島津家本、都城島津家本は、鹿児島県立図書館資料課の方々お世話いただいた。お世話いただいたことに感謝する。

故実要領卷

- 一 屏風押物之事
- 一 三幅一對之事
- 一 二幅一對之事
- 一 四幅一對之事
- 一 大横物之事
- 一 柱隠之事
- 一 卷物之事
- (一亭主へ所望) 注：本文による
- 一 三幅対秘法
- 一 掛物人に渡す事
- 一 掛物掛る事
- 一 掛物見る事
- 一 掛物緒之事
- 一 床に掛る礼
- 一 主居客居
- 一 掛物包む事
- 一 白絵屏風
- 一 屏風蝶尾
- 一 屏風縁付ル方
- 一 掛物表具寸法
- (一中縁の内左右細金) 注：本文による
- (一中縁ハ上下) 注：本文による

- 一 詩書様之事
- 一 闕字之事
- 一 畫像の賛書様
- 一 勲位之事
- 一 目代之事
- 一 布衣之事
- 一 職役之事
- 一 疊敷様之事
- 一 色紙寸法
- 一 元旦朝拝
- 一 五節句
- 一 八朔の事
- 一 九月十三夜
- 一 衣服紋付る事
- 一 長柄銚子加へ之事
- 一 臍の緒之事
- 一 子持筋之事
- 一 水引之事
- 一 生ケ花の事
- 一 麻上下の事
- 一 肩衣の事
- 一 房主之事
- 一 宮社の事
- 一 千木
- 一 鯉木

- 一 鎧威毛
- 一 棒火矢
- 一 太郎貝、次郎貝
- 一 貝ノ生口摺口の事
- 一 貝吹ク挙ルといふ事
- 一 牛竹束之事
- 一 軍扇
- 一 纜の囟
- 一 鉄炮伝来の事
- 一 十二単
- 一 実朝社神宝
- 一 鳥居の事
- 一 畳寸尺の事
- 一 挟箱
- 一 曲尺
- 一 九尺の事
- 一 毛邊紙裏打様
- 一 礬水の方
- 一 唐紙假張之事
- 一 朱印肉の方
- 一 屏風押絵の方
- 一 屏風縁寸尺
- 一 屏風張方
- 一 蝶尾
- 一 縁

- 一 掛物掛様
- 一 屏風立様
- 一 絵を数幅掛る事
- 一 仏絵掛る事
- 以上故実要領
- 薬方要略
- 一 無価散
- 一 神妙散
- 一 無比散
- 一 忍冬湯
- 一 風毒腫内薬
- 一 勝金散
- 一 無二散
- 一 腫物打身方
- 一 薰疵方
- 一 脚達者法
- 一 疣拔法
- 一 免疱瘡法
- 一 治寸白法
- 一 ミイラ
- 一 眼病法
- 一 石斛湯
- 一 足違イ法
- 一 返本丸

- 一 小便閉法
- 一 鼠毒法
- 一 骨統クジキ方
- 一 小兒クサチリケ
- 一 五疳金香丸
- 一 念通散
- 一 順榮散
- 一 和順散
- 一 通經散
- 一 疱瘡方
- 一 ヤケド方
- 一 目葉
- 一 目掛藥
- 一 源氏白藥
- 一 源氏薄色
- 一 ツキ目
- 一 腫物水瘡類
- 一 喉毛名灸
- 一 喉毛妙藥
- 一 七キ虫名灸
- 一 養生心得
- 一 魔之治法
- 一 耳ニ虫入治法
- 一 烟死治法
- 一 老人の灸

- 一 老人蒲団法
- 一 中津人奇病
- 一 蜂刺治法
- 一 蝸嚙治法
- 一 河豚魚毒治法
- 一 蛇蝮刺治法
- 一 類かつら疔瘡名灸
- 一 血留ヤケド名藥
- 一 癩癩驚風妙藥
- 一 シラクモ名灸
- 一 足ヒキツル名灸
- 一 セキ虫名灸
- 一 積ツカへ名灸
- 一 ウラブモトフ指痛
- 一 ヤケト妙藥
- 一 頭風名灸
- (一 小兒ツリノ名灸) 注…本文による
- (一 血留妙方) 注…本文による
- 一 麻病
- 一 水瘡
- 一 癩オマツ
- 一 あさいほ灸
- 一 刺イ
- 一 血留
- 一 齒名灸

一 足の折傷名灸

一 蛭吸

一 手足腫

一 骨折傷ツシキ

(一 金瘡) 注…本文による

(一 刀疵) 注…本文による

一 痛齒

(一 金瘡血不止) 注…本文による

一 湯火傷

一 刀斧傷

一 虫牙疼痛

一 目齒

(一 虫齒) 注…本文による

一 口病

一 咽喉腫痛

一 咽牙齒

一 突目

(一 疳眼) 注…本文による

一 目膜

一 惡瘡

一 毒瘡

一 惡瘡血留

一 惡瘡疥癬

一 灸瘡

一 小兒口瘡

一 小兒疳眼

一 小兒草瘡

一 小兒陰腫

一 小兒夜尿

一 毛葉

(一 落馬折傷) 注…本文による

一 折傷

一 骨くじき

一 峯

一 癩風

一 霜腫

一 クイ

一 魚毒

○注…底本目次に「小兒癩風炎・無名腫」

(以上藥方要略) 注…故実要領による

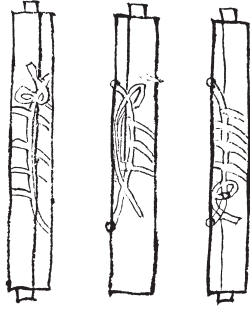
越昭隨筆卷之

(故実要領) 注…目次による

一 屏風に押物をする事 先冠を定め次に履を定む、左右を見合て押す、是を角といふ、四方の角を定むると云ふ事なり、又二ツならへて押すを重と云、四ツ六ツ等も同じ、又三五七八半といふ、半といへともひとつはおさす、色紙短冊コウサン斗方畫等をおしましゆるも

同し、上下左右の寸法を定めて四すみよりおしはしめて、中へ如何様にもすへし、四時の歌の心得御製の歌絵も真草の心得有り、墨畫は上位に押すへし、二ツ三ツならへおしたる間の寸を極て、違はぬやうにすへし、その寸の半分を用て付札と色紙との間の寸に定む、上下の寸法は上の寸の半分を履の寸とし上の十分一を加ふへし、

一掛絵三幅一对之事 掛様ハ先中を取り、卷緒を解き下に置き、風帯をなおし少し卷掛、軸を持ち竿に挟て持あかり、床へ入り釘にかけて軸をさら〜とおろし、衡を見、扱右を前のことくかけ次に左をかけおさめ、卷緒は三幅共に印のかたへ引へし、はつし様は右の方より廻し、卷緒は右のかたへかたよせ、卷出し、左にてゆひ止るなり、即印のある方なり、次に左をはつし、卷緒ハ左へかたよせ卷出し右の方にて止る、則印の方なり、次に中をはつし卷緒をとり正中へ曳廻し、中にて違へ、三ツ廻しわなをかミの方へなすなり、箱に入るゝも同し、左の図を見て知るへし、



一二幅一对の事 掛様は上座とかけ、次とかくる也、卷緒ハ印の方へ引也、はつし様は勝手より廻し、印の方へ緒をかたよせ卷出し、図のことく結び止る、次に上座座の方へ緒をかたよせ結び納

む、依て箱に入る處、緒の止りかミしも有を以左右をしるなり、

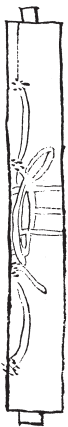


一四幅一对の事 掛様中二幅の内、客位同主位脇の客位脇の主居と

掛ル、はつしやう脇の主居をはつし印の方より巻き脇の客居をはつし印のかたよりまき、中の主居をはつし正中へまき、緒を引廻しとめ わなを印の方へなすへし、次に客居をはつし仕廻同前なり、



一大横物の事 掛様卷緒をとき、風帯を直し掛棹にはさミ軸を持つ、床へ入り真中をかけ、上座の方をかけ、又勝手の方をかけ正中をはつし、両方の釘へもたするなり、はつし様真中をかけ勝手をはつし中をはつすなり、



一柱隠之事 掛はつし一幅物と同じ、巻留も中尊ものに同じ、



一卷物結方 巻留の所指にておさへ緒をひねり、かうかひにて返し、わなのかたを我前になす、一すちを向へ引出なり、



(一)^{注一}亭主へ所望して見るハ、件の一筋、出たる緒を取て引出せはとくる也、緒を表紙の内にいれ下に置内を見る、又収る時は緒をくるくると巻きすてもとのことくまくことなし、是見たるしるし也、大概上座の役なり 但し其人の前にてはさし図に任すへし、又左のことし、

注一、都城本による



二三幅対秘法 緒は左は左の手を以引、右は右の手を以て引ぬく、中尊ハ其印のあらさる方をぬくなり、緒を巻初ること左ハ左に退き、右ハ右に右に退くなり、真ハ七巻まわし、行ハ五巻まわし、草ハ三巻まわすなり、

注一、都城本「右に」なし



一掛畫人に渡すへき事 広ふたに入、中にて渡す也、下に置くハよろしからず、絵のまきやうハ巻目の方を渡す人の方へなすやうに置へし、受取人のひらく心得あるへし、三幅の時は客居へ向、主居へ我前へして置也、

一掛物床にかくる事 三幅は中客位主居とかくる、巻て納るは客中主なり、

一掛物見る方 書院ならハ間を六尺退き、座せはくハ三尺中客主と見る也、

一掛物緒置方ハ印の方に壁に添てさけ置也、

一床に掛る礼 床に紙を一まい敷、右の足を床の上にあけ、矢筈に緒をかけ、折釘にかけ下まで手を添てさぐへし、掛る時風帶動かぬ様にすへし、

一主位客位ハ左を客、右を主とす、座敷によりて左主右客とする事あり、たとへは客南より入る家にハ三幅対の内南向の絵二幅、此時は北ハ主位、南ハ客位也、北向の家ハ是に反す、

一掛絵掛字包む法ハ、紙を二重にして一方の端を折て又外へ折出し、又前の端よりくるくると巻て中に畫を入れて包み、正中を水引にて結ふ、大小ハ絵に従ふ



一白絵の屏風は嫁入に用ゆ、鶴亀松竹、或は花鳥を胡粉にてかき、銀箔等を用ゆ、裏掩は粉地に雲母等を用ゆへし、縁ハ白布ふちハ白ぬりなり、

一屏風蝶尾方^{テラシガタ} 五尺の屏風には、上下を五寸にし、中を四ツにわ

る、凡六尾也、大小に依て異なり、

一縁付る方 古法の一文字通は先堅縁を付て横を端迄通す也、当流の留は、すみからすみへ切合するなり、故に出合とも云也、

一掛物表具寸法

上 古法一尺二寸 今法一尺三寸内八分標木をとる

下 七寸内一寸八分軸巻の分

中縁（へり） 上四寸 下二寸一分

中縁左右 一寸五部より二寸迄、或一寸より四寸にも至る

広きを襖補（トビ）絵といふ、表より付る 狭きを輪補（ハ）絵といふ、縁を裏より付る也、狭さ三部半より五分に至る、

驚燕（アサギ）の間三ヶ所同し、幅は六寸ほど、

絵の寸法定なし、大凡堅は横の三倍をよしとす、

一 中縁の内左右細金入たるを真の襖補絵といふ、四方細金を神聖表具、本尊表具とも云、所々にほそかね入たるを唐表具といふ、惣躰同色の表具也、

一 中縁ハ上下迄にして 左右ハ上下と同じ色なるを 袋褶（フクロヒヤウク）といふ也、

一 絶句の詩を三行三字、律詩を五行三字に書くといふは、歌の懐紙の真似をして、五山の僧のしいたしたるなるへし、 徂徠か説

一 本朝のむかし一字平出と一字闕までなり、明朝の法五字擡頭まである也、

一 畫像の賛畫様は、左向の像ハ賛を左行に書て印を右に押す、右向の像ハ賛を常のごとく右行に書て印を左に押す、近代の書法如此と云り、其拠を知らず、朱子文集方伯謨に答る書に此事あり、六先生の賛の書様に左右の弁あり、考へ知へし、然れば、此習昔時より既にある事なり、

一 勲位といふは軍功によりて賜わる事なり、十二等ありて勲一等ハ

正三位の下、従三位の上に列す、次第に配当して勲十二等ハ従八位の下に列す、衣服ハ庶人に同しく黄袍をきる、勲位の次第ハ軍功によりて功田を賜わる為に設けたると見ゆ、いかなる故にや、

後世にハた多たるやうなり、

一 古へ国々に国司の下に目代といふもの有り、国司のめたいと心得たるは非なり、さくわんたいなり、判官代の類なり、眼代はめたい也、

一 六位の装束を布衣といひならわせるは非なり、布衣は無官無位の称なり、

一 朝廷のを職といひ武家のを役といふ事、是も異国より来れる詞也、職役といふ詞は官吏へかけて官人のつかさとりを職とし、吏のつかさとりを役とする也、

一 畳の敷様ハ廻り敷に床の前は横に敷へし、横畳、四畳ならふへからず、 室町殿式

一 色紙の寸法 大色紙ハ堅六寸四部、横五寸六分、小色紙は堅六寸横五寸三分、

一 元日の朝拜は 神武天皇辛酉正月朔日即位に始まる、端出之繩（ミリタメ）としてそのしめ繩を引盤戸の古事にならふ、正月人家のしめも是に始る、しめ繩ハ神をとめ奉るのしきりなり、

一 五節句ハ皆陽数を尚てなり、然らハ、十一月十一日をも祝ふへきにさなきハ、如何なれば十一月中旬冬至の来る節なれば、是を待

て一陽来復の日也とて祝ふ事なり、故に十一月十一日の節なし、

一 八朔 桃花蕊（ハナ）葉云八朔の事正応二年の御記云、今日家々のいとなミにかへたのむ人に物たてまつる、此事始りてミそぢにもおほう

あまりけんとおほゆ、然れば後深草院建長の比よりおこれり、公事根源に此事更に本説なし、又正礼にもあらず世俗の風儀なり、又圓明寺太閤、文永の記に七八年已来流布すといへり、或説に、後嵯峨院いまた若宮にて外戚通方卿の亭に在し時、閑素をなくさめんとて近習の男女密に奉りけるに聖運ひらけて嘉瑞とす、

一 九月十三夜月を賞するは中御門右大臣宗忠の中右記に、保延元年九月十三日今宵雲浄月明、是寛平法皇名月無双之由被仰出云々、仍我朝以九月十三夜為明月之夜云、頓阿か草庵集に、あきらけき御代の昔の秋よりや月も名におふ今宵成らん、建仁寺三益和尚十三夜詩の序に、此夜翫月事延喜の時に始るとかけり、

一 衣服に紋を付る事 前野慎水か書云、日月の御旗を初とす、天子ハてる神二柱の御像を紋とし益人マスに至てハ丸の内は何々を付けて紋とす、丸ハ日の丸にて日本人は貴も賤も日の神の御末なる證とす、故に無紋の衣は不礼として式法に用ひす、

一 長柄の銚子加へはいのちなからへくわるといふ、訓語也、
一 生れ子の臍の緒を竹篋アオヒにて継く事 神代卷に木花開耶日女尊三柱の御子を産給ひ竹刀アオヒを以臍の緒を裁給ひしに始る

一 子もち筋ハ二神、天の浮橋にて、海原をさくり給ふ浮橋の形也といふ、東武伊勢氏の説に、子持筋古法になき事也、太閤秀吉の時猪熊氏といふ人上下に付たり、故に猪熊筋といふ、いつの比よりか子持筋といふ、祝言に用る事とハなれり、惣別祝言には花色にてもこき色を尚ふ、うすき色とふたへ染といむといへり、

一 祝儀物を結ふ水引の事 水は物を清むる物ゆへ、水を引き清めてやる心にて水引といふ、黒紅を本式とするは黒は水、紅ハ火なり、是も火はけかれを清むるゆへ染るなり、香奠は結ふ事なし

と云、

一 生ケ花ハ古へ穴居の時花をさせは恙虫入らず、其遺風也、
一 麻上下ハ神代の遺風也、麻は此国開けて生し物にて、神代に麻を着したり、麻の立枝を青幣アオヒといふ、本朝は質素を本とするゆへ麻を貴ふといへり、

一 肩衣は古の褶也、右大将頼朝公富士野の狩に畠山重忠褶の袖一幅を解き去るに始まるといふ、又袴の裾を裁て今の半袴とす、是より長袴半袴の異ありといふ、

一 剃髪カツの者を房主といふハ非也、凡僧寺堂院、房と称して王者の宮殿に居す房の主たるを房主といふなり、

一 神を祭る殿に宮社の別あり、宗廟の神を祭るを宮と称し、其他ハ都て社といふといへり、其中に社をさして叢祠ホコラといふ、又功能を称して宮と称するあり、菅神を天満宮と称し、伊勢の風神を社を改て宮とするハ、異国降伏風神の功ありとして、正応六年勅して宮と改称すといへり

一 千木ハ神社屋背端両角一本斜に打違たる木なり、其梢鍛尖る故偏鍛カクシの千木といふ、鳥を集らさらしめん為也と、伊勢内宮は内の方を殺き、外宮ハ外方をそく、

一 鯉木は短木を屋背ムネの上に横たふ、編連ねたる鯉脯カクシの状に似たるか故に名つくといふ也、

一 鎧威毛

朱に紅糸ハ 緋おとし、 又云惣紅糸周淺葱糸、

金に紅ハ 糸ひおとし、

黒に紫耳の糸五色のたくほくハ 小桜おとし、

又云啄木に淡紅を打ち交、又云、白き中に赤きを帯ふ、

銀に白き糸耳の糸薄浅黄ハ、卯花おとし、

又云葱白糸又白糸の周りに葱を以てす、

五色のたくほく胸の上を皮にて包たるハ、からおとし、

惣萌葱に啄木のいとを用るもへきにおひおとし、

薄紅梅にておとしたるハ、洗糸おとし、

紫いと裳を紅にするを紫すそこ、紫いとに裳を紺にするを紫すそこんといふ、

一棒火箭は紅の絹を棒箭に巻き大筒にて打出すなり、絹の寸尺火箭の仕掛口伝、

一秩父の太郎貝 伊勢の次郎貝ハ我朝二ツの貝なり、次郎貝ハ尊氏將軍の時京師にて焼失し、太郎貝ハ大坂御陣に秀忠公用ひ給ふ、水六升半を入るといふ、

一貝に生口、摺口といふ事あり、生口ハ生れ付の口なり、摺口は銀にて口を張たるをいふ、

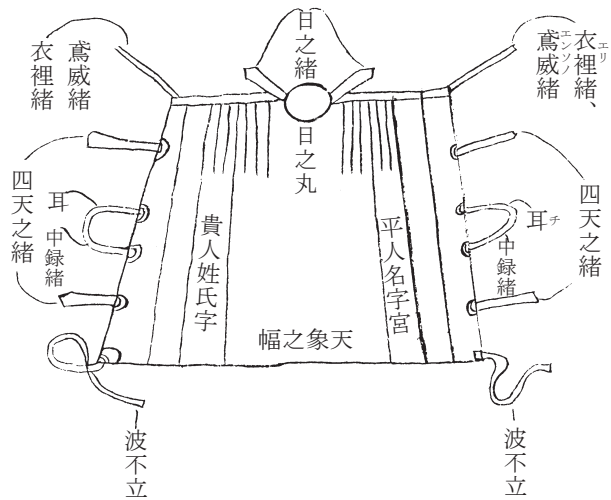
一敵の貝ハ吹といひ味方の貝を挙るといふ、是兵家の故実なり、

一牛竹束は米倉丹後守か工夫にて作れり、形鞍懸に似たり、是を用ひて仕寄る時牛の形に似たり、故に名づく、

一軍扇 日本の扇は蝙蝠の羽を見て始て作れりといふ、片面は地を朱にして金の月の輪を出し、片面は金にして朱を以日輪を出す、漆を以て製す、雨露に損せざるか為なり、要は丸くす、要の中に腕貫通しの穴あり、緒六寸八本骨又ハ十六本もあり、両の上骨は平骨にす、

(一 纒衣図) 注: 目次による

纒衣図



一 鉄砲傳來の事 種子島氏系図云

惠時

左兵衛尉 加賀守 入道名意鈞

文龜三年癸亥誕生 母蒲生刑部少輔宣清女

天文八年己亥閏六月十七日奉屬

太守貴久公於市來平城抽軍忠、

同十二年秋有南蛮商賣之舩來着于種子島西村、時舟客持來鉄砲

矣、日域未有此兵器、惠時・時堯見其器之奇而以為兵器之甲也、

故求之而學其術交窮濫奧得百發百中功群臣學焉、且令鉄工習製

之道傳布于世、自是倭朝用鉄砲始于此島矣、

永祿十年丁卯二月十四日卒、歳六十三、法号蓮住院日善大居士

一 鉄砲は南蛮国より隅州種子島に渡る、天文八年八月南蛮船種子島

に漂着、南蛮の賈人百餘人は是に乗る、番人は是を問ふに言語通せ

ず、時に一人陸に登る、島主兵部丞時堯出て是に接し、杖を以て

砂に書して曰、滄浪の客何人乎、彼人答書して曰、吾是明国儒宦

者也稱五、 蛮国之賈人依來朝適為同船、蛮人素より礼義を知ら

ず、食箸を用ひず、飲盞を用ひず、時に蛮賈の長牟良叔舎鉄砲を

発す、驚雷鳴動聞者大に駭ノ、時堯軍用の宝器なる事を察し幣を

厚して其術を求む、於是叔舎鉄砲三挺及び砲術藥方鍊鍊錙鐸の術

悉授ケ教ゆ、時堯大に喜ひ 義久公に告ぐ、根來寺僧坊時堯に

学ふ 義久公鉄砲を將軍家に献し、是より本朝に流布するに至

る、故に鉄砲を種子島と稱す

一 或云、天文八年八月廿五日鉄砲を種子島に伝ふ、時堯家臣篠川

小四郎に命じて薬法を学はしむ、

一 十二単トと云ハ俗語なり、五ツ重ねの衣の事也、

一 鎌倉実朝社に神宝数種あり、十二ノ手匣あり、小道具ハ不備、箱

の中櫛三十あり、徑り三寸八部餘、高さ二寸二分、厚さ三分、櫛

の背に浅く鑿たる穴十三有り、元青貝を入れたる物にてぬけたる

跡あり、間々青貝の見ゆるもあり、皆三二三二三とあり、木ハい

すといふ、

一 神社の鳥居又華表鶴柄とも書く也、上なるを蓋木カサキといふ、兩柱を

貫たるたるを欄枕キといふ、蓋木と欄枕の真中にある短かき堅木を

署扁束カブツカといふ也

注一、都城本…なし

一 畳寸尺の事 禁裏は長さ七尺、横是に半ハなり厚さ二寸二部、

公注及び門跡は長六尺六寸、厚さ一寸八部、吉野高野両山これを用

ゆ、俗に高野間といふ、畿内民家長さ六尺三寸、厚さ一寸七分、

是を京間といふ、関東民家ハ長五尺八寸、厚さ一寸六分、是を田

舎間という、

注一、都城本…三公

一 挾箱 古板二枚を以衣服の上下を覆ひ竹を以て是を挾ミ僕従是を

擔く、慶長年中秀吉公の僕布施久内始て箱を作り棒を挿すといふ、

一曲尺の裏尺ハ其一尺表の一尺四寸四厘にあたる、番匠スミキ柄の度を知

るの法也、

一 徑 一尺ハ周三尺一寸六分二厘二毫餘也、今一六以下を去る、

大なる者に差あり

一 毛邊紙裏打様事 先裏をうつへき紙を少し羽重にして浮石にて

紙の端をすり切り、四方共に如斯して粉麩コメコの粘にて続き巻きおく

也、次に唐紙の裏より水を少し刷毛ハケにて湿し巻きおくへし、又続

たる紙を唐紙の横幅にくらへて切て用ゆ、其後板の上に唐紙を置

て表を下にしてはけに水を付つ、はつ／＼と打かけ、又さら／＼と水を少し引て初つきて切置たる紙を取て表を下になし、唐紙の裏に当て右手の方の紙を少し返して唐紙に粘を付、刷毛にて撫付、又裏紙の左の方の上下の角を採て右脇の方に引かへし、裏紙の表を上になし横に引はへて、初粘を付たる所は一重に曲らせて、且うら紙の表に粘を引て上下の角をは両手にて取、初のことく唐紙の上にかふせかけて、上より水はけにて撫付る也、引かへす時か口伝也、手に力あれば、雖に成により随分手心をやはらかに亀などの田の面に落ちる心持に引かくる也、如此しまひたる所はくる／＼と巻よせて、又其次も始のごとく次第／＼に打よせ、既に終りて他の所へ掛て乾し置く也、其礬水をして絵かくる也屏風の上張には地をせずして用ゆへし

注一、都城本…テ

一礬水の方 黄明膠十匁、明礬五匁 水一升三本先膠を水中に泡して柔に成たる時器物の中へ熱湯を、入て手を住めすかきませ、膠の和たる時明礬の粉を投て攪ませ冷して後刷毛にて唐紙に引へし、又地してぬれたる時其まゝ裏の耳に粘を付て仮張に張付て中に風を吹入たるもよし

唐紙一枚に水一合宛、又紙多ハ七夕屏風には五夕にてよし、又方膠十匁、明石六匁、

図絵に夏ハ膠をまし、礬少し、冬ハ礬をまし膠少しといふ、尤もよし、

一唐紙を假張にする方 地したる唐紙の表に水を引て返して裏のまはりに粘を付て、又其真中に水を引、両手にて引起し假張に押付、水刷毛を以擗貼はる也、但し紙を少し切て裏紙の終の左の堅

の端に付置て後はいく時には是より飽を入れる也、張て後にはりきる事あり、心を付へし、

一朱印色の方 艾をよく揉て寒中の清水にて曝し日にほし又もミテ水にて煮、真白になして朱と菟胡麻の油と入れて交合るなり、但朱を石の播木にてすり黄水を去りて用ひす、底に沈たるを取る也、又黄蜡辰砂胭脂等を加へたるもよし、

一屏風に押畫をするにハ、先上下を定るに押畫紙を屏風の間縁より中にて一方に寄て、餘る所を三ツに割て上二ツ下一ツと定む、但上の十分一を下に加ふへし、横の寸法ハ脇によせ餘る所を二ツにして左右に用ゆ、又両の端の一枚ハ入おせの方を他と同寸にして堅へりの方を狭くする也、

一屏風縁寸法 高さ五六尺の時縁の広一寸七八分 但し小縁共、小縁ハ二部半三部半迄、高三四尺にハ縁一寸三四分、横三尺、高サ八九尺の時ハ二寸七八分なり、

一屏風張方 先釘をしめつき紙にてはる、四角には初板をいれるか又ハ水はりをすへし、張終て水を打へし、次にみのをかくる、骨ことに粘を付へし、次にミの押へをして端をたち蝶つかいをすへし、板の間にはさむ也、厚さ一部餘、蝶つかいの紙ハ厚ひとへ也、其上をあわせ紙にてはる、是をくるミかくるといふ、はりて切、次に浮はりをする、耳はかりに粘をつけ骨にはつけず、浮はりの上に表張也、下の一段はりて屏風をさかさまにはる也、後おせの上をはる也、是にて裏表六篇也、裏ハ浮張の上一二へんはりて粉地をすへし、方ハ白亜百目、墨壺匁五分細末して水にてねり粘を加へて引へし、次にこんにやく玉を煮てすり墨を加へて模を付へし、

一蝶尾ツカテハ五尺の屏風にハ上下を五寸にして中四ツわりにす、凡そ六尾なり、大小に依て異なり、

一縁 古法の一文字通は、先堅縁を付て横を端迄通す也、流義によりすみからすみへ切合する也、

一掛物掛様の事 竿の上に掛物を持重ね、床の横畳の涯に出て半分ほとに、ふうたいをのへ、竿にかけ少し引きしらへかけ、皆ほときすさりて見るへし、よかみあらはよりて直すへし、絵をまく緒ハ客位に寄る也、三幅対は中客位主位と掛る也、

一屏風立様の事 金の屏風はへりなく惣金地にして墨絵とも書たるを云ふ、上座に立つし、へりある金屏風は其次に立つへし、四季の絵か又ハ季の絵は当季上座たるへし、それより季次第に立つへし、扇尽し、扇子流しの絵ハ上座也、

注一、都城本…つの下に「へ」

一絵を数幅かくるには中緒ハ左に寄る、左に如何ほと掛るも左也、右にかくるにはいかほとも右に寄る也、

一仏絵餘多かくるには巻緒をのへて下をそろへてかくる也、

(以上、故実要領) 注…目次による

医薬類（薬方要略）注…目次による

一 無価散 疔妙方

熊胆生 五八霜 桜皮去粗皮 青木葉 ひしゃかき柴各五匁黒焼
猪の油にてねばくんと煉疔の頂に付、其上を大乙膏等にて押へ
付置、疔根抜け痛止む、後まで付れば、膿流去て愈ゆ、初起よ
り終まで此薬を用ゆ、

一 神妙散 下小便治走り痔脱肛便毒馬瘡等神効

大黃十匁 蕎麥粉 川芎各五匁 人参二匁
細末して用ゆ、実証にハ一匁五分、虚証には一匁用ゆ、吞汁に
ハ鼠尾草葉茎共に剉し煎汁にして、右薬を一日間置て用へし、
其間日鼠尾草のみ煎し用ゆ、当帰芍薬木通鼠尾草煎し、右の散
薬を用るも可なり、凡服薬十四日にして三日間あけて復用ゆ、
其後五日を過て用ゆ、平愈神妙なり、服薬中生鱈を忌む、

一 無比散 疔瘡一切腫物止痛生肉

津蟹蒸焼存性 角石甲注稻糠包蒸焼 沈香半ハ生 半ハ蒸葉 五八霜各一匁 藿
香八分

細末して薄茶一服程つつ酒にて酔程用ゆ、

注一、島津本・都城本…早

一 忍冬湯 治癰疔諸腫物妙 俗云クヌギ菓

釣樟皮 忍冬各一匁 人参 沈香各二分 甘草少
常のことく煎し用ゆ、或去沈香用桜皮、極秘とす、虚人にハ大
黃炮二分 膿多にハ黄芩二分を加ゆ、是亦世に秘する處也、
冷たる人には陳皮茯苓白朮倍人参、熱あらハ柴胡黄芩、小便に
ハ木通茯苓沢瀉を加ふ、未効あらざるには猪苓車前子射干、膿
気あるには沈香を倍し、黄芩防風を加ふ、未効あらす膿多く流

には皂莢子黄柏連翹を加ふ、吐逆には丁子藿香を加ふ、虫腹痛
にハ木香丁子菝葜を加ふ、頭痛にハ川芎梔細辛を加へ沈香を倍
す、赤草にハ藿香周麻赤小豆粉を加へ、沈香を倍す、疵痛虫生

し涌には檳榔子、咳逆にハ柿蒂或ハ柿核を加ふ、腫物色付す膿
気なき陰症の腫物にハ釣樟皮少減す、腫物色付破たる時は忍冬
少減す、腰より上の痛にハ大黃を減す、腰より下の痛には人参
甘草を減す、胸腹脹膨せは甘草を炮して用ゆ、女癰には四物湯
に天花粉黄芩を加へ本方に合して用ゆ、疽には芍薬黄芩当帰連
翹を加へ沈香を倍す、瘡気には周麻葛根黄連芍薬を加ふ、風毒
には沈香を倍し木香連翹木瓜檳榔子大を加ふ、氣腫には人参沈
香を倍し木香藿香丁子牡蠣を加ふ、廿歳より内にハ人参を減し
四拾歳已上ハ大黃を減す、

一 風毒腫内薬

千金内托散一剂の内三匁 忍冬湯一剂の内一匁、合方して三服
にして煎用ゆ、或痛甚寒熱往来あるにハ、五積散三匁 人参敗
毒散注一匁 合方して用ゆ、熱痛去ハ五積散のみ用ゆ、付薬には
勝金散、

注一、島津本・都城本…散

一 勝金散

パフテカウブラ三匁 大黃二匁 黄柏一匁五分 末香一匁三分
右細末して、薬汁にて糊をゆるく／＼のへ押合せ、痛所にぬり
付、杉糸を蓋にする、
一 無二散 私云胡桃菓
燈心草四五寸長さ五寸に三把、小便に浸すこと七日日乾ス 胡桃六十
箇 二味共に蒸焼にす、細末して薄糊に押合せ痛所にぬる、痛

止む事妙也、肺気筋気の痛、腰痛等に尤効あり、口中爛痛み、
咽腫飲食進まざるに用ゆ、一宿して験あり、又防己カツラの節と
にある鬚を蒸焼にして末しヒヨウラスノ蜜蜜ニツケタルヲ云に漬にし
て粘し合せ、爛たる処に塗り、内にも呑む、口爛不食を治する
事多し、

一 イグエンテ・デヤホンホリコ 治一切腫物之痛打身等妙也生
上皮

唐ノ土五十目 無名異 乳香各五十匁 鉛灰三十目 ホルトカルの
油合 白蠟五匁

右石薬細末して蠟油加減よくし煉合なり、
一 薰疵薬 上痛生肌肉至妙

人參二両 鯨糞十匁 沈香二両 虎肉蒸焼 胡麻油渣二合加胡麻一撮 マル
夕焼二両 蓖麻子仁二匁

右薬自然汁にて煉かたむる也、夏時疵虫を生せは丁子少許加
ふ、右各一に細末し糊を繋自然汁に柔にのへて、粉薬を煉合
せ、矢竹の大サほとにして、長サ一寸五分に作り、乾かして一
度に五分つつ一日に三度和力なる火にくべ薫て其後疵膏薬を付
なり、

注一、島津本・都城本…止

一脚達者法

細辛 防風 草烏頭

右細末して糊に押交、足の注二ぐるふし内外にはる、又足心にもは
るなり、一方加荊芥、

注一、島津本・都城本…く

一 疣疣拔法

大黄燒き性を存し末とし、薄茶一服ほとつつ清水にて送下す、
一方山梔子を如此す、

一 免疱瘡法

赤根洗其俣剉俣、猪口に一盃、古酒三盃入、一盃に煎、四季の
始一日に用之必免る、

一 治寸白虫法

昆弱玉、去皮、輪切にして寒中水浸干乾、其俣末して古酒にて
用ゆ、但毎日水を替ゆ、

一 ミイラ

落馬惣々打身の時四五分醇酒にて服す、酔を期とす、醋或ハ水
にてねばくと煉痛所に塗る、或ハ酒にて塗る、一方野牛の血
五分或ハ五分バリシヨ油半 醋少し加、葡萄酒にて送下す、治打身に
妙なり、○頭痛或眩暈にはミイラ湯にて送下す、○胸つかへ痰
証吐血下血虫腹痛虫痛一日二三度、四五分或一二分、酒湯水
にて送下す、○蝕齒に用ゆ、口中爛穴あきたるに蜜煉て塗る、
虫齒の穴には丸して刺入るゝ也、○シヤクリには酒送下、○傷
食湯送下、○脇腹痛不快には麝香少を加へ湯或酒送下、○毒虫
螫たるに細嚼塗る又服す、○風邪湯送下、或大熱に服して効に
す、○淋病に効、○妊婦心驚神昏或は誤て倒転して気絶は火に
薫し香を聞かせは神効あり、○痘疹癢シかたく悪証あらは、一
分或は一分半湯送下、身を温め風を敬むへし、山を挙て潤ふ、
痘疹色の悪に塗、○治痲疾寒熱往来、○功疵注一ステペリンミイラ
合付る、或白蠟ヲウリヨアセトウナホルトカヲウリヨテレメンチ
イナミイラ膏として付る、或ハ、ミイラカモメリノ油野菊に浸
合せ、打身疼痛に効、其効不能悉述、

注一、島津本・都城本…切

一 眼病法

前胡五分五リ 龍膽同 木香同 茯苓一分 青皮一分 防風同

山梔子五リ 五加皮同 青草子一分 木通同 甘草少 黃蓮一分

一 石斛湯

石斛一匁 木香二分 人參二分 白朮一匁 川芎二分 杏仁同 茯苓同 防風三分 甘草少

右二方、光久公御子龜徳君眼を憂ノ時龍喜調進ノ方也

一 足たがひ名方

川柳長手一束 廻手一束 金銀花桂同上 水一升

右煎し水五合に成る時、乾塩十匁を加へ何篇も足をたつるへし、

一 返本丸

牛肉 八十匁 細ニケツリ酒ニヒタシ三日三夜計シテ炭火ニテ熟シツキハム

熟シツキハム

紅棗 八十匁 実ヲトリ酒ニテ熟ス、

山藥 四十匁 切コハメ酒ニヒタシホシカワカス

蓮肉 四十匁 心ヲ去リ塩水ニテ洗ホス

茯苓 四十匁 其マヽ切干ス

小茴香 四十匁 塩水ニテ洗干ス

右、牛肉紅棗一ツにツキマセ外四味粉ニメ丸ス、梧桐子ノ大

サニス、日ニ三度空心ニ服ス、

注一、島津本・都城本…「ツキハム」は「ツキコハム」

一 小便閉名方

胡瓜キウリの花六月土用にとり、陰干にし末し水にて煎し服す、

一 鼠毒名方

糸瓜六月土用に取り陰干にし、実ともに黒焼にし又猫の毛を黒焼にし、口につけ、其上に糸瓜の黒焼をつけ、其辺残らすつけおく、忽愈ゆ、

一 骨統并くしき妙方、痛立止む

竈の煤 生姜各等分 赤螺の壺にて膠を水加減して解き右二味

を練合苦しむ所に付へし、若強くくしきたるには、膠を過してよし、薬上に、灸のふたのこたく紙を蓋してよし、

注一、又方山まいを黒焼にして山芋にて解口伝子ス 三色ニス練合膏の如して付る妙也、

注二、又方山まいを一すち引出て突不拔は、舌上に置、何に在とも其所へ竹とけを巻て出と云々、未諗、

注一、この項、果図本より一字下げ

注二、この項、果図本より一字下げ

注一、この項、果図本より一字下げ

注二、この項、果図本より一字下げ

注一、この項、果図本より一字下げ

一 小児くさちりけ下し名方

白桃花無即赤ニテモ 乾陰糟をもミ其汁にて蒸口伝イ ゲ立寸 日乾此花八分 密香四分 金薄一枚 甘少

右熱湯にて振出し、天目に四分一程一度吞せ朝与へて一度にて

も下ればよし、若下らされハ六時過て又右程与る、二度めには

右のからを与ふ、又云 疱瘡不出焔則亦与之妙也、

一 五疳金香丸 五疳俱吉、別而疳目星ヲ生スルニ妙也

黃蘗生 黃蓮生 菘朮 胡黃蓮 使君子仁各一錢 青黛三錢細末

し 熊膽水解 鹿ノタケリ一錢 蟾陰乾 一錢 薄糊押合せ●程に丸

し、年の数用ゆ、実質児常用て諸病を發せず、

一念通散一本名 疳消湯 右丸薬用る者にハ此振薬を与ふ

沈紅各二分 蜜一分 藿一分 檳同 丁二分 翹同 一草二分 青

沈紅各二分 蜜一分 藿一分 檳同 丁二分 翹同 一草二分 青

木香同 鬱金同 升广同 大黃分三 桔三分 連分生一 芍分半 使君三分 貝母二分 參三分 甘分妙以上為粗一本末、振出用ゆ、一切児大切時最妙也

一 順榮散

藜霜 河骨炙 沈香 乾鮭霜口合用各七錢 麻霜フル七 大角豆赤挾長去挾俗に十六ト云 酒にて用ユ

惡血下後、加鱗血八霜、骨切ニハ虎骨黑猫霜ヲ加口伝云、右六味加五八參各一錢而為、妙

主治撲損隊隨癱折金瘡痛止妙也、産後血乱一切諸にハ酒にて用常解妙也、牛馬くしき肩拔或息相打身によし、此功書尽しかたし、畢竟猶名号字、

一 和順散

胡桃木霜和一勺 赤小豆粉一勺 麝香一分細末とす

一切痛止、腫物藥汁にて解付、筋急変胡麻油付、

一 通経散

蝮一見尾首去芽茎二寸余ニハ一握黒焼 蟹霜 鹿角霜 精粗霜スベカナリ 沈香各一錢 粉にし

て酒にて用ゆ、老人弱衰者少し分別あるべし、主治癰疔灸腫物一切之滯痛、

一 疱瘡妙法

赤牛に芹葉計五日食せ、其後牛糞黒焼にして○此程に丸し二粒与ふ、験なきときハ復三粒朝夕用、此疱瘡或出かたく、出といへとも快からず、或は出て復陥種々転変し、惡症者に与ふ大妙也、又快秀湯与妙、

一 燒ど妙方

黄柏、極末し唐墨にてねり付る、

一 目藥 一切之諸眼妙也

炉寒石水燒 滑石同 寒水石土黨入炭火上置燒各四錢 龍腦二朱 辰砂色付程但砂如此則白藥也 生腦燒反三四錢 極細末白蜜煉、

一 目掛藥

一切目に右練藥と互用而妙也、一日ニ五度つゝ指ス、諸眼病痛甚則用此而如神、目上腫痛には水にて解き、まふたにぬる、

炉寒石 滑石 寒水石各等分制法如前 但辰砂少紅梅色モヨシ加 一又方出雲文清曾惣ら一流也

青梅未実堅 採黒焼為極末白蜜ニテねる 一切目痛を止る事如神、

注一、この項、異図本より一字下げ

一 源氏白藥 一切疵藥 丁疔瘡当座腫物即愈

牡蠣 萘等分 鉢二入、水に浸百日を経る、腐りて底に留る、取出し粉にして捻掛の妙也、

一 源氏薄色

仙人掌黒焼 小麦生三寸計陰乾黒焼 ハコへ黒焼各等分 甘草少

一 ツキ目 痛甚疵藥不応用ひて妙也

水仙花葉花共黒焼、細末して目に入、痛立ニ止ム、

一 一切腫物或水瘡類妙方 赤にしから黒焼、酔にてときつくる

一 咽氣名灸 松本寿閑伝 咽左痛ハ左足、右痛ハ右足、左右共に痛むム時ハ左右足ヲ灸ス、



足ノ後真中通リコワミトヤワラカナルトノサカイ穴所ナリ三壯計、

右痛初發ナレハ決ベ愈ル、

一咽気名薬

蜜柑^{ミカン}実黒焼^{サネ}ヲ、竹籐ノ先ヲ馬ノ耳ノ如ククソキ

テ、痛ム所ニ吹キツクル、

一食傷類セキ虫

人事ヲ顧サル三焦^注愈百余壯灸ス、三焦^注愈ハ背

第二行十三椎下脊中ヲ去ル事二寸ニ在リ、

注一、島津本・都城本…愈

注二、島津本・都城本…愈

一養生心得

久しく座すれば肉を破る、久しく臥せば気を破る、久しく行けば筋を破る、久しく立てハ骨を破る、故に晨ニ起て庭軒を緩歩し、首を撫て手を摩り、一身の気を舒暢せしめ、塩を以口に含ミ、其汁を以て眼を洗ひ、肉は食の氣に勝しめず、甚飽かず、甚飢す、嗜む物をは過さず、好まさる物をは食わす、是生を養ふの大略也、一人寐て覺わるゝ時は、急に呼び又ハ火を照すへからず、神魂入らずして忽死する事あり、

一耳に虫の匍ひ入たるには、入らざるかたの耳にせんをさし、口鼻をふさぎ、力を入れて息を外へ発し出せば、虫の入たる耳の穴より氣出る、此時虫出るなり、初虫の入りたる時耳かき類を入れるへからず、

是新渡の医方に出、志和地氏に聞、

一又方夜るならば入りたる耳を行燈のあかりにむくる、あかりにつきて出るもの也、^{注二}
一又方入りたる耳の穴にあふらをぬる、しはらくありて出る、

注一、この項、県図本より一字下げ

注二、この項、県図本より一字下げ

一烟にむせて死たる人は蘿^{ダイコン}匍の汁を口にいろれハよみかへる、

一老人丹田の氣弱くして臍腹ひゆるに、能くもミたるもくさを衣の内にぬひ入れ、絮^{ワタ}を入れたるかごとくに^注にして臍腹におほふへし、足のひゆるにもかくのごとくす、

注一、島津本・都城本…なし

一養老新書云 九月に蒲花^{ガマ}を取て少しむす、然されハ虫を生ず、日に干乾して柳の絮^{ワタ}のごとくなるを取て蒲団とす、帛^{キヌ}をもつて方に袋を作り蒲花を入れ杖鞭にて打てとゝのへ、厚さ五六寸計、其に又褥を表とす、和煖なることきわたにまされり、扱煖に成て無用の時は囊を脱き去て、日にほして高くかわける所にかかけおくへし
一豊前中津一男子二十四歳奇病を憂ふ、夏より秋に至て、舌乾燥して津液少く舌上あれて鮫皮のごとし、一夜舌上毛を生ず、舌上正中一筋其色黒く、毛長事二三分、其数幾はくと云事なし、上顎を衝て苦惱甚し、二十余日諸医病因を知らず、香月牛山曰、是必心火有余の証なり、夫、人の五内毛を生せざるは、津液あつく乾かさるか為也、元氣めくつて経絡の血流行すれば津液乾く事なし、舌ハ心の主る所、火有余なる時は心液乾て腠理のごとくなるに因て、毛は生ず、池水涸て隰草生るに同し、心火有余、心液乾燥して此症をなす、心火を瀉し心血を増さは其病愈ゆへし、於是竹葉石膏湯に当帰芍薬麦門冬黄連連翹を加へ服せしむ、朱砂安神丸を兼服す、二十余貼にして舌の上の毛悉くぬけて舌の乾燥大半を減す後に逍遙散に山梔子麦門冬酒製の芩連連翹を加へ、数貼を服して其病愈ゆ、土あつて少く水の潤沢ある所には草能く生し氣血のとらまつて濡潤なる所に毛を生ずるの義なり、毛は血の余りなれハなり、

一 劉易処土齊中にして、おほきなる蜘蛛の網に蜂のかゝるをみる、

蜘蛛、蜂をまとわんとしける、蜂是をさす、蜘蛛地におち忽にはれて腹さけ破れんとす、蜘蛛草に入り、いものくきをくりきり、さゝれたる所につけたり、是より、蜂にさゝれたる人を療するに其功妙なり、

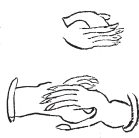
一 或狩に出て帰る、松樹の下に休ミけるに、大なる蜎樹クチダスにはい上り節穴に入り、鼯イタチ出て逃去る、良有て蜎亦出去る、鼯豆の葉を喰わへ樹に登り穴に入る、其人登りみるに、鼯の児蜎に刺れたる疵に、豆葉をかミたゝらしつけおきたり、人に試るに痛ミ忽やミ跡も亦いたむ事なし、大に妙なりといふ、

一 河豚魚ハ本草綱目に無毒とあれども、時珍か、食物本草に大毒有りといへり、往々其毒にあたる者多し、河豚を食わは一日のうち薬を服すへからず、狼に他物を食ふへからず、此魚の毒にあたらは黒砂糖を白湯カキカに探し用ゆ、甚神効あり、

一 蛇ヒマムシにさゝれたるには烏賊の墨を塗れば疼忽に愈ゆ、或舟に乗り岸の辺を過ぎけるか一蛇岸注を臨て水中を窺ふ、水中大なる烏賊有り、岸に向ふ、良あつて烏賊波を吸ひ墨を嘔て彼蛇にそゝく、蛇段々成て海に落つ、又或烏賊を料理するに、其方に疎く墨破て両手悉く黒くなる時に、其児蜎にさゝれて鳴叫ふ、父走り至て其痛む所を按摩す、児墨色になりて痛鈍に愈たり、本草に烏賊骨蝟螫、疼痛を治すといへとも墨の能ハ記さす、

注一、島津本・都城本…に

一 類かつら疔瘡の類名灸



大指人指をくミ、人さしのあたる所外うで真中に一通りのくほミある所にあて、第一のふしをまけ、又第二のふしをまけ、其あたる所穴所なり、おせはすひく所なり、三壮七壮の間よろし、

一 玉子油 疵薬 血留ヤキド焼目一切の妙薬也、

油の取やう 玉子の黄ミをねる也、ねり様鍋に入れ文火にて煉り間々物にてまする玉子少くしてハ油出す、扱油出て綿にひたし漁網又ハ印籠類にたくわゆる也、

一 玉子の油を取る、一方玉子をあつはいにてやき、黄ミをかわけにて、たゝものいれは油出る、玉子一ツにてハ出る事なし、
一 又方玉子をわり、白ミ、黄ミそのまま貝から類に入れてたゝもの煮る、黒やき油になるなり、

注一、この項、果図本より一字下げ

注二、この項、果図本より一字下げ

一 癩痛驚風妙方 白姜金銀丸

白姜蚕三銭 ワフタン三銭 犀角半両 牛黄一銭 广香一分 龍腦一分 黄連二分半 金箔三枚 銀箔三枚 宿紗半匁 天麻二銭 人参 甘草各少 白蜜ニテ煉湯送下 口伝

一 又方極意

全ウス 白姜蚕各三夕 辰砂四匁 牛黄六リ 龍腦四分 黄連天麻各四分 天南生 甘草各二分
右細末して一度に七厘づつ 日に三度つゝ用、口伝、田ヒルヲ取一升程水にて能洗ひ酒に漬、三日毒をはかせ、天目一就、玉クヒタルトキ土器に入り、右七厘薬の内に、又七厘から一分

四厘を日に三度用ゆ、吞汁ハ燈心金箔銀箔を入煎し、右の薬を
与へよ、

一又方 青しとく黒焼一匁 辰紗少 ○程に丸、十日の内に治す、

口伝ハ右ハ右白姜金銀丸を用る前に此薬を寸日の内与ふる也、

一又灸治 鳩尾水ヲトノコト 井一壯、尻のとばた三壯、右後に四七章門
を灸すへし、

注一、この項、県図本より一字下げ

注二、この項、県図本より一字下げ

注三、島津本・都城本…十

注四、この項、県図本より一字下げ

一しらくもの名灸 牧野榮壽伝

病人をたゞせ足のももさねの真中三壯七壯忽愈、

一足のひきつる名灸 足の裏表なかほと、くほミおして骨のは

つれ、口伝 三壯、

一せき虫名灸男左 女右 足第四の指から真中経まきの場へ、墨をたま

るほとつけ、其指を折りまけ、すみのうつりたる所へ三壯或云痛や
むを期と


して経差ハ真中、
を知らん為也

一積痞名灸 乳の通を廻し切て、のどこへかけ 後へたれつく

る所の脊骨に仮に点し、唇の尺を取り、真中を仮点にあて、左

右尽きる所へ三壯又は七壯、

一うらぶもとぶ一切指のはれたる名灸

 いたむ指の第一の筋をはさみ三壯つつ、

一同名薬 首玉蝸竹のへらにてそろくなつれハ古汁出る、

飯そくいにおしませつくる妙也、

注一、この項、県図本より一字下げ

一ヤケド妙薬 南天の葉挿鉢にてすりつくる、痛忍止む、若

葉は猶宜し、又方首玉蝸飯そくいにおしませ、紙につけてやけ

とにつくれは即効あり、十日計してはくる、あとなし、又方め

しつふに、あつはいをおしませ、さましつくるもよし、又方鶏

の糞しろミそくいおしませ、同断にしてつくるもよし、又方桑

ノ実をつくかよし、常にたくわゆるには、竹筒又魚網の類に入

れ、口をよく取り置きてよし、又方桑の葉細末をつくるもよ

し、又方かいこのひる黒焼よし、又方かいこの糞もよし、又方

鷹目硫黄細末にひき、葉を少し加へてつくる妙なり、灸には直

にぬれはひえず、又 醬油をつけてよし、


一頭風名灸 足もたかひにもよし、足の首真中仰て、くほかな

る所動気あり男左 女右三壯、

注一、島津本・都城本…の

注二、島津本・都城本…穴所也三壯

一小児ツリノ名灸 男は左、女は右足のあとの

真中白ミ、赤ミのあわひ  三壯、

一血留妙方 毒草外の草何にても三種をもミつくる、三草留と

いふ、又方血しはり草をもミつくもよし、血しはり草ハ庭上に

ある丸き細葉にて、はひこる草也、形水に生る浮草のことし、

又方糸瓜の葉六月土用に陰ほしにし細末にしてつくるよし、

一麻病妙法 へつこうの粉を茶家にて、水いれず、せんし黒

焼になるを呑む妙也、

一水かさ 赤にしのかから焼き末し、酢にてときつくる妙也

一なまつ 大黃十匁こかね草五匁 二種たゞき、きれにつゞみ、

する、

一 あざいぼ名灸 唐紙を炙り、もくさほとに灰をひねりませ三
壯、灸す則愈る、

一 くいぬき 蚓の油、玉子の油を紙にぬり、あと膏薬をつけは
る、蚓をすりませてもよし、

一 血留 かんれん草黒やき妙也、生姜葉をすりつけてもよし、
一 一切歯痛名灸 痛む方の小耳に灸す、一壯又ハ三壯 半時
を不過して痛止む、再ひ痛む事なし、折々減るに効あり、又方
首玉蚓竹へらにてそろ／＼なつれば土汁出る、飯つぶにおしま
せ歯につくる則愈る、又方右三壯尾にて痛所をさす、

一 足くしき ほしはをせんし、其汁にてたつる大麦を煮て布き
れにつゝみ、おしつくる、さむれはあつき湯をかけておしつく
れはいゆる、又方一切骨続名方 小麦粉十匁、玉子一、ウ井生
姜十匁 山梔子十 搗鉢にて能すりませ、からき焼酎にて、か
たきかけんにとき合せ、紙につけてはる、痛所皮に黒ミ出れば
骨つかりたる時也、

一 水に住る蛭の吸て血の出るには 尾花をもミてつくる妙に止
む、尾花なければ、はんにやをつけてよし、たはこをつくるも
よし、艾ヨモギをつけてもよし、

一 故なく手足のはれたるは 胡椒飯粒におしませつくれば、不
日にして愈ゆ、

一 骨くしき たつの葉大 紅姜中 茴香小 三味を小鍋土鍋の
類に入れ、焼酎をひたるかけんに入れ 能ませて煮る、能煮
て、小貝柄しやくしに、いく所も小き穴をあげ置たるしやくし
にてすくい、鍋の脇にて能くおしつけしほりて、ほんの中にき
れをしき其上に薬を置、包あげ汁をおししほり、汁はなへに入

置、幾たひもいたむ所にあてゝむす、かすをもとの鍋に入れて
いくたひもむすなり、膏薬は神明膏をつけ其上を其の上をむし
又ハはきてむす塩見順
仙傳

一 金瘡 三七をつくる、漆の物を粘々かことし、三七ハ金瘡の
要薬と本草に出つ、
血を留るには車前の葉をもみつくる、今云おんばく也、
又方水楊カウヤナギ、生ながら搗、疵につくる、必熱出る、再ひつくれは
痛やむ、
又方金瘡血を留には、雲母をつくれは血留る、
一 刀疵 つはなの尾花になりたるにておほへは、血留りいたみ
やむ、
一 虫歯 蒜ニンニクを蒸て管注二を、煙を吸ふて歯を薰す、虫出でて痛む、
又方苦瓠ヒヨウタン三十枚洗淨む、雀麦の苗長二寸に切、二味苦瓠の葉に
て麦苗を広さ一寸厚サ五分に包ミ、五包とす、三年醋を以是を
漬し、日中に両包を火の中に炮熱せしめ、口中に納れ、齒の外
辺を熨す、冷れハかゆる、包を取りて水中に置き、解てみれば
即虫あるへし、長三部、多きは二十枚、老ハ黄、少ハ白し、
注一、島津本・都城本…「を」の次に「以」
注二、島津本・都城本…「痛」の次に「や」

一 金瘡血不止 杉皮燒性を存し研してつくる、玉子の白ミを入れてもよし、
一 湯火傷 蓮花草の葉をもミ汁をつくる、又方小麦のかす、醋に炒り置て
つくる、又方杉皮黒やきをつけてよし、玉子の白ミを入れ交て

もつくる、又方栲木を煎して洗ふ、

一 刀斧傷瘡

定家桂のかつらくき葉を、

一 虫牙疼痛

老なすひ灰にやきてつくる、糟つけ茄子にてもよし、

一 目齒妙方

五月五日期はこへのくきはをとり、しほりて塩に
ませ鮑貝に盛りてやく、又汁を入れてやく、七度焙かわして、
常に歯をすり、目を洗ふ、

一 虫歯

あかさ注を煮て、其汁さめさる内に含ム、

注一、島津本・都城本..なし

一 齒舌牙口中病

昆布黒焼又ハ梅干黒焼をつけてよし、

一 咽喉腫痛

ひあふきの根かけほし末とし管にてふく、忽愈る
事神のことし、

一 咽牙齒

梅干黒焼の末しけくぬる、

一 突目

水仙の根細末し水飛スイヒしてつくる、

一 疳眼

八目うなきをあふりおんばくの實と交て服せしむ、
なつな根くきともに能洗ひ、露去りて、いりかわかし

一 目膜

細末とし、毎夜臥す時眼を洗ひ、なつなの末、米粒程、両の
大皆頭オウガイに置く、洗り痛む、是を忍ふ、久々にして膜去る、

一 惡瘡

はこへの葉汁を搗てぬる、

一 惡瘡血留

雲母をつくる、

一 惡瘡疥癬

鉄のさひこすけ油に和しぬる、

一 灸瘡

つはなをつくる、昭按、尾花なるへし、未試、血出て

やまさるには、かんれん草をつくる、忽やむ、

一 小児口瘡

密陀僧を醋にて調へ足ソノの心にぬる、

一 小児疳

くさきの虫を炙ひ食ふ虫を取るには、六七月木の株
を破て取り、又株に小穴あり、管にて水を吹き込めは頭を出す
を取るへし、

一 小児草瘡

びらん草の葉をかけほし、黒焼にし、胡麻油にて
ときつくる、一二度にして愈るなり びらん草三才図絵にはぎ
らん草、

一 小児陰腫

杉木灰に焼き賦粉を入れ清油にて調へつくる、又
方 婦人火打を以陰をふけはいゆる、

一 小兒夜尿

桑木の枝につく蝨シのふぐりを炙こかしくわしむ、

一 毛の薬

かんれん草をぬる、又方胡麻の花第一の梢にあるを
取、かけほし末とし、黒胡麻の油にひたし日々にぬる、

一 落馬折傷

古き百なりひやうたん、灰にやき温湯にて送り下
す、

一 折傷

小麦かす、醋に炒り置是をぬる、又方楊皮細末、紺屋
のりにてねりぬる、

一 骨統

榿木ツボキ莖葉せんし服す 又方三十三行前足くしきの方と
同し、

一 咽

大根汁を搗て酒少し入熱服してやむ、

一 癩風

あかさつき爛注かしてぬる、

一 瘰癧

注一、島津本・都城本..なし
冬青の葉灰にやきつくる、

一 刺在肉中

梅干をかみてつくる、

一 魚毒

桜之実、

(以上、薬方要略) 注…目次による

鹿兒島県史料集刊行一覽

集	史料名	執筆者	集	史料名	執筆者
1	薩藩政要録	桃園恵真・五味克夫	31	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桐野利彦
2	丁丑日誌(上)	村野守次	32	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	宮下満郎
3	薩摩国新田神社文書	芳 即正	33	江夏十郎関係文書	山田尚二
4	一向宗禁制関係資料	五味克夫	34	示現流関係史料	宮下満郎
5	薩摩国山田文書	桃園恵真	35	樺山玄佐自記並雜 <small>附</small> ・樺山紹劍自記	晋 哲哉
6	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜	五味克夫・郡山良光	36	島津世禄記	山田尚二
7	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	桃園恵真	37	島津世家	山中 彬
8	御登御道中日帳御下向・列朝制度	五味克夫・郡山良光	38	譯司冥加録・漂流民関係史料	宮下満郎
9	明治元年戊辰戦役関係資料	原口虎雄	39	薩摩藩天保改革関係史料一	尾口義男
10	伊能忠敬の鹿兒島測量関係資料並に解説	村野守次	40	薩藩学事一・鹿兒島師範学校史料	宮下満郎
11	管窺愚考・雲遊雜記傳	増村 宏	41	薩藩学事二・薩藩学事三	島中 彬
12	川上忠塞一流家譜	五味克夫	42	薩藩名勝志(その一)	吉元正幸
13	本藩人物誌	五味克夫・桑波田興	43	薩藩名勝志(その二)	吉元正幸
14	薩陽過去帳	桃園恵真	44	薩藩名勝志(その三)	吉元正幸・塩満郁夫
15	備忘抄・家久公御養子御願一見	宮下満郎	45	鹿兒島県布達(上)	宮下満郎
16	鹿兒島縣地誌(上)	五味克夫	46	鹿兒島県布達(下)	宮下満郎
17	鹿兒島縣地誌(下)	桐野利彦	47	伊地知権左衛門日記・先君掖官遺抄	堂満幸子・林 匡
18	薩藩舊士文章	桐野利彦	48	加治末古老物語 薩藩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩奇譚日記集 上・下	安藤 保・徳永和喜
19	薩藩先公貴翰(乾)	五味克夫・桑波田興	49	西藩烈士干城録(一)	徳永和喜
20	薩藩先公貴翰(坤)	五味克夫・桑波田興	50	西藩烈士干城録(二)	徳永和喜
21	小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事	芳 即正	51	西藩烈士干城録(三)	徳永和喜
22	小松帯刀日記	芳 即正	52	通昭録(一)	安藤 保・清水 勝
23	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	原口虎雄	53	通昭録(二)	塩満郁夫・尾口義男
24	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	原口虎雄	54	通昭録(三)	丹羽謙治
25	三州御治世要覽	宮下満郎・桑波田興	55	通昭録(四)	中山右尚
26	桂久武日記	村野守次	56	通昭録(五)	中野 翠・尾口義男
27	明赫記	宮下満郎	57	通昭録(六)	丹羽謙治
28	要用集(上)	芳 即正	58	通昭録(七)	塩満郁夫・丹羽謙治・堂満幸子
29	要用集(下)	芳 即正	59	通昭録(八)	徳永和喜・中野 翠・日隈正寺
30	桂久武書翰	村野守次	60	通昭録(九)	林 匡・佐藤宏之・三木靖

鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十首順

安藤 保 九州大学名誉教授

尾口 義男 前始良市歴史民俗資料館長

金井 静香 鹿児島大学教授

五味 克夫 鹿児島大学名誉教授

崎山 健文 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
学芸専門員

佐藤 宏之 鹿児島大学准教授

塩満 郁夫 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
史料編纂委員

堂満 幸子 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
史料編纂委員

徳永 和喜 西郷南洲顕彰館長

中野 翠 元指宿高等学校長

丹羽 謙治 鹿児島大学教授

林 匡 頰娃高等学校長

三木 靖 鹿児島国際大学短期大学部名誉教授

「通昭録」(九)

(鹿児島県史料集 第六十集)

令和三年三月

発行

鹿児島市城山町七一
鹿児島県立図書館

電話 〇九九―三四―九五一一
FAX 〇九九―三四―五八二四

印刷

鹿児島市南栄三丁目三〇―七
株式会社イースト朝日
電話 〇九九―二六六―五五二二